

上院對下院

水野鍊太郎

國家學會雜誌 第二十二卷第二號 論說

明治四十一年二月號

一八九頁 二院制ヲ採用スル國ニ於テ上院ト下院ト互ニ枵格衝突スルコトハ往
往見ル所ノ現象ニシテ甚ク痛嘆ニ堪ヘサル所ナリ」

一九〇頁 「然レトモ... 政府ノ提案ハ多クハ下院ノ盲從スル所ナリ、若シ上院

ニシテ慎重ニ之ヲ審議スルコトナクハ政府ト下院ト相結ンテ專横ヲ行

ヒ立憲政治ハ結局多數黨ノ專制政治タルニ了ラン、此ノ場合ニ之ヲ監

視制限スルハ寔ニ上院ノ任務ナリ、二院制ノ必要實ニ茲ニ在テ存ス」

一九〇頁 「然レトモ... 上院ノ下院ニ盲從スルノ非ナルト同時ニ上院ト下院ト

相反抗スルモ決シテ國家ノ祥事ニアラス」

一九四頁 「然ラハ上院ノ職責トハ何ソ其ノ權限如何... 英國ノ學者政治家ノ研

究ヲ盡ス所ナリ...」

「デルビー」伯曰ク、

上院ノ憲法上ノ必要ハ下院ノ粗暴無謀ノ立法ニ對シ健全ナル障壁ト

ナリ、國民ノ不注意ノ結果ニ對シ國民ヲ保護スルニアリ、故ニ深思

熟慮ノ結果發表シタル輿論ニ反對スルハ上院ノ本旨ニアラス、上院

ハ常ニ斯ル國民ノ輿論ニ從ヘリ又將來ト雖モ必ス從ハサル可カラズ

只回復ス可カラサル害ヲ生スヘキ急激ノ立法ヲ制限スルカ其ノ任務

タルノミ、

一九五頁 「リンドハースト」卿曰ク

下院ノ無謀粗暴急激不消化ノ立法ヲ制限スルハ上院ノ重大ナル任務

ナリ、是レ選舉區民ノ輿論ヲ變化スルカ爲メニ再考ノ時期ヲ與ヘン

カ爲メナリ、若シ下院ノ議決カ國民ノ聲ニヨリテ援ケラル、コトヲ

知ラハ上院ハ之ニ對シ執拗ナル反對ヲナスヘキニアラス、

一九五頁 又「グアイセー」曰ク

上院ハ立法ニ關シテハ終局下院ニ讓ラサル可カラズトノ原則ハ近世

立憲道義學ノ確定シタル原則ナリ、而シテ如何ナル場合ニ上院ハ下

院ニ讓ルヘシト云ハ、下院ノ決議カ國民ノ真正ノ意思ヲ代表スルコ

トノ明瞭ナル場合ナリト答フルノ外ナシ、

以上ノ諸說ハ大體ニ於テ正シトス」

一九六頁 「我カ帝國議會ノ現狀ハ英國ノ夫レト相類スル所アルヤ否ヤ余ハ之ヲ

知ラスト雖モ、英國憲法史ハ探テ以テ參考トスルノ價値アラン、上下

兩院互ニ相節制シ政權爭奪ノ爲メニ憲法上ノ權能ヲ濫用スルコトナク

ンハ、庶幾クハ立憲政體ハ軋輾紛爭ノ政體ナリトノ誹ヲ免ル、コトヲ

得ンカ、

貴族院ノ選舉規則改正問題

美濃部達吉

國家學會雜誌 第二十三卷第十二號 雜錄

明治四十二年十二月號

一七五頁 「連名投票ノ制度ガ伯子男爵議員ヲシテ各爵一黨派ノ獨占ニ歸セシム

ルノ結果アルコトハ、苟クモ其ノ選舉ニ於テ黨派ノ爭ガ在ル以上ハ更

ニ疑ヲ容レヌ所デアル」

一七五頁 「之ヲ改正スルノ必要ハ公平ナル見地ヲ有スル者ノ何人モ爭ハザル所

デアロウ」

一七五頁 「然シナガラ此ノ弊ヲ矯ムルガ爲メニ單名投票制ヲ以テセントスルノ

ハ決シテ公平ナ結果ヲ得ベキ所以デハナイ」單名投票制ノ不條理ナコ

トハ其ノ選出スベキ議員ノ多クナルニ隨テ益々甚シクナルノデアツ

テ... 各選舉人ノ自由意思ニ依ツテ投票セシムルトナレバ其ノ結

果ハ多數ノ投票ガ僅カ一人カ二人ノ特ニ名望ノ高い人ニ歸シテシマツ

テ、多數ノ議員ハ極メテ僅カナ投票ニ依ツテ當選スルトイフ結果ニナ

ルコトヲ免レヌ。」

一七五頁 「單名投票ノヤウナ方法ヲ取レバ、必ズ當選ニ必要ナ得票最少限ヲ定

メネバナラスガ、此ノ最少限度ヲ相當高イ程度ニ定メルトスレバ其ノ

結果ハ定數ニ滿ツルダケノ當選人ヲ得ルコトノ出來ナイト云フ結果ヲ

免レナイ」

貴族院ノ選舉規則改正問題

美濃部達吉

國家學會雜誌 第二十三卷第十二號 雜錄

明治四十二年十二月號

一七五頁 「連名投票ノ制度ガ伯子男爵議員ヲシテ各爵一黨派ノ獨占ニ歸セシム

ルノ結果アルコトハ、苟クモ其ノ選舉ニ於テ黨派ノ爭ガ在ル以上ハ更

ニ疑ヲ容レヌ所デアル」

一七五頁 「之ヲ改正スルノ必要ハ公平ナル見地ヲ有スル者ノ何人モ爭ハザル所

デアロウ」

一七五頁 「然シナガラ此ノ弊ヲ矯ムルガ爲メニ單名投票制ヲ以テセントスルノ

ハ決シテ公平ナ結果ヲ得ベキ所以デハナイ」單名投票制ノ不條理ナコ

トハ其ノ選出スベキ議員ノ多クナルニ隨テ益々甚シクナルノデアツ

テ... 各選舉人ノ自由意思ニ依ツテ投票セシムルトナレバ其ノ結

果ハ多數ノ投票ガ僅カ一人カ二人ノ特ニ名望ノ高い人ニ歸シテシマツ

テ、多數ノ議員ハ極メテ僅カナ投票ニ依ツテ當選スルトイフ結果ニナ

ルコトヲ免レヌ。」

一七五頁 「單名投票ノヤウナ方法ヲ取レバ、必ズ當選ニ必要ナ得票最少限ヲ定

メネバナラスガ、此ノ最少限度ヲ相當高イ程度ニ定メルトスレバ其ノ

結果ハ定數ニ滿ツルダケノ當選人ヲ得ルコトノ出來ナイト云フ結果ヲ

免レナイ」

貴族院ノ將來

法學博士 富井政章

國家學會雜誌 第二十四卷第十一號 論說

明治四十三年十一月號

「五九二頁」上院ヲ組織スル要素ニ付テハ……是レ國ノ狀況、歴史等ニ依リテ相異ナル所ナキヲ得ズト雖モ一般ニ言ヘバ上院ノ理想的組織ハ畢竟國內ニ存立スル各種ノ階級、團體ヲ代表スベキ適任者ヲ集ムルニ在ルベシ即チ門地、行政、學術、農工商業ノ各部門ヨリ最モ國務ニ練達セル人物ヲ出サシムルコトヲ眼目トス」

「五九三頁」我國ノ貴族院ハ主トシテ貴族の組織ヲ採ルモノニシテ……其分類ノ方法少シク當ヲ得ザル所アリ又各種議員ノ割合ノ如キモ宜キヲ得タルモノト云フ可ラズ」

「五九三頁」先ツ有爵者ニ付テ言ヘバ……其ノ階級ヲ代表スベキ議員ノ數餘リ多キニ過グル如シ又後段ニ述ブル如ク其ノ選舉ノ方法ニモ著シキ缺點アルモノトス」

「五九三頁」勅選議員ノ勳勞ナル標準ハ甚ダ當ヲ得ズ蓋シ貴族院ハ功臣ノ養老院ニ非ズシテ實際法律及ビ豫算ヲ議スルニ堪能ナル人材ヲ選定セザルベカラズ……此ノ要件ヲ具備セル適材ヲ得ラルベキ以上ハ決シテ百二十五人ト云フ如キ少人數ニ限ルコトヲ要セザルナリ……將來各部門ニ於ケル秩序整フノ日ニ至ラバ各種團體ヨリ適當ノ割合ヲ以テ最モ衆望ノ

出スモノト爲スモ可ナラン」

一 伯子男爵議員ノ選舉法ヲ改ムルコト

「五九六頁」伯子男爵議員ノ選舉法ハ連記投票ノ制ヲ採ルガ故ニ多數ノ一團體ニ於テ議員ノ全部ヲ獨占シ他ノ少數ノ同爵者ヨリ其意見ヲ代表スル議員ヲ選出スル能ハザラシムルコトヲ得ベク即チ甚シキ偏頗ナル結果ヲ生ズベキコトヲ言フ俟タズ……故ニ現行ノ選舉法ヲ改正スルノ必要ナルコトハ一點ノ疑ヲ容ル、ベキ餘地ナシ」

「五九七頁」單記投票制ヲ主張スル論者少カラザル如シト雖モ此制ハ決シテ採用スベキモノニ非ズ其ノ重ナル缺點ハ各選舉人ニ於テ數多ノ適任者アリト認ムルモ唯一人ヲ選ブコトヲ得ルノミナレバ其ノ意思ヲ満足セシムルコト能ハズ……」

「五九八頁」尙此ニ特種ノ單記投票トシテトマス、ヘーアガ主張シタルモノアリ……此ノ方法ヲ採ルコト一見或ハ妙ナランカト思ハレドモ實際上ニハ種々ノ困難アリ……是レ亦採用スベキ方法ニ非ルナリ」

「五九九頁」比例選舉法モ有爵議員ノ選舉法トシテハ未ダ容易ニ贊成スルコトヲ得ザルナリ」

「五九九頁」右ニ列記セル各種ノ選舉法以外ニ多數黨斷ノ弊ヲ矯ムル簡便方法トシテハ制限投票法ト積票投票法トニアリ」

「五九九頁」六〇〇頁」制限投票法ナルモノハ各選舉人ニ於テ議員ノ定數ニ滿ツルマデ投票スルコトヲ得ズシテ例ヘバ七十人ヲ選舉スベキ場合ニ五十人ヲ限度ト

一七〇

屬スル者ヲ選出スル制度ヲ設クル事ト爲ルベキカ……」

「五九四頁」多額納稅議員ノ如キモ……單ニ財產家ヲ得ル事ヲ以テ資格ノ基ト爲ス如キハ無意義ト云フベカラズ……此ノ如キ制度ハ早晚廢スベキモノト信ズセル觀念ト云フベカラズ……若シ此種ノ議員ヲ必要トスルナラバ寧ロ國ノ産業ヲ基礎トシテ其資格ヲ定ムベキモノトス」

「五九五頁」現在ノ貴族院ハ上述セル三種ノ議員ヨリ成ルモノニシテ其ノ中ノ最モ多數ナル者ハ有爵議員ナリトス故ニ若シ此方面ニ改正スベキ點アリトセバ其改正ハ即チ貴族院ノ改良ト爲ルベキコトヲ言フ俟タズ余輩ノ所見ニ依レバ此方面ニ於テ改正ヲ望ムベキ點ハ左ノ三トス

一、有爵議員ノ數多キニ過グルコト

二、伯子男爵議員ノ選舉法宜シキヲ得ザルコト

三、華族ノ子弟ヲ教育スル設備ニ缺クル所アルコト」

「五九六頁」有爵議員ノ數ヲ減ズルコト

「五九六頁」名門功臣ノ末裔必ズシモ國事ヲ議スルニ堪能ナル者ニ非ズ又自己ノ代ノ功勞ニ依リ爵ヲ授ケラレタル者ト雖モ其ノ子孫ハ凡庸ナルコトアルベシ故ニ重要ナル國務ヲ議スル議會ノ議員トシテハ今ヨリモ其員數ヲ減少スルノ必要ナルコト疑フ存ゼズ即チ公侯爵議員ノ世襲ヲ廢シ五爵各少クモ十人ニ付キ一人ヲ出ス割合ニ改ムルコトヲ至當ナリト信ズ或ハ公侯爵ハ其中ヨリ五分ノ一ヲ出シ伯子男爵ハ其總數ノ十分ノ一ヲ

スル如キ方法ナリ之ニヨリテ連記投票ノ極弊ヲ矯ムルコトヲ得ベキハ勿論ナレド……少人數ノ團體ハ全ク代表者ヲ出スコト能ハズ從ツテ少數代表ノ本旨ニモ反スル結果ヲ見ルニ至ルベシ」

「六〇〇頁」積票投票法ハ比較的ニ弊害少クシテ現今ノ實際ニ最モ行ハレ易キ方法ナリト思惟ス……七十人ヲ選舉スベキ場合ニ……十人ニ七票ツツ投ズルモ又甲ニ三十票乙ニ二十票他ノ十人ニ各二票ツツ云フ如クニ七十票ヲ如何ニ運用スルモ隨意ナリトス」

「六〇一頁」此他各爵中ヨリ別々ニ同爵ノ議員ヲ選舉セシムルハ果シテ至當ノ制ナルヤ又選舉ノ神聖ヲ保ツ爲ニハ現行ノ記名投票ト委託ノ自由モ改正スベキモノニハ非ザルカ是等ノ事モ亦共ニ攻究スベキ重要問題ナルベシ」

三 華族ノ子弟ノ爲ニ特殊ノ高等學科ヲ設クルコト

「六〇二頁」此改正ハ根本的ニシテ即時ニ其效果ヲ見ル事ヲ得ザルモ將來ノ爲ニハ最重要ナルモノトス」

「六〇三頁」日常ノ生活ニ不自由ナキ華族ノ子弟ガ職業ニ就ク爲ニ非ズシテ上流社會ニ立チ國事ヲ議スルニモ堪能ナル紳士トシテ具ハザルベカラザル法制經濟等ノ知識ヲ授ケ同時ニ人格品性ノ修養ヲ勵ムコトヲ目的トスル教育機關ノ設置ヲ望ムモノナリ其ノ修學期間ノ如キハ長キヲ要セズ普通ノ高等科ヲ卒ヘタル後二年又ハ長クモ三年ニテ足レリトス」

一七一

貴族院の單記聯記問題

東京經濟雜誌 第六十一卷一千五百三十四號 社説

明治四十三年三月十九日發行

三頁
 「貴族院には有爵議員の外に、勅選議員長者議員ありと雖も有爵議員を以て、貴族院の本幹と爲さざるべからざることは、貴族院令第七條に……見るも明かなるべし、然るに有爵議員中同爵者の選舉を要する伯子男爵議員は、其の選舉規則の不完全不公平なるが爲め、少數派は多數派に壓せられて、一名の議員をも議場に出すこと能はざるが如き、……不公平も亦甚しと謂はざるべからず、……其の改正を主張せざるべからざるなり、」
 「余輩は政府が他の選舉法の規定と、此の現況とに鑑みて、速に選舉規則を改正し、來年を以て行はるべき貴族院議員の選舉に便せんことを希望に堪へざるなり。」

上院と豫算否決權

莊田秋村

東京經濟雜誌 第六十一卷一千五百三十五號 論説

明治四十三年三月廿六日發行

七頁
 「普通法律案に在ては法理上及政治上上院に否決の權能あること疑を容れずと雖、豫算案及之に關する財政法案に關して上院に否決の權ありや、」
 「英國に於ては昨年の議會に於て豫算案を否決した」が之れは正當適法なりや否やを英國の憲政史より見て論評し「明らかに憲法違犯の譏を免るゝ能はざるなり、」と裁斷す。而して
 「英國上院の豫算否決に關する憲法上の一大問題は之を日本憲法に應用して扞格する所ありや否や……本邦の朝野政治家の參考に資する少からざるべきを信ず」と結んでゐる。

伯子男爵議員ノ選舉

法學博士 上杉慎吉

法學新報 第二十一卷第四號 論説

明治四十四年四月號

「八六頁—八七頁
 「貴族ノ社會構成ノ貴重ナル要素トシテ國家モ亦之レヲ重ンジ貴族院組織ノ特權ヲ與フル所以ハ其ノ人物ノ優良ナルガ故ニ非ズ若シ材幹技能ヲ比較スレバ貴族ノ公子ハ豈ニ必シモ平民ノ子ニ優レリト爲サン却テ貴族ノ公子ニ凡庸無爲ノ徒多キハ人ノ皆知ル所デアアル貴族ノ貴キ所以而シテ帝國議會ノ一院ヲ構成セシメラルル所以ハ其ノ人物才能凡人ニ秀ダタルガ故デハナクシテ唯單純ニ貴族デアアルカラデアアル」
 「八七頁—八八頁
 「……貴族院令ハ華族ノ内デ公侯爵ハ皆當然議員トナルモノトシテキル……誠ニ貴族院ヲ置カルルノ主旨ニ適シタコトト云ハネハナラヌ若シ特ニ材幹、技能アル者ヲ擇ンデ議員タラシムルモノトスレハ貴族院ノ妙用半バ之ヲ没スルノデアアル然ルニ貴族院令ハ伯子男爵ニ在リテハ悉ク皆當然議員ト爲ルモノトセズシテ各其ノ同爵中ヨリ選舉シタル者ヲ以テ議員トスルモノトシテ居ル按ズルニ之レハ本ト憲法ノ本旨デアアルマイ公侯爵ニ於ケルガ如ク當然皆議員タリトスルノガ本則デアロウト信ズル」
 「八九頁—九〇頁
 「唯タ其ノ數多キニ過ギテ悉ク議員ニ列セシムルコト不便ナルガ故ニ選舉ヲ行フモノ（アアル）……予ハ寧ロ抽籤又ハ「イロハ」順又ハ年齢順

等ノ方法ガ貴族院制度本來ノ主旨ニ適スルモノト信ジテキル貴族ハ貴族トシテ議員タルノデアアル平凡凡ニ當然議員ト爲ルノデアアルト云フ意味ニ出來ルダケ適シタ方法ガ精神ニ合シ之レヲ維持スルモノト信ズル」
 「九一頁
 「然シナガラ實ハ選舉ノ方法ノ如キハ如何デモ宜シキ譯デアアル……選舉方法ノ如キハ抑モ末ナルノミ憂フベキハ貴族ノ本分ノ了解セラレズ貴族院制度ノ精神ノ貴族ノ間ニ徹底セザルノ一事デアアル」

上下兩院ノ權衡

法學博士 清水 澄

法學新報 第二十二卷第七號 論說

明治四十五年七月號

「三七頁—三八頁」
我現行制度ノ上ニ於テ貴族院及衆議院ノ位置ハ對等ナルヤ否ヤ此間

ニ對シ然ラスト答ヘサルヲ得ス、何トナレハ衆議院ヲ解散シ得ルモ貴

族院ヲ解散スルコトヲ得ス而モ議決權ニ於テハ兩院同等ニシテ豫算ニ

就テモ我貴族院ハ修正權ヲ有スルモノト勅釋セラレタレハナリ」

「三八頁」
我國ニ於テ議決ヲ爲ス上ニ於テ貴衆兩院全ク同等ナルニ拘ラス而モ

貴族院ヲ絕對ニ解散スル能ハサルハ不當ナリ蓋シ貴族院カ政府提出ノ

議案ヲ不法或ハ少クトモ不當ニ否決修正スルモ如何トモスル能ハサル

ヲ以テナリ」

「四〇頁—四一頁」
然ラハ我國貴衆兩院ノ權衡ハ如何ニシテ之ヲ保ツヘキヤト云フニ貴

族院ノ解散ナキノ不權衡ナルコト既ニ前述シタル如クナルモ我帝國憲

法ニ於テ衆議院ノ解散ノミヲ定ムルカ故ニ我現行憲法ノ下ニ於テハ如

何トモシ難シ故ニ卑見ヲ以テスレハ上下兩院ノ權衡ヲ維持シ以テ二院

制ノ目的ヲ貫クコトハ貴族院ノ組織ヲ改ムルノ外ニ策ナキナリ而シテ

其綱目ヲ云ヘハ左ノ如シ

- 一、直接勅選議員ノ數ヲ増加シ且之ニ任期ヲ附スル事
- 二、多額納稅者議員ヲ廢スル事

三、公侯爵議員モ選舉ニ依ル事

四、伯子男爵議員ノ選舉方法ヲ改ムル事

右組織ノ詳細ハ更ニ他日ヲ期シ之ヲ述ヘント欲スルナリ」

貴族院ノ職分ト構成

法學博士 上杉 慎吉

法學協會雜誌 第三十一卷第六號 論說

大正二年六月號

「一頁—二頁」
國體ノ君主タルト共和タルトヲ問ハス列國皆代議院ノ外ニ別ニ貴族

院又ハ元老院ヲ置キテ議會ヲ構成スルモノト爲ス所以ノモノハ要スル

ニ之ヲ以テ代議院ノ行動ヲ限制調節スルノ作用ヲラシメントスルニ歸

スト爲スヘシ

若シ此ノ目的ヲ完全ニ達セント欲セハ原則トシテ兩院ノ權能ヲ對等ナ

ラシメサルヘカラス力同シカラサレハ相制スルコトヲ得ス：故ニ諸

國ノ兩院制度ヲ定ムルヤ大體ニ於テ兩院ノ權能ハ對等ナルヲ以テ原則

トセリ」

「九頁」
我カ憲法ハ兩院對等ノ主義ヲ以テ貫徹スル法制ノ顯著ナル一例ナリ

蓋シ兩院制度ノ本旨ニ從ヒ貴族院ヲ以テ衆議院ノ汎濫ヲ制止スルノ堰

タルノ效用ヲ全カラシメントラ欲スルナリ憲法ノ規定中兩院ノ權能

ヲ異ニスルノ條項一モ之アルコトナシ唯ク第六十五條ハ豫算ハ前ニ衆

議院ニ提出スヘキコトヲ定ムルト雖モ此ハ唯ク豫算議定ノ手續ヲ定ム

ルニ過キス法律上兩院ノ權能ニ差等ヲ設ケントスルモノニ非サルナ

リ」

「一〇頁—一二頁」
然レトモ我カ憲法モ亦諸國憲法ト同シク衆議院ノ解散ヲ認メテ貴族

院ノ解散ヲ定メス蓋シ兩院構成ノ基礎全然異ル以上ハ當然斯クノ如ク

ナラサルヘカラス：三權ヲ嚴格ニ分立シ行政權ノ首長タル大統領ハ

立法部ニ對シテ何等ノ干涉ヲモ爲スヘカラストスルハ我カ大權中心ノ

組織ニ適セス天皇ハ衆議院ヲ解散スルコトヲ認メ衆議院議員ノ地位ヲ

獲得スルハ選舉ニ本ツキ法律ニ依ルノ結果タルモ天皇ハ何時ニテモ自

由ニ之ヲ剝奪スルコトヲ得ルモノトシ衆議院ハ天皇ノ衆議院タルノ主

旨ヲ明ニセサルヘカラスシテ立法論トシテ衆議院解散ノ制度ハ之ヲ非

難スルコトヲ得然レトモ：斯ノ制度アルカ爲メ實際上天皇ノ衆議

院カ自ラ選舉人ノ衆議院トナリ人民ノ衆議院トナリ遂ニ政黨ノ衆議院

トナルノ恐ハ極メテ多シ之ヲ矯ムルカ爲メハ解散ナリ而シテ之ヲ助長

スルノ結果ニ陥ラントスルハ猶ホ深淵ニ臨ムカ如シ局ニ當ル者解散ノ

運用ヲ慎ムニ於テ深ク心ヲ致シ憲法ノ所期ニ逆行スルノ結果ヲ生セサ

ラシメサルヲ要ス：而シテ政黨ノ弊ヲ矯正スルノ方策種々アリト雖

モ貴族院ノ存在ハ實ニ政黨ノ跋扈ニ對スル最モ有力ナル障壁ナリ：

而シテ貴族院ヲシテ此ノ本分ヲ發揮セシメントスレハ貴族院ノ構成ニ

於テ特殊ノ基礎ヲ定メサルヘカラス貴族院ニ解散ヲ認メサルモ亦貴族

院ノ效用ヲ完クスル所以ナリ」

「一二頁—四頁」
然リト雖モ獨リ貴族院ニ解散ナキヲ以テ安ンスヘカラスナリ解散

ナキハ其ノ構成ノ結果ナリト雖モ構成ニ於テ用意ヲ缺クモノアルトキ

ハ解散ナキモ亦貴族院ニ政黨侵入シテ政黨ノ支配ノ下ニ居ラシムルノ

結果ニ至ルノ恐アリ其ノ最モ著シキハ君主ノ無制限ナル上院議員設定ノ機能ナリ：我カ制度ハ此ノ點ニ就テ深キ注意ヲ加ヘ貴族院令第五條ニ於テ國家ニ勳勞アリ又ハ學識アル者ヨリ勅任セラル、ノ議員ハ百二十五人ヲ超過スヘカラサルコトヲ定メタリ而シテ貴族院令ハ政府ト衆議院トノ合意ヲ以テ之ヲ動かスコトヲ得ス貴族院ノ議決ヲ經ルノ勅令タルカ故ニ英吉利ニ於ケルカ如ク議員設定ヲ以テ貴族院ヲ壓迫スルノ恐ハ之ナキナリ唯タ死亡又ハ辭職(自由ニ又ハ壓迫セラレテ)ニ由リ勅選議員多數ノ缺員ヲ生シタルトキハ一時ニ政黨員ヲ貴族院ニ入ルルカ如キハ或ハ之アルコトヲ得ヘキモ事實上殆ント斯ル場合ヲ見ルコトナカラン

「近頃獨逸ニ於テ兩院制度ヲ研究シテ令名アルメンデルスゾーン、バルトルデイ氏ハ上院カ下院及政府ニ對シテ能ク獨立ナル事ヲ得ルノ保證ハ一ニ上院ノ構成ニ存ス終身又ハ長任期ノ議員純粹ニ非政治的ナル團體ヨリ選出セラレタル議員高位ノ僧官大學總長市長裁判官ノ如キ者ヲ以テ組織スヘシト論セリ(Mendelssohn Bartholdy, Ein-oder Zwei-kammern? im Handbuch der Politik, hrsgb. v. Laband etc.)貴族ニシテ當然議員タル者ハ固ヨリ言フ俟クサルナリ此ノ見地ヨリスレハ我カ貴族院ノ構成ハ最モ當ヲ得タルモノニシテ能ク貴族院ヲシテ政黨抗爭ノ外ニ超然トシテ衆議院ニ於ケル多數政黨ノ汎濫ヲ止ムルノ堰タルノ本分ヲ盡サシムルノ所期ニ適フコトヲ得セシムルコトヲ得ヘシ」

帝國議會に就て

行政裁判所評定官 法學博士 清水 澄
法律新聞 自第千三號至第千七號
大正四年三月三十日—同年四月二十日

「一〇〇三號四頁—五頁」
「時代の變遷に伴ひ上院の組織も改革せられざる可からざるなり、…我國に於ても大學又は都會の代表者をして貴族院議員たらしむることを必要とせざるか、尤も勅選議員中には「學識あるもの」と云ふ條件に依り勅選せらるゝ者ありと雖も其數多からざるが故に眞に學者階級の代表とは爲り難きなり、此點等に關する改革は大に必要なることなり」
「一〇〇五號四頁—五頁」
「思ふに元來議員の歳費なるものは一般官吏の俸給と同じく議員をして其體面を保たしむるが爲めに之を支給するものなるが故に理論として云へば議員に對して歳費を支給することは正當なりと雖ども、濫りに多額の歳費を支給することゝすると、所謂職業的議員が多くなるの弊害を生じ延ひて憲政上の禍害を醸すの結果を生ずるの虞なきにあらざるが故に議員に對して支給する歳費は之れを適當なる程度の額に止むることを必要とするなり而して其程度は其國の經濟狀態並に諸般の狀況より決せらるべきものなり」

「一四頁—一六頁」
「然レトモ法制上其ノ構成分子ヲシテ衆議院ニ於ケル政黨抗爭ノ外ニ超然トシシムルノ組織定マルト雖モ貴族院議員タル者ガ政黨ニ入ルハ法律上禁止セラレルコトナシ故ニ若シ多數又ハ全部ノ貴族院議員カ政黨ニ入ルトキハ之ヲ如何トモスヘカラスシテ遂ニ憲法ノ所期ニ反シ兩院アルモノ一院タルト異ルコトナキノ結果ヲ生スルニ至ラン故ニ貴族院議員ハ假令直接ニ法律上ノ禁止ナシト雖モ之ヲ貴族院カ存スル所以ノ職分ニ顧ミ兩院制度ノ效果ヲ完カラシメンコトヲ欲スレハ政黨ニ加入スルコトヲ非ナリトシ之ヲ以テ其ノ職務ヲ正當ニ行フ所以ニ非スト爲ササルヘカラス：皇族公侯爵ノ如キ身分上當然貴族院議員タル者勅任セラレテ終身議員タル者カ政黨ニ加入シ衡ヲ衆議院ノ同志ト連ネテ鬭争スルカ如キ伯子男爵議員ノ選舉又ハ多額納稅者ノ互選ニ於テ政黨ニ分レテ當選ヲ争ヒ議員トシテ政黨ト相通スルカ如キハ其ノ特殊ナル地位ト相容レサルモノト爲ササルヘカラス身分ニ從ツテ當然議員タリ又ハ特ニ勅任セラレテ議員タルハ顯著ナル臣民中ノ特殊地位ニシテ之ヲ與ヘラルル所以ハ特別ノ恩寵ヲ施サントスルニ非ス階級ヲ代表セシメントスルニ非ス又勅選議員ヲ除キテハ特ニ傑出ノ人材ナリトスルニ非ス衆議院ニ對シテ恆定保守ノ傾向ヲ有シ能ク其ノ汎濫ヲ止ムルノ堰タルヘシト爲セハナリ此ノ憲法ノ希望ニ反シ政黨ニ加入スルカ如キハ實ニ其ノ本分ニ反スルモノト爲ササルヘカラス」

勅選議員の選擇

法律新聞 第千六百三十三號 社説
大正五年九月十八日

「三頁」
「目下貴族院に於ける勅選議員の缺員は、合計十二名を算するに至れるが故に、政府は其候補者を物色して、速からず任命をなすことゝなるべし」
「三頁」
「苟くも貴族院をして生命あらしめんとせば、勅選議員を中心とせざるべからず、而して勅選議員は獨り行政官、軍人等の老成者のみを以てする慣例を改め、各種の方面より適材を網羅することを要す、吾人は此の意味に於て今回の補缺に際し、當局者が下院議員並に司法部より、之を選定せむことを望むもの也、政黨政治家の雄者を貴族院に入るゝは、貴族院をして立憲政治の根本義に接觸せしむる者にして司法部の人材を抜用するは法律上の知識を供給し且つ公正なる人格を重視する所以也」
「三頁」
「吾人は勅選補缺を政黨員、司法部より採用せんことを望む」

貴族院論

法學博士 佐藤 丑次郎

京都法學會雜誌 第十一卷第六號、第七號 論說

大正五年六月號、七月號

上院ノ存在理由ニ就キ

第六號三六頁—三七頁

上院存在ノ理由種々アリト雖モ要スルニ上院ハ非議院内閣制度行ハルル場合ニハ元首又ハ政府ト下院トヲ調停緩和セシカ爲ニ存立スヘク議院内閣制度行ハルル場合ニハ下院ノ輕舉妄動ヲ戒飭抑制センカ爲ニ存立スヘキモノニシテ非議院内閣制度ヨリ議院内閣制度ニ進ミ法制上ノ手續完備シ人民ノ政治思想發達シテ下院ノ議事慎重ヲ極メ民意ニ反スル議決ヲ見ルコト少ナキニ至ルトキハ上院ハ益其ノ重要ヲ失フモノト謂フヘシ

上院組織ノ大本ニ就キ

第六號三八頁—三九頁

上院存在ノ理由ハ以上ニ論述シタル所ノ如シ從テ上院ノ活動ハ固ヨリ其ノ任務ノ外ニ出ツヘキニ非ス而シテ其ノ任務カ元首又ハ政府ト下院トノ調停緩和ヲ圖ルニ在ルト下院ノ輕舉妄動ヲ戒飭抑制スルニ在ルトヲ問ハス上院ハ常ニ元首政府竝ニ下院ヨリ獨立セサルヘカラス若シ元首又ハ政府カ適法ノ手續ニ依リテ上院ノ院議ヲ左右シ又ハ下院カ政黨ヲ通シテ上院ニ勢力ヲ振ヒ其ノ院議ニ影響ヲ及ホシ得ルトキハ上院ハ到底其ノ任務ヲ完スルコト能ハサレハナリ且上院ハ能ク國家ノ大局ニ鑑ミ人民ノ實情ヲ察シ專ラ國家民衆ノ利福ヲ慮

リテ意見ヲ決定表示シ得ヘキ者ヲ以テ之ヲ組織スルコトヲ要ス

公侯爵議員ニ就キ

第七號三五頁

貴族院令ハ成年以上ノ皇族男子及ヒ滿二十五歳以上ノ公侯爵ヲ貴族院議員ニ指定シテ世襲主義ヲ認メ其ノ子孫ヲシテ其ノ身分ト共ニ議員ノ地位ヲ繼承セシム而シテ從來ノ慣例ニ依レハ皇族ハ議席ヲ貴族院ニ有スルモ曾テ其ノ議席ニ就キタルコトナク且皇族身位令第十條ニ依リ皇族男子ハ總テ特別ノ事由アル場合ヲ除クノ外陸軍又ハ海軍ノ武官ニ任スルヲ以テ此ノ慣例ハ永ク存續セラルヘキカ故ニ茲ニ論議スヘキ限ニ在ラス從テ此ノ點ニ關スル問題ハ公侯爵ヲ以テ悉ク法定議員トナシ之ヲ世襲セシムルハ果シテ當ヲ得タリト謂フヘキヤ否ヤニ歸ス

第七號三六頁—三七頁

然ラハ貴族院令カ公侯爵ニ對シテ世襲的議席ヲ與フル理由ハ如何特權ノ繼續又ハ代價トシテ之ヲ與ヘタルカ然ラス公侯爵ハ獨逸諸國ノ如キ特權ヲ享有シタルモノニ非サレハナリ社會上竝ニ政治上ノ特殊ナル地位ヲ承認シタルニ由ルカ然ラス伯爵一階ヲ陞レハ即チ侯爵ニシテ其ノ間ニ根本的差別ナケレハナリ公侯爵ニ限リテ悉ク貴族院議員ノ適材ト看做シタルカ爲メカ然ラス授爵者ハ固ヨリ偉材ナルヘシト雖モ襲爵者ニ不肖ノ子ナキヲ保セサレハナリ卑見ニ依レハ公侯爵ノ榮譽ノ爲ニ貴族院議員トラシムルハ理由ノ一ナリ伯爵男爵ニ缺格者ノ定アルニ拘ラズ公侯爵ニ之ヲ認メサルハ此レカ爲メナリ然レ

トモ議席ハ虛位ニ非サルカ故ニ榮譽ノ標章トシテ之ヲ與フヘキニ非ス榮譽ニ伴フ義務トシテ議員ニ任セシムルハ理由ノ二ナリ國法カ公侯爵議員ニ對シテ歳費ヲ給セサル所以茲ニ存ス然レトモ其ノ能力ヲ問ハスシテ均シク重大ノ義務ヲ負ハシムルハ不可ナリ公侯爵ノ人員少ナクシテ選舉ヲ行ハシムルノ餘地少ナキハ理由ノ三ナリ憲法制定當時ノ名簿ハ之ヲ證明シテ餘リアリ然レトモ爾來公侯爵ノ人員増加シタルノミナラス將來益々増員スヘキハ明カナル所トス之ヲ要スルニ世襲議員ハ本來貴族院ノ組織ニツキテ之ヲ採用スヘキニ非ス貴族院令カ公侯爵ニ對シテ之ヲ認メタル理由ハ薄弱ナルヲ免レサルカ故ニ吾人ハ將來之ヲ改メテ公侯爵ヲ被選舉員トナスノ寧ろ至當ナルヲ信セント欲ス

伯子男爵議員ニ就キ

第七號三八頁—三九頁

伯子男爵議員選舉規則ハ第一條ニ於テ伯子男爵ヲ有スル成年以上ノ者ハ各々其ノ同爵者ノ貴族院議員ヲ選舉スト定ム斯クノ如ク議員ノ選舉ヲ同爵者ニ限ルハ果シテ當ヲ得タリトナスヘキヤ否ヤ或ハ曰ク同爵者ヲシテ各々議員ノ選舉ヲ行ハシムルハ當選議員ヲシテ各々同爵者ノ利益ヲ代表セシムル所以ナリト此ノ見解ハ根本ニ於テ誤リアリ何ントナレハ貴族院議員ハ衆議院議員ト等シク一部階級ノ代表者ニ非スシテ全國民ノ代表者タルヘキヲ以テナリ：唯同爵者ハ互ニ相識ルコト深クシテ人選其ノ宜シキヲ得ヘキカ如シト雖モ實際ニ

照ラシテ之ヲ考フレハ是レ亦机上ノ空想ニ過キサルヘシ果シテ然ラ

ハ議員ノ選舉ヲ同爵者ニ限ルハ其ノ理由ニ乏シキモノト謂ハサルヘカラス若シ多數者ノ見ヲ以テ適材トナス所ノ者ハ多ク適材ニシテ其ノ鑑識ハ之ヲ少數者ニ委ヌルニ比シテ遙ニ正鵠ヲ得ヘシトセハ則チ之ヲ改メテ少ナクトモ華族ヲ一體トシ合同シテ議員ヲ選舉セシムルヲ可ナリトスヘシ：吾人ハ更ニ選舉資格ヲ擴メ位階勳等又ハ官職ニ由リ華族ノ禮遇ヲ享クル者ニ對シテ均シク之ヲ認ムルヲ至當トナスモ急激ナル改革ハ之ヲ避クヘシトスルカ故ニ暫ク華族間ノ選舉ヲ以テ同爵者間ノ選舉ニ代ヘンコトヲ提議スルモノナリ

第七號三九頁—四〇頁

貴族院令カ伯子男爵議員ノ定數ヲ定メタルハ至當ナリ蓋國家カ爵ヲ五等ニ分チタル以上ハ各爵ヨリ相當數ノ議員ヲ出タスコト寧ろ當然ナレハナリ然レトモ英國ノ上院特別調査委員會ノ決議シタルカ如ク集合投票制度ヲ採用スルトキハ殆ト類似ノ結果ヲ得ヘク且廣ク適材ヲ求ムルノ餘地多キカ如シ伯子男爵議員選舉規則カ公開選舉主義ヲ採リ記名投票ヲ用キタルハ選舉制度ノ一般の趨勢ニ反スルカ如シト雖モ貴族院議員ノ選舉ハ衆議院議員ノ選舉ト異ナリ選舉人カ情實ニ基ク壓迫ノ爲ニ選舉ノ自由ヲ失フコトナカルヘキカ故ニ寧ろ其ノ投票ニ對シテ責任ヲ感スルコト強カラシムルヲ至當トス唯伯子男爵議員選舉規程カ各選舉人ヲシテ定員ト同數ノ被選人ヲ連記セシムルハ最モ不當ナリ何ントナラハ一選舉團體カ他ノ選舉團體ニ比シテ

一人多キトキハ仍チ定員全部ヲ獨占シ得ヘキカ故ニ之ニ依リテ全ク選舉ノ本義ニ反シタル結果ヲ生スヘキノミナラス此レカ爲ニ團體幹部ノ勢力過大トナリテ專制橫暴ヲ逞ウスルノ虞アルヲ以テナリ故ニ吾人ヘ之ヲ廢シテ有限投票制度ヲ採用センコトヲ主張ス

勅選議員ニ就キ

第七號四〇頁一四二頁

貴族院令ハ國家ニ勳勞アリ又ハ學識アル者ヨリ特ニ勅任セラレタル者ヲ以テ終身貴族院議員トナシ若シ世襲議員及ヒ被選議員ヲ以テ貴族院ヲ充タスニ足ラサルトキハ則チ任命主義ニ依リテ議員ヲ勅任スルノ外ナシ且議員ノ勅任ハ全ク内閣ノ奏請ニ由ルカ故ニ之ヲ一見スレハ議會制度ノ本旨ニ反スルカ如シト雖モ決シテ然ラズ蓋一旦議員トシテ獨立ノ地位ニ立ツトキハ自己ノ信念ニ基キ民意ノ存スル所ヲ察シテ自由ニ意見ヲ定ムヘク敢テ政府ノ爲ニ強制セラルヘキニ非サレハナリ終身議員タル場合ニ於テ殊ニ然リ更ニ一面ヨリ之ヲ觀レハ有勳又ハ有識ノ士ハ其ノ經驗又ハ見識ニ依リテ能ク國家ノ需要ヲ明カニシ人民ノ希望ヲ察知スヘキカ故ニ最モ全國民ノ代表者タルニ適スト雖モ進ンテ選舉場裡ニ馳驅スルヲ好マズ縱令議員候補者ニ立ツモ多クハ落選スヘキヲ以テ國家カ之ヲ任命シテ貴族院ニ列セシムルハ適材ヲ議會ニ集ムルニ於テ最モ當ラ得タルモノト謂ハサルヘカラス：唯其ノ員數ニ制限ナキトキハ恰モ英國ノ上院カ貴族増員ノ奏請ニ依リテ政府ノ爲ニ抑壓セラルルカ如ク貴族院ヘ勅任議員

(明治二四年二月一三日、明治三一年六月六日貴族院判決)

全ク選舉ト異ナル所ナキカ故ニ各府縣ノ多額納稅者十五人ハ各々貴族院議員ノ被選資格及ヒ選舉資格ヲ有スルモノト謂フヘシ吾人ハ其ノ被選資格ヲ十五人ニ限ルハ相當ノ理由アリト認ム然レトモ選舉資格ニツキテハ大ニ議論アリ蓋衆意ニ問ヒテ適材ヲ擧ケンカ爲ニハ必ス相當數ノ選舉人アルヲ要スルノミナラス選舉人ノ少ナキニ從ヒ選舉界ノ腐敗彌々甚クシキハ一般ノ通弊トナス：故ニ吾人ハ互選制度ヲ選舉制度ニ改メ嚴正ナル制限主義ノ下ニ選舉人ノ範圍ヲ擴張スルト同時ニ峻嚴ナル罰則ヲ設ケテ毫モ不正ヲ行フノ餘地ナカラシメンコトヲ提議ス之ニ依リテ初メテ民間有力者ヲ貴族院ニ列セシムルノ本旨ヘ之ヲ貫徹シ得ルヲ信スレハナリ

上院ノ權能及活動範圍ニ就キ

第七號四四頁一四六頁

上院ノ任務ハ議院内閣制度行ハルル場合ニハ下院ノ輕舉盲動ヲ戒飭抑制スルニ存シ非議院内閣制度行ハルル場合ニハ更ニ元首又ハ政府ト下院トノ調停緩和ヲ加フ而シテ議院内閣ト非議院内閣トハ共ニ國法上ノ制度ニ非スシテ全ク憲法運用上ノ慣例ニ過キササルカ故ニ國法上ニ於テハ上院ニ對シ調停緩和、戒飭抑制ノ效果ヲ擧ケシメンカ爲ニ必要ナル權限ヲ認ムルコトヲ要シ且之ヲ以テ是ル故ニ和蘭憲法ノ如キハ元老院ニ對シテ議案ノ提出並ニ修正ノ權限ヲ認メス元老院ハ單ニ代議院ノ議決ノ採否ヲ決スヘキモノトス然レトモ法律案カ上

新任ノ奏請ニ依リテ最強ノ壓迫ヲ受クルコトナキヲ保セス故ニ貴族院令ハ加奈陀聯邦、さきせん、ゲゆるてんべるぐ諸國ノ憲法ト同シク定數ヲ超過スヘカラスト定ム固ヨリ至當ノ制度ナリ

多額納稅者議員ニ就キ

第七號四二頁一四三頁

選シテ勅任セラレタル者ヲ貴族院議員トナス從來多額納稅者ヲ貴族院ニ列セシムヘキヤ否ヤニツキテハ議論アリ若シ利益代表ノ主義ヨリ之ヲ謂ハハ多額納稅者カ衆議院議員選舉權ヲ有スル以上ハ其ノ利益ハ衆議院ニ代表セラルルカ故ニ重ネテ之ヲ貴族院ニ列セシムルノ要ナシ然レトモ他ノ一面ヨリ之ヲ觀レハ貴族院カ既ニ身分、經歷、學識ニ於テ優秀ナル適材ヲ集ムル以上ハ財産ニ於テ優秀ナル適材ヲ之ニ加フルハ寧ろ當然トスヘク且純然タル上流者ト共ニ民間ノ有力者ヲ一堂ニ集メテ中正ノ議決ヲナサシムルハ一種ノ便法タリ固ヨリ富者ハ必スシモ賢者ニ非スト雖モ十五人中ニ一人ノ適材ヲ求ムルハ期待シ得ヘキコトニ屬ス殊ニ有爵又ハ終身議員ハ往々ニシテ保守固陋ニ傾キ易キヲ以テ民間ノ有力者ヲシテ自由進歩ノ思想ヲ注入セシメ之ヲ緩和スルハ最モ事宜ニ適フ吾人ハ此ノ見地ニ於テ多額納稅議員ノ存置ヲ可トス

第七號四二頁一四三頁

多額納稅者議員ハ形式上ニ於テ勅任議員ナリト雖モ實質上ニ於テハ即チ互選議員ナリ而シテ互選ハ自選投票ヲ無効トナスノ外

院ニ依リ否決セララルトキハ政府又ハ下院ハ上院ノ院議ヲ參酌シテ之ニ多少ノ修正ヲ加ヘ再ヒ之ヲ提出セサルヘカヲサルカ故ニ法律ノ制定ヲ進捗セシメンカ爲ニハ上院ニ議案修正ノ權限ヲ認メ之ヲシテ自ラ修正ヲナサシムルコト卑口便宜ニ適フ既ニ上院ニ對シテ議案修正權ヲ認ムルトキハ議案提出權モ亦等シク之ヲ認ムルコト至當ナリ唯豫算ハ法律ト異ナリ一院ノ可決シタル法律案カ他院ニ否決セララルモ單ニ現狀ヲ維持スルニ止マルニ反シ豫算案ハ兩院ヲ通過セサルトキハ收入支出ノ道ヲ失ヒテ國務ヲ執行スルコト能ハサルニ至ル從テ豫算案ヲ成立セシメンカ爲ニ一院ノ議決ニ優越ノ價值ヲ認ムルノ要アリ而シテ其ノ議院ハ固ヨリ下院ナラサルヘカラス：帝國憲法ハ豫算不成立ノ場合ニ前年度ノ豫算ヲ施行スヘキコトヲ命スルト同時ニ豫算案ノ修正ニツキテモ亦兩院ヲ平等ノ地位ニ置クモ猶豫算ハ前ニ衆議院ニ提出スヘキモノトシ衆議院ニ對シテ豫算先議ノ權限ヲ認ムルナリ

第七號四六頁

國法カ貴族院ニ對シテ特定ノ權限ヲ認ムルトキハ貴族院カ其ノ權限内ニ於テ自由ニ活動スルモ固ヨリ不法ニ非ス然レトモ政治上ヨリ之ヲ謂ハハ貴族院ノ任務ハ調停緩和戒飭抑制ニ存スルカ故ニ其ノ活動ハ此ノ目的ノ外ニ出ツヘカラス若シ其ノ範圍ヲ超エテ自由ニ活動スルトキハ是レ即チ職權ノ濫用ニシテ不當ノ行動ト看做サル

貴衆兩院論

村田岩次郎

三田學會雜誌 第十卷第三號 雜錄

大正五年三月號

- 一一九頁 貴衆兩院平等論と其の限界
- 一二二頁 貴衆兩院去勢論

「...吾人は次の如き慣例の作られんことを切望して已まず。

- (一) 衆議院選舉法の改正に關しては、貴族院は衆議院の院議を尊重して之が修正否決を差控ふることを。
- (二) 豫算案に關しては、貴族院は修正を加へず衆議院を通過したる豫算案を無條件にて可決すること。
- (三) 一般の議案に關しては、衆議院が引續き三回可決したる議案を貴族院は其の儘可決すること。
一一二頁—一二三頁 貴族院の構成

「現在の貴族院の構成については改正を要する點少なしとせず。吾人の希望する改正要件左の如し。

- (一) 公侯爵をして當然貴族院議員たらしむる制度を廢す。
- (二) 同爵互選制を廢す。
- (三) 有爵者(同爵異爵を問はず)をして選舉團體を組織せしむ。團體員の數に定限を設けず有爵議員の定數を各選舉團體の員數に比例して分配す。各團體の代表者は各團體員の互選に依つて決す。

際に於ても不利なるが故に自ら小異を捨て、大同に就くの傾向を醸成すべし。

- (四) 有爵議員をして勅選議員の總數を超ゆる能はざらしむるは後者の地位を重からしめんが爲なり。
- (五七) 勳勞又は學識に因る勅選議員の増加は多々益々可なり。唯官吏は本來議員として適任にあらざるが故に其の數を制限する必要があるなり。
- (六) 明白なり。
- (八) 多額納稅者の特に貴族院構成の要素となすは無意義なり。
- (九) 衆議院議員をも名譽職となすべしとの議あり況んや貴族院議員に於てをや。衆議院は社會の有らゆる階級の代表者を網羅するを要す。然るに之を名譽職となさんか、社會下級の者は事實上代表者を出すに困難を感じる場合あらん。之に反して貴族院は貴族なる特殊の階級の代表者を一大要素とし、然らざるもの、即ち勳勞又は學識に因る勅選議員の如きも寧ろ當然名譽職たる可きものにして、又之を名譽職とするも何等の支障ある可からず。

- (四) 有爵議員の總數を勅選議員の總數以下とす。
 - (五) 貴族院令第五條第二項の制限、即ち勅選終身議員に對する制限を撤廢す。
 - (六) 「五」及び「八」の當然の結果として貴族院令第七條の制限、即ち勅選終身議員及多額納稅議員の總數をして有爵議員總數に超過せしめざるの制限を撤廢す。
 - (七) 官吏にして貴族院議員に勅任せられたるものは勅選議員總數の三分の一を超過することを得ず。
 - (八) 多額納稅議員を廢す。
 - (九) 貴族院議員は全部之を名譽職とす。
- 「今」より九に至る改正要件について簡單に理由を附すべし。
- (一) 由來華族の後裔には暗愚無能の人物尠なしとせず。然るに單に公侯爵を襲爵したるが故に當然貴族院議員たらしむるが如き事實全く僥倖に屬す。斯る制度は斷然廢するを可とするものなり。
 - (二) 同爵互選の制度を廢するは爵の異同よりも政見又は利害の異同に重きを置くの趣意に出づ。而して吾人の希望する所は有爵者が二大選舉團に分れ、其の一は時の政府の政綱を贊し、他の一は之に反對すること恰も衆議院に於ける政府黨と在野黨との如き關係に在らしめんとするに在り。故に選舉團の數少なくして團體員の數多からんことを望まざるを得ず。團體員の少なきは選舉の實

上院論

法學博士 水野鍊太郎

國家學會雜誌 第三十卷第八號、論說

第九號、第十號

大正五年八月號、九月號、十月號

兩院制度ノ要無用、有害無害ニ就キ博士ハジョン・スチュアート・ミル、ウォルター・バゼホット、レッキー等ノ言ヲ引用シタル後「議論(八號)ヤ理窟ハ兎ニ角、今日何レハ國ニ於テモ僅少ノ例外ヲ除キ凡テ二院制ヲ採用セルノ事實ニ徴スレハ、蓋シ二院制ハ有害若クハ無用ニアラサルコトヲ證スルニ足ルヘシ。」ト云フ

「一」上院ノ組織「中ニテ、上院ヲ組織スルニ世襲、選舉、任命ノ三主義アルヲ述ベ各國カ如何ナル主義ヲ採用スルカラ記述シ、更ニ英國、奧太利、匈牙利、普魯西、西班牙、伊太利、葡萄牙、露西亞、土耳其、佛蘭西、白耳義、瑞典、挪威、丁扶、和蘭、獨逸帝國、北米合衆國、瑞西、日本ノ上院組織ヲ述ベ「我貴族院ノ組織ニ關シテモ種々ノ議論アリ。曰ク公侯爵ノ世襲議員ヲ廢シテ伯子男爵ト等シク互選議員ヲラシムベシ。曰ク勅選議員ニ任期ヲ附スベシ。曰ク多額納稅議員ヲ廢スベシ。曰ク伯子男爵ノ互選規則ヲ改正スベシ。其ノ他種々ノ說ナキニ非ズト雖モ、是等ノ問題ハ現時ノ實際問題ニ關係スルノミナラズ、其ノ利弊ハ長キ經驗ニ鑑ミ、慎重ニ講究ヲ要スベキコト、信ズルヲ以テ、今茲ニ之ヲ論議スルコトヲ避ケ、之ヲ他日ニ讓ラント欲ス。」ト結

「二頁—二二頁(八號)」

「二」上院議員ノ數ニ於テ上院議員ノ數ヲ定ムル標準ニ就キ「下院議員ノ數ハ、多クハ人口ヲ標準トシ、若クハ土地ノ區域ヲ基礎トシテ之ヲ定ムルヲ常トスレドモ、上院議員ニ關シテハ、必ズシモ斯カル標準ニ據ルコトヲ得ズ。選舉主義ヲ採用スル國ニ於テハ、人口ヲ標準トスルモノナキニアラズト雖モ、世襲主義ヲ採ル國ニ於テハ、必ズシモ一定ノ標準ナク、又任命主義ヲ採ル國ニ於テハ、時ニ其ノ數ニ制限ヲ附スルコトアルモ、國ニヨリテハ、全然制限ナクシテ、君主ノ自由ヲ一任スル所アリ。故ニ上院ニ關シテハ一定ノ標準ヲ以テ其ノ議員ノ數ヲ定ムルコトヲ得ザルナリ。」ト述べ、各國上院議員ノ數ヲ列記ス。

「三頁—三三頁(八號)」

英國上院ノ權限ガ次第ニ下院ノ爲ニ侵害セラレシ經過ヲ略述ス、尋イテ佛國上院ノ權限ヲ述ベ、佛國上院ハ英國ノ場合トハ反對ニ、下院ニ比シテ優勢トナリツ、アリ、其ノ理由ハ大體、一ハ上院ノ人物ノ下院ノ夫レニ優レルニアリ、一ハ下院議員ノ無責任ナルコトト、不眞面目ナルコトトニ在リト説ク。尋イテ
六三頁—六四頁(九號)
獨逸帝國ノ上院ハ下院ニ比シ遙ニ優勢ナル權限ヲ有スル旨ヲ述べ、上院ノ權限ノ主タルモノヲ列記ス。尋イテ

六四頁—六五頁(九號)

北米合衆國ノ「セネート」ノ權限ヲ列記ス。更ニ、
六五頁—六八頁(九號)
財政法案ニ關スル上院ノ權限竝ニ其ノ衝突ニ對スル調和方法ニ付キ各國ノ例ヲ述ブ、
七二頁—七四頁(九號)

「四」上院ノ任務ト二院制ノ效用「中ニ於テ博士ハ次ノ如ク述ブ。
「一」院ノ多數ガ常ニ其ノ勝利ヲ占ムルコトノ確實ナルニ至リ、而カモ他ニ之ヲ控制スルモノナキニ於テハ、其專恣橫暴ニ陥ルヤ免ガル可カラズ」トジョン、スチュアーアト、ミルノ言亦眞理ナキニアラズ。乍併余ハ必ズシモ徒ラニ多數決議ノ有害タルコトヲ論ズルモノニアラズ、又政府ト一院多數黨トノ結合ノ鞏固ヲ嫉視スルモノニアラズ。何トナレバ是レ議會制度當然ノ結果ニシテ又議院政治ノ特徵之ニ在テ存スルコトヲ認ムレバナリ。只其ノ多數ノ決議ガ深思熟慮ノ末ニ出デタルニアラズシテ、或ハ感情ノ爲メ、或ハ黨争ノ結果輕率妄動ニ出デタルニ於テ其ノ非ナルコトヲ見ルナリ。換言スレバ其ノ決議ガ眞正ニ國民意思ヲ代表シ、國家ノ利益ヲ計ルニ出デタルニ非ルコトヲ憂フルモノナリ。果シテ此ノ如キ狀態ナリトセバ之ニ對スル矯正防禦ノ必要アルハ寧ロ當然ニアラズヤ。英國人ノ所謂醉ヘルフヒリツブヨリ眞面目ナルフヒリツブニ訴フル(appeal from philip drunk to philip sober)ノ必要アルニアラズヤ。下院ニシテ醉ヘルフヒリツブナリトセバ茲ニ眞面目ナルフヒリツブタルベキ上院ノ必要ハ當然生ズルニアラズヤ。是ニ於テカ上院ハ下院ト同ジク醉者タル可カラズ。醉者ヲ介抱スベキ地位

ニアル眞面目ナルモノヲザル可カラズ。是レ實ニ上院ノ任務ナリ。是レ實ニ二院制ノ效用ナリ。而シテ上院ガ此ノ任務ヲ全ウスルニハ其ノ組織ノ完全ヲ謀リ、又其ノ權限ノ行使ニ慎重ヲ期セザル可カラズ。上院ノ組織ニ關シテハ前述ノ如ク世襲主義、任命主義、選舉主義等種々ノ制度アリト雖、上院ハ大體ニ於テ下院竝ニ政府ト獨立シ、公平ニ政府竝ニ下院ノ行動ヲ審査論評シ政府ノ威力モ之ニ加フ可カラズ。急謀無謀ナル輿論ノ聲モ之ヲ動かス可カラザルノ地位ニ在ラザル可カラズ。乍併之ト同時ニ上院ハ其ノ地位ノ鞏固ナルヲ稱トシ、又ハ政府ト下院多數黨トノ聯盟結合ヲ嫉視シ、妄リニ政府ト下院ニ反抗シ以テ國政ノ進行ヲ沮害スルガ如キコトアル可カラズ。是レ決シテ上院本然ノ任務ニアラズ。若シ此クノ如クナレバ是レ寧ロ下院ト同ジク感情ニ奔リ黨争ノ渦中ニ投ズルモノニシテ等シク醉ヘルフヒリツブタルナリ。醉者相争フ國家ノ危險是レヨリ大ナルハナシ。」

「七五頁—七七頁(九號)」

力ノ片重片輕ヲ調和シ、一ハ以テ他ヲ制シ、一院ノ專恣ニ流ル、ノ通弊ヲ防ギ、以テ立憲政治ノ美果ヲ收メントスルニ外ナラズ。故ニ橫暴ニ陥ルノ不可ナルト同時ニ、亦上院ノ專恣ニ流ル、ノ不可ナルヲ固ヨリ言ヲ待タズ。故ニ上院ガ下院ノ橫暴ヲ名トシテ徒ラニ之ニ反抗セントスルハ大ニ不可ナルヲ見ル。只下院ノ行動決議ノ眞ニ國民ノ意志ヲ代表スルモノニアラズ、又假リニ之ヲ代表シタルモノト見ルモ是

レ一時ノ無謀急激ノ聲ニ動かサレタル結果ニシテ眞ニ國家永遠ノ計ニアラザルコトヲ認メタル場合ニ於テ、始メテ之ニ對シテ熟慮ノ餘地ヲ與フルノ主旨ニ於テ之ヲ再考セシムルノ手段ニ出ツベキナリ。只下院ノ行動ガ國民ノ眞正ノ意志ニ副ハズ國家竝ニ國民ニ對シテ回復スベカラザル不利益ヲ來タスト認メタル場合ニ於テ之ニ再考ノ時期ヲ與フルガ爲メニ之ヲ再審ニ付スベキノミ。故ニ若シ下院ノ議決ガ眞ニ國民ノ聲ニヨリテ後援セララルコトヲ知ラバ上院ハ之ニ對シテ敬意ヲ表シ執拗ナル反對ヲナス可カラズ。只徒ラニ政府ノ器械トナリ、之ニ盲從スルノ不可ナルト同時ニ自己ノ獨立ナル堅城ニ據リ下院ノ多數ニ對抗シ、其ノ議決ヲ蔑視セントスルガ如キハ共ニ上院トシテ本分ヲ全ウスルモノニアラズ。」

「八八頁—一〇〇頁(十號)」

「五」英國ニ於ケル上院改革論ニ於テ、英國上院改革特別委員會ノ決定セル改革案ノ要旨ヲ説明ス。

英國貴族院の改造

占部百太郎

三田學會雜誌 第十三卷第九號及第十號 論說

大正八年九月號及十月號

一九一七年八月英國に於て、ブライス卿を會頭として組織せられたる『貴族院改革評議會』(Conference on the Reform of the Second Chamber) について説述したものである。

貴族院制度改正に就て

貴族院議員 鎌田勝太郎

三田評論 第二百八十六號

大正十年五月號

一頁 夫の近來一部人士間に唱へらるゝ二院縦斷説の如きは果して如何予は之を以て大に誤れるものと思ふのである。」

二頁 二院の妙味は政府と下院と一致して勢力を濫用し専横の事を爲す場合に上院は冷靜に國家の利害を考へ感情に走らず黨争に關せず一國家觀念を以て之を融和協調し大計を誤らざらんことを期するにあり、是れ下院と其性格を異にせざるべからざる所以である。」

二頁一三頁 然らば貴族院令を改正し其組織を改むるには如何にすべきや。唯世間識者の研究を促す爲め試に卑見の一端を擧げんに、第一多額納税議員の制度を廢止し之に代ふるに各府縣より或る特種の方法を以て議員を選ぶこと又勅選議員に年限を付すること又成るべく學者の收用に勉むること其他華族に關しては公侯爵の世襲議員を廢し總て選舉に依ること、爲し其の選舉は從來行はるゝ三爵議員の連記選舉の制を改正することは等は敢て確定の意見として斷言する次第には無きも大體改革は是等の事項より始むべきかと思考せらるゝのである。」

貴族院ノ組織ニツキ考慮スヘキ案件

法學博士 清水 澄

法學新報 第三十三卷第一號 論說

大正十二年一月號

五八頁—五九頁 第一 勅令ヲ以テ貴族院ノ組織ヲ定ムルコト

貴族院令ハ少クトモ貴族院ノ議決ヲ經ルニアラサレハ之ヲ改正増補スルヲ得サルモノト爲スコト憲法ノ精神ナリト信ス而シテ之ヲ衆議院ノ議決ニ付セサルハ敢テ非立憲ナリト思考スルモノニアラスト雖モ貴族院ノ組織ハ重要ナルコトナルヲ以テ衆議院ノ議決ヲモ經ルコトニ爲スヲ當ラ得タルモノナリト信ス。故ニ將來憲法改正ノ機會アラハ貴族院ノ組織ハ貴族院法ヲ以テ定ムルコトニ改ムルノ可否ヲ十分ニ審議セラレンコトヲ希望スルモノナリ。」

五九頁—六〇頁 第二 貴族院ノ名稱ヲ改メ我國上院ノ議員ヲ公選ト爲スコト

野村博士ハ大正十年十一月ヨリ十二月ニ跨リ東京日日新聞紙上ニ於テ貴族院改造問題ヲ論シ上院議員ハ之ヲ公選トスルヲ可トスト論セラレタリ。予輩ハ公選説ハ他日ノ問題トシテ憲法三十四條ノ範圍内ニ於テ貴族院ノ組織ヲ如何ニ改造スヘキカヲ論究セント欲スルナリ。」

六〇頁—六一頁 第三 公侯爵ノ世襲議員タルノ制ヲ廢シ伯子男爵ト同様ニ同爵者ノ中ヨリ選舉シテ議員ヲ出サシムヘキコト

……世襲議員ヲ廢止セントスルハ一應理由ナキニアラスト雖モ實際ニ

於ケル議員ノ行動ヲ見ルニ公侯爵議員ハ大體ニ於テ是非主義ヲ採

リ自己ノ自由意見ニ從ツテ表決ヲ爲シ伯子男爵議員ニ比シテ議員タルノ眞面目ヲ發揮スルノ觀ナキニアラスト蓋シ選舉ニ依ラサル方故ニ選舉ニ當選セラルルコトヲ劃策スルノ必要ナキカ爲ナリ故ニ此ノ點ニ於テ世襲議員ヲ廢止スルハ尙一層ノ考量ヲ要スルモノト謂フヘシ然レトモ一方ニ公侯爵ノ議員ノ職ヲ世襲ニスルコトヲ廢スルト共ニ他ノ一方ニ於テ伯子男爵議員ノ歳費ヲモ廢スルコトモ或ハ是非主義ヲ一般ニ行ハシムルノ結果ヲ生セシムルコトトナランカトモ思考スルナリ。」

六二頁 第四 伯子男爵議員ノ同爵者間ニ於テ選舉スルノ制ヲ改メ伯子男爵全體ノ選舉ニ於テ各爵ニ分配シタル伯子男爵議員ヲ選舉セシムルコト。予輩ハ却ツテ不公平ナル結果ヲ生スルノ虞アリト信ス。若シ三爵共通ニ議員ヲ選舉スルトスレハ三爵ニ跨リ伯子男爵ノ多數ヲ包有スル選舉團體ノミヨリシテ伯子男爵議員全數ヲ選出セシムルノ結果ヲ生スレハナリ。」

六三頁—六四頁 第五 伯子男爵議員ノ選舉方法ヲ改正スルコト

……元來投票ノ記名無記名ハ一利害ナルヲ以テ予輩ハ必シモ無記名投票ト爲スヘキコトヲ主張スルモノニアラスト然レトモ連記投票ハ極メテ不公平ナル結果ヲ生スルヲ以テ之ハ積集投票ニ改ムルヲ至當ナリト信ス積集投票トハ選舉人ハ議員ノ定數タケ投票ニ候補者ノ氏名ヲ記載シ得ルモ連記投票ノ如ク必シモ異リタル氏名ヲ連記スルノ必要ナク其

ノ定數タケ一人ノ氏名ヲ繰返シテ記載スルモ或ハ數人十數人ノ氏名ヲ適宜ニ重複シテ定數タケ記載スルモ全然選舉人ノ自由ナルモノヲ謂フ
 六四頁—六五頁
 第六 國家ニ勤勞アリ又ハ學識アル者ヨリ特ニ勅任セラレタル議員ニ任期ヲ附スルコト

：然レトモ終身議員ハ其ノ地位安固ナルカ爲メ自由ニ其ノ意見ヲ發表シ得ルモ之ニ任期ヲ設ケ其ノ任期盡キタル時ニ於テ更ニ勅任セラレ得ルモノト爲ストキハ時ノ政府ノ意向ヲ迎フルノ弊ヲ生スルノ虞ナキニアラス故ニ此ノ件モ十分ニ考量ヲ要スルノ問題ナリト信ス尙ホ此ノ種ノ勅任議員ニツキテハ左ノ點ヲモ講究スルコトヲ必要ト考フルナリ

一、國家ニ勤勞アリ又ハ學識アル者ナルコトヲ認定スル爲メ細目ノ資格要件ヲ定ムルコト

二、一年間ニ勅任セラルヘキ議員數ヲ限定スルコト
 六五頁—六六頁
 第七 貴族院令第一條ノ五ヲ全廢スルコト

貴族院令第一條ノ五ハ所謂多額納稅議員ニ關スルモノニシテ之ヲ廢止セントスルモノナリ：予輩ハ貴族院ノ組織中ヨリ同院唯一ノ民選分子タル多額納稅議員ヲ全然除外スルコトハ直チニ同意スルコト能ハスト雖モ貴族院ヲシテ衆議院ト共ニ全國民ヲ代表スルノ實ヲ舉ケシムル爲メニハ大學、學士院都道府縣及其ノ他ノ主要ナル公共團體ノ代表者

貴族院改造論

山田保

日本辯護士協會錄事

第二十八卷第一號及第二號 (第二九一號—第二九二號)

大正十三年一月二十八日、二月二十八日發行

- 一、王政復古と明治新政府の建設(一號—二頁)
- 二、明治大帝の大御心と明治新政府の國是(同—二頁)
- 三、中央集權の確立と社會制度の更革(同—二頁)
- 四、憲法の制定と代議制の確立(同—二頁)
- 五、我が國貴族院令の制定(同—四頁)
- 六、憲政の危機と國民の覺悟(同—四頁)
- 七、國會構成の單複制(同—五頁)
- 八、各國議會制度の概況(同—五頁)
- 九、兩院制度と上院の將來(同—七頁)
- 十、我が國貴族院の構成(二卷四〇頁)
- 十一、其改善方法如何(同四二頁)

「我が國現行貴族院は之を一讀するに及んで、理論上、實際上極めて不合理不徹底にして、時代錯誤の甚敷制度たる事は尙も新時代に生を享くる者、天下萬人の均しく認むる所なりと信ず、明治二十二年即ち今を去る三十有五年の昔日に於ける帝國の國民度を標準とせば、或は

ヲ貴族院ニ入ルルノ必要アリトノ意見少ナカラサルヲ以テ此ノ問題ト共ニ多額納稅議員ノ廢止問題モ共ニ之ヲ講究スルノ必要アリト信スルナリ」

順應の制度として之を迎ひられたるならんも、現代の時代想を標準とせば、誰か斯る愚案滑稽否な事ろ大膽なる法案の制定を企圖する者有らん哉、現在には知らず少くとも將來順應の制度として、之が改正の急なる事は國家民人の共に辭む事能はざる所たる可し。」
 「今の時に於て新時代に順應する徹底的改造を爲すに非ざれば、或は恐る、貴族院は遂に自滅するの運命に於て存せざる哉、」

十二、現行貴族院令の考察(同四四頁)
 四四頁—四六頁(一號)
 「我が現行貴族院令を標準として」

- 一、皇族 皇族成年男子を當然議席に列せしむるの事の良否如何の問題は臣下の之を論議す可き事項に非ずと信ず。
- 二、公、侯世襲議員の制度は斷然之を廢止すべし、…是等公侯爵の後繼襲爵者が現行法の如く滿二十五歳に達したるの故を以て當然世襲的に貴族院議員と爲る事は何等理論上及、實際上の根據を有せざるのみならず、百害有りて一利無きものと謂はざる可らず、何者現今に於ける我が國有爵貴族の子孫にして祖先の英名を恥かしめざる者果して幾人かある。…此の制度は時に或は却て公、侯爵自身に採り甚だ迷惑たる事あるべし、各人天賦の性能と趣味嗜好乃至自由は之を尊ばざる可らず、公侯爵の子孫たるが故に何人も例外なく政治を辨へ之を欲するものにはあらざる可し、…要するに現行法の如く、公、侯爵の子孫に對し其の

賢、愚、肖、不肖の差別なく、満二十五歳に達したる一事のみを以て當然世襲的に先天的議員たらしむる事は實に貴族院の神聖と權威を失するのみならず、社會上の階級たる榮爵禮遇の途と政治上の特權を併有せしむるものにして國民の思想上に及ぼす影響大なるを思ふ、要之、余の意見は自己一身の力に依り國家に勳勞功蹟を盡し以て公、侯爵に選拔せられたる者又は従一位、大勳位に叙せられたる者に限り當然貴族院の議席に列せしむるの程度に改正するを相當と信ず。

三、伯、子、男爵互選議員、此の制度に對しては或は其の數を半減するを相當とし、或は其の選舉方法を…變更すべし等、幾多の改正意見あるも、余は我國現行の華族制度を基準とし、殊に世襲伯、子、男爵諸公の現狀に鑑み更に字内の形勢と國家社會の隆運を圖る上より觀て此の制度は斷じて根本的に之を廢止するに至當なりと信ず、…強て此の制度を保存せんとするならば、公、侯爵に於て述べたると同様己一身の國家社會に對する勳勞功蹟に因り此の榮爵授與の榮典に浴したるものに限り、同爵間の選舉權及被選舉權を認むる事とし世襲議員に對しては何等の特權をも與へざること、然も是等選出議員は其の數を現在の十分の一位に選減する事とし、夫れ以上は決して擴張するを許さず、

十三、不徹底な多額議員制度(四七頁)

模範國會の要素と其組織

占部百太郎

史學 第三卷第二號

大正十三年八月號

模範國會(Model Parliament)に關して當時其れを構成してゐた種々の要素並に其の組織に就いて、説述したものである。

貴族院改革問題

占部百太郎

財政經濟時報 第十一卷二十一號 論 究

大正十三年十一月號

(二一頁から一八頁に互つて三田學會雜誌第十三卷第九號及第十號に所載の同氏「英國貴族院ノ改造」なる論文要旨と同一趣旨の記述あり)
 「八頁」皇族は特別として、公侯爵の華族が廿五年以上になれば選舉を経ずして其儘貴族院に列する現制は非民主的であるから、矢張りこれを互選にす可きである。」

「伯子男有爵者の選舉には…連記制を廢して、單記無記名投票に改む

四七頁—四八頁(二號)
 「多額納稅議員、是又無意義不徹底の制度なり。斷じて之を廢止すべきものと信ず、況んや現行法の如く三府四十三縣に分ちて其の府縣の納稅財産分限を標準として十五名に限り、其の資格者となせるは甚しき不合理のものと云はざる可らず、…彼等の眼中國家人なし、墓標議員の英名を獲得するのみ、貴族院令を弄ぶのみ、國家の危險是より大なるは無し、嗚呼、夫れ人の罪か、制度の罪乎、」

四九頁—五〇頁(二號)
 「四、勅選議員…勅選議員の制を以て最高の理想とするに近しと信ず、但し從來の如き選抜の方法、範圍には遽かに贊意を表する事はさざると同時に終身の制は斷じて之を改めざる可からず。國家に對する元勳主義を標準として其の勳勞功蹟の偉大なる者、及び學識經驗に富み、人格、品性高潔にして、一世の義範として恥づる事なき有能の人材を簡拔して之を勅任し以て貴族院構成の主なる要素と爲し…從來の選舉方針を慎むと同時に、其の範圍を擴張し、學者、思想家、政治家、教育家、實業家、富者、貴族等各種の勢力を通し尙も國家社會に勳蹟偉大にして、且つ、人格、才能、學識、俊秀なる國民に義範として恥ぢざる偉材を網羅し、且つ、是等有能の士の最も活動力旺盛なる時代を標準として五箇年位毎に任命する事とせば、貴族院、實質、品價蓋し百倍するならんと信ず。」

結論 (五〇頁)

可きである。」

「八頁」國家に勳勞あり又は學識ある所謂勅選議員は、從來時の政府が置土產的に選任したる多くは老朽官吏であるから、是等を終身議員とするのは、最も時勢の進運と逆行する制度である。此種の議員は…上下兩院議員から成る詮衡委員會のやうなものに其の選任を附託し、此の如くして選ばれたものを勅選す可きであると思ふ。其れから學識ある者を選抜する方法として、各官公私立の大學に少なくとも一人の代表的學者を選出せしむる特權を與ふ可きであると思ふ。」

「八頁」多額納稅議員は最も無學無功勞の議員であつて、從來其選出方法に甚だしい弊害があつたのであるから、斷然此制度を廢す可きである。而して地方議會の中から選舉會を組織せしめて各府縣から一名を選舉せしめ、尙商業會議所、農會其他工業上の團體等から(地方の狀況に應じて)選舉會を組織せしめて、一名を選舉せしむ可きであると思ふ。」

「九頁」貴族院議員の任期は、總てを通じて六年とし、適當の方法を講じて、三分の一づゝ更任して行く制度に改む可きであると思ふ。」

貴族院論

市村光惠

法學論叢 第十二卷第二號 第三號 論叢

大正十三年八月 九月

(第二號)

第一號ニ於テハ「一、英國の貴族院」ト題シ「イ英國貴族院の起原及貴族を創設する國王の大權」、「ロ貴族の創設に關する國王の權利の制限」、「ハ貴族の種類」ノ三項ニ分チテ之ヲ説述シ、終ニ英國ノ上院組織ノ歴史ヲ略説ス。

三四頁(三號)

第三號ニ於テ先ヅ「一、帝政時代の獨逸諸國貴族院」ト題シ、「一、プロイセン」、「二、バイエルン」、「三、ザクセン」、「四、ヴュルテムベルグ」、「五、バーデン大公國」、「六、ヘッセン大公國」ニ分チテ説述ス。尋イデ「三、日本の貴族院」中ノ「(1)貴族院令」ノ項ニ於テ、貴族院令ノ憲法違反ナリヤ否ヤニ就キ、肯否定ノ兩論ヲ擧ゲ「貴族院の反對に拘らず其徹底的改造は先づ此點に留意して始めて行はれ得べし」ト結ブ。更ニ「(2)貴族院議員」ノ項ニ於テ次ノ如ク論ズ。

三四頁—三五頁(三號)

「貴族院の組織が主として獨逸諸國に倣ひたる結果として成年に達したる皇族男子を議員とせしは正當の事なり…華族の中公侯爵に選舉を用ひず伯子男爵に互選方法を用ゆるに付ては多少の議論あり公爵侯爵が互選に依らずして悉く議席を有することは之を英獨の立法例に考へて寧ろ其常道に近きものと謂ふべく敢て不可なるを見ず伯子男爵議員を互選することは其數の上より見て已むを得ざるものあらん蓋し我

國に於ては…華族の數は増加する一方にして代表の制を採用するに非ざれば之を貴族院に收容する能はず從て伯子男爵者の互選は之を是認すべし唯其互選の方法を如何にすべきかは從來屢々論議せらるゝ所なり現行貴族院伯子男爵議員選舉規則第十條に依れば投票は連記記名式に依ることとせり從來問題となれるは此連記投票なるが如し然れども貴族院なるものが衆議院と異なり寧ろ中世の階級代表議會に近きものとすれば其代表を出すに當り連記に依るも敢て甚だしき弊害あるを見ず抑も單記投票なるものは小數代表の目的を主とするものにして從て代議士院の選舉には適用するを可とせむも政黨と全く無關係なるべく又自己の屬する同階級の代表者を出すに當りて單記制とすることは左して必要ならず…若し之を單記とすれば移議法を用ひざる限り法定の當選者を得ざるべく移議法を用ゆるものとせば移議の番號數を多くする必要があるが爲め投票者は其の煩に堪えざるべく同階級代表が全然階級代表にして政黨の代表者と異なる點を考ふれば衆議院議員の選舉方法を以て之れが互選方法に擬するは非なり」

三五頁—三六頁(三號)

勅選議員ニ關シテ「國家に勳勞あり又は學識ある者を勅任することは貴族院には生氣を興ふる所以にして敢て不可なることなしと雖も其人選が常に政黨本位にして内閣拋出しの際常に自黨に功勞ありし者を貴族院議員に勅任し斯の如くして内閣の更迭毎に反對黨が交々貴族院に入るは政黨内閣の暗礁たる貴族院の力を培養する所以にして政黨内

閣の謳歌者の立場より云へば好ましきことに非ざるべし…警保局長法制局長官たりし者が當然に貴族院議員となる内規あり又古參の地方長官が任命せらるゝことあり甚だしきは開業醫が勅任せらるゝが如きは勅任議員の定數が多きに過ぐるが爲めなり常に現存の如く多數の勅任議員を存するに於ては之に任期を附するを可とす又若し勅任議員を終身として現在の制度を維持せんとせば其數を減少すべし」

多額納稅議員ニ就キテ「多額納稅議員に至りては吾人は其必要を認めず將來の改正に方りては之を廢止するを可とす」

貴族院制度改革論

副島義一

日本及日本人 第五十四號

大正十三年八月十五日發行

第一、衆議院に於ける貴族院改造の建議案

八頁

「同建議に於ては、「公、侯爵の世襲制度、有爵議員の選舉方法、年齢の制限、有爵議員の定數、勅選議員の任期及多額納稅議員を如何にすべ

きや」の疑問を掲ぐのみにして、其の改革の程度と範圍とは、慎重なる審査考究に待たざるべからずと云ひたるに過ぎず…自己自ら審査考究せずして、唯疑問のみを掲ぐ。是れ建議にあらず、質問を爲せしものなり」

第二、議會組織の種類

八頁—一三頁

「兩院制は、人民の社會上の要素に種々の分子あり、而して或分子には、特別に政治上の地位を有せしむる必要あること、民選的の一院制より生ずる弊害を防止する爲めに、採用せらるゝなり。一國に貴族及卓越の分子ある場合には、之を他の分子と同一視能はざる歴史上及理性上の理由に依り、貴族院が設置せらるゝなり…兩者（貴族院及元老院）共に保守主義に依る制動機的作用を以て、他院の進動作作用を適正ならしむることを、其の責務とするものなり」

(一) 貴族院制

(イ) 英國の貴族院

(ロ) 其他の貴族院

(二) 元老院制

第三、我貴族院組織の要素

一四頁

「貴族院の組織は其の權限と相關連して、適當に之を定むるを得るものなり。若し上下兩院の權限、略々同一なるときは、上院の組織に、民主的の分子を加入して、初めて平均を得べし。之に反して上院が組織

上、優越の地位を有するに拘らず、其權限同一なるときは、均衡を失ふに至るべし。此の如何なる場合に於ても、上下兩院は、決して同種同等の組織を有すべからず。何となれば是れ兩院制の必要を没却するものなればなり。」

「今我日本に於ては、兩院制の是非を詳論する必要は無かるべし。」

「但兩院制には、貴族院制及元老院制の兩種ありて、何れを適制とするや。又何れの色彩を多く帯びしむることを要するやの問題は、我國に於ても亦必要的に生じ得べし。然れども我國に於ては、既に貴族院制を採用せる既定の事實に鑑み、今更に其の種類を根本的に變更するの必要ありと謂ふべからず。」

「貴族院の組織は、如何に改革すべきやの問題を解決するには、先づ歴史上の傳統と、社會の新傾向とを、能く折衷調和せしむることを以て、其の主眼と爲さざるべからず。貴族の歴史上の成果として存在し、又社會上に於て相當の地位を有する場合には、政治機關の組織にも、亦重要な地位を有せざるべからず。是れ「モンテスキュー」氏の所見、及英國の現状を看て明かなり。故に我國の上院組織に於ても、貴族を重要な要素とするは先づ適當の措置なるべし。是れ我國の上院が、貴族院制たる所以なり。然れども他の一方には、社會の新趨勢も亦元より大いに考慮せざるべからず。是れ改革が促さるゝ所以なり。殊に貴族院に、人民の分子を加入せしむることは、民衆の發達せ

る現状に於ては、蓋し避くべからざる方法ならざるべからず。縱令、一般民衆は、衆議院の組織に其の勢力を伸展し得ると雖へども、貴族院に於ても亦部分的の加入を得ざるべからず。是れ改革の要綱たり。但し茲に人民の分子と言ふも、衆議院組織の場合とは、稍其の種類を異にせざるべからず。然らざれば貴族院に特殊の性質を帯びしむる要素たることに適するを得ざるなり。又學識及勤勞(經驗)も亦貴族院の一要素たらざるべからず。國家重要な機關たる上院の組織に、學識及勤勞に富む者を包括することの肝要なることは、事理明白にして、多くの説明を爲す要あらざるべし。唯學識勤勞の査定に、實際上の錯誤を生ぜざらしむることが、困難に屬するのみ。」

第四、我貴族院組織の細目

(一) 貴族院議員の人数

「兩院制を採用する以上は縱令兩院の權限には、法律上差異を設くべしとするも、兩院議員の数は、略々同等ならしむるを要す。若し然らずして上院の議員數、著しく少數なるときは、何等の存在を認められず、有名無實の制度とならん。故に我貴族院の議員數は、衆議院の議員の數と、略々同等ならしむべし。」「私考に依れば貴族院議員數は皇族議員を除き約四百名内外を適當とす。此四百名を有爵議員、學動議員及推薦議員の間に適宜配當すべし。而して我上院が、貴族院たる從來の傳統と、有爵者現議員の一九六名たる勢力とに鑑み、有爵議員數は他部

の議員數よりも稍優勢ならしめ、約百五十名と爲し、學動議員と推薦議員とは略同數ならしめ各百二十名内外と爲すべし。其他多少新種類の議員を加入すべし。…(皇族議員は現在の儘とし別に變更を加へず)」

(二) 有爵議員

「公侯爵を有する者は、國家の重臣にして、其の社會上の地位も一層尊重すべきものなりと雖へども、他の伯子男爵と同じく、華族の一部に屬する者なれば、其の政治上の待遇に特別の差異を設くる大なる理由なかるべし。伯子男爵者と同じく選舉の方法に依り、議員たることを得ざるべからず。」

「予は公侯伯子男を共通して一團と爲し、以て選舉を爲さしむる制を立てんと欲するなり。且つ現時公爵者十九人、侯爵者三十八人にして、階級ある毎に、此の數を増加するものにして減少することなかるべし。然るときは之を世襲議員とすることは、愈、其理由を失ふことに爲るべし。」

「現行の我貴族院令に於ては、伯子男爵を各、特別の選舉團として、各爵毎に選舉を爲さしむることに爲れるが、是れ何等理由の存する所にあらざるなり。伯爵總體、子爵總體、男爵總體は、何等共同の利害關係、共同の目的を有する組合又は團體の性質を有する者にあらず。然るに此等が各一體として、議員の選舉を爲すは唯便宜上の方法たる外に、

何等の理由あることなし。是れ無意義なり。宜しく之を改め、公侯伯子男爵を、總べて一括して一體と爲し、以て有爵議員全體の選舉團と爲し、以て此中より有爵議員を選出せしむることに爲すべし。」

「有爵議員選舉方法としては單記(無記名)投票制を採用すべし。」

「連記投票制に於ては、多數の一部の者のみが、其代表者を選出するを得て、他の少數の一部は、一人も其代表者を出だすを得ざる不公正の結果を來たす、缺點あるのみならず、猶選舉者をして、自由意思を以て投票するを得ざらしめる、大なる弊害を招來すべし。」

「此の弊害(連記投票の弊害)を除く爲めに、吾人は單記投票制を採用すべきことを主張す。但し單記投票を行ふときは、一回の選舉を以て議員總數を擧ぐるを得ざる缺點を生ずることあるべし。故に余の考案に依れば、當選率を六點とし、選舉は一回に止めず、議員定數を充たす迄數回選舉せしむる方法を採らんと欲す。而して最後には比較多數者の得點者を當選者と爲すべし。」

「有爵者選舉に於ては、選舉者の年齢は、二十五歳以上、被選舉者の年齢は三十歳以上、議員の任期は八箇年とし、四年毎に半数改選を爲さしむべし。」

(三) 學識及勤勞に由る勸選議員

「學識あり勤勞(經驗)ある者は、國家の財寶にして、貴族院組織の要部たらざるべからず。是れ何人も異論の無き所なるべし。唯之を査定す

る方法が適當ならざる時は、濫造の弊害を生ずることは勿論なり。是に於て世間、或は調査機關を設け、銓衡せしむべしと論ずる者あり。然れども公平の銓衡を爲す調査機關は如何にして之を設定し得るや。又調査機關ならば、公平の銓衡を爲し得るとは何に由て保證し得るや。是れ疑問なり。予は從來の如く、政府の各時の査定に委するより外、道なしと信ず。」

「學識勳勞に由る勅選議員の資格としては、年齢四十歳以上と爲すべし。蓋し學識勳勞は、年齢の高きに從ひ、其の深厚と廣大を増加する所にならばなり。又既に高年に至り、漸く貴族院に入るを得たるものには、其任期を局限するは非理なり。故に之を終身議員と爲すべし。世間或は、此種の勅選議員にも任期を限り、少くとも停年制を行ふべしと主張する者ありと雖へども、國家の官吏の如く、積極的の活動を爲す者にあらざる貴族院議員たる勅選議員に對しては、爾かく嚴密に律すべきものにあらず。貴族院は人材の駐屯所たる意義も存する所なるを以て、勅任議員をして其老耄を安終せしめて可なるべし。」

「勅選議員は有爵者以外に於て之を任用すべし。」
「八頁」
「四頁」 推薦議員

(イ) 各地方推薦議員

「貴族院に人民の分子を加せしむべしとは、世間論者の多く是認する所なれども、其方法に付ては、種々の意見あるが如し。予は現時の

る者は、衆議院及貴族院の何れかの部分に於て、其の代表者を出だすを得るを以て、此等百般の組合又は團體を網羅して、其代表者を出さしむる必要なかるべく、亦之れ實際不可能の事なるを以て、唯其の成立及組織の確實にして、整備せるものを選び、代表者を出す権能を與ふべし。」

「此等の代表制は職業團體のみに行ふべきにあらず。廣く各種の團體に及ぼさざるべからず。此の議員總數は約二十名とし、各種の團體に之を分配す。同種類の團體は全國相聯合して會員中より其の代表者を推薦すべし。被選者資格は年齢四十歳以上とし、任期八箇年とす。」
「神官僧侶等にも亦貴族院列席の方途を開くべし。而して現行の伯子男爵議員選舉規則の第二條は削除せられざるべからず。(神官僧侶等が貴族院列席權を有すとせば衆議院議員の被選舉權は之を除外するを可なりとす)。」

(五) 朝鮮及臺灣の議員

「九頁」
「朝鮮の王公及貴族も、亦皇族及華族に準じ貴族院議員たることを得せしむべし。殊に王公は勅令に依り列席權を有せしむべし。又朝鮮貴族は、其數約六十名以上あるを以て、之を一團と爲し、其代表者を推薦せしめ、之を勅任すべし。其議員數は當分の内唯二三名の少數に止むべし。其選舉資格及投票方法等は凡べて内地の有爵者選舉に準ずべし。其他朝鮮及臺灣よりも自治體推薦の議員を出ださしむるを可なり

多額納稅議員制を、改良擴張するを適當なりと信ず。即ち先づ、選舉者は各府縣毎に一の選舉團體を形成し、府縣會議員及市町村會議員等の自治機關の會員を要素として、之を組織せしむべし。而して推薦議員總數中約百名を各府縣に分配し、各府縣は其人口の多少に從ひ、一人乃至三人を、其の選舉團をして推薦せしめ、之を勅任すべし。被選舉者の資格としては、年齢四十歳以上、及其府縣に於て直接國稅十圓以上を納むる者と爲すべし。此の如く選舉方法を間接選舉とし、且つ被選舉資格を制限するは衆議院選舉に對し、差別的色彩を帯びしむるの主意に出でたるものなり。若し選舉を直接とし、被選資格に年齢と資産の制限を附せざるときは、民主主義は之を貫徹することゝ爲るも、衆議院の要素と同種と爲り、別に此の要素を設くる必要なきに至るなり、然るに貴族院の設置は、前述せる主意に由るものなるを以て少くも斯る制限を附することは、殊に肝要なり。然かも現多額納稅議員に比較すれば、著しき變更にして、社會の中堅に貴族院の門戸を開くことに爲るなり。此種の議員の任期は有爵議員と同じく八箇年と爲すべし。(衆議院議員の資格中納稅義務は撤廢することを前提とす)

(ロ) 團體推薦議員

「推薦議員の他の一種として、團體代表制の議員を設定すべし。則ち各種の職業、教育、宗教及文藝等の組合又は團體より其の代表者を推薦せしめ、之を貴族院議員として勅任すべし。元より此等の團體に屬す

とするも、自治體の整備、未だ内地と同一の状態にあらざるを以て、當分朝鮮に於ては、朝鮮總督府中樞院をして、又臺灣に於ては、臺灣總督府評議會をして、候補者を推薦せしめ之を勅任すべし。而して其人員は朝鮮三名、臺灣二名にて可なるべし。其他の條件は内地の規定に準據すべし。」

「九頁」
「議會は國民の各種の分子の代表者を以て組織することを、其の本來の理想とする所なれば、日本國土の一部分たる臺灣及朝鮮の代表者を、其の組織の中に加することは、當然の理なるのみならず、此等の地方人をして、中央の議會に其の代表者を出ださしむることは、亦た其の國家觀念を益、養成し、報效の精神を愈、發揮せしむる所以の源泉なりとす。」

第五、貴族院令及選舉規則の變更

「九頁—二〇頁」
「以上説明する如き、貴族院組織の改革を爲すには、現行の貴族院令及伯子男爵議員選舉規則の變更及多額納稅議員互選規則の廢止等を惹起すべし。而して明治二十二年制定の貴族院令は勅令なれども、同令第十三條には同令の改正及増補には貴族院の議決を経べき旨の規定あり。故に此の貴族院令は、一種特別の勅令にして、通常の勅令とは異なるものなりと謂はざるべからず。從て貴族院の組織を改革するに當ては、少くも貴族院の同意を得、其の議決を待ちて、初めて之を遂遂することを得るなり。決して政府一方の意思に依り、自由に之れが改

革を企つることを得ざるなり。世間或は貴族院令は、通常の勅令にて之を變更し得べし。必ずしも貴族院の議決を経るの必要なし。何となれば憲法には、勅令に貴族院の議決を経べきことを、要件とすることなければなりと論ずる者あり。然れども既に憲法第卅四條に於て、貴族院の組織に關することは、貴族院令の規定に依るべきことを規定せる以上は、貴族院令の規定は、憲法上有效のものなり、又貴族院令の改正に、貴族院の議決を経べきことを規定せることも、亦有效の規定なりと謂はざるべからず。」

「或は天皇が、貴族院令を制定するに際し、自ら貴族院の議決を経べしとの制限を附したるも、天皇は何時にても自由に、此の制限を除去することを得べしと、論ずる者もあらん。然れども若し爾か云ふときは、天皇か自ら憲法を發し、憲法變更には或一定の條件を要すと、規定して自ら制限せる場合に、天皇は此の制限に拘束せらるゝものにあらず何時にても自由に、憲法を變更し得ると謂はざるべからず。」

「貴族院議員資格及選舉爭訟判決規則も勅令なれども、貴族院令第九條の規定に従ひ、貴族院に於て議決し上奏裁可ありたるものなり。是亦一種特別の勅令に屬するものなり。」

「伯子男爵議員選舉規則は、貴族院令第四條の規定に依り、單純の勅令にて規定せらるゝも、其本來の性質よりすれば、之を變更するには貴族院の議決を経べきものならざるべからず。何となれば是れ貴族院の

組織に重要な關係を有するものなればなり。殊に同選舉規則の第十三條には、前數條に掲げたるものゝ外、選舉に關する一切の規程は、選舉資格を有する伯子男爵の協議を以て之を定むべしと、規定し、同第十三條の後數條に掲げたるものも、猶協議を以て變更し得る意味の規定あるを觀れば、選舉規則の變更には貴族院の議決を経ることは、少くとも同規則の精神なりと謂ふことを得べし。但し形式上の解釋論としては、選舉規則は必ず貴族院の議決を要すと云ふは適當ならず。」

第六、貴族院權限の縮小

「苟くも兩院制が採用せられ、貴族院が衆議院と共に設置せらるゝには、其の組織の要素と議員の地位に差異を附することを、前提とせざるべからず。又此の差異を附するに由り、兩院を設置するの理由が確立するを得るなり。而して其の要素と地位に差異あれば、其權能にも亦自ら差異あらざるべからず。若し然らずして其の權能を同等にするが如きことあらんか。優越の地位を有する者は、獨り權勢を肆にするを得るに至らん。此の弊害を矯正するには優越の地位を有する者は、其の權能に於て減縮せられざるべからず。故に貴族院は衆議院よりも狭少なる權能を有することを前提として、初めて其の組織に於て優越的地位を有し得べきなり。予の貴族院組織改革論は、其權限の範圍、程度が衆議院の其よりも狹隘ならざるべからざることを前提としての立説なり。若し貴族院の組織が前述の如く衆議院とは異なる特別

の素質を有し、其議員の任期長く、殊に終身議員あり、從て解散を受けず、概して優越の地位を有するときは、其の地位も亦之に相當して減縮せざるべからず。」

「憲法第六十五條に、豫算は前に衆議院に提出すべしと規定せるは、衆議院の職權を尊重するの精神を實現したるものなり故に吾人は、此精神が徹底的に効果を表すことを務めざるべからず。我憲法には衆議院の豫算先議權を規定せるも、議院法には貴族院の豫算修正權を制限せず、之が爲めに、衆議院の議決は、貴族院に於て反覆せられ變更せられ、遂に兩院協議會が開かれ、先議權の效力の抹殺せらるゝことゝ爲る。是れ甚しき非理なり。而して假令議院法に、貴族院豫算修正權の制限の規定なきも、貴族院が果して衆議院の議決を反覆變更し得るや、今猶研究の餘地あるべし。我第一回の議會に於ては衆議院は政府提出の豫算案討議に際し、款項を新設せしことありしが、其の後に於ては款項の新設を爲さざる慣例に爲れり。是れ蓋し豫算に於ては衆議院は議案提出權を有せざるが爲めなりとの理由に基づくなり。何んとなれば款項を新設するを得るとせば、其實は議案提出と更に擇ぶことなきに至ればなり。即ち衆議院に於ては、少くも款項新設の修正權は、當然制限ありとの觀念が行はるゝなり。今衆議院に於て、款項を新設するの修正を爲すを得ずとせば、貴族院に於ても亦然らざるべからず。然るに貴族院に於ては、款項新設と同一の行爲を爲して、少しも

怪まざるの事行はる。即ち衆議院が、政府案の或款項を刪除して、之を貴族院に送附せる場合に、貴族院は更に之を元の政府案に復活する議決を爲すことあり。是れ法律上は款項の新設と爲るなり。何んとなれば貴族院は、豫算案の會議に於て、元との政府提出案と衆議院の議決送付案との二種の豫算案を有するものにあらずして、唯衆議院の送付案のみを有し、此の送付案には、政府案の或款項が刪除せられ、從て存在せざるものを復活し、即ち存在せしむるは、即ち款項の新設と爲るものなればなり。衆議院に於て爲し得ざることを若くは爲さざる慣例と爲れる事を貴族院が爲し得るとは、非理の甚しきものにあらずして何ぞや。而して其の結果は衆議院の先議權の效力の抹殺と爲るなり。其他衆議院が刪除せざるも、苟くも其の議決したるものを、貴族院が變更する議決を爲すも、亦同様なりとす。斯る非理を排除して、衆議院の豫算先議權の效力を主張することは、現行慣例の上に於ても猶之を爲し得る所なるも、之を明白に徹底せしむるには、議院法を改正し、貴族院の修正權を制限する規定を設くるを緊要とすべし。豫算に關連を有する租稅及財政に關する法律案に就ても亦貴族院の修正權は之を制限するを可とす。」

貴族院改革の根本義 小村俊三郎

日本及日本人 大正十三年八月十五日號、第五十四號

「元來第一院の改革論は、何れの國でも組織と權限との二つに分れて居るのであるが、我國に於ても勿論その通りである。而かもその權限論は、英國に於ては要するに上院と下院との争、その下院に全部の責任を負ふべき政府との争であるに過ぎぬ。換言すれば豫算及財政問題は勿論、立法問題に對しても、上院は結局民衆の代表である下院に對抗すべからざるものであり、従つてその民選議院の信任を負ふ時の政府に反抗すべからざるものであるといふに過ぎぬ。然るに我國の貴族院では、互選若くは勅選に限られた貴族、官僚、軍人、地主、資本家階級が一團となつて、民衆の輿論を無視し、上下兩院を横斷し縱斷して政權を壟斷し、進んで政府其物を倒壊し、製造し、乃至は自ら進んで貴族院内閣を組織するに至つた程の問題である。單に豫算や立法法等に關する下院と政府との權限争位の問題には止まらぬ。議會政治、政黨政治、責任政治、憲法政治の根本に關した重大なる問題である。」
二六頁
「貴族院の改革論は飽迄當初の護憲運動の主張に立脚し、三派聯合内閣の義務責任とし、我憲法政治の根本確立の目的の爲に、護憲内閣の最大事業として、之を區々たる法律論とせず、之を堂々たる政治運動として、民衆の輿論を背景とし、壓倒的衆議院の多數を基礎として、勇往邁進すべきである。」

ある。」

「我が國の貴族及貴族院の現状は如何。其の常態文について之を見ても、悉く絛上の存在理由に反對してゐる。」二六頁
「飽迄貴族及貴族院が此の如き非常事態を演出し、その本分に反るのは勿論、憲政の基礎を危うからしむるに至つた罪過を政治的に糾弾し、責罰することに依り以て彼等貴族を救ふと共に、併せて我憲法政治を救ふことに在らねばならぬ。吾人は之を以て貴族院改革の第一義的要素と信ずる。」
是に於て問題は始めてその政治的糾弾と責罰との方法に入るのであるが之を爲すには勿論飽迄立憲的議會的方法と手段とに出でねばならぬ。但し元來憲政擁護と言ふ事は、獨りその擁護運動を起さしむるに至つた對手のみを咎むる譯には行かぬ。貴族及貴族院の憲政破壊は、言はず明果ネラヒのやうなものである。議會及政黨自身が先づ本來憲政の意義に覺醒し、他に乘ずるの隙をさへ與へなかつたならその憲政を偷んで我物とするものはなかつた筈である。」
二七頁
「：今後三派聯合内閣の爲すべき任務は、退いて自らその鐵則（責任ハ筆記者ノ註）内閣、政黨内閣の鐵則）を確立し、憲政の基礎を確乎不拔のものたらしめて、再び大權を旁落せしめて明果ネラヒに乘ずるの隙を與へぬことである。」
二八頁
「貴族院の常態を復舊し、更に之を改善進歩せしむる第二義的の改革案は、矢張りその權限と組織との改善を目的とし、之をしてその本分を

二七頁—二八頁
「現在護憲三派就中憲政會の如きは、強ひて之を法律的問題とし、貴族院令第十三條に拘泥し、同院の自發的改革を待たんとする行動に出でんとして居る。甚しきは其の自發的行動なるものも、僅に選舉規則の改正を目的とする範圍のものに過ぎぬと言はれて居る。假令院令第十三條の問題にしても法律學者の爲す紛々の議論は、前に吾人の指摘して置いた通り、貴族院が大不諱を犯した結果として、護憲運動の起らぬ以前の價値にしか過ぎぬのである。それは兎も角とし、右第十三條は元來貴族院の同意を要すと規定されてあるのみで、その同意を得る爲に改革案を提出することの出來ぬといふ意味ではない。その改革案を提出すると否とは、陛下の輔弼機關として、陛下の爲に全責任を負ふべき政府の職任以内、權限以内の事である。況んや通常の勅令たるに過ぎぬ選舉規則に於てをやである。而して若し之を提出して、民衆の利害を代表する民選議院の衆議院を通過した後、貴族院に於て之に反對し之を否決するの模様があるなら、政府はその時に議會の解散を奏請すべきである。」
二八頁—三〇頁
「上院が下院に對抗し得るのは、下院に現はるゝ民衆の意思が、尙明瞭を缺く場合に限り、下院の意思が民衆の意思であることが、民衆の輿論及議會の言動に依つて明白となつた場合には、貴族院は必ず衆議院の意見に服従せざるべからずといふ原則を守る限り、現在に於ては多少の極端論者を除き、何人も貴族院の存在に反對するものはない筈で

守つて相當の任務を盡さしむると共に、之を構成する分子とその素質を改造する事に向つて、全力を注がしめねばならぬ。」
三一頁—三三頁
「組織に關する第一の要素は、その構成分子の改善を主とし、就中尙ほ幾分存在せしむべき貴族の素質は、吾人が前段に羅列した彼等の善所美點（彼等の出生、境遇、經驗、知識、就中彼等有閑階級に特有なる閑暇を利用し、不斷に且つ親切に國務を研究し、之に穩健妥當なる判斷を與へて、如上民衆と下院との缺陷を補ひ得る筈であるべきこととは、彼等の存在を價値付ける主なる理由の一である。彼等は解散なく隨つて選舉の心配なく、選舉民なく選舉區なく、隨つてその要求に累せらるゝこともなく、政黨に籍を置かず、隨つてその偏見に拘束されるゝこともなく、勅中民間の實業界に關係なく、隨つて賄賂に接近することも少き筈である。」を保存し助長せしむるを主眼とすべきである。たゞ如何に是等の諸點を發揮しても、元來彼等は禁治産者にして一種の特殊部落に屬し、一般民衆の生活、利害、意思、感情と多くの交渉なく、是等無視して國家、社會の安寧幸福を圖る立法事業に對し、完全の義務を遂行すること能はざるべきは、多言を待たざる所である。依つてこの缺陷を補ひ、新たに我上院に時代思想國民生活を注入せしむる爲、あらゆる方面の知識、經驗、職業、利害を代表せしむるに足る議員を、各種の團體組織より推薦せしむることゝせねばならぬ。而してその被推薦者を改めて政府の奏薦に依つて勅任せらるゝこ

各國憲法上に於ける上院の地位

山崎 又次郎

法學研究 第三卷 第一號

大正十三年三月二十日發行

一 議會の組織(二頁)
議會の組織には一院制、二院制あり、主要なる諸國は二院制をとる。

二 二院制度(三頁)
各國の二院制度の起源過程を説明す。

三 二院制度と議會政治(七頁)
議會政治を行つて、内閣をして議會に對して責任を有せしめて居る所の諸國に於ては、兩院が憲法上、對等なる地位を有して居ることが、其内閣制度に取つて、非常なる障礙であるとして、歐洲大陸、日本の例を説き、歐洲戰後二院制度を採用したる新興國に於ては何れも皆憲法上、明白に上院をして下院に從屬せしめてゐる。而してこれ等の憲法起草者の事業の結果が偶、英國の一九一一年の議會法(Parliament Act of 1911)と合致してゐる。故に英國に於ける二院制度の經驗を記述し、一九一八年四月の「ブライス卿の報告書」(Bryce Report)を紹介すると爲す。

四 英國の經驗(十四頁)
五 ブライス卿の報告書(十八頁)

「次ぎに權限問題に關する要義も…要するに上院は下院と平等に對立するものでなく、その第二院たる本分を守り、下院の急遽にして未成熟なる立法に對し、之を遷延し、猶豫し、批評し、校覈するの機關たるに止り、而も民衆の輿論が明に下院に反映し、下院の意思が明白にして疑ふべからざるものとなつた場合には、必ず之に服従することを以て、その踰越すべからざる範圍とせなければならぬ。民衆の生活とその負擔とを代表する下院に於ける豫算の先議權を尊重することは勿論、立法問題に就いても、假令へば一九一二年英國の自由黨内閣が兩度の解散を賭して、右豫算及立法に對する上下兩院の權限關係、竝にその最後の裁決方法に關し打立てたる原則の如き、我國に於ては差當り尙ほ之れを以て満足とすることが出來よう。」

貴族院伯子男爵議員選舉規則

稻田 周之助

法學新報 第三十四卷 第八號 問答

大正十三年八月三日發行

「一六頁
貴族院伯子男爵議員選舉規則へ貴族院ノ決議ヲ經ルコトヲ要スルヤ否ヤ」

解答

「一七頁—一八頁
問題ノ貴族院伯子男爵選舉規則へ明治二十二年六月五日勅令第七十八號ヲ以テ制定スル所ノモノナリ勅令へ帝國議會ノ協贊ヲ得テ成立スルモノニアラス之ヲ修正變更スルコトモ亦天皇ノ大權ニ屬シ内閣其責ヲ負フテ之ヲ奉行スヘキ所ノ事タリ或ハ貴族院令ノ改正増補カ貴族院ノ決議ヲ要スルノ規定アルノ故ヲ以テ之ヨリ類推シテ此規則モ亦貴族院ノ決議ヲ經サルヘカラスト爲ス者ナキニアラスト雖モ是レハ曲解ナリ勅令ヲ以テ制定シタル貴族院令ノ改正増補ヲ爲スニ貴族院ノ決議ヲ要ストイフコトハ論理ノ許サ、ル所ナレトモ只貴族院令第十三條アルカ爲メニ此特殊ノ異例ニ由ルト云フノミ且同條ニハ明カニ「此ノ勅令ノ條項」ト指示シアリテ他ニ之ヲ類推スルヲ許サス而シテ問題ノ選舉規則ニハ此ノ如キ規定ナキヲ以テ勅令制定ノ原則ニ原ツキ此規則ノ改正ハ貴族院ノ決議ヲ經ルコトヲ要セスト解スルヲ當然トス
我カ貴族院令ニ附帶スル所ノ勅令ハ其數甚ク多シト雖モ是等附帶勅令

ノ制定及ヒ改正ニ就テ貴族院ノ決議ヲ經タル例ナシ就中此伯子男爵選舉規則ト相並ヒテ同等ノ内容同等ノ效用ヲ有スルコロノ貴族院多額納稅者議員互選規則ノ制定改正、特ニ其ヲ北海道及沖繩縣ニ施行スルノ勅令ノコトキモ未タ會テ貴族院ノ決議ヲ經タルコトアラステ只樞密院ノ諮詢ヲ經タリトイフ上論ヲ以テ之ヲ公布セラレタリ
實際論トシテ此選舉規則ノコトキハ貴族院ノ決議ヲ經ルコトヲ妥當トスルトイフ意見ヲ立テ得サルニアラス、否、貴族院及ヒ衆議院ノ決議ヲ經ルコトヲ妥當トスヘシ然レトモ豈獨リ伯子男爵議員選舉規則ノミト云ハンヤ勅令ノ内容ニシテ帝國議會ノ決議ヲ經ルコトヲ妥當トスルモノハ甚ク多シト雖モ憲法及ヒ成例コレヲ許サ、ル限り之ヲ如何トモスル能ハサルナリ且妥當ト曰ヒ不妥當ト曰フモ無乃形式ニ拘泥シタル議論ナリ政治家ノ實際ノ運用ハ以テ克ク形式ノ阻碍ヲ寬和シ得ヘシ例ヘハ貴族院ノ組織及ヒ行務ニ就テ改正増補スヘキ必要アルニ當リテ政府及ヒ議院各國體代表者相謀リテ適當ナル調査審議委員會ヲ設ケ各其意見及ヒ議論ヲ盡クシテ而シテ後ニ其事ニ從ハ、以テ其協同調和ノ功ヲ全クスルヲ得ヘシ然ルニ其事此ニ出テスシテ先ツ憲法及ヒ同法ノ定形ヲ破リ貴族院令上ノ特殊ノ異例ニ假托シテ尋常ノ勅令ヲ貴族院ノ議ニ附スルカコトキハ徒ラニ遠慮ヲ縱マニスルノ議ヲ招クノミニシテ斷シテ協同調和ヲ求ムル所以ニアラス是レ實際論トシテモ此ノ迂疎ノ計ヲ排セサルヘカラサル所以ナリ」

貴族院制度に付いて 美濃部達吉

改造 第六卷 第八號

大正十三年八月一日發行

(一) 二院制の本旨

「三二頁」
「自分も二院制度の本旨は主として多数黨の横暴を抑制せんとすることに在ると信ず。」

「三三頁」
「それであるから第二院の任務は第一院とは獨立して、第一院に於けるが如き政黨の争の外に立ち、其の智識と經驗とを以て公正に且つ忠實に第一院を監視し、萬一第一院が正當なる判断を誤り多数橫暴の弊に陥いつた場合には、之を抑制して其の再考を促すことに在らねばならぬ。」

「三三頁」
「若し又第二院の多数が第二院の多数と相結託し一の黨派を以て兩院を縦断するが如きことが有つたならば、それは全然二院制度の本旨を没却するものと言はねばならぬ。」

(二) 第二院の組織

「三四頁—三五頁」
「各國に於ける第二院の組織が斯くさまざまになつて居るのは、主として歴史上の沿革と各國の國情のちがふことに原因して居るのであるが、若し此等の歴史的沿革と各國特有の事情とを度外視して、抽象的に第二院の組織は如何にするが最も適當であらうかと言へば、それは必ずしも一般に斷言し得べき問題ではないが、自分の見る所に依れば、

第二院の本分から考へて、殊に左の諸點を考慮すべきものであると思ふ。

(一) 第二院は第一院と組織を異にすることが必要であり、殊に第一院に於けると同様な政黨の分立は成るべく第二院には存在しないやうにすることが必要である。…第二院も第一院と同様な方法を以て一般國民から公選するのは、適當な制度とは言ひ難いであらう。

(二) 第二院は第一院が一般民衆を代表するのに對して、成るべく智識と經驗とに富み、且つ社會上の各種の勢力を代表するものならしむるやうに組織するのが適當である。

(三) 第二院をして第一院をも壓倒して議會の中心勢力たらしむるやうな組織を爲してはならぬ。議會は國民代表の爲の機關であることは争ふべからざる所であつて、而して國民代表の機關としては必ず直接に一般國民から公選した第一院が中心勢力とならねばならぬことは言ふまでもない。第二院は唯第一院の缺點を補ひ萬一の場合に於ける専制橫暴の弊を抑制するが爲に存するのであるから議會に於て、必然に従たる地位を占むるものでなければならぬ。」

(三) 日本の貴族院制度

「三五頁—三七頁」
「日本の貴族院制度の最も著しい特色としては左の諸點を擧げること

が出来る。

其の第一特色は、其の制度の定め方に在る。憲法第三十四條には「貴族院ハ貴族院令ノ定ムル所ニ依リ皇族華族及勅任セラレタル議員ヲ以テ組織ス」と有つて即ち貴族院の組織に付いての詳細の定めは貴族院令を以て規定すべきものとして居る。其の貴族院法と曰はずして貴族院令と曰つて居るのは、法律に依らず勅令を以てすべきことを示して居るものと解釋せねばならぬことは言ふまでもない。「憲法には貴族院令の改正には貴族院自身の議決を要することを明言して居らぬ、而して別段の規定の無い限りは勅令は勅裁のみに依つて成立し、隨つて勅裁のみに依つて改正することの出来るのは當然であるから、貴族院令の改正に付いても、若し普通の原則から言へば、貴族院の議決を経る必要も無く、政府だけで之を爲し得るものゝやうに考へられらる。然るに貴族院令第十三條には「將來此ノ勅令ノ條項ヲ改正シ又ハ増補スルトキハ貴族院ノ議決ヲ經ヘシ」とあつて其の改正には貴族院の議決を経ねばならぬものとして居る。此の貴族院令の規定は憲法上當然の事を規定したに過ぎないものであらうか、又は憲法の認めない新な權限を貴族院に附與したものであるかは、往々争の有る問題であるけれども、自分は前の解釋の方が正しいことは更に疑を容れぬと思ふ。」
「貴族院令の改正に就いて貴族院の議決を要することは、貴族院が議會の一院たる性質上明文を待たない當然の事柄で、假令憲法には

其の明かな規定は無いにしても、貴族院令は全く一般の勅令とは性質を異にしたもので、單に勅裁のみに依つて任意に之を改正し得べきものでない。何となれば第一に、貴族院は議會の一院であつて、政府からは全く獨立の地位を有つて居る者である、若し其の組織を政府の一存で任意に改造することが出来るものとすれば、貴族院は全然政府の機關となつてしまひ、其の獨立の機關たる地位と全く相容れないものとならねばならぬ。…第二に若し憲法の解釋として貴族院令の規定が貴族院議決を経ないで改正することの出来るものとすれば、貴族院令第十三條の規定は、貴族院に憲法の認めない新な權限を付與したものと云はねばならぬ。併ながら貴族院の權限は憲法自身の定むる所に依るべきもので、勅令を以て新に其の權限を付與し得べきものではない。憲法に依つて貴族院令に委任せられて居るのは、唯組織に關する規定のみで、權限に關する規定は委任の範圍には含まれない。其の委任の範圍を超えて勅令を以て新な權限を貴族院に與へたとしても、それは全く效力の無い規定とならねばならぬ。加之第三に、若し貴族院令がその本來の性質上は普通の勅令と同じく勅裁のみに依つて改正し得べきものであつて、唯第十三條の規定の有る爲にのみ貴族院の議決を要するものであるとすれば、其の當然の結論として第十三條の規定自身が勅裁に依つて變更し得べきものであり、隨つて假令此の如き規定を設けたとしても、それは實效の無いものとならねばならぬ。」

三七頁
 右に述べた理論は、貴族院令に基いて定められて居る伯子男爵議員の選舉規則及び多額納税議員の互選規則が貴族院の同意を要せず政府の権限のみを以て改正し得べきや否やを決する上に、重要な關係が有る。近頃新聞紙に傳へられて居る所に依ると、若槻内務大臣、金子子爵などの意見として、此等の選舉規則は普通の勅令と同様に政府だけで改正することの出来るものと解して居るやうである。其の理由とする所は、唯貴族院令自身は第十三條の規定に依つて特に貴族院の議決を経ねばならぬものと定められて居るが、選舉規則に付いては同様の規定が無いから其の議決を経るに及ばぬといふに在る。若し此の解釋が正しいとすれば、貴族院改革論者に取つては誠に都合の良い解釋であるが、自分は斷じて其の誤であることを疑はぬ。貴族院の組織に關する勅令が貴族院自身の議決に依らねば改正することの出来ないことは、貴族院が議會の一院であり、獨立の機關であることから生ずる當然の事理であつて、敢へて貴族院令第十三條の規定を待つて始めて定められた事ではない。選舉規則に付いては貴族院令は自ら之を規定しないで「別ニ勅令ヲ以テ之ヲ定ム」と曰ひ、而して其勅令には別に貴族院の議決を要する旨の規定は無いけれども、選舉規則も等しく貴族院の組織に關する規定であつて、若し政府だけで之を改造し得るものとなり、貴族院は獨立の機關たる地位を失ひ、政府に隸屬するものとならねばならぬ。立憲政治は政府と議會との對立を前提とした政治であ

る。若し政府の一存を以て議會の一院の組織を改造することの出来るものとすれば、是れ又全然立憲政治の根柢を破壊するものである。若しそれにも拘らず、政府だけで選舉規則を改正するとすれば、是れ明白なる「クーデター」であつて、其の改正の内容が如何に望ましいものであるにせよ、自分は飽くまで之に反對せねばならぬ。」
 三七頁—三九頁

日本の貴族院制度の第一の特色は、華族議員の地位に在る。日本の貴族院は必ずしも華族のみから成り立つて居るのではなく、其の外に終身の勅選議員及び多額納税議員が有るけれども、勅選議員は百二十五人を限りとし、且つ多額納税議員を合せて、華族議員より多くなることを許さないものであるから、華族が貴族院全體の少くとも過半数を占むることは、法律上明に保障せられて居るのみならず、貴族院といふ名稱から言つても、華族をして其の中心勢力たらしめやうとした趣意は察するに難からぬ。華族に貴族院議員たるの特権を與へたことは、明にイギリスの模範に倣つたのであるが、イギリスの貴族院は前にも一言した通り、封建時代の慣習が其の儘今日に傳はつて居るもので、之を日本に傳へたのは、日本が維新以後封建制度を打破し、階級の特権を全廢し、四民平等の主義を確立した國是と相矛盾するもので、再び明治維新は前の方針に逆行した觀が有る。且つ日本の華族は皇族より降下せられた華族、公卿華族、大名華族、武家華族、勳功に依る華族など種々の分子を含んで居り、此等に對して區別なく等しく

貴族院に列する特権を與へたのは、如何なる目的に出たのであるか殆ど理解し得られない。「要するに華族議員を以て貴族院の過半数を占むるとしたことは、唯漫然イギリスの制度に眞似たといふことの外には、甚だ理由に乏しいものと言はねばならぬ。」併ながら日本の貴族院は決してイギリスの制度を其の儘採用したのではなく、…華族議員だけに付いて言つても、イギリスの制度との間には大なる相違がある。其の特色は主として左の數點に求むることが出来る。

(一) イギリスの貴族院はスコットランド及びアイルランドの貴族を除いては選舉に依らず貴族たることに依つて當然貴族院議員となるのであるが、日本の華族は公侯爵を除いては凡て選舉に依つて議員となることの差異がある。此の差異に基いて更に重要な結果の相違がある。イギリスでは貴族に敘することは當然貴族院議員たらしむることを意味し而して貴族に敘することは無制限に君主の大權に屬し内閣の奏請に依つて行はれるのであるから、若し貴族院が政府及び庶民院の一致の意向に反對する場合には、其の反對を制すべき最後の手段として政府は幾百人でも新に貴族に敘せらるべき者を奏請して以て貴族院の多數を制するに足るだけの御味方議員を作ることが出来る。…日本の貴族院は之に反し華族にすることが直に貴族院議員たることを意味するのでないから、華族に列せしめたとしても、直に之をして御味方議員たらし

むることは出来ないのみならず、授爵を奏請するの權は内閣には屬しないで宮中の大權に屬するのであるから、イギリスのやうに新に貴族を作ることの依つて貴族院の反對を制する途は無い。日本に於て若し貴族院が飽くまで其の法律上の權能を主張して、政府及び衆議院に反對するとすれば、政府は其の反對を制すべき如何なる手段をも有しないのである。

(二) イギリスの貴族院議員は全然無歳費な名譽職であるが、日本の貴族院議員は公侯爵を除くの外衆議院議員と同様の歳費を入れる權利を有つて居る。是は小さい事柄のやうであるが實際には可なり重要な影響を與へて居るもので而も其の影響は決して喜ぶべきものでない。貴族院式の第二院に於て民選議員と同様の歳費を議員に與へて居るのは恐らくは日本が世界に於ける唯一の例であらう。

(三) 伯子男爵議員の選舉が連名投票の方法に依ることゝ爲つて居ることも華族議員の地位に著しい特色を與へて居ることは、何人も熟知する所である。是があるが爲に同爵者の除数が唯一の團體の獨占する所となり、従つて又貴族院に於ける研究會の勢力を築き上げる基礎となつて居ることも、茲に述ぶるまでもなく一般に知られて居る所である。」

三九頁—四〇頁
 貴族院の第三の特色は勅任議員の地位に在る。勅任議員中多額納税

議員だけは選挙に基いて勅任せられるので有るが、終身議員は總て内閣の奏請に因るもので、其の時々の内閣が自分に縁故あるものを奏請する慣習となつて居ることは、又貴族院の組織に著しい特色を與へて居る。……日本の勅任議員は一に之を内閣の奏請に任じ「國家ニ勤勞アリ又ハ學識アル者」といふやうな規定は有つても、事實に於ては全くそれ等の資格に拘らず無制限に政府の奏請に任かされて居ることに於て、其の特色がある。」

「第四の特色としては、貴族院が昔に法律上に衆議院と對等の権限を有して居るのみならず、實際に於ても衆議院に對抗するだけの勢力を主張し、殊に貴族院に對しては解散が行はれ得ない結果として、貴族院の反對に對しては之を制抑すべき何等手段もなく、それが爲に其の政治上の勢力は益々増大する傾が有つて、遂に清浦内閣に至つては、自ら内閣の組織の主腦者たるに至つたことを擧げることが出来る。是れは必ずしも制度から來た直接の結果ではなく、主として實際の政治事情から來た結果で……併し制度の上から言つても之の勢を助成すべき原因に乏くない。(一)法律上に兩院が原則として對等の権限を認められて居ること、(二)伯子男爵議員の選挙が連名投票の制を取つて居ること、(三)議員の定数が殆ど衆議院に護らぬくらゐに多數であり、而もそれが衆議院と同様に歳費を受くる權利を有つて居ること、(四)議員の任期が長く又は終身であること等は何れも或る程度に於て

其の原因を爲して居るものと言ふことが出来る。」

「四〇頁 貴族院改革問題」

「日本の貴族院の最も大なる缺點は、其の制度に在るよりも、其の運用に在るのであつて、若し貴族及び現に議員たる人々が二院制の本旨と第二院の本分とを理解して、自制する所が在つたならば現在の制度の儘であつても、さのみ大なる弊害を生ずることなくして行はれ得ることであらう。……けれども制度それ自身も甚だ不満足のものであることは申す迄もないから、之に適當な改革(改善と言つても同じ事だ)を加へることは固より歓迎すべきである。」

ぬ。……如何に改革するが適當であるかは、充分の調査を要する事柄で今之を斷言することを憚るが左の諸點は之を考慮に入れる必要がある。

第一 貴族院議員の定数を減少すること、今の貴族院議員の数は衆議院に比較して大きに失するものであらう、貴族院は主として智識と經驗とを代表するので、一般民衆を代表するものではないから、衆議院に比らべて約半数ぐらゐを以つて適當とするであらう。

第二 貴族院議員の歳費を全廢すること

第三 華族議員の定数を減少し、華族議員を以て全院の過半数を占むるの制を改むること

第四 公侯爵が當然に議員たることを改め伯子男爵と共に選挙に依るものとする

第五 華族議員の選挙方法に適當なる改善を加ふること今の選挙方法が甚しく不完全であることは一般に認められて居る所であるが之を改めて單記投票制とすることも決して適當の方法でない。華族は全體を以ても其の員数は比較的僅少であるから、比例代表法を實行するに如くは無い。比例代表法の中でも華族議員の選挙には所謂單記移讓法が適當であらうと信ぜられる。單記移讓法は衆議院議員の選挙法には自分の賛成し難い所であるが、華族のやう

に人数の少ない選挙には最も適當である。各爵が現在の如く別々に選挙することも理由の無いことで、各爵を通じて選挙を行ふのが相當である。

第六 勅選議員を政府が勝手に任命する制を改め適當なる選挙機關をして推薦せしむるの制を取る

第七 隨つて多額納税議員は之を廢止すること

第八 華族議員及び勅選議員共に相當の任期を定め半数又は三分の一づゝ定期に改選するものとなすこと」

貴族院令ノ改正増補 稲田周之助

法學新報 大正十三年三月四卷八號 問答

大正十三年八月三日發行

○貴族院令ノ改正増補

「我カ貴族院令ハ其性質上憲法附屬ノ法律タルヘキモノナリ然ラハ法律ヲ以テ同令ノ條項ヲ改正シ増補スヘキ事柄ヲ規定シ得ルヤ否ヤ

解答

我カ貴族院令ノ内容ニ就テ之ヲ見ルトキハ憲法(廣義)ノ一部ヲ成スヘキモノ、少クトモ憲法附屬法律タルヘキモノヲ含メルヤ論ナシ然レトモ憲法第三十四條ヲ以テ「貴族院ハ貴族院令ノ定ムル所ニ依リ皇族華族及勅任セラレタル議員ヲ以テ組織ス」ト規定シタル以上ハ其事ハ勅令ノ範圍ニ屬シ本條ニ所謂貴族院令トハ明治二十二年二月二十一日勅令第十一號ヲ指スモノナルコトハコレヲ爭フノ餘地ヲ存セス乃チ此憲法ヲ改正セサル限り法律ヲ以テ同令ノ條項ヲ改正シ増補スコトヲ得サルナリ

我カ憲法制定當時ノ立法ノ事ニ當ル者カ何故ニ貴族院ノ組織ヲ勅令事項ト爲シタルカ今ニシテ之ヲ觀レハ議院法衆議院議員選舉法等シク法律ヲ以テ之ヲ規定スルヲ妥當ナリト爲サ、ルヘカラス然リト雖モ妥當カ不妥當カトイフカ如キハ今ヤ一片ノ私議ナリ國家ノ公法ヲ解釋ス

ヲ設ケル苦心ハ慘憺タルモノアリト雖モ單ニ貴族院ノ決議ヲ經ルヲ要スト爲シテ衆議院ノ議ニ附セス其ノ改正増補ハ帝國議會ノ意思ニ原ツクトイフ體ヲ完クセサルハ甚ク遺憾ナリ」

貴族院改造問題

法學博士 稲田周之助

法學新報 第三十四卷第十一號 論說

大正十三年十一月號

「願ミテ我カ日本ノ事體ハ果シテ如何現行制度ニ若干ノ缺點アルコトハ何人モ拒マサル所ナリ然レトモ政府ト貴族院トノ間若クハ貴族院ト衆議院トノ間ニ俱ニ立ツヘカラサルノ衝突アルニアラス又衆議院ノ政黨ニシテ獨力國政ヲ背負ツテ起ツホドノ實力アリ信望アリテ復タ上院アルヲ要セスト云フカ如キ事實モコレ無キニアラス且近年貴族院改造論甚ク喧シト云フモ只喧シキタケニテ遂ニ其要領ヲ得ル能ハサルヲ如何セン其ノ所謂改造トハ組織ヲ變更スルノ義ナリヤ然レトモ公侯爵ノ世襲ヲ廢シテ互選制ヲ行ヒタレハトテ伯子男爵議員數ヲ減シタレハ

ル者トシテハ憲法ノ定ムル所成例ノ存スル所ニ由ルノ外ナシ若シ純理上ヨリ之ヲ批判スルトキハ我カ帝國議會即チ立法部ノ一院カ樞密院及ヒ尋常行政官廳ト等シク勅令ニ由リテ組織サル、コトハ天下ノ異例ナリ而シテ其貴族院令第十三條ヲ以テ「將來此ノ勅令ノ條項ヲ改正シ又ハ増補スルトキハ貴族院ノ決議ヲ經ヘシ」トイフ規定ヲ設ケタルハ更ニ特殊ナル異例ナリ抑モ勅令ハ立法部ノ決議ヲ經サルコトヲ以テ其ノ特質トス既ニ之ヲ勅令事項ト爲ス復々立法部ノ決議ヲ求ムルノ理由アルヘカラス且立法部即チ帝國議會ハ兩院ヲ以テ成リ立チ兩院ノ意思一致シテ此ニ初メテ立法部ノ意思タルコトヲ得ヘク法律ヲ制定シ豫算ヲ議定ス必ス兩院ノ意思ノ一致ニ原ツカサルヘカラス故ニ我カ貴族院令カ法律的性格ヲ有スル爲メニ決議ヲ求ムルモノナラシメハ豈獨リ貴族院ノミニ之ヲ求ムヘケンヤ必スヤ之ヲ貴族院及ヒ衆議院ニ提出シテ其ノ協贊ヲ求メサルヘカラス然ルニ本條ハ即チ其事此ニ及ハス乃チ此ノ如キ規定ヘ之ヲ勅令事項ト爲シツ、勅令ノ特質ヲ棄テ立法部ノ意見ニ原ツカントシテ單ニ一院ノ決議ヲ求ムルニ止マル眞ニ是レ特殊ノ特殊異例中ノ異例ナリ十九世紀以來各國ノ上院ノ組織ハ皆憲法又ハ法律ヲ以テ之ヲ規定ス獨リ普魯西ハ嘗テ千八百五十四年ノ勅令ヲ以テ貴族院ノ組織ヲ規定シタルコトアリ我カ憲法制定當時ノ立法ノ事ニ當ル者ハ或ハ擇ンテ此ニ從ヒタルニハアラサルカ而シテ其ノ事項ノ憲法又ハ法律ヲ以テ規定スヘキモノニ屬スルヲ重クテ第十三條

トテ多額納稅議員選出法ヲ改メタレハトテ我カ日本ノ政治上ノ局面ヲ新クニシ得ヘキ道理ナク互選投票法ノ變更ノ如キハ當事者間ニコソ多少ノ得失ハアルヘシト雖モ一般政治界ニハ何等ノ影響モアルヘカラス」

「我カ貴族院ヲ改造スルト云ハ、是等貴族院構成分子ノ全體ニ涉リテ調査研究ヲ遂ケ其ノ去ルヘキモノヲ去リ其ノ改ムヘキモノヲ改ムルニアラサレハ其意義ヲ成サ、ルナリ：其ノ求ムル所ニシテ單ニ互選制ヲ公侯爵ニ及ホシ三爵議員ヲ減少シ互選投票法ヲ改メ勅選議員ニ停年制若クハ任期年限ヲ設ケ多額納稅議員ヲ廢ストイフ如キニ止マラシメハ其ノ改造ト曰ヒ改革ト曰フハ即チ是レ泰山鳴動シテ鼠一疋ノ類ニシテ當事者以外ニハ何等ノ利害ヲモ興味ヲモ贏チ來タスコトナカルヘシ」

「然レトモ憲法第三十四條及ヒ第七十五條ニシテ存在スル限り之ニ觸ル、トコロノ貴族院改造ヲ説クハ無益ノ業ナリ又貴族院令第十三條アル以上ハ貴族院ノ意ニ反シテ其ノ組織ヲ變更シ得サルハ勿論ナリ故ニ曰ク所謂改造又ハ改革ナルモノハ憲法改正ノ時機ニ至ラサレハ行ハルヘカラス其ノ小細工的修正増補モ亦貴族院ノ自覺自發ヲ待ツニアラサレハ行ハルヘカラスト」

「併ナカラ是レハ專ラ貴族院ノ組織ニ就テ云フモノノミ其ノ權限能力

貴族院改造の聲

齊藤澄雄

日本及日本人 大正十三年十月一日號第五十七號

「吾等の理想からすれば貴族院はこれを改造するよりも全廢したいのである。別に云へば我國の議會を一院組織としたいのだ。しかしながら、現行憲法第三十二條には「帝國議會は貴族院及衆議院の二院を以て組織する」旨を規定して、明に憲法上二院制度を採用してゐるのであるから、これを一院組織とするには、先づ憲法から改正してかゝらねばならない。しかるに、憲法第七十五條には「攝政を置くの間は憲法を改正することの出来ない」旨を規定してある。故に目下のところ、到底一院組織を實現する譯に行かないのである。で猶ほ、當分二院組織に據るの他ないので、こゝで問題は、實質的に議會改造の目的を達成するために形式的に議會制度の改革を主張せねばならぬこととなる。」

「大正九年十二月十五日號本
（議會制度改革の急務參照）
二四頁
現行制度に依ると公侯爵者は滿二十五歳に達すれば、當然貴族院議員の列に加はることを得るのである。しかしながらこれ世襲主義を認むるの制度であつて非立憲も甚し。」

「伯子男爵者は、同爵者の互選に依つて議席を占むることになつてゐるが、これも公侯爵者に關する制度と共に不合理極まるものである。しからば、これを如何に改正すべきであるか。言ふまでもなく公侯爵者

當とする乎。吾等からすれば、まづ三年、精々四年である。矢張衆議院議員の任期と、同一任期を附すべきである。なるほど任期制は、勅選議員の如く國家に勸勞あり、又は學識ある者を迎ふるの精神に反しはせぬかと考ふる人もあらう。しかしながら貴族院は慰安所でなくして、議政の府たる帝國議會の一部である。其議員を選ぶに當つて、勸勞若くは學識を唯一の要件とするのは、議員たるの職を爵位勳等の如く一箇の榮譽と誤信するものである。學識あるものを迎ふるには、自ら途がある。須らく無任期制を廢して、相當の任期を附すべきである。」

「二六頁
又多額納稅議員制に至つては、これを撤廢すること、勿論である。各府縣に於て、土地又は商工業に付き最も多額の直接國稅を納むる滿三十歳以上の男子の十五人中より互選したものを、帝國議會の議員とするなど、如何なる理據に立脚したのか殆ど理解するに苦しむものである。國家團體の費用は、國民の誰もが、平等に負擔せねばならぬ性質のものである。其負擔の多寡を以て、義務の輕重を、測定するは不合理である。して見ると納稅額を被選舉權の取得要件としたのは、時代錯誤の甚しいものである。」

「二七頁
上奏を爲し得るの權能を奪ふべきである。議院の上奏權は、主として政府の解散奏請權に對抗せしめたものと解する。しからば絕對不解散の貴族院に上奏權の必要はない。」

ニ關スルコトハ全ク別問題ナリ」

「一頁
兩院ノ關係及權限ヲ定ムルモノハ憲法ニアラス貴族院令ニアラスシテ實ニ議院法ナリ故ニ兩院關係及ヒ其權限ニ關スル現行制度ヲ變更スルコトハ議院法改正ニ由リテ其ノ目的ヲ達シ得ヘシ」

「二頁
政府ト上院若クハ上院ト下院トノ間ニ衝突ヲ引キ起シテ解クヘカラサルノ紛糾ヲ招クノ原因ハ主トシテ其權限問題ニ屬シ：當面ノ紛糾ヲ解キ衝突ヲ避クルノ計トシテハ權限設定ヲ以テ足レリトス」

「四頁
我カ政治機關ノ無益ノ衝突ヲ避クルノ計トシテ貴族院ノ權限ヲ明白ニシ同院ハ如何ナル名目ヲ以テスルモ内閣不信任ノ決議ヲ爲スヲ得ス又内閣員ノ進退ヲ議スルヲ得ストイフ規定ヲ設クルヲ要ス」

「六頁一七頁
世論紛々タル貴族院廢止ノ事ノ如キ亦議院法第十九條ヲ修正スルコトニ依リテ之ヲ解決シ得ヘシ然ルニ今日ノ改造論者概テ權限問題ヲ棄テ、組織問題ニ馳セ憲法ニ觸レズ且貴族院ノ同意ヲ得ヘキ範圍ニ於テ貴族院ヲ改造セント其ノ改造ノ無意味ニ歸スヘキハ明白ナルノミナラス其ノ易キヲ棄テ、其ノ難キヲ取ル嗚呼是レ果シテ知慮アル者ノ爲ト云フヘキカ」

四

も、伯子男爵者も、これを共に人民の選舉に委するでなくてはならぬ。衆議院議員の選舉の如くに、人民の選舉したものをも以つて、貴族院議員とすべきである。もし、衆議院議員選舉と同様な制度を立つることに於て事情の許さぬものがあるとすれば、復選法に依つても悪くはあるまい。即ち、各郡市一二名宛の選舉人を、各郡市民が、各郡市民中より選舉する。選舉された選舉人は、一定の日時東京に集まつて、華族中の候補者に就いて投票する。勿論連記投票を廢し、單記投票に依らねばならぬ。かくして當選したものを、貴族院議員たらしめるのである。一院組織であらうと、二院組織であらうと、帝國議會は、人民の代表機關である。人民の代表機關が人民とは没交渉の間、或は職を世襲し、或は特權者間の互選に放任するが如きは、眞に不合理であり、随つて非立憲である。さらに勅選議員に就てあるが、これ亦全廢し得ざれば、華族議員を選舉する選舉人をして、投票を以て推薦せしむべきである。そして、人民の推薦した人物の上に、勅令を以て選任されねばならぬ。

年齢的制限に就ては、華族議員は二十五歳、勅選議員は三十歳でよい。問題は任期である。現行制度に依れば伯子男爵議員七年、公侯爵議員世襲、勅選議員終身と云ふことになつてゐる。けれども前にも言つたやうに、任期を設けない制度は憲政に反逆したものである。故にその凡べての議員に、任期を設くべきである。それならば、何年位を、相

「**二八頁** 貴族院とても建議することは出来てよい。しかし法律案を發案するの權能は、許されべきでない。言ふまでもなく、法律は、人民が團體生活を営むにあつての規範—準繩—である。廣く人民に基礎を有する衆議院に發案權を有せしめることは妥當であるが、狭く特權階級に基礎する貴族院が、法律の發案をするなど許されべき謂れがない。」

「**二八頁** 豫算に關しては、衆議院に、先議權を有する。しかしながら、現實の問題として、貴族院が、衆議院の先議權を侵害する場合が多いのである。」

「**二九頁** かくて衆議院の先議權は有名無實となるのである。一體、豫算の如き人民の負擔に關係ある案件を、特權者流に依つて組織された貴族院が議するのは不合理である。世人中には、豫算に依つて國家の活動方針が決定されるのであるから、帝國議會の二院たる貴族院のこれを議することを得るのは當然であると、主張する者があるかも知れぬ。けれども、それは民選議會に於て始めて首肯し得る議論であつて、日本の貴族院の如き何等人民との間に交渉を有しないものゝ上に承認することはできない。で貴族院から豫算議決權を全然奪ふか、それではなくば衆議院で削除した款項に對する復活權を奪ひ、且つ一部の款項に對してのみ議決權を認むるの程度に制度を改革すべきである。」

「**二九頁** さらに、法律案に關しても、其通りである。現在の制度では、法律案の議決權は貴衆兩院對等に取得するのではなく、やはり衆議院に比し貴族院が優越してゐる。即ち、貴族院に重く衆議院に輕いと云ふ、不對等な制度である。たとへば貴族院令の改正に就ては貴族院の意思に基かねばならぬこととなつて居るに拘らず、衆議院の制度に關しては法律案として貴族院の議を経なければならぬのである。貴族院の組織に關する制度は、衆議院の議を経ないで貴族院自身が勝手にきめるが衆議院の組織に關する制度、例へば普通選舉制度の如きは法律案として貴族院の議も經ねばならぬのだ。斯くの如く不對等であるの事實は、勿論之を改革すべきであるしさらに法律案に就ての議決權は、寧ろ貴族院から取るべきものであると思はれる。(前節參照)しかしながら、急激に、貴族院から法律案に對する議決權を剝奪する譯に行かぬとすれば二會期連續して衆議院を通過した法律案は、貴族院に於て修正若くは否決することの出来ない制度を立つべきである。」

「**二九頁** 法律は、憲法に牴觸せぬ限りどんな事柄でも規定することが出来る。これから見ても、勅令は、憲法乃至法律の範圍内に於てのみ有効のものである。貴族院令は法律であつて、これを法律で改正するのに何の疑問も起らう筈はないが、假に同令が勅令であつたにしても、これを法律に依つて改正し得ることは、立法上の原則である。で吾等は、貴族院令は、法律を以て改正し得るものでありまた法律を以て改正することを本來の性質とするものであると解す。」

貴族院改革論

阪東 宣雄

我 觀

大正十三年第六號

大正十三年四月號

「**二五頁** 貴族院の改革……簡單なる實際論よりすれば、現制を維持して、唯二二三の要點に、精神的改善を行へば可なりとする事も出来る。或は亦た大體の輪廓を現制の儘とし、議員の品質や、員數や、選舉の方法等に、改正を加ふる程度の家もある。若し夫れ進んで純粹の理想論となれば、貴族院本來の目的性質より論じて、遂に憲法の改正を要求する迄にも立到るであらう。」

「**二五頁** 先づ第一に最姑息なる意見、即ち

現行制度を維持

して唯二二三の要點に精神的改善を行ふの説に就き、一瞥を試みる。」

「**二七頁** 有爵互選議員の數を大いに減少すべしとの説もある。」

「**二八頁** 然らば實際に於て之を何名に減ずる乎。」

現在有爵議員の總數は二百十四名にして、之を院令規定の最少限度たる勅任議員の總數(多額四七、勅選二二五)にまで引下ぐるとせば、即ち四十二名を減少することが出来る。……然し是れ位の減少にて、果して所期の目的を達し得らるゝや否やも、疑問なると同時に是れすら彼等の選舉母體たる尙友會及協同會の協贊を博し得べきか、甚だ疑はしいものがある。」

「**二八頁** 然れども又若し此の減少率を更に増大するとか、或は他の方面にまで改革の餘波を及ぼすものとせば、……仍ち憲法の範圍内に於て、合理的に

現行制度の改革

を行ふことになるのである。」

「**二八頁** 第一は公侯爵議員の特權撤廢である。……且つ其の態度も比較的公平にして、何等弊害の認むべきものはない。要するに理論上不合理と云ふ迄にて、……吾々第三者より見て、特に注意すべき價値ありとは思はれない。」

「**二九頁** 第二は互選規則の連記を單記と爲すことである。……果して能く議員の素質が、改善向上し得らるや否や、是れ亦た頗る疑問たるを免れない。」

「**三〇頁** 第三は勅選議員に停年を附することである。……勅選の根本義が有識有能の士を遇するにあるとせば、之に停年を附するは全然意義を爲さないことになる。」

「**三〇頁** 第四は多額納稅議員の全廢論である。凡そ現制の貴族院に於て、多額納稅議員の制度位、失敗したものはない。……唯だ平々凡々として他の後部に隸屬し、初期議會以來、沈香も焚かず尻を放らず、今や殆んど其の存在を忘れられんとしてゐる。……之が全廢論の出づるは當

然のこと、云はねばならぬ。唯之を全廢したるが故に、貴族院は果し

てドレ丈け改善し得らるか、否やが問題となるのみ。」

三〇頁
之を要するに以上の改革條件は、孰れも一利一害を有し、固より爲さざるよりは優るとすべきも、其の不徹底なる點より見て深く望みを囑するに足らないものがある。」

三一頁

惟ふに現制度の有せる貴族院の根本精神は、其の名稱の指示する如く、貴族本位その物に外ならぬ。衆議院が普通國民の立法機關たるに對立して、貴族院は

特權階級の立法機關

たることを表明してゐる。此の階級的差別觀念は現憲法制定の根本意識である。」

三二頁—三三頁

我貴族院の根本精神が、特權階級意識の上に立脚して居ることは、毫も怪しむに足らないが、之と同時に現代世界の大事勢が、かゝる特權階級意識を否認することも、亦普遍的事實となれるが故に、我貴族院の組織を根本的に改革して時代思想に目覺めしめよと、絶叫するもの、生ずるは、是れ亦已むを得ざる趨勢と云はねばならぬ。」

三四頁—三五頁

爰に於てか我貴族院制度の根本精神も亦た更始一新の責を擧げ、新しき生命に生き返らしめねばならぬ。然らば夫れは如何にすればよいか。他なし、衆議院が普通知識(常識)の首府たるに對立して、貴族院は宜しく

専門知識の首府

たらしむべきである。衆議院は廣く常識の衆智を綜合して、國家社會の公理公益を大觀すべく、貴族院は洽ねく専門知識の士を集めて、慎重に之を研鑽し大成せしむ。恣くしてすべての案件、庶くは瑕疵なきを得るであらう。」

三六頁—三七頁

吾輩敢て私見を固守しない。宜しく大方の公論に訴へ慎重に研究して可なりとする。…大體の輪廓を記するに止めるであらう。

第一は其の組織の内容である。貴族院は左の議員より成るものとす。

- 一、皇族 現制の通り、但定員外とす
- 二、華族 各爵すべて互選單記制とし、其員數は議員總數の三分一以内
- 三、代表 農商工勞を始め、官私大學、宗教各派、醫師、辯護士、藝術家、思想家(新聞記者)等の有らゆる團體代表(勅任せらる)但最大團體と雖も二十名を超ゆるを得ず。
- 四、勅選 前項に洩れたる達識の士、但議員總數の六分一以内

華族を各爵すべて互選單記制としたるは、現狀に鑑みたるもの、其の員數を議員總數の三分一に制限したるは、是れ亦た現狀の團體勢力より來る弊害を、助長せしめざるの用意に外ならぬ。職業團體の詮衡方法は無論大に研究の餘地あらん。其の最大團體と雖も二十名以内に制限したるは、矢張り前項と同一理由に基づく。最後の勅選は野に遺賢な

貴族院改革論の究局

我等 第六卷第十一號

大正十三年十二月一日發行

三三頁

貴族院の改革を必要とする議論の動機はいろいろである。貴族院自身

の側に於ける改革論は、主として二院制度論の傳統に基いて、同院を衆議院以上の合理性を有する機關たらしめる爲に、それが次第に老廢院化するのを防がうとするにある。政府側のそれは、表面上は右と同じ理由を標榜してゐるが、事實は何程かの度合で傳統的二院制度論とは距離のある動機を有つてゐるのであつて、要するに衆議院を中心とする政黨主義の機構が、貴族院の存在によつて充分にその作用を働かせる事の出来ないのを矯正しやうといふ動機を有つのである。政黨側の貴族院改革論も、同じく衆議院の機能そのものよりも、衆議院を根據とする政黨の作用を主眼とするものであつて、それが貴族院の勢力によつて影響されることを出来るだけ防がうとする企てである。」

三四頁

二院制度論の根柢となつてゐる、貴族の判斷力を平民の判斷力よりも優良なりとする理由の如きは、要するに平民の判斷力によつて貴族の特權の侵害されんとする場合に、これを防禦する側に立脚する判斷を、これを侵害せんとする側に立脚する判斷よりも優良であるといふのであつて、平民から云へば、同じ理由で、侵害せんとする側に立脚する判斷を優良であるといひ得るのである、それは判斷力の優劣の

からしむるの趣意にして、員數の制限は、政府が情實や政略に依て、漫りに推薦するの弊を防がが爲めである。而して議員の總數は成るべく三百名(皇族を除き)位に止めたいと思ふ。必ずしも頭數の多きが自慢ではない。寧ろ頭數を減じて素質の優良を計るを可とする。第二は議員の任期である。是れは皇族と勅選を除き、他は凡て八箇年とし、毎四年を以て半數を交代せしめる。勅選は停年制とするも可なりだが、少々不合理の感がないでもない。筆録爺は成るべく任意辭職の慣例を造ることにはしたい。第三は院令改正の場合である。前項第一第二が完全に行はるゝならば、恐らく現在痛感しつゝある貴族院の宿弊なるものは殆ど一掃し得らるるであらう。隨て本項の必要は餘程減殺さるゝに相違ない。併し現制の如く貴族院自身以外、他の一指をも染むるを許さざるは、又々弊害を推積せしむるの虞れを生ずる。固より法律とすべき性質のものではないが、せめて政府の發議權を今一層有力ならしむる規定位は、挿入せしめたいものである。」

貴族院改造私見 徳川義親

法律新聞 二二五二號 論壇

大正十三年五月十日發行

三頁

第一 根本原則

「貴族院をして國家組織の事實上の原則に従ひ、國民の理性を綜合具證するの機關たらしむべし。また其國家組織の總ゆる系統に屬する潜在意識の發現所たらしむべし。是れ我貴族院改造に就ての根本原則なり。」

第二 改革案の重要條項

一、貴族院は左の議員を以て組織す。

イ 皇族

ロ 公侯伯子男爵其配偶者及び戸主たりし者（華族令第五條及び第六條三四）にして各其同爵中より選舉せられ勅任せられたる者（華族議員）

ハ 職業的による選舉團體より選舉せられたる男子及び女子にして勅任せられたる者（職業議員）

一、皇族の男子及び女子にして成年に達したる時は議席に列す。

三、華族（ハ）員は有爵者其配偶者及び戸主たりし者にして滿卅歳（或は廿五歳）に達したる者なるを要す。

前項議員數は百名を超過すべからず。

争ひではなく、特權防禦と特權破壊との争ひなのである。されば貴族院の存在理由は、それが持つてゐるといふ合理的判斷力に在るのでなくして特權防禦力に在るのである。」

「五頁
議院政治は、三段の段階を踏んで發達する。第一には、市民の意志が貴族の意志を拘束する段階であり、第二は、貴族の意志が市民の意志に地歩を譲る段階であり、第三には、市民と奴隸階級との間に、市民が貴族との間に經て來たやうな歴史を繰り返す段階である。……日本はまだ第一の段階にある。……日本の貴族院改革論は、まだ貴族院をヨリよくするといふやうな表面上の理由をもつてゐるが、やがて眞正の貴族院改革は、同院をヨリ悪くすることであらねばならぬといふことが理解され、結局そのことが公然と呼ばれる時機が來るであらう。」

各爵議員數は按分比例を以て配す。

四、職業議員は職業別による選舉團體中より各自團體の職務に滿十年以上從事したる滿卅五歳以上の男子或は女子なるを要す。

前項議員の數は二百五十名を超過すべからず。

五、職業別による選舉團體に屬する滿廿五歳以上の男子及び女子は選舉權を有す。

六、議員の任期は九ヶ年とし各種議員に就き毎三年に三分の一宛改選を行ふ。

七、有爵議員には歳費を給せず。

八、有爵議員の選舉投票は單記投票たるべし。

九、議長、副議長は議員中より選舉す。

任期を九年とす。但し議員としての任期を越ゆることを得ず。

第三 改革條項の説明

第一 何故に特別階級として有爵議員を存置せしや

「我貴族院の歴史を急激に破壊する如き極端なる變化は國民精神の冷靜なる表現を司らんとする貴族院の性質上特に避くべきにあらずや、新成の貴族院は之を舊來の貴族院の連続たらしむべく、其良き傳統はこれを繼承せしむべきにあらずや。」

第二 有爵議員を百名とせるは從來の華族の特權を縮少せるものなり

第三 有爵議員を各爵に分ちて互選せしむるは其代表を公平ならしむるが爲なり

第四 選舉及び被選舉の有權者中に婦人を加へたるは稍矯激の感あるべく

「反對論なきにしもあらざるべし。……國家の理性生活を體現せんとする貴族院に於て、全國（ハ）口の半數を有する婦人の参加の道を開き、其思想感情を發表せしむるは最も有益にして必要の事なりと信ず。華族令第五條に相當するものを其夫と同地位に置けるは、是れ其地位と傳統とが其夫と同一にして、其感情其所見を同地位にありて發表せしむるを至當なりと信じたるが故なり」

第五 職業別による選舉團體を創設する理由如何

「抑も今日の諸國家は諸種の産業團體の集團に外ならず。國家の政治は産業の事務處理開發に外ならず。産業を無視して國家なく、國政なく、國際政治なし。近來世界諸國到る處に國家改造、議會改造の議論傳せらるゝは是れ舊來の單純なる政治的代議制度の價值失墜を物語るものなり。……抑も西洋諸國に於て、國政の根本的改造、殊に議會改造の議が盛んに唱導せられ、而して其主張の總てが大體に於て現實の産業組織其ものを基礎として新たに政治組織を建設せんとするにあるは是れ自然なり。……國民全體の總ゆる系統に屬する總ゆる階級の總ゆる職業社會に潜在する思想、感情、利益を直接に正當に、健全に、國

家の中樞機關に表現せしむべく、此制度を貴族院議員選舉上に採用するは是れ最も時宜に適したる措置と稱すべからずや。」

第六 然らば如何にして職業別の選舉團體を組織すべきか

「各行政省が自己の管轄に屬する諸事業服務者の名簿を系統的に調製して之を選舉人名簿となせば充分なり。各町村長が與ふる選舉資格證明票を證據として各自所屬團體に投票權を行使せしむべし。上は大臣より下は最下級の勞働者に至るまで、男子女子共に平等に選舉權と被選舉權とを有せしむ。唯投票資格として滿二十五歳以上に達する者たること、被選舉資格として滿三十五歳以上に達する者たること、被選舉資格として滿三十五歳以上に達する者たること、これ貴族院に議席を占めて、國家生活の一部分たる或產業團體の利害と感情とを正當に表現せしめんが爲に設けし制限なり。蓋し或る產業團體の利害、思想、感情等に精通する爲には少くとも十年以上其團體の事業に従事するを要すべし。且つ十年間を同一事業に費やし、而も其同僚の信任投票を集め得る如き人物は、其識見、其品性に於て自ら卓越したるものなるべし。被選舉者滿三十五歳以上に制限せしも亦同様の理由に基くなり。」

第七 朝鮮人及び臺灣人も内地人と

「同等の資格を以て貴族院に入らしむべきを正理なりと信ず。今日は朝鮮人及び臺灣人も等しく我 陛下の赤子なり徒らに差別を設けて國

政協議より除外すべき何等の理由を發見せず。彼等の中の華族は内地の華族と同一班中に列せしめ、其他は一般内地人と共に職業別團體を組織せしめ、以て彼等の享くべき正當なる權利を得しめ、彼等自らの代表者を選出せしむべき也。」

第八 同一人が兩個の職業團體に屬

「する場合、或は何れの團體にも屬せざる場合は、本人の選ぶ所に從ひ其所屬を決せしむべし。」

第九 議員の任期を九ヶ年とし毎三年に三分の一宛改選せしむ

「議員は各職業團體の思想と感情と利害とを代表し、常に冷靜なる態度を保持して正當なる批判と決定とを與へざる可らず。且つ時々變轉する輿論の激浪に動かさるゝ事なきを要す。是れ一時に全部を改選するの危険を避けし所以なり。而して其任期を九ヶ年となせるは、其甚だ長きに失するの憾なしとせざるべし。然れ共一方に急激なる變化を避けしむると同時に、他方に常に議院内に經驗に富める多數の議員を保有することは、國民理性の代表機關としての上院に必要な一條件なりとす。更に又その一部分宛を更任する時は上院分子の急激なる變化を避け、恰も流れの絶えず新しきが如く、其の變化は餘々にして而も沈滞する事なく、常に輿論との接觸を保ちて能く時勢と共に推移することを得べき也。」

貴族院自體の覺醒に待つ

最も穩健な貴院改造 森口繁治

法律新聞 第二千二百七十七號

大正十三年七月十三日發行

四頁
「今改造の方法を大別すると

一、權限の縮小

一、組織の變更

一、權限縮小と共に組織の變更

一、組織權限に變化を加へず専ら貴族院自身の自覺によつて憲政の本義に反へる事

等の四つに分つことが出来る。元來貴族院の改造が現今の様に大聲に叫ばれる様になつたと言ふのは貴族院一部の者が自ら居るべき領域を超えて下院の領域を侵したことが國民の立憲的自尊心を痛く傷つけたからであつて……今の貴族院の權限をより以上に縮小するに於ては貴族院は全く無用の長物となり……結局一院制がよいと云ふことになるが我國の國情からすれば依然として一院制よりは二院制度の方が適するものと考へられる故、貴族院に對する一時の反感から之れを廢し貴族院本來の性能たる緩和作用の妙味を失ふことは不得策ではあるまいか……然れば貴族院の權限を改正することはせずに只單に貴族院自身が自覺して貴族院の本分に立ち反るべく輿論を高めるならば、之れ

が最も穩健にして著實な方法と思はれる、勿論頑迷にして不遜なる華族の輩が新たに國民の要望を擔つて組織せる内閣に對しては依然として其態度を革めず、權限の振舞あるに於ては現在の惡分子を一掃するため組織の改革を行ふことはやむを得ぬことであらう。其方法として先ず權限にして無能なる分子の巢窟たる華族員を減じ、公選議員を増加することによつて、國民との交渉を濃厚ならしめるべきである。尤も公選による被選舉者は一定の資格例へば官公の職にある者又は嘗て官公の職にあつた者或は年齢を高くすること學識經驗深き者等の制限を附する必要があるが、兎に角公選によつて國民一般が貴族院にも亦交渉を深くすることが出来る。」

貴族院の改革の限度

法學博士 上杉 慎吉

國家學會雜誌 第三十九卷第一號

大正十四年一月號

四四頁

博士ハ貴族院改革ニ關シ「殊ニ適切ナルハ制度ノ改革ニ非ズシテ、人心ノ改造デアラネバナラス。如何ニ完備セル制度ヲ構成スルトモ、之ヲ運用スル人ノ心術行動ニシテ改マラザル以上ハ結局何ノ效ヲモ奏セヌ」ト冒頭シ次ノ如ク論ズル。次ニ記スル「有爵議員ノ選出方法ニ就テ提政府當局其他ニ配附シタ意見書デアアル。四六頁一四九頁」

「有爵議員ノ選出方法ニ就テ提案
小生ハ大體ニ於テ今日喧傳セラルルガ如キ各種ノ貴族院改革案ハ之ヲ實行スルトモ何程ノ效果モナシト信ズル者ナリ現狀ト五十歩百歩ノミナラバ貴族院制ノ如キ憲法上ノ制度ハ可成之ヲ變更セザルヲ可トス然レドモ勢ノ趨ク所何トカ改革セラルルモノナラバ有爵議員ノ選出方法ニ就テ事ノ性質ニ合シ且ツ最モ效果アルベキ一提案ヲ爲サント欲ス。先ツ提案ノ要點ヲ述ブレバ

- (一) 公侯伯子男爵ヲ有スル者一定ノ年齢ニ達スルトキハ議員タルベキモノトス。
- (二) 有爵議員ハ其ノ總數ノ五分ノ一毎年交代シテ議場ニ列スルモノトス。

政府ト衆議院トヲ調節セシムルニ在リ故ニ現行ノ權限對等ノ原則ハ斷ジテ之ヲ改ムベカラズ然レドモ貴族院ガ動モスレバ其ノ本來ノ節制的調節的作用ヲ踰越セントスルハ弊害ノ源ニシテ爲メニ却テ憲法上ノ所期ニ副フコト能ハザルニ至ラントス本提案ハ直接ニ此ノ弊害ヲ除却スルモノニ非ザルモ間接ニ實際上貴族院ヲシテ其ノ本來ノ職能ニ安ンジ之ヲ發揮セシムルコトヲ期スルコトヲ得ベシ。

(六) 本提案ヲ實施スレバ貴族院内ニ黨派的團體ヲ構成シテ少數ノ人勢力ヲ占メ衆議院ノ政黨又ハ政府トノ合縱連衡シ積極的ニ政争ニ加擔スルコト自然ニ不可能トナルニ至ルベシ。

(七) 交代制ハ米國上院ノ三分ノ一改選法ニ見ルガ如ク其ノ繼續性恒定性ヲ保有セシメ第二院タルノ本能ヲ發揮セシムルノ利アリ。

貴族院改革ノ限度ニ就キ第一ニ憲法改正ヲ輕キニ企ツベカラザルヲ論ジテ次ノ如ク述ブ。先ツ予ハ世ノ貴族院改革ヲ論ズル人々ニ對シテ、大日本帝國憲法ノ性質上自ラ踰ユベカラザルノ度アルコトヲ忘レザルヨウ注意センコトヲ告ゲタイト思フ。現在ハ攝政ヲ置キアル場合ナルニ依リ、憲法第七十五條ノ規定上、憲法ノ變更ハ出來ヌ、サレバ貴族院改革モ亦攝政間憲法ノ改正マデ手ヲ著ケルコトハ出來ヌト云フコトヲ誠ニ無難作ニ云フ人ガ多クアルノデアル。恰モ攝政ハ貴族院改革ノ妨ゲデアルト云フガ如キコトヲ云フノ不謹慎ハ論ズルマデモナキコトナルモ、攝政治下デサヘナケレバ憲法改正ハ手輕ニ出來、又イツデモ

一一二

之ヲ提案スル理由ノ主タルモノヲ擧ゲンニ

- (一) 憲法ガ華族ヲ以テ貴族院ヲ組織スル分子ト爲セルハ貴族代表ノ趣旨ニ非ザルハ云フマデモナク又華族ノ材幹知能特ニ國民一般ニ比シテ優秀ナリトスルニ非ズ一ニ其ノ貴族タルノ出生門地ニ在リサレバ本來有爵者ハ總テ皆當然議員タルベキモノニシテ選舉スベキモノニ非ズ現行貴族院令ノ伯子男爵互選ノ制ヲ定メタルハ其ノ數餘リニ多キガ故ニ議場ニ列スル者ヲ減少セントスルニ出デタルモノニシテ已ムヲ得ザルノ變則タリ公侯爵ヲ有スル者ノ當然議員タルヲ本體トス故ニ今其ノ本來ノ性質ニ從ヒ五爵ヲ通シテ皆當然議員タル者トセントスルナリ。
- (二) 然レドモ總員皆議場ニ列スルモノトスレバ其數餘リニ多シ之ヲ減少スルニハ互選法ト抽籤法ト交代法トノ三方法有リ得ベキモ交代法ハ最モ合理的ニシテ又實際上效益多ク弊害少シ。
- (三) 從來ノ互選法ハ單純ニ其ノ數ヲ減ズルヲ目的ト爲セルモノナルニモ拘ハラズ意外ノ弊害ヲ見タリ連記法ヲ單記法ニ改ムレバ大ニ其ノ弊害ヲ矯ムルコトヲ得ベキモノ單記法ハ實行上至大ノ不便アリ互選法ヲ全廢シテ交代法トスレバ其ノ弊害ヲ一掃シ他ニ至大ノ效益ヲ見ルコトヲ得。
- (四) 有爵者ハ總テ皆議員タル者トスレバ華族ノ品位ヲ向上シ其ノ自重心ヲ促ガシ且ツ國政ニ對スル研究心ヲ刺戟スベシ。
- (五) 憲法ノ貴族院ヲ設クルハ能ク其ノ獨立ヲ保持シテ衆議院ヲ牽制シ

之ヲ爲スモノト云フガ如キハ、我ガ憲法ノ性質ニ反スル考デアツテ、サル議論ハ輕キニ爲スベキモノデハナイト思フ。帝國憲法ノ不磨ノ大典タル、憲法發布ノ勅語ニ炳乎タルガ如クデアリ、重大ナル場合重大ナル手續ニ依ルノ外、「朕ガ子孫及臣民ハ敢テ之ガ紛更ヲ試ミルコトヲ得ザルベシ」ト宣ハセラレテアルノデアル。固ヨリ憲法ハ絕對ニ變更セラレザルモノデハナイ。然レドモ、原則トシテ之ヲ變更セザルモノトスルハ、之ヲ國家ノ根本法トスル所以デアツテ、憲法ノ憲法タル所以茲ニ存スルノデアル。…貴族院改革ノ如キ議員タル者ノ心術改マレバ以テ其ノ目的ヲ達スベク、必ズシモ制度ニ手ヲ觸レザルモノ可ナルニ、憲法變更ヲ議スルハ明ニ必要ノ限度ヲ超ユルモノデアルトシナケレバナラス。憲法ノミナラズ、憲法ノ内容ヲ成スノ所謂ル憲法附屬ノ法令ト雖モ、輕キシク之ヲ變更セザルヲ期スルハ、憲政ノ根柢ノ鞏固ナルト其ノ健全ナル發達ヲ望ム上ニ於テ必要ナルノ用意デナケレバナラス。

第一ニ、權限ニ關シテ兩院對等ノ原則ノ破ル可カラザルヲ論ジテ次ノ如ク述ブ。「如何ニ貴族院ヲ改革スルトモ、其ノ權限ヲ縮小シテ、兩院對等ノ原則ヲ傷フルハ決シテ之ヲ容ルヌヲ得ヌ。之レ憲法ノ貴族院ヲ設クル所以ノ根本目的ヲ廢スルモノデアアル。本來兩院制度ヲ定メ、上院ヲ置ク所以ハ、民選議院ノ行動ヲ節制シテ過失ト過激トナカラシメ中庸公正ヲ得セシメントスルニ在ル。サレバ其ノ力同一對等ニ非ザ

一一三

貴族議員の互選方法に就て

森口繁治

法學論叢 第十三卷 第二號 時論

大正十四年二月號

ルヨリハ、其ノ目的ヲ達スルコトヲ得ヌノデアツテ、憲法ノ定ムル
 兩院對等ノ原則ヲ薄弱ナラシムルコトヲ許サヌノデアツテ、貴族院ノ
 獨立ハドコマデモ之ヲ保持シナケレバナラヌノデアアル。」
 五二頁—五三頁
 第三ニ貴族院組織ニ就キ衆議院ト異ル組織ヲ有スベキヲ論ジテ次ノ
 如ク述ブ。貴族院ハ其ノ組織ノ原則ニ於テ、衆議院ト異ナルモノタル
 コトヲ維持セネバナラヌ。若シ衆議院ト同ジク之ヲ全然民選トスルナ
 ラバ二個同一物ヲ存スルコトトナリ、全然不用トハ云ハザルモ、兩院
 制度ノ效用ハ著シク減殺セラルル。民選ニ本ヅキテ勅任セラレル今ノ
 多額納税議員ノ如キ者ヲ擴張スルガ如キハ、或ハ適切ナル改革ノ一デ
 アラウ、然レドモ、貴族院ヲ全部民選議員ヲ以テ構成スルモノトスル
 ノ極端ニ至ラズトモ、其ノ構成ノ原則ヲ改メテ衆議院ニ近キモノトス
 ルハ、兩院制度ヲ置クノ憲法ノ趣旨ニ反スルガ故ニ、貴族院組織ノ改
 革ハ此ノ限度ノ内ニ於テ行ハレナケレバナラヌ。予ハ必ズシモ華族議
 員ノ數ヲ減ジテハナラヌトハ云ハヌ。華族令ヲ改正シテ華族ヲ減少ス
 ルモ一案ト思フ。然レドモ、其ノ構成ノ原則ハドコマデモ衆議院トハ
 別デナケレバナラヌ。

貴族院ノ組織ヲ改革シテ衆議院ト同一トナサズトモ、實際ニ於テ貴族
 院議員ノ政黨ノ分野ニ分ルレバ兩院制度ノ趣旨ハ悉ク没却セラルル。
 之レ予ノ常ニ政黨ノ貴族院ニ入ルベカラザルコトヲ力説スル所以デア
 ル。」

八五頁—八六頁
 貴族院伯子男爵議員選舉規則は貴族院の同意なくして單なる勅令を
 以て改正し得るやに就き肯定兩説を記述し、筆者は、貴族院の同意
 なくして之を改正し得るものとなしたる後、同規則に於ける互選方法
 の要領を擧ぐ。次の如し。

- 「一、他の選舉に於ては一般に單記投票制度を取るに對し、此伯子男
 爵議員の選舉に於ては連記多數代表法を採用して居る(貴族院伯子男爵
 議員選舉規則第
 十條第二項)
 - 二、記名投票法を採用して居る。(同上第十
 條第二項)
 - 三、投票を同爵の他の選舉人に委託することを許して居る(同上第
 十一條)
 - 四、選舉人名簿の調製を宗秩寮總裁の管轄とする外、一切の選舉事務
 を同爵者の自治に一任して居る(同第六條乃至第八條
 第十四條第十五條)
 - 五、選舉に關する細則の規定に就ても之を選舉資格ある伯子男爵の協
 議に一任して居る(同上第
 十三條)
- 以上の互選方法を批判して次の如く述ぶ。

「各選舉人は子爵男爵に在つては約七十名、伯爵選舉人に於ても尙且二
 十名の候補者を連記して投票することになるのである。比較的數の少
 有資格者より互選せしむると云ふ制度にも余は不賛成である。選舉の
 公正を維持する爲には選舉に直接關係なき他の機關に管理せしむるを
 至當とすること衆議院議員選舉の場合と同様である。故に此點に就て
 も選舉人名簿の調製を宗秩寮總裁をして行はしむるが如く、貴族院書
 記官の如き或る官吏に之を管理せしむることに改めねばならない。選
 舉に關する細則の決定を伯子男爵の協議に一任することも亦不可であ
 る。選舉の嚴正を期するためには宜しく規定を作り、其規定に従ひ公
 明正大に選舉を行はしめねばならない。國民の大部分には如何なる手
 續に依り、如何に選出せられたか不明であるやうな選舉は立憲治下に
 於て最も排斥すべきことに屬する。」
 九〇頁—九一頁
 連記法に代るべき方法として筆者は次の如く述ぶ。

「連記法に代る方法としては余は單記移議式比例代表法を採用するを
 可とするものである。一部の人は之に對し單記投票法制限連記法又
 は積集投票法を採用すべしと主張して居るやうであるが(大正十三年十
 月二十七日
 大阪毎日新聞所載貴族院制度改革に關する政
 府補助委員基礎案有爵議員の選舉方法參照)不可なりと信ずる。蓋し此等
 の方法は何れも單に少數代表を加へるといふだけの目的は之を達し得
 ること疑ひない(抽稿「比例代表法の研究」法學論)。併し此等の方法は選
 舉方法としては共に不完全なる方法であるから、新たに其尙らす不當
 なる結果を甘受しなければならぬからである。」
 九二頁
 單記投票法に就き筆者曰く「單純なる單記投票法を採用すると假定す

ない華族の中に於て同爵者から議員を選出するのであるにしても、各
 選舉人が獨立に自由に候補者を選択するものとせば、其各選舉人が此
 七十名の候補者の連記を正確になすことは殆んど不可能と信ずる。而
 して實際には、選舉母體としての會があり、選舉人は其主腦者の指揮
 に従ひ、其推薦する候補者を連記投票して居り、各選舉人の獨立自由な
 る選舉に依る議員を得ることは殆んど絶對に之を望み得ず、所謂互
 選に依る貴族院議員は實は少數貴族の指名に依る議員に外ならずと斷
 じ、「加ふるに其投票方法は既に云ふ如く記名投票であるし、東京府
 以外に居住し又は疾病事故ある選舉人は委託投票をなすことが出来る
 のであるから、其の結果は幹部專制にならざるを得ない」と述ぶ。
 八六頁—八七頁
 連記多數代表法の缺點に就き「或一派が過半数を占めたときには、そ
 れが唯一人の多數であつても議員全部を悉く自派より選出することを
 得、他の派は全然一人の議員をも選出し得ない」點に在りとす。
 八八頁—八九頁
 「現行法の下に於ける貴族院議員の互選方法は連記法を採せるのみな
 らず、記名式であり、又委託投票を許すのであるが、此等の點も亦投
 票の自由を害し、團體幹部の專横を助長する結果となること論ずる迄
 もないのであるから、速に改正すべきものであつて、記名式を無記名式
 とし、居住する場所の關係又は疾病事故に依り自ら選舉會場に至り得
 ざる者に就ては宜しく直接郵便投票に依るものと改正すべきである。
 選舉事務を同爵者の自治に一任し、殊に其選舉管理者を各爵毎に選舉

れば……従来の如く或る選挙團體が總ての議員を容易に独占すると云ふ弊を避け得ることは疑ない。併し其の代りに或る候補者は頗る高點を以て當選するであらうが他の候補者は又一、二票を得て當選することになるであらう。其結果は却つて第二流、第三流の議員が比較的多く當選することもあり得るであらう。當選議員が議員定數に達しないと云ふやうな場合も發生するであらう。かゝる不都合なる結果を避けやうと思へば勢ひ選挙人は豫め協議して何人を候補者とし、いかに各人が投票するかを打合はせて置くより外はない。然るに此の打合はせが行はるゝとすれば勿論選挙の自由はなくなるのであるし、激烈なる黨争を起すか、投票の買収が行はるゝか、何れ好ましき結果を看るといふことは考へられないのである。」

九一頁—九二頁
制限連記法、積集投票法に就き筆者曰く「制限連記法又は積集投票法を採用するとしてもやはり不都合なる結果を生ずることは同様である。此等の方法に於ても亦多數と少數とを適當に代表せしむる公正なる基礎となるべき何等の標準もないのであるから、候補者の立て方、制限の定め方、投票をいかに集中するか、又は分配するか等に依つて、或は少數者の黨派に著しく有利になり、或は多數に有利となり、或は又全く少數代表の目的を失はしめる結果になり得ることは、既に各國の實例が明白に示す所である。加之、候補者の立て方と投票の分配の仕方によつて右に云ふ如く著しく自派に不利なる結果を生ずる惧れが

貴族院改革の思想的背景

小林 俊 三

我觀 大正十四年 改卷 第七號

大正十四年一月一日發行

(一)

七八頁
「貴族院制度は結局デモクラシーが傳統の形式と妥協して生れた私生兒である。此私生兒はどうしても不良となる傾向を持つて居るらしく何處の國でも後年其始末に手こずつたり若くは現に手こずりつゝあるやうである。」

七八頁
「貴族院を目標とする議論は結局自由主義の總勘定を爲さんとする提議に過ぎないのであつて、之を呼號する人も其根本思想も結局急進自由主義者の域を脱しないのである。然るに自由の私生兒たる貴族院制度が未だ解決を見ざる間に、「自由」に對する強敵が新たに擡頭して來た、即ち「連帯」が其れである。」

七八頁
「連帯は今現に試練の内にある。自由の理想が單に制度上人間の平等を確立した後には經濟的無政府主義を確立しようとは其初め誰も思ひ及ばなかつたのである。今連帯の理想は此無政府主義を解決せんとして居るのである。」

七九頁
「國家の外に社會を發見したのは近代人である。國家と云ふ概念を一大化物に担ね上げたのは近世の軍閥と資本家であつて、貴族院は其化

あるのであるから、結局各派は各選挙人の投票を指揮することにならねばならない。然るに貴族院議員の互選の如き選挙人の數が極めて制限せられたる選挙に於て若しも此種の行動が許さるゝならば公正な自由な選挙は全く失はれ、黨争は猛烈に行はれるであらう。」

九三頁
尋で筆者は比例代表法に論及し、比例代表を分ちて名簿式比例代表法と單記移讓式比例代表法の二となす。前者即ち名簿式比例代表法に就き筆者は、此の方法が、政黨の存在を前提とするも、貴族院には政黨組織を有する公認せられたる結社なく、且政黨化を助長するが故に、貴族院の選挙に不適當なる旨を述べ、後者即ち單記移讓式比例代表法に就き次の如く述ぶ。

「然るに單記移讓法は之に反し、全く黨派を基礎としないのであるから、右の如き缺點を有たないのである。併も此方法は一定の標準數毎に一名の議員を選出することが出来るのであつて、現行法の規定するが如く約五人に一人の割合を以て議員を選出するものとせば、五人の同志は——連絡があつても、なくても——一名の議員を選出することが出来るのであるから、現在の如き幹部專制の弊は大ひに免れることが出来るし、黨争の弊も他の方法に比較すれば遙に少ないことになるであらう。故に余は貴族院議員の互選方法としては此方法を以て最も勝れりとする者である。」

物を繋ぐ紐位には利用されて來た。然此制度も次第に其使命を完了するの時機が近づいて來たのである。其動因は明かに二つに分けることが出来る。一つは前に言つた様に自由主義の總決算としての要求である。此意味に於ては貴族院改革の終點は即ち資本主義制度の完成に過ぎない。……他の一つの動因は連帯の理想に赴く思考の力である。社會主義は其最たるものである。」

七九頁—八〇頁
「唯社會主義者の傍觀的贊成論があるからと云つて、決して自由主義に依る改革の次に第二段として直ちに其後の改革を生ずると連断してはいけない。……従つて暫く世の中は急進自由主義者が社會主義者と同種の程度に於て苟合し各、自分達の目的に利用しつゝ進んで行くのである。貴族院問題も今の處此意味を以て常に論議的となつて行くに過ぎないであらう。」

(二)

八一頁
「一體我國の貴族院制度が二院制の目的たる覆審を保證する爲めに所謂華族を基礎としたのは大なる失敗であつた。覆審の作用を爲す特質としての保守的分子を目的としたのであらうけれども、華族の保守的と云ふのは實は自己保存的なのであつて決して國家の進運に對する保守ではないのである。」

(三)

八二頁—八三頁
「現在の政黨主義は資本主義的民主主義の發現であるから其の根據

貴族院令改正案ノ修正權

法學博士 稻田周之助

法學新報 第三十五卷第五號 問答

大正十四年五月十日發行

七二頁—七四頁

貴族院令改正案ニ付キ貴族院ハ修正權ナキヤ否ヤノ質問ニ對シ

「解答」

から出て来る貴族院改革運動に對し第四階級の思想は或は冷淡であり、或は自己の終局の目的を達する第一段の方法として多少の熱を有するであらう。又假令議會主義であつても此運動を容認する根本は大いに異なるものがあると云はねばならぬ。政黨主義は今後如何なる態容を以て進展して行くか豫測することは出来ないけれど、人間の國家生活が多數の意思に公明に觸れて行く點に於て已むを得ざる容認すべき方法であらう。…従て今後の世界も多數の意思に公明に觸れて行く方法としての政黨主義は矢張其儘行はる方が正當である。…此から貴族院制度が如何なる改革を擧ぐるかは疑問であるが、兎に角之れが改革せられざる限り日本の政黨主義は完成されないであらう。又逆に日本の政黨主義の發達は貴族院を改革せずに置かねばならぬ。かうやつて政黨主義の完成するとき即ち我國の資本主義は曲りなりに完成する譯であるが、同時に後から追ひかけて来るものがある即ち四級民の勢力である。之れが追ひ著いて来て、現在の政黨に如何なる影響を及ぼすかは未知の問題である。」

貴族院改革の思想的背景

ハ同院ニ修正權否決權アルハ當然ナリ貴族院令第十三條ニ將來此ノ勅令ノ條項ヲ改正シ又ハ増補スルトキハ貴族院ノ議決ヲ經ヘシト云フ明文アリ本文ニ議決トアリ承諾トハ云ハサルナリ承諾トアラハ修正權ナク只承諾スルカセサルカヲ議定スルマテナレトモ既ニ議決トイフ明文アル以上ハ原案ヲ修正シ變更シテ之ヲ議決スルノ權利ハ貴族院ノ當然所有スルトコロナラサルヘカラス

尤モ實際問題トシテハ原案ノ修正ナリヤ又ハ新タナル提案ナリヤ議論ヲ生スルトコトアルヘシト雖モ其議論ヲ解決スルモノハ則チ貴族院自身ナリ若シ第十三條ヲ窮屈ニ解スルナラハ同條ニ條項ノ修正増補トアルヲ以テ政府ヨリ提出セラレタル條項ノ外ニ新クニ條項ヲ設クルノ修正ハ許スヘカラサルカコトクナレトモ問題ノ基礎ハ改正案カ何ヲ目的トシテ提出セラレタリヤニアリ其ノ目的トスルトコロノ修正増補事項ノ範圍内ニ於テハ新タナル條項ヲ設クルモ可ナリ或條項ヲ削除スルモ可ナリ字句ノ變更亦可ナリト解釋セサルヘカラス」

貴族院改革ノ可能性

法學博士 稻田周之助

法學新報 第三十五卷第十二號 問答

大正十四年十二月一日發行

一六〇頁—一六二頁

「過般貴族院令改正シタルコトヲ以テ足レリト爲サスシテ更ニ大改革ヲ斷行セサルヘカラスコトヲ主張スル者多シ然レトモ此上ニ改革ヲ行ハントスレハ勢憲法ヲ改正セサルヘカラスニ至ルヘク憲法改正ハ果シテ今日ニ於テ行ハルヘキ所ノ事ナリヤ否ヤ」ノ質問ニ對シ

「解答」

「貴族院制」ノ改正ヲ二種ニ分チテ之ヲ説クヘシ其一ハ貴族院ノ組織ニ關スル改正是レナリ我カ貴族院ノ組織ニ關スル根本規定ハ憲法第三十四條ニシテ「此明文ニ觸ルルカ如キ改正ヲ爲サント欲セハ先ツ憲法改正ヨリ始メサルヘカラス然レトモ憲法改正ハ憲法第七十三條ニ定ムル所ノ要件ヲ充クササルヘカラスナルノミナラス同第七十五條ニ依リ據政ヲ置クノ間ハ憲法ヲ變更スルコトヲ得サルヲ以テ我カ貴族院ノ組織ヲ根本的ニ變更スルトイフコトハ法律上至難ノ事ナリ且今日ニアリテハ不可能事ナリ其二ハ貴族院ノ權限ニ關スル改正是レナリ我カ貴族院ノ權限ニ就テハ憲法上何等ノ明文ヲ存セス從テ憲法ニ觸ルルコト無クシテ其ヲ規定シ得ヘキヤ論ナシ」議院法ハ單純ナル法律ナルヲ以テ尋常ノ立法ノ手續ト形式トニ依リ之ヲ改正シ之ヲ増補シ得ヘシ故ニ我カ貴族院ノ權限ヲ變更スルコトハ法律上決シテ難事ニアラス然レトモ難

第二院の問題

佐々木惣一

法學論叢 第十二卷第四號、第五號 論叢

大正十三年十月號、十一月號

法學論叢 第十三卷第二號 論叢

大正十四年二月號

ト曰ヒ易ト曰フハ畢竟實際ノ事實問題ナリ「苟媮姑息貴族院制改革ヲ企ツルカ如キハ遂ニ無益ノ業ヲラサルヘカラス過般我カ貴族院令ヲ改正シタルカ如キハ予ハ何ヲ以テ之ヲ評スヘキカラ知ラス」英吉利ニ上院改革ノ議論起リテヨリ以來半世紀ヲ過越シテ此ニ初メテ千九百十一年ノ國會法ニ依リテ上院ノ權限ヲ定メ其ノ下院及ヒ政府ト衝突スルノ禍根ヲ絶ツコトヲ得タリ英吉利ノ實際ノ事實問題ハ組織論ニアラスシテ權限論ニアリ權限問題ヲ解決シ去レハ則チ其ノ故障ヲ一掃シ得ヘシ併ナカラ英吉利人ハ猶ホ此ニ満足セスシテ其組織ヲモ改メントス「我カ貴族院制改革ノ重キヲ置クヘキハ其ノ組織問題ニアリヤ將タ其權限問題ニアリヤ而シテ今日ハ其ノ何レヲ先キニシ何レヲ後ニスヘキ時ナリヤ法律上ヨリ將タ實際上ヨリ充分之ヲ考慮スルヲ要ス」

「第一章第二院に關する見地の種別」(第四號二頁一六頁)に於て次の如く論ずる。即ち、一院制度の場合は勿論二院制度の場合に於ても、一般國民の選舉する議員を以て其の構成員とする國民代議員の一體は、其の基礎を國民一般に置くものにして特別の國民階級に置くものに非ず。之を庶民院或は衆議院と名付けて第一院とし、國民代議員以外の構成員の一體を第二院となすを可とす。何となれば、議會に於ては勿論一般國民の選舉する議員より成る衆議院を中堅とするが故なり。然れども我々の衆議院と呼ぶものを以て第二院とし、貴族院と呼ぶものを以て第一院となす學者、公文、法典あり。

「第二章階級別の見地に依る第二院」に於て筆者は、今日存在する第二院の見地は大體に於て階級の見地及び平等の見地の二ありとし、階級の見地に依る貴族院とは、國民中に或特別の優越せる階級あることを前提として、其の階級を基礎とし、一般國民の代表者たる衆議院と相竝んで、直接又は間接に議會を構成するものなりと述べて同章「第一イギリスの貴族院」(第四號七頁一四二頁)に於ては、英國貴族院の構成を略述したる後、其の發達過程を詳説し、衆議院の發達過程に及び、

見過し難き多額互選規則の缺陷と

多額議員選舉に於ける現内閣及樞

府の責任

辯護士 原 夫次郎

法律新聞 第二千四百五十六號 論說

大正十四年十月十日發行

英國貴族院の改革を説明す。同章「第二イタリー及びスペインの元老院」(第五號三四頁一四三頁)に於て、イタリー及びスペインの元老院の組織を概説す。

「第三章平等的見地に依る第二院」中「第一直接選舉主義に依る第二院」(第二號二四頁一三二頁)に於ては、アメリカ合衆國元老院、ポーランド及びチェツクスロヴァキア元老院に就き概説し、「第二間接選舉主義に依る第二院」(第二號三二頁一三三頁)に於てはフランス元老院に就き概説す。

「三頁一四頁」初めての試としての多額互選の議員選舉界の混亂状態に鑑み轉失望の歎なきを得ないのであるが开は暫く之を措き今度の選舉に就て去る八月末頃端なくも夫の勅令第二百卅四號貴族院多額納稅者議員互選規則中に退引ならぬ又大なる缺陷乃至違法規定の存することが暴露するに至つた「最近に至り内務當局から左の通り省議を發表するに至つた」

「△知事照會 所得額決定したる時は各本人に決定書交付せざるも又異議申立あるも所得調査會又は稅務署に於て決定したる金額を以て多額納稅議員の互選資格の有無を定め差支へなきものと認むるも御意見承り度し

△内務省回答 右は所得稅決定ありたる時は本人に通知を爲さざるも又決定に對し異議申立あるも政府決定額により定められ可然となし爲念通牒候也

即ち内務省の方針は

一、所得税による有権者資格は六月一日の推定額に従つて名簿を調製したが八月三十一日の所得税額決定の結果推定税額よりも納税額減少し遂に失格したるものに對しても假令名簿に登録されてゐても投票せしめざる事

一、確定名簿に登録せられざる者にして八月三十一日に所得税決定の結果有資格者となつてゐても既に名簿確定の後であるから選挙権は行使せしめざる事

一、九月一日以後所得税の追加申告により有資格者となつても選挙権を行使せしめざる事即ち右は名簿を基礎として考察し煩雜なる解釋を避けた者は八月三十一日の所得税額決定の結果推定額より減少したものを失格者として選挙を行使せしめざると同時に九月一日以後の申告によりて數字上に有資格者となつた者にも之を行使せしめないのである

△税務署よりの照會に對する大藏省の回答 名簿登録中所得税額決定後失格の運命に陥らんとする互選人は資格確保の爲めにする所得税追加申告又は名簿被登録者が反對派の互選人を職落さんが爲めにする所得税額追加申告の取扱を如何にするか税務署が「右追加申告ニ對シテ如何ナル規定ニ基ク」か決定が選挙直前に行はるゝか否か互選人たり得るか否かの問題に付税務署の取扱方照會に對し「本省より發したる回答は

の規定は當然無効のもので「遂由の效力を生ぜぬ」然るに「委任命令(互選規則)に於て其規定の缺陷若くは違法規定の結果故なく失格者を生ぜしめ依つて以て所定の百人の中より一人又は二百人の中より二人を互選するの方途に出でしめざりしとせば互選規則は結局貴族院令と柄鑿相容れざる違法越權の規定を爲したるものにして「無効のものたるを失はない」「如此」「互選規則」は所得税法第五十一條「同第五十二條」等の規定あるに拘らず「互選規則第四條」「同第八條」「同第九條」「同第十七條」等の規定を爲したる爲め六月一日現在の見越納税に基く互選資格名簿も將た又八月三十一日の確定名簿も共に前記所得税額決定に伴ひ浮動状態を失はざることゝ爲り而も其名簿に登録なき後出多額納税者の爲め名簿に有資格者たりし者は失格し後出多額納税者は名簿に登録なきの故を以て是れ亦有資格者たり得ざることゝなり此規則の缺陷は終に「府縣に依りては」「有権者半減」「するなきを保しなす」「必ずや後に續出す可き争訟に於て貴族院の資格審査委員會は悉く如上失格者の下に行はれたる選挙の無効宣言を與へ茲に再び多議選の混亂を來す可きは必然である」

「更に之を政治論から觀察したならば」「貴族院の議決を経て御裁可に相成つた」「貴族院令が其委任による勅令に因りて規定の精神を蹂躪せらるゝが如きは」「立法府が承知の出來ざることなるのみならず國民も亦斷じて之を許容せざることと思ふ斯かる非違を敢て爲したる責任者

地方長官が所得税額追加申告に依り納税額に變動を生じたる旨税務署よりの通牒を接受したる場合は地方長官は右税務署よりの決定に基き更に互選人の資格を有するや否やに付き調査したる上投票を爲さしむるを穩當とす

如此政府の選挙に於ける取扱方指示は「混亂せる選挙界に大なる暗影を投じ而も選挙間際に至りたる爲め」「其混亂底止する所を知らぬ状態である」

「如此失態を演ずるに至つたのは固より前記「選挙取扱方」と「選挙の方針」に因ることは論を俟たない所であつて關係法規たる貴族院令貴族院多額納税議員互選規則及租税法等示單に法文上の文理解釋を基礎として立論するときは政府者としては其指示方針の如き解釋をなすの外なき次第ではあるが乍去如此解釋は政府者に於て貴族院多額納税議員互選規則の缺陷と違法規定を其儘看過し其儘彌縫して以て之を他の前記法令に對照し所謂得手勝手なる解釋を下し茲に新なる非理權法を作爲し之に依りて今度の選挙に臨まんとしたるもの」である

「抑々勅令第二百三十四號貴族院多額納税議員互選規則なるものは貴族院令第六條の「委任規定に由りて生じたる所謂委任命令(勅令)なれば」「其規定する所のもの悉く皆貴族院令第六條の趣旨に則り嚴に其領域を守り苟くも其委任事項の範圍を超越する様のことがあつてはならぬ」「若も之に違ふ様の規定があつたならば固より其違つた部分

は「貴族院改革を絶叫したる護憲三派の内閣で」「此内閣は前に貴族院令の上奏裁可を得て公布したる副署の責任者でありながら此副署の大責任に鑑みずして」「違法互選規則を上奏して之れが御裁可を得たるの責決して輕からず」

貴族院改革と勞資問題 五 來 欣 造

社會政策時報 第五十三號

大正十四年二月一日發行

八八頁

今日の貴族院が社會に害を成しつゝあるからとて、總ての上院が悪いと云ふ譯ではない。二院制度の存在の理由は(八七頁)今日も亦昨日の如く變りはない。「唯」プライスの「單に上院は下院の下に從屬するものといふ消極方針だけでは不充分である。」更に上院は下院の缺點を補ふものでなくてはならぬと私は思ふ。「茲に於て貴族院改革問題は、當然衆議院の改造問題と關聯するものとなる。」

「改造後の新しき貴族院は、新しき衆議院の缺點を補ふものであらねばならぬ。従て新しき貴族院の使命は、新しき衆議院のそれに掛つたもの、即ち貴族院改革の方針は、普選實行後に於ける衆議院の状態を考へて、決定せられねばならぬ問題である。」

「普選實行後に於ける衆議院は如何變るか。」争はれぬ事實は、社會問題が議會に現はれて來ると云ふことである。「社會問題が議會の中心問題となると云ふことである。」即ち普選が實行せられれば、政黨の分野が根本的に改造せられる。新しい政黨が起ると共に、既成政黨が分解運動を始める。」

九四頁

「私は各職業團體の代表者を集めて、勞資協調機關たらしめよといふ議論を、我國の貴族院改革問題に應用しては如何との意見を持するもの

一三四

である。既に普選實行に依て衆議院の形勢は一變し、政黨の分野は全く其方向を變ずるものとすれば、「無産黨の出來ることだけは、確かな事實であらう。そして一方實業同志會の成立して居る今日、之に對抗して地主の有産黨の成立することも亦争はれぬ事實である。約言すれば、新しき衆議院は階級闘争の戰場と化することだけは間違ないことに相違ない。」

九五頁

「従て新しき衆議院の階級闘争に對して、其弊弊を救ふ機關として、貴族院を使用するは、是れ二院制度の妙用を發揮せしむる所以ではあるまいか。そして貴族院をして勞資協調の機關たらしむる方法は、即ち此院をして職業代表の府たらしむるに如くはないと私は思ふ。従て私は「舊制度を廢して、凡ての階級をして、公平に代表者を出さしめ、理論上は貴族も、官僚も、其代表者數に於て他の職業者と區別すべき筈はないと思ふ。然し現在の貴族院制度は、現在の議員の承諾なくして改正を行ひ得ないと云ふことではあるから、貴族と官僚だけは、各全議員の三分の一宛を與へ、他の三分の一は、各職業團體代表者をして其議席を占めしむ可きだと思ふ。其職業團體とは下の如きものであらねばならぬ。

學者團、教育家團、新聞記者團、軍人團、宗教家團、辯護士團、醫師團、農家團、工業家團、商業家團等。

其選舉の細則に就いては、更に特別の調査研究が必要であらう。たと

貴族院改革私見

辯護士 齋藤 隆 夫

法律新聞 第二千三百六十四號 論說

大正十四年二月二十日發行

「近時我國に貴族院改革論の勃興した理由は同院の組織そのものが、時代の進運に適應せざるが故に之を適應せしむべく改革せんとするに

あるは言を俟たない。が更に他の方面より觀察すれば同院に對する多年の國民的反感の爆發と見ねばならない。」而して今日唱へられる貴族院改革論者の目的は大體に於て三種に區分することが出来る。

- 第一 貴族院の組織そのものを改善すること。
 - 第二 貴族院の專横を阻止すること。
 - 第三 貴族院議員の政治的野心を根絶すること。
- 以上の如き目的の異なるに從ひ對貴族院策も亦た特別に考究する要がある。」

「第一に現在の貴族院の組織そのものを時代に適應せしむべく改革せんとするに就ては余も同感であるが實際問題としては別に名案も出ないようである。」

「我國の貴族院組織の大綱は憲法第三十四條によつて」「限定せられてあるから、憲法改正を前提とせざる今日の改革論も亦た此の範圍を出づることは出来ない。従つて余はその組織に關して左記のようになすれ

一三五

へば學者には専門に依つて一定數宛^(五) 議員を挙げしめ、教育家も、高等、中等、初等等の別に依つて各代表者を出さしめ、軍人も歩、工、砲、騎に依り同數宛を挙げしめ、宗教家は教派に依つて代表者を出さしめ、工、商は、其職業に依り選舉團體を區分し、殊に農工商三者に對しては、勞資兩方面より別々に議員を選ましむるを適當とすべきであらう。」

九八頁

「貴族院改革案」「成立せぬか、或は不徹底な改革案が通過した場合、更に調査機關を設けて、徹底的な良案を研究せしむ可く殊に此機關をして、各國に於ける職業團體代表の實情を調査せしめ、若しそれが良好なりと決せば、將來此原理に依つて、貴族院を改造し、此院をして勞資協調の機能を行はしめたならば、是れ上院をして下院の缺點を補はしむるもので、二院制の妙用を全ふせしむるもの、是貴族院と云ふ暗礁をして、却つて文化發展の進路を照す燈臺たらしむるものと私は思ふ。」

ばよいであらうと思ふ、亦た世上傳ふる憲政會案と稱するものは左記の如きものである。

貴族院議員は左の議員を以て組織す

(イ) 皇族議員(現行法通り)

(ロ) 公侯伯子男爵議員 定員 百二十五名

(ハ) 勅選議員 定員 同上

(ニ) 公選議員(勅任を要す) 定員 同上

但し公侯爵議員の世襲を廢し、多額納税議員を廢す。

今日華族議員は議員總數の過半に達して居るが、此れは減少して總數の三分の一となすべきことが極めて合理的である。さすれば貴族院は若干の皇族議員を別とし、其他は華族議員勅選議員及び公選議員の三分の一の人員を超過しないこととするのである。現在の如き華族議員の絶對過半數と云ふことも起らず、多額納税議員は廢せられ新たに現はる公選議員が三分の一を占むべく、此れ時代の要求として止を得ない所であらう。

更に選舉及び銓衡方法に關しても余に議論がある。それは、

(イ) 有爵議員は各同爵中より選舉す。

(ロ) 勅選議員は貴族兩院より各十五名の委員を選出して銓衡機關を組織し、其の推薦により政府をして勅任を奏請せしむ。

ふことはなからう。」

「第二此の問題は近時貴族院がやゝもすればその本分を忘れて政府及び衆議院の意思を阻止するが如きは憲政の運用上許すべからざるものなるを以て、此を豫防せんとする爲めの改革論の起りたる原因及び目的の一と思はるゝが此の目的は貴族院の組織の改革によりては到底達せられないことである。何故かと云ふに『憲法上』貴族院は豫算先議權を除くの外は、衆議院と同等の地位にあるを以て貴族院は如何なる問題に對しても獨立自由の意思を發表し得べく、『貴族院の組織に向つて』改革を爲すも、これが爲めに『獨立意思には何等の影響を及ぼさず、貴族院の意思を拘制せんと欲せば勢ひその權限に觸れねばならぬが、此れは憲法を改正するに非らざれば出来ない』

「貴族院の行動を抑壓するに法制上の力を借る能はずとせば、如何なる方法に頼るべきか、曰く政府及衆議院の勢力を強大にするの一事である。」

「第三には、貴族院議員の政治的野心を根絶し」「所謂の特權内閣の如きものゝ再現を豫防せんとすることも改革論の起りたる原因及び目的の一であるが、是れは全く方角違ひの考へ方である、貴族院議員の政治的野心や特權内閣の出現は、貴族院の組織そのものとは何等の關係なし、全く我國政界の低級状態が此をしからしめたのである。」

「貴族院議員と云へども國民の輿望を荷へば内閣を組織することは何

(ハ) 公選議員は一府縣一選舉區と爲し人口四十五萬に付き一人の定員と爲す。

(ニ) 選舉は直接無記名、且比例代表主義に依るものとす。

(ホ) 議員は一時に全部を改選せず、三年毎に其の三分の一を改選す。

最後に議員の選舉資格は衆議院議員同様に二十五歳以上とし、選舉人も衆議院議員選舉人と同様であるが、任期は七年を改め九年となし、三年毎にその三分の一を改選すると云ふにある、此の改選方法は『理由としては、一時に議員全部を改選する時は急激なる輿論の變動に影響せられ國民の恆久的意志を代表せしめんとする上院の本領を傷つくる恐れありと云ふにある。勅選議員に付ては現在の如き政府が獨斷を以て『選任するを避け、眞に適任者を集むる理由に基き貴族兩院より銓衡委員を擧げ、以つてその効果を擧げたい。而してその任期に關しては』「余は現行法の終身制を採る」「政府が改革を斷行するに當つて採るべき手續は、第一は有爵議員選舉規則の改正であり、第二は貴族院令の改正である、前者は選舉方法を改むる爲め、後者は構成分子を變更するが爲めに必要である、何れも極密院の議を経ねばならぬが、時代の進運と國運の大勢に照せば同院の通過は容易であらうが、唯だ貴族院令の改正は貴族院の同意と議決を経ねばならぬ、是が一見頗る難關であるが政府に於て斷乎たる決意を以て臨めばあながち難事と云

の差支はない、『元來貴族院議員の政治的野心を増長せしめ』「たのはそも／＼何者の罪であるか、いはく政黨の無氣力にして決して制度の罪ではない。」「如何に制度を改革するも政黨それ自身の覺醒と奮起がなければ、彼等の政治的野心の抑制を見ることは出来ぬ。」

「將に直面したる貴族院の改革は、組織そのものを最も時代に適應すべく合理的に改革するを以つて唯一の目的と爲すべく、此の改革に依つてのみ貴族院議員の專横を防ぎ、彼等の野心の抑制を計らんとするが如き目的を抱かば、必ず失望するの時が来るに相違ない。」

貴族院の改革

辯護士 石井謹吾
衆議院議員

法律新聞 第二千三百七十六號 論説

大正十四年三月二十日發行

四頁—五頁 「改革をなすべき點は之を(一)権限に關する點と(二)組織に關する點とである」

「然しながら其權限の改正は主として憲法を改正すること故」根本的の改正をなす事能はざるを以て「實行案は主として組織に關する事となるのである。我黨に於ける改正案は」即ち

- 一、貴族院の豫算審議に關する期間を十四日以内に限る事
- 二、公侯爵議員の世襲制を廢止し互選の制に改むる事
- 三、有爵議員數は之れを減少なし皇族を除きたる以外の議員の約三分の一とする事
- 四、勅選議員の終身制に七年の任期を附する事
- 五、勅選議員の銜資格を定め其範圍を限定する事
- 六、多額納稅議員を設くる事而して其選出方法は普遍的制度を案出する事
- 七、有爵議員の互選方法は連記々名式を廢して單記無記名式とする事
- 八、有爵議員の委託投票制を廢止する事
- 九、有爵議員及公選議員の選出方法を定め其取締罰則は衆議院議員

選舉法を準用する事

十、貴族院令第十三條は之れを削除する事

十一、華族の戸主に衆議院議員選舉權被選舉權を與ふる事

の十一項である。「吾々の選舉法改正と共に此不合理なる貴族院制を改正しやうと云ふのである。何が故に貴族院制度を斯の如き意味に於て改正を致さなければならぬかと云ひますと、今日の貴族院制度に於ては、吾々の期待する所の政黨内閣が確立出来ない」「政治の中樞となることが出来ない。動もすると小數特權の者より選ばれたる議員を以て組織する貴族院が、衆議院の意志を阻止し衆議院の決議したる所を阻止致しまして此吾々の考ふる所の政治上に衆議院中心制が實現出来ない。之を實現せしむるやうに致しますことが、即ち貴族院制度の改革を要する理由であります。吾々は貴族院は「二院制度の本旨」に鑑みまして「政争の外に立ち、嚴正公平なる見地より其の本領を盡すべきことが、貴族院の性質と思ふのであります。」

貴族院改革問題の嚴正批評

半澤玉城

外交時報 第四十一卷第四百八十五號 時論

大正十四年二月號

二二頁—二三頁

今日貴族院改革論の喧傳せらるゝものあるも、それは唯だ、政府の與黨たる三派協調保存の爲めの改革に非ざるかと冒頭し、政友會の黨略の爲に、貴族院改革論の起り來れる沿革を述べ、「唯だ貴族院をして貴族院本來の職守使命に忠順ならしむるか、將た不合理不自然なる野心を起さしめ政治上の不良老年團たらしむるかは、必ずしも制度其のものに存せずして、其の功と其の罪と、共に人に在るを想起せざるを得ず」(十七頁)と論じ、貴族院の使命に關しては「本來貴族院は所謂一人一黨、専ら理智に立脚すべき聰明審議の府たるを其の使命とし、かりそめにも黨援聯結の力に依り施政を自らすべき機關にあらず。此の間、閱歴聲望に富む老練堪能の士ありて幕閣に列するものありとも、それは當人の人格識能に依り其の局に任ぜらるゝものにして決して貴族院を代表し、或は院内の團體的勢力を背後に負ふが如き性質を帶有せず。又現實には院内に數個の會派ありと雖も、是れ純然なる社交團體にして單に各個々人の集合、調査乃至意見の交換に便するに止まり、斷じて政黨的形式を色づけるべきものにあらず。而して貴族院が貴胄を中堅とし、勳勞、學識、經驗、富裕の各分子に依り構成せらるゝは、飽く迄

も個性の權威と不羈獨立の識慮に基き、國政を慎重審議せしめんが爲めにして、その重なる任責よりいへば嚴正なる監督なり、理智の批判なり、依つて以て衆議院の橫議偏傾を匡正するを本然の作用とす」と論ず。

伯子男爵議員數の減少に關し「伯子男爵議員を減少すれば貴族院改革の目的達したりとするか、抑々又之に依りて所謂貴族院の情弊を一掃し得べしとの謂ひか。其の著眼の幼稚にして其の手段の低級なる、殆んど言語の外にありと雖も、苟も立法府の定員を減少するが如きは政治的意義に於ては頗る重大事にして最も慎重なる考慮を遂げ、最も適確なる根據を有せざるべからず」と論ず。

二七頁 互選規則の改正に關し多少の疑問ありとして曰く「政府及與黨間には之を以て單純なる勅令と認め、政府の意思に依つて改正を實行し得べしとの見解を持しつゝあるやに傳へらるれど、學者に依つては貴族院の同意を経べしと解釋するものあり。苟も立法府の議員が如何なる手續に依りて自己の選舉せらるゝかを與り知る能はず唯だ政府の存に基き何等議員の意向を徵せらるゝことなくして隨時任意に變改せられ得るが如きは立憲國として有り得べきことなりや。若し此の原則を無條件的に承認せんか、政府は常に、立法府を壓迫することに於て極めて自由なる便宜を得るに止まらず、立法府の獨立と權能とは遂に有名無實となり延いて立憲政治其のものも空文に歸するなからず。」

尋いで改革案を公表すべき事及改革案の審議に十二分の時日を與ふべきを説く。

貴族院改善私案要綱 加藤順次郎

國家學會雜誌 第四十卷第三號 資料及雜錄

大正十五年三月號

一九八頁—二〇七頁
一、貴族院は左の議員を以て組織す

イ、皇族(現行の通)

ロ、勅旨に依り議席に列せられたる王族及公族(形式は憲法第三十四條の勅任議員とす)

王族及公族は皇族に準ず

ハ、華族中より華族により選舉せられたる者(華族議員)前項議員の數は公爵四人侯爵六人伯爵十四人子爵三十八人男爵三十八人とす

選舉は有権者全體各爵の議員別に之を行ふ

選舉人の年齢は二十五年以上とす

説明 華族を以て貴族院議員の多數を占め貴族院の中心とするは我憲法の絶對不易の精神にあらず唯憲法制定當時の我國の事情環境を斟酌したるのみ憲法が單に貴族院構成分子の名稱を掲げて社會の變遷に順應せしむべく應用廣汎なる規定に止め其定數を貴族院令に委ねたるを見て之を知ることを得へし我國體に於て皇室と臣民との關係は義に於て君臣たり情に於て父子たり皇室は全國民の大宗家たり華族のみ皇室の藩屏たるにあらず全國民

は均く皇室の屏翰たり又慎重練熟耐久冷靜穩健中正の氣風は華族の専有にあらされは此等の點を以て華族を貴族院中堅の理由とするは不當なり尙又華族にして政黨の首領たる者及竊に政黨の總裁株を以て自任する者現に院内に蟠居する實情なれば華族中心主義を以て貴族院の政黨化を防ぐ口實とするに足らざるなり然れども華族は概ね名門功臣より出て社會の上流に居り實際に社會上の勢力を成すものなれば彼等の保守主義を帶ふる制動的な作用と比較的強き責任觀念と永年の傳統的歴史と特別な境遇背景とを善用して其自覺に基き國家に忠誠を盡さしむる一面として議席に列せしむるは立憲政治の運用に有效なるを以て之を貴族院の構成分子に加ふるは可なれども其定數宜しきを得されは玉石混淆し政權利權に垂涎し横暴墮落の弊を生せん多くと議員總數の三分の一即ち百人にて十分とす假りに華族は平民より多少能力優れりとするも千戸五千人の華族中より百人の選出は誰か之を寡少に失して不當なりと云はんや。

近世の政治現象として立法部は行政部よりも重視せらる而かも既に行政職の世襲廢せられたるに立法職のみ之を存すへき理由なし世襲は能力の點より見れば無意義なり世襲制度の存在は別の理由に基き能力に關係なく華族議員の世襲を認むるは不當なり又各爵は權利利益感情を異にすべきものにあらざるに華

族自身の間に公侯爵のみを世襲とするか如き極端なる差別待遇をなすは不當なり且臣民の均く文武官其他の公務に就くことを保障する憲法の明文に低觸する嫌あるを以て世襲を廢せんとす而して華族議員は華族階級の利益擁護者たらずして華族の見地に立脚する國家の全般的利益の代表者たるべきものなれば各爵の議員數は寧ろ其有爵者數に比例せしめざるを可とす唯子男爵は多數なるか故に議員を獨占する虞あるを以て議員數のみを各爵別に定め議員は各其同爵中より選舉せし有権者全體か各爵の議員別に即ち五回に選舉すべきものとす

ニ、朝鮮貴族中より特に勅任せられたる者(形式は憲法第三十四條の勅任議員とす)
前項議員の數は六人とす(凡華族の比率とす)

ホ、學識經驗を有し且國政審議に堪能なる者より議員選舉委員會の選舉推薦したる議員候補者に就き勅任せられたる者

(特選議員 通俗の所謂勅選議員に相當す)

説明 褒賞は單に恩惠なるべく職は義務を伴ふ二者全然性質を異にす決して混同すべきものにあらず褒賞として職を授けは其目的を達せず却て弊害を生ずるは明なり貴族院は功臣學者の養老院にあらず貴族院議員の職は褒賞にあらず又生活費補助の施與にもあらず彼等を優遇行賞するには他に途あり彼等を議員に任ずるは彼等の有する學識經驗を國政審議に利用せん爲なり褒賞

施與にあらすとせば國政審議の能率を有效ならしむるに任期を付して新陳代謝の途を講ずべきは當然なり學者の能力も往々停帶退歩するを免れず若夫れ再選を希ふ爲に世に阿り俗に媚ひ議員の自由獨立性を失ふ弊ありとせば此の如き人格下劣なる人物の院内にあるは國家の禍にして最先に淘汰すべきものならん議員の職は勤勞に對する報酬にあらすとせば勤勞あるか故に議員とするは理由なく不當なり勿論勤勞の士は文にあれ武にあれ多くは學識經驗あるへきも議員の要件は之を勤勞に求めずして學識經驗に取らざるへからず然らざれば勤勞と云へる漠然たる名目の下に請託濫任の行はるる弊を生せん

前項議員の数は四十人とす

ハ、職能團體(例へば農業 凡十、商工業 凡十、官公私立大學 凡十、醫學、法律、經濟、交通、教育、軍事、宗教、文藝、美術、言論界、精巧労働者の團體等 凡三人乃の如し)にして各團體別に共同團體中より選舉推薦したる議員候補者に就き勅任せられたる者

(職能議員)

説明 銓衡機關を設け銓衡資格を定むるも多數の議員を各方面に公平に按配して偏傾なからしむるは到底不可能なるのみならず民衆的趨勢に鑑る必要あるを以て特選議員の外に職能議員を加

旨に副はざる嫌あるを以て職能議員の補足と地方自治團體の代表との兩色彩を帯ふる地方議員を設くるを妥當とす而して其本領業議院と異なるを以て地方議員の資格に資産及知識を要件とす又地方議員は地方自治體の特殊的利益の代表者たらしめずして地方自治の知識を以て國家全般の利益を代表せしむるを必要とするか故に其議員は寧ろ道府縣市民の多少に比例せしめざるを可とし衆議院の人口數標準の分量主義と異りたる方法を用ひんとす

府縣分合の必要あるも直に實行困難なるを以て道府縣選出議員は當分四十七人とす故に分合實施の場合に凡三十六人に減すへきものとす

- 二、皇族及王族公族を除く外議員の年齢は三十五年以上とす
- 三、華族議員、特選議員、職能議員及地方議員の任期は八年とし四年毎に二分の一つ改選す但し重任を妨げず
- 朝鮮貴族議員の任期及改任は前項に準ず
- 四、議員選舉委員會は内閣總理大臣、樞密院議長、貴衆兩院議長及帝國學士院長を以て組織す各其閣院を代表して選舉するものとす
- 五、二人以上の議員及び議員候補者を選挙する場合は單記移讓式比例代表法無記名投票とす
- 六、貴族院議員は政務官と相兼ねることを得ず

へんとす而して職能議員は特殊團體の特殊的利益の代表者たらしめずして其職能の方面の知識を以て社會の全般的利益の代表者たらしむるを要するか故に其議員數は寧ろ團體の大小に比例せしめず分量主義に依らざるを可とす

前項議員の数は百人を超過すへからず

選舉人の年齢は二十五年以上とす

被選舉人は五年以上其團體に屬したる者なるを要す

ト、道各府縣を一選舉區とし各區の各町村會が町村會議員中より一人の選舉人を選ふ而して此等の選舉人か其區の相當の資産及知識を兼有する町村民中より選舉推薦したる議員候補者に就き各區一人勅任せられたる者

全國を一選舉區とし各市會か市會議員中より一人乃至三人(大市三人中市二人)の選舉人を選ふ而して此等の選舉人か相當の資産及知識を兼有する市民中より選舉推薦したる議員候補者に就き勅任せられたる者

前項議員の数は十八人を超過すへからず(府縣分合後の道府縣議員定數の半數)

(地方議員)

説明 公選は兩院の組織を混し機能を紊り貴族院を衆議院の延長たらしめ政黨化せしむる虞あるのみならず貴族院議員を公選とし勅任を單に形式に止むるは憲法第三十四條の勅任議員の本

府縣會議員は貴族院議員と相兼ねることを得ず

在職の宮内官、樞密顧問官、司法裁判官、行政裁判官、警察官、並に現役及之に準する陸海軍軍人は貴族院議員の被選舉人たることを得ず

貴族院議員は政府の請負を爲す者、政府の請負を爲す會社の役員又は政府の保護補助を受くる特殊會社銀行の役員と相兼ねることを得ず

皇族以外の貴族院議員は單に昇進の場合を除く外政府の推薦に依り任命せらるる官職と相兼ねることを得ず、手當を受くる囑託委員等に付亦同し但し貴族院か特に其必要ある事由を明にして同意したるときは此の限に在らず

説明 華族の戸主に衆議院議員の選舉權被選舉權を與ふるは當然なり憲法の趣旨は貴族院を華族の議院とし衆議院を平民の壇場とするものにあらず華族を貴族院に入る代りに衆議院に入るを禁ずるものにあらず又社會の實際的方面より見るも到底禁し得るものにあらず華族の有する政治的慾望は如何なる嚴法を設くるも之を奪ふこと能はず衆議院に入りて此慾望を充たすを許さされは貴族院にて種々の陰謀策動行はるへく華族を衆議院に入れされは貴族院は益々政黨化し衆議院の政黨と相通して政界縦斷の惡弊さへ生し却て兩院聯立を紊るに至らん世には貴族院

を特權階級の手より開放すべしと叫び政黨化を攻撃しなから華族に衆議院の門戸を閉して平然たる者あるは矛盾の甚しきものにして門戸を閉すか爲に隱居の方便に依り法網を潜る華族も出づるに至るなり若し此權利を與ふるときは華族の多數は逐鹿競走して衆議院に入り二院制議會の有名無實となるを恐るる人あらは餘りに時勢を理解せざる杞憂と云ふへし今日にては舊藩主の因縁情實を以てするも政治上に舊藩民を操縦することは望むべからず又實力上平民と競走することも容易ならず或論者は曰く華族は華族議員の互選權を有するに今又此權利を與ふるは二重の權利を附與するものにして特權厚きに過くと然れども現に勅選議員も多額納稅議員も俱に二重の權利を有するか故に之を以て反對の理由となすに足らず加之衆議院は階級組織にあらざるを以て華族階級を除外するは我議會制度の根本方針に反す故に華族と平民との間に差別を設けずして衆議院は政權争鬪の活劇場とし貴族院は政權を超越したる純正政治批判の評定所とし二者を截然區別する必要ありと認む要するに華族に此權利を與へて貴族院議員の政務官兼務を禁ずるは政黨内閣を確立し貴族院の政黨化を防ぐ我憲政の根本義とす其他貴族院議員に種々の制限を付するは全然政權に超越して政黨化せざらしめ衆議院議員よりも一層權威信望を保たしめ以て貴族院の横暴墮落を防ぐ

治に委ねず不在者の委託投票を郵便投票に改むる等衆議院の選舉法に準して適當に規定し兩院權衡を保つに近からしむるを以て時勢に順應するものと信す而して此の如き改正か憲法の豫期せる所なるは當初憲法草案中にありし院令第十三條の規定を確定の際貴族院令に移したる沿革に徴して自ら之を推知することを得へし本來貴族院の組織は衆議院の選舉法と共に憲法又は少くとも法律を以て定むべきは世界各國の通則にして我憲法起る案者も之を知らざりしにあらす憲法制定當時の我政界の實情は不熟生硬なる民權自由論の餘焰尙熾まさりしを以て直に之を斷行するの危険なるを慮り他日民心安定するを待ち餘りに憲法を改正せずして貴族院令の改正には兩院の議決を経ることなし法律に近きものに變更するを得策と認めたるに外ならず是を以て第十三條は院令に移され而して移されたる結果貴族院令は勅令なるに拘らず其改正には立法機關の議決を要することとなり茲に變則の制法を見るに至りしものなり彼の議員互選規則か委任命令なるや否の疑問ある如き又議員互選規則等を政府の一存にて改正することによりて貴族院か脅威を感すと云ふか如きは明に貴族院令内容の不備缺陷を證する一端なり而して兩院の議決を経るとするも貴族院令は仍勅令たるを以て兩院は貴族院令改正案を提出する權能なく上奏の外は改正意見を政府に建議

ものにして改善事項中の大眼目なりとす而して其先例は南北米、白耳義、波蘭土等に類似の規定あり決して獨創の過酷なる制限にあらす

七、貴族院議員にして品位を濫す行爲あるときは其情狀に因り貴族院の議決を経て議長より上奏し除名の勅裁を請ふべし

八、貴族院令「第八條貴族院は天皇の諮詢に應へ華族の特權に關する條規を議決す」を削除す

九、貴族院令第九條を改め資格の審査は議院法第七十八條に規定し選舉争訟は司法裁判所の管轄に屬せしむ

十、貴族院令第十三條末段を「貴族院及衆議院の議決を経へし」に改む

説明 法律を以て貴族院令其ものを規定し又は條項を改正すべき事柄を規定するは憲法違反なり又單純なる勅令を以て貴族院令其ものを改正し又は其條項を改正するは勿論貴族院の議決を経て院令第十三條の規定を削除するは形式上不法ならざる觀あるも實質的關係に於て憲法の精神を凌却するものなり憲法を改正せざる限度に於ては貴族院令の改正には兩院の議決を経ることとなし且貴族院令の内容を改め貴族院の組織に關する規定にして貴族院令同一の性質を有する議員選舉規則等を網羅し選舉の方法、管理、争訟、取締罰則等選舉に關するものは貴族院の自

するを得るのみにして此點を法律と異にす又法律は議會の協贊と天皇の裁可と二個の意思相合する立法行爲より成るものなれども貴族院令は勅令なるか故に兩院の議決は裁可の標準を定むる一の方法たるに過ぎず結果は同じき觀あるも趣旨に於て異なりとす

十一、議院法中左の通改正す

イ、議院法第三條第八條第九條中「衆議院」を「各議院」に改め正副議長の任命及任期は衆議院の例に依る

ロ、第十九條中に左の改正を行ふ

有爵者の資格にて議員となりたる者には歳費を支給せし但し議長副議長となりたるときは衆議院議長副議長と同一の歳費を支給す

説明 有爵議員は單に有爵の特權にて議員となりたる者なれば歳費を支給せざるを可とす實際の生活状態より見るも殆んど支給の必要を認めず唯正副議長の歳費は交際費を多く占むるを以て衆議院と同ふす

「五圓」を「十五圓」に改む

官公署より俸給又は恩給を受くる議員(兩院議員)には歳費と比較し其多きに從ひて支給す

ハ、第四十條中に左の改正を行ふ

貴族院の豫算案審査期限を衆議院と同ふし其期限内に審査報告せざる時は衆議院の議決に同意したるものと看做す

説明 豫算の審議を會期末まで遷延し掛引上之に種々の法律案の議決を關聯せしめ豫算不成立を以て政府を威嚇する惡弊を生ずる慮あるに由る

ニ、甲院に於て可決又は修正したる議案か乙院に移送されたる日より閉會まで十五日以上の期間ある場合に於て乙院之を議決せざる時は甲院の議決に同意したるものと看做す但し甲院に於て正當の事由ありと認めたる時は此の限に在らず

ホ、第五十三條を「豫算にあらす」と雖租稅豫算に關し又は直接財政に關する政府の議案は特別の事由なき限り前に衆議院に提出すへしに改む

ハ、第六十條を「兩院協議會の議長は兩院協議委員に於て各一員を互選し貴族院議員たる議長をして席に當らしめ若し故障あるときは衆議院議員たる議長をして之に代らしむへし若し俱に故障あるときは貴族院議員たる協議委員中より假議長を選舉し議長の職務を行はしむへしに改む

説明 二院制の議會に於ては兩院の權限對等なるを本則とす殊に我國情に鑑み其必要を認む權限に甚しき不平等ある國は之を以て組織の缺陷を補はんとするなり凡そ事物には一利一害あるを

免れず我制度としては其弊害を小ならしむるには一面には議院法の範圍に於て權限を按配調節すると共に憲政運用上善良なる議會の慣例を作り他面には時勢の變遷に伴ひ貴族院の組織に民衆的の分子を加へ其基礎を鞏固となし健全清新ならしむへし特に貴族院議員を以て協議會議長たることを本則とするは兩院の意見兩分する時議長か衆議院議員たるか爲に僅に一名の差にて衆議院敗る場合生ずるを以てなり

十二、改正私案の實行に便ならしめんか爲に特に左の過渡的規定を設く

イ、改正令施行の際新たに選奉任命せられたる議員にして有任期の者は二分して四年議員及八年議員とし特に抽籤を以て之を定む但し華族議員及勅選議員を除く

ロ、現に華族議員たる者は先づ特選議員及地方議員となりたる者を除き次に改正令に依る定員の半數(公選二人候補三人伯爵七人)を選舉して其中に當選したる者を八年議員として引去り最後に他の定員半數を四年議員として抽籤にて殘留せしめ剩餘員は退職せしむるものとす

ハ、現に勅選議員たる者は當分の内職能議員の代用となし死亡辭職其他の事由に因りて員數を減し職能議員の定員以内となりたる時は假りに職能團體中より議員選舉委員會をして選舉推薦

せしめ當選したる議員候補者に就き勅任せられたる者を以て補充し改正令施行後滿八年目に一齊に退職せしめ(イ)項本文の例に依り職能議員をして之に代らしむるものとす

ニ、現に歳費を受け引續き議員たる者には改選まで仍之を支給す



説明 上院議員の總數の多き及下院議員數に對する比率の高き英國を除けば我國世界に冠たり英國の改正案を見るに「ブライス」案三二七人「ロイドジョージ」案三五〇人にして而かも貴族を減すること甚し是れ要否を考へ世界の大勢に鑑みたるものならん

人多きか故に尊からず質良きを以て貴しとす我貴族院の本分に稽へ現状を見て殊に此の感を深くす三百人以内にて十分なりと認む

貴族院及樞密院の改革 清瀬 一郎

我 観

第三十二號 今後の政黨は如何綱領を有つべきか

大正十五年六月一日發行

七三頁—七六頁

「余は『貴族院令や、其互選規則や』を讀むに、改正を要すと感ずる點は極めて多い。しかし今は、斯の如き末節に論及せず、此『機關に對し、今日及び今後の我國情に照し改革の目標とすべき主要點を擧げて世に問はんとするものである。』

「第一、貴族院を職業的的代表機關となすべし。

今日の貴族院は、大體世襲貴族、老成官吏、多額納稅者、學者（學士院議員）より成つて居る。『世襲貴族は社會的名譽の稱號とするは可なるも、之に實際上の政權を多分に與ふるといふ事は全く意味を成さぬ。』「老成官吏（勅選議員）といふものも亦、議政機關の構成分子としては無意義である。貴族院令には國家に勳勞ありたる者といふことに成つて居るが、實際は、内閣交迭毎に其大官を勅選として貴族院に残して行く慣例になつて居る。多額議員や學者議員が、ものゝ役に立たぬ事は是亦事實が證明して居る。今日、一般民衆代表の衆議院に對し、獨立の議事機關が必要であるとするならば、それは各職業を代表する議員を以て構成するものであらねばならぬ。これでこそ始めて衆

今日の貴族院では否決といふ事はなかなかせぬ。大ていの場合、握り潰しといふ事をする。氣に入らぬ案であれば、其審議を引き延ばして置いて會期の終了を待つのである。是れは甚だ不公正な政治である。今日の我國に於ては、三ヶ月の會期は短かい。『少くとも六ヶ月とし、場合に依つては一年中を會期とし、必要に応じて會議を開く事とすべきである。』

「第三、貴族院にも解散の制を設くべし。

貴族院をして第一項所述の如き合理的職業代表體と爲すときは、衆議院に於て解散制を設くる必要があると同一理由に依り貴族院にも解散制を設けねばならぬ。然らざれば政權の運用は不可能である。『今日の貴族院に解散なくして相當の運用が出来て居るには理由がある。今日の貴族院はその文字の如く貴族の代表機關である。』「此階級の出よりにして衆議院に抗する事は不合理である。彼等は皆之を意識し、『多少は自我を抑制しつゝある。しかし上院の組織に此缺陷がなくれば、兩院の衝突は露骨になるものと見ねばならぬ。従て、解散も亦兩院平等でなければ到底やつて行けぬ。』

「第四、兩院衝突を解決する最後の方法として、國民投票制を設くべし。

兩院意見の相違ある場合に解散を以て之を解決するとするも、なほ問題が決しがたい場合を生ずる。雙方を解散するも新に選出せられたる兩院は何れも従前と同じ態度を採る場合が容易に想像せられる。斯る

二四八

議院の缺陷を補ふ事となるであらう。もし貴族院を英國に於けるが如く、實力なきものとするならば、其組織は何でもよし。其權限を法制的に、又慣例的に縮小すればよいのであるが、此考を徹底すれば、寧ろ貴族院を廢して、一院の制を採るべしといふ事になる。『米國や、獨逸の如き聯邦組織の國家に於ては、上院は各支分國の代表者の集る所とし、直接民衆代表に依る下院の及ばざる所を補正する役目を持つて居る。我國や、英本國のやうな單一國家では此必要もない。たゞ、今日の情態は、社會生活的の利害は地域的には岐れずして、職業的に岐れる傾向がある。聯邦國家に於ける支分國家の代表を必要としたる同一考察よりして各職業の代表者を一院に集め、下院に代表せられざりし利益と知識とを之に集むる事に依りて始めて第二院存在の理由を成すであらう。尤も職業の分割には相當の考慮を要するであらう。地主代表に對しては小作人代表、商工業者代表に對しては、労働組合代表、漁業代表、鑛業代表等時勢に應じ適切の區分を必要としよう。今日の學者代表も亦此意味に於て承認せられるであらう。』

「第二、帝國議會の會期を延長すべし。

今日貴族院の改革の一目として、豫算審査期限の事が論ぜられて居る。しかし、適當な審査を爲すならば總ての場合につき機械的に劃一の審査期限を設ける事は適當でない。『根本は會期があまりに短かいから起つた事である。獨り豫算のみならず、法律案に在つても、

場合には「レフエレンダム」の方法に依るより外に途はなからう。今日は兩院協議會なる制度を設けて居るが、是れは甚だ不徹底な制度である。協議成立しない場合には議案は不成立となる。是れ、國家重大の問題を懸け引きと偶然とに依りて決するものであつて眞の良制度ではない。而して茲に「レフエレンダム」の制を認むるならば、亦同時に他の重要問題につきても此制を利用すべきは勿論である。』

二四九

近衛公の貴族院論を読む

吉野 作造

中央公論 第四十二卷 第一號 時評

大正十五年一月一日發行

〔六四頁—六九頁〕

わが貴族院の探るべき態度なる一篇を近衛文麿君は去冬東京日日新聞に寄せられた。兩院對立の當然の結果は兩院の衝突だといふのが近衛公の立論の出発点であるが私はたゞ一學究として斯うした政治家の用語に學問上の註釋を施しておきたいと思ふ。

「政治學理の問題として、兩院對立の當然の結果は決して兩者の衝突ではない。然らば國法は何を求めて故らに兩院を争はせるのか。曰く、一層よき立場を發見せしめんことを期する即ち是のみと。所が近衛公は決して其の本來の道理を誤られたのではなくして、今日の我國の實狀を指稱されたものたることは明白にわかる。同君は主として貴族院に付て云つて居られるが、上院中には自家の立場の支持に目がくらみ、國家全體の利害を忘れ、徒らに下院に衝突かうと狂奔するものが少くないと云ふのだ。斯んな連中が跋扈する我國の政界に於て、法規上の兩院對立論を固執しやうものなら、その當然の結果が謂れなき兩院の衝突に了るや言を待たずして明白でないか。之を憂へて近衛公は之に處するの態度を告げんとしたものであらう。」

「兩院衝突の解決策の方法が各國に採用されて居るのだが、今近衛公

の例示する所を分類すると次の二種になる。第一は憲法改正を待て始めて出来るもので、(甲)上院權限の縮少(英國に行はるゝやうな)と(乙)上院解散制(白耳義に行はるゝやうな)とが此中に入る。而して同君は此の兩方法共に我國に採る可らずとして居るが、私は大體その精神には賛成だ。理論としての主張に於て憲法に必要な改正を加ふるは必ずしも避くるの必要はあるまい。第二には憲法改正を要せずして行はるゝもの此中には(甲)新貴族の製造(英國のやうな)と(乙)貴族院の政黨化とを説いて居る。(甲)の方法は我國に於て必しも不可能ではないが實際上問題となるまじきは言ふまでもなく、(乙)に就ては現に上院に於ける侵蝕の事實を承認せざるを得ずとして、只之を助長すべきや抑制すべきやに就ては議論がある。近衛公は之に就て明白に反對されて居る。併し同君の反對論の根據は、「政府與黨の多數を占める衆議院と正面衝突をする可能性を多からしめるから」いけないと云ふに在るやうだ。

「兩院疏通に關する近衛公の提案を簡單な形に書き直すと斯うなる(成るだけ同君自身の用語に従ふ)。

(一) 貴族院はいかなる政黨の勢力をも利用せずまたこれに利用せられず、常に衆議院に對する批判牽制の位置を保つと同時に、一面民衆の輿論を指導し是正するの機能を有することに甘んずべきである。

(一) 貴族院はその時の多數黨及びこれを基礎とする政府をしてその志を遂げしめることを以て常道とし、兩院對立の法的關係を不當に強調すべきものでない。

(二) 貴族院が若し時の政府の意見を以て明に國民の輿論に副はずと認むる時は必ずしも之に讓るの必要はない。否敢然として反對を表明し政府をして衆議院解散の舉に出でしむべきである。

(三) 解散の結果依然政府多數なるときは、貴族院は直に讓つて政府をして其の所見を實行せしむべきである。

この提案には無條件に賛成する。」「兩院對立の法的關係を強調せることに伴ふ危険として最後に近衛公は一部野心家の陰謀を擧げて居る。同君立論の本旨は表面上切りに貴族院の陰忍自制を奨めては居るものゝ、寧ろ敵は本能寺にありで、少數者の陰謀より貴族院を救ひ、其の本來の使命に自覺せしめんとする所に結局の目標を置くものではなからうか。自制を説くといふよりも寧ろ自覺を促す爲に書いたものと觀るべきである。」

「も一つ私の近衛公に服するのは、同君が明らかにさまに時の政府に助力すると云ひ切つた點である。研究會の重要幹部の地位にある一人として斯うした言葉は容易に吐けるものではない。輕々しく吐けば必ず自己辯解と取られる。私共は他日内閣は代つても同君のこの態度には決して異變あるまじきを確信する。正々堂々と此の態度で押し通し結局之

で貴族院を動かせるとすれば、同君の勞は決して徒爾に了らない。否之に依て貴族院の神聖は確かに保たれる。」

野間五造氏の『立法一元論』

慶應義塾大學教授 山崎 又次郎

三田評論 昭和二年九月號通號第三百六十一號

昭和二年九月一日發行

六八頁―七一頁
「題して『立法一元論』と云ふ。要するに、脇書にもあるが如く「貴族院無用論」である。換言すれば、一院制度を主張するものである。」

「此書の特徴とする所は、階級としての貴族を槍玉に揚げ、制度としての貴族院を祖上に載せて、論難攻撃して居る點である。乍併、それだからと云つて、貴族院、否、所謂「第二院」なるものが無用である。宜しく之を廢止すべしと云ふことが出来ようか。中味が悪ければ、之を取換へるが宜い。貴族が無爲無能なれば、之を取除くが宜い。又、「第二院」をして今日の時代に適合せしめやうとするならば、地主や富豪以外に、利益團體の代表者を取入れるが宜い。二院制度を廢止して一院制度を採用すると云ふことは、我國民として、最も慎重に取扱ふべき問題である。」

「二院制度か一院制度か、此問題は、要するに、量よりも、寧ろ質の問題ではなからうか。一般に、單一國にして議會政治を採用して居る諸國中、大國に於ては二院制度に、小國に於ては一院制度に依つて居るやうである。と云つて、前者が後者よりも、制度として、數等、優つて居ると云ふ譯でも何でも無い。寧ろ、國民本位の政治に於て

は、著者の所謂「單一普遍的國民院」に於て、「國民の普遍的意志」を具體化するとは、別箇の利害關係を有する二院に於てするよりも、遙に、有効にして論理的である。此點に於て、私は、主義として、全く著者と同感である。乍併、現在の如き、極めて複雑なる大社會に於て、堅實なる立法は、果して一院にのみ期待することが出来ようか。之に對して「反省と再考」とを促すべき「第二院」なるものゝ必要がなからうか。私は所謂「第二院」なるものが「無いよりも、有る方が宜い」と思ふ。

「我國の貴族院なるものは、之を改革して、少くとも衆議院と同様な選舉の基調に依つて、其存在の意義を之と等しくし、而も、權限上、衆議院と抗争することなく、唯々之に對して「反省と再考」とを促すべき、所謂「第二院」たらしめること、が今日、貴族院改革の最大限ではなからうか。今日、我國の法制上に於ては結局、憲法改正の問題に到達しなければならぬ。此の如き問題を唯々現在の貴族院のみに一任するが如き彌縫策は、我等の要望して居る所の「第二院」を得る所以でない。私は、此點に於て、全く著者の意見と同感である。」

貴族院改革

澤田 謙

公民講座
時事解説

第三十七號 昭和二年十二月號

「四一頁―四二頁
「貴族院改革は、普通選舉と、もに、護憲三派の旗印であつた。しかも普通法は通過し、すでに實施されつゝある今日、ひとり貴族院改革は忘れられた。護憲内閣が忘れられたばかりでなく、憲政會も政友會もこれを忘れた。このときに當つて、その貴族院内部から、貴族の狼火が上つたことは意外といへば意外、とにかく拍手すべき出来事である。最初は昭和クラブの成立。これは純然たる排研究會の團體であつて、雙龍珠を抱けば、時あつてか第二の研究會たるを保しがたき代物。滿幅の好感を示しがたきはいふまでもないが、その自由聯盟、その幹部專制打破の聲は、まづ貴族の第一聲たるを失はなかつた。その波動が、研究會内部に傳はるや、果して幹部專制排斥の聲となつた。これは當然の行途であらう。從來の研究會幹部が、政黨化せる貴族院團體を專用して、いかなる内閣とも連絡をとり、いかなる政府の下にあつても、多くの不祥事を起し來りし歴史は、貴族の第一の叫びをして、「幹部專制打破」におかしむる、最も有力にして有理なる原因と、いはねばならぬ。」

しかし貴族の要求は、區々たる幹部專制打破にのみ止るべきではない。何故に幹部はかくのごとく專制するか。その原因はいふ迄もな

く、かの不自然にして不合理なる互選規則にある事は、衆目の一致するところである。この互選規則を改正せずして、幹部專制を憤るも、些の效はない。

果して互選規則の改正案は、公正會の一部から起つた。公正會に屬する二三人によつて發表された貴族意見なるもの、内容一々に互つて論評するいとまはない。殊に、いまだ兩院對等論を固執するとき、時代錯誤の甚しきものであるけれども、とにかく貴族院内部から、貴族院改革の具體案がでたといふことは、世論を喚起する上において著るしき功績といはねばならぬ。

いまや衆議院においては、普通が實施されて、立憲政治の妙用も、しだいに發揮されんとしつゝある、この際第二院たる貴族院が、依然舊態を保つは、不可能のことである、必らずや改革を餘儀なくされるであらう。問題は時期と方法。われらは争亂を好まぬ。希はくは貴族院が自ら目覚めて、民衆的運動が起らぬ前に自決すべきことを、希望して止まないものである。」

貴族院制度の運用

近衛文麿

中央公論 第四十三卷 第一號

昭和三年一月號

六五頁―六八頁
「昨年貴族院改革の如き間に合せのものなら何時でも出来ようが、兩院制度の精神のある所を考へ、又日本の國情から考慮して、貴族院の根本的改革は一朝一夕に成るべきものではない。然ればといつて、その改革の出来るまで、貴族院制度なるものに對し何等考慮も拂はずに漫然之を放置しておくこと云ふことは、時勢も許さず、又その弊害も恐るべきものがある。故に將來の改革は改革とし、一時的方便として現制度下に於ける貴族院をして如何なる態度を執らしむべきか、問題である。」

一は貴族院をして自制せしむること、二は貴族院の政黨化を防ぐことである。狭少なる基礎の上に立つ代表者から成り而も解散のない貴族院が政府に柄つくことは立憲政治の本旨から云つても、政治の運用の上から云つても、之を慎しまねばならぬ、又その政黨化――換言すれば政黨の兩院縦断は矢張り政治の運用を妨げること大なるものがある。併し私は一部の人の如く政黨なるものを罪惡腐敗の集團の如く見、貴族院をば此罪惡腐敗に汚されぬ清淨潔白の處とせねばならぬといふ道德論から、貴族院の政黨化を防がねばならぬと云ふのではない。私は寧ろ政黨政治の肯定者である。私は政黨は混沌たる政界に秩

序を齎らすものであり輿論の指導者であり一種の社會教育機關なりと云ひしブライス卿と共に政黨の價値を認めるものであつて、貴族院から將來永遠に互つて政黨を排斥するといふのではない。只現在の制度の下にあつて貴族院が政黨化することは政治の運用を阻害する恐れがあるから不可なりと申すのである。」

「貴族院をして自制せしめ又政黨化せしめざる爲めには、特に貴族院議員として如何なる方策に出づべきか。」に就いて「過去數年間研究會に於ける」公爵の「出所進退を明かにして此問題に對する」「所感を述べ」てゐる。

貴族院改革再論

高木繁

藤公表して曰く臣が經畫の

時周密を缺くに基づく

日本及日本人 昭和三年七月十五日號(第百五十五號)

昭和三年七月十五日發行

九頁―一二頁
「此頃世間にこの權限改革論を勢込んで持出す者が大分有るやうだ。けれども不佞を以て見れば、權限改革論の行止まりは、一院制と二院制の優劣論となるのだから、さうあせつて極めなくても可い問題のやうに思ふ。」

「それよりも手短かで利き目のあるのは、組織の改革だ。」實際政治の施設としては、まづ構成の改革から手を著けるが順序だ。元來今の構成のやうな貴族院を作つた抑もの本はと云へば、我華族制度と、この華族に對する待遇とに在るやうだ。明治十七年に華族制度が定められると、續いて華族の地位を保障する爲めに、世襲財産の制が設けられる。華族としての材能智徳を養ふ爲めに學習院が置かれるといふ風で、専ら華族を日本社會の智惠の光りに仕立てる工夫が凝らされた。此の有形上の施設から機械的に推論して、華族を主成分とする一の討論機關を作つて、それを立法上の光りと考へたのが今の貴族院だらう。或はさういふ考へ方をして可い時代が有つたのかも知れぬ。けれど、世の中

が進んで必ずしも華族が智惠の光りでなくなつた時代が来れば、從つてそれを主成分とする貴族院は、立法上の光りでなくなる事になる。貴族院の構成を變へるといふ理窟の大體は此處から出て来るのだ。「イギリスでさへ上院の代表性をもつと多くしようと云ふ程だから、我國などでは、もつと代表性を多くし、それには現在の選舉母體をもつと大きな意味のものにするのだ。誰れやら國民を選舉母體にするは、一目散にそこまで飛揚らなくとも、貴族仲間、特殊智識仲間だけでもつと選舉母體を廣く取る方法はいくらも有る。」

「構成のことでは、選舉母體の問題などよりも大きくて、そして其の缺陷が實際的に證明されてる。貴族院には解散がないといふ問題だ。我貴族院の最大缺點と思はれる所は、其の實質が、時と處の必要に副ふやうな機能を發揮し得るだけの光りを持つたものか、どうか、即座に試験して見る事の出来ない構成になつてゐることだ。必ずしも衆議院の解散と同一の方法でなくとも、之に準ずるやうな方法を、我貴族院には用ゐることの出来ない點だ。イギリスの上院は、解散よりも手嚴しい方法で、其の性情を一舉に變へる方法がある。我が貴族院には解散はおるか、臨時に其の性情を試めして見る如何なる方法も無い。これは貴族院の構成としてかりそめならぬ缺點だが、此缺點は、今始まつて気づいたものではない。憲法起草の任に當つた公爵伊藤な

どは、凡そ三十年も前に気づいて、至尊の前に懺悔した程の缺點だ。」
「明治三十三年伊藤が第十五議會に望むと、貴族院は間接税増加案を、眞類から反體した。これが爲めに、議會は停會された。それでも貴族院の反抗は和らがないので、伊藤はとうとう、進退伺を上つて、事の次第を逐一奏聞し、併せて將來に對し惟ふ所を概聞に達した。中にかういふ一節があつたと聞いてゐる。

退いて熟慮するに、憲法の運用に於て、國民の代表者たる衆議院と政府と意見相容れざる場合には、解散して以て國民の可否を問ふことを得るも、貴族院と政府と衝突し、今日の如き形勢に將來遭遇するも、圓滑の経過を望むべからざるや明なり。爾に憲法制定に當り、臣實に大命を奉じ其の經畫の任に居る、而して今日の如き疏通すべからざる難境に陥る。畢竟臣が經畫の時に於て周密を缺くに基かざるを得ず。是に於てか、將來憲法政治の生活をして永續せしめんとするに於ては、貴族院改造の一事あるのみ。陛下若し臣をして尙大局を全くするの責任を負せしめられんか、臣貴族院改造案を具し、上奏聖裁を仰ぐべし。恭しく陛下の爲に圖るに、此議を勳臣等に諮詢を賜ひ、果して臣が獻替する所を是なりとするに於ては、臣國家の爲に微力を盡さんと欲す。謹て進止を候す。臣博文誠惶誠恐頓首々々。」
「これも詰まりは我貴族院に、解散か又は之に準ずる方法の無い爲めだ。權限改革のことは、もつと實驗的に證明されてから、ねこそぞ、

德觀より起る改革論も、眞に斯る現状を憤慨する者よりばかりでなく、或は政府者として何等か因縁を貴族院の多數團體と結ばんと欲して結ぶ能はざる者か、一旦結びたる因縁を何等かの理由で反古にせられた者か、貴族院内に在つて何時も少數者として立ち、斯る因縁を結ぶことより除外せられたる者かの中より發生し、其の動機より論ずれば、何れも實際政治と全然無關係の地位に立つての提唱でないことは之を判斷するに苦まない所であらう。貴族院が前述の如き状態に置かるゝ速因及び近因の中には、制度上及び實際政治上の理由があることを忘却してはならない。之を根本的に言へば、帝國憲法制定當時、貴族院を設置して衆議院に對峙せしめ、帝國議會の構成を二院制とした事が、既に此の如き事情を馴致すべき因由を爲して居る。伊藤公の憲法善解は貴族院の地位を明示して曰く「兩院へ或ル特例ヲ除外平等ノ權力ヲ有テ一院獨立法ノ事ヲ參贊スルコト能ヘス以テ謀議周匝ニシテ輿論ノ公平ヲ得ルヲ期セントス」と。即ち貴族院を設置したるは、之をして衆議院と對立せしめ、「互相牽制」に依り「多數壓制」又は「橫議亂政」を匡救するを目的とし、「政權ノ平衡ヲ保テ政黨ノ偏強ヲ制シ、橫議ノ傾勢ヲ撐ヘ憲法ノ鞏固ヲ扶ケ上下調和ノ機關ト爲リ國民民慶ヲ永久ニ維持スルニ於テ其效果ヲ收ムルコト多キニ居ラムトス」るものたらしめやうとしたのである。此の筆法で、貴族院が衆議院に對抗するとき、今日の如く政黨政治の發達したる時代に在つては、貴族院が常に

やるが可いが、それまではまづ構成の缺陷を矯めるところから進めて行くが願當だ、然し詰めれば憲法四十四條二項の停會を一項の停會と別意義のものにするか、外のものに代へるか、といふ所まで進む嚴肅な問題だ。」

貴族院改革問題

中央大學教授 高木 信 威

法學新報 第三十八卷第四號

三頁一—二頁

「政治道徳上の目的より貴族院の改革を唱ふる論者は、貴族院の多數團體が政治的に墮落せる現實曝露を試み、其の墮落の徑路を貴族院の多數團體が獨官漁利を事として時の政府に對する向背を決定することを指摘して居る。……蓋し斯る要求が何故起るか、斯る提供が何故行はるかとの哲學的理據に遡るときは、斯る要求及び提供の存在が、政治道徳觀の一本槍では如何ともし難い事を知るであらう。……政治道

時の政府と對峙することゝ爲り、政治は解散なき貴族院の爲に終始停頓を招き、結局立憲政治は廢論と爲るを免がれない。是に於て政府は官職利權の提供も、其他の手段も之を擇ばなくなるのは當然である。且既に憲法上、政府が帝國議會に於て多數を制することを以て政治の要諦と定めたる以上、政黨組織に依らぬ貴族院に於て多數を制するには、議論主張乃至政綱政策のみに依つて之を能し難いことは説明を要しない程明白である。感情又は情實に憑へて了解を得るか、官職利權の提供に依る誘惑か、議員のあらゆる弱點に乗ずる辛辣手段かを用うる外、殆んど道がないのである。事、此に至れば、是非善惡、正邪曲直の道徳論は最早通用せぬ。問題は起倒勝敗、興亡存廢の選擇論である。其の目的の爲め手段を擇ばなくなるのである。
結局前編何れかの手段に依つて窮方を貴族院に求めるのは已むを得ない所である。又之を作るに當つて貴族院現行制度の如きは寧ろ此の勢を馴致し易く、從つて官職利權の提供の如きは又最も行ひ易い所と爲つたであらう。如何にも皮肉であるが貴族院の状態は伊藤公の理想を全く正反對の發達を遂げた事とも爲り、同時に斯る發達は今更ら之を當時の理想に引戻すこととの困難なるは猶ほ激流奔放の勢を沮止し難いやうなものであらう。」
「方法論としての改革論に對し、吾人の勘檢を試むる事としやう。實際政治家の方面では、甲論者は制度上、組織の問題には觸れず、唯だ貴族

院の権限縮小に依つて改革の目的を達し得べしと思惟して居る。…此の如きは果して之を能くし得べきか否かに至つては疑問である。…利害得失の論は別として貴族院が此處まで退却することゝ爲れば、伊藤公の貴族院設置理由として唱へたる前述の理據は、此に全く覆へざるゝ事と爲る。又同時に貴族院存在の理由は自ら消滅することゝ爲つて結局一院制に到達することが、捷徑と爲るではあるまいか。又乙論者は貴族院の不滿なる状態を改革するには、議員の互選規則改正にありと思惟して居る。然も連記制にしても單記制にしても一利一害を免れられず、到底人物の低下若くは買収の弊を絶つことは不可能であるとして、其の改正にも餘りに望を抱いて居ない。且勅選議員の任命に付ては、歴代内閣共に其の人物如何を問はず、唯だ自黨に好都合の者のみを任命し、漸次貴族院を衆議院化するを免れないから、勅選議員は學識經驗に富み、國家に功勞ある者でなければならぬとの本來の目的に反する。故に嚴正公平なる人選を行ふ爲めに政府以外に、特別銓衡制度を必要とすと論じて居る。此の論は貴族院改革の爲めの直接制度の改廢といふよりも、間接制度の新設論にまで進んで居るやうである。學者方面に在つて制度上の缺陷を指摘し、組織の改革に依つて之を匡救し得べしとする甲論者は「二院對等の原則を取るを以て立憲主義に忠なる所以であると信じ」、又「貴族院の改革は主として組織の問題に限局すべきである」との立脚地に於て、(一)公選議員の新設、(二)職業

代表的勅選議員の設置、(三)華族議員の改善を唱へて居る。…唯だ概括的に二三疑問とする所を擧げて見やう。第一、論者は「公選議員は各府縣に於て一般投票に依り直接選舉する」といふのである。各府縣に於ける一般投票に依る直接選舉に當選したる議員は衆議院議員と如何なる相違があるであらうか。…第二、職業代表的勅選議員は「從來の所謂勅選議員」の質を根本的に改むるものとし、職業代表の意義を貴族院令の明文を以て定むべしと唱へ「現在勅選議員が殆んど全部行政官の古手なるを見れば、明文を以て定め置かなければ此の趣旨を貫徹し得ぬ」と説いて居る。明文を設けて勅選の範圍を定むることは一見有效のやうではあるが、從來の如く銓衡任命の權、擧げて之を政府の手中に置く以上、果して豫期の如き效果を得るか否か疑はしい。現行令とて固より行政官の古手を多く勅任すべしとは定めなかつた筈だ。又假に職業代表議員が新設せらるゝとすれば、此の如きは選舉に依り然る後勅任すべきが當然で、職能團體なるが故に直接勅任すべしとの理據は何處にあるか又論者は其の任期を「八年又は九年とすべし」と唱へ「性質上至當」と言ふも、任期を公選議員より長くする理由が、斯く簡單に片づけられ得ることであらうか。「性質上至當」といふけれど、如何なる性質故至當と爲るかの説明は詳かでない。第三、論者は「華族議員は互選を廢し、毎年交代に九十人づゝ議席に列せしむる」。ことを唱へて居る。…吾人の所見も亦此の外に出づるものではない。

い。唯だ其の任期を「毎年交代」、即ち一年に限ることは、他の議員に六年乃至八九年の任期を與ふるに對し、果して公平であらうか何うか。…乙論者は現行憲法の下に於ける改革意見として(一)議員を現在の三分の一又は四分の一に減少すること、(二)華族議員を勅任議員の半數とすること、(三)勅任議員の終身議員たることを廢し、各種の職能團體及び地方議會に於ける選舉に基づく任期四年の勅任議員を置くこと、(四)華族議員は華族全體より單記移議式の比例代表を以て選舉すること、(五)貴族院議員の歳費を全廢することの五項を擧げて居る。第一、議員の現在數を減少することは普選實行の結果、衆議院議員の代表する有権者數の増加に比例して、貴族院に代表せらるゝ數の割合から、其の議員數の減少は當然とせらるゝ所であらう。之を三分の一とするか、四分の一とするかは尙ほ考究の餘地ありとするも決して無法の主張とは言はれまい。第二、華族議員の數を勅任議員の數の半數とすることは、斯く數を定むる標準が何にあるかの説明を待つて後、贊否の論を定むべき所であらう。第三、勅任議員の終身議員たることを廢する點に於ては、甲論者も同意と認むべく、吾人も亦會て之を提唱した所である。…又勅任議員の實質を職能團體に求むる點は甲論者も同一であつて、唯だ勅任の形式に於て、甲論者は直接勅任制を採らんとするに對し、乙論者は地方議會よりと共に、選舉に基づく當選者を勅任するといふ點に相違がある。吾人は同じく職能團體代表議員—

甲論者のいふ職業的の代表議員を—出すとすれば、選舉に依るが本筋であつて其の當選者を勅任するが順序の當を得て居り、且政府の恣に之を銓衡する弊害を除却するに有效なりと思惟する者である。…乙論者は現行憲法の下に於て行ひ得べしとする改革意見を右の如く要約した。然も論者の眞意は憲法改正に徹底せる貴族院廢止論に達すべき趣向を有すと認むべき點がある。…制度論から言つて、貴族院問題は結局憲法改正問題にまで遡らなければ十分の解決を告げ難いとすれば、論者の所謂憲法審議會も必要となるであらう、唯だ「時勢の變化」が果して此にまで導くか否かが問題である。」

「吾人は其の制度上、現行憲法の範圍内に於て合理的改正を行ふべしとする議論に付ては同意を吝まず、又其の具體案に付ては別に意見を有するものなることを明言せざるを得ぬ。此には僅に各方面の議論に對し、質疑の意味を以て多少の批評を試みるに止めて置く。」

貴族院の機能發揮を望む

法學博士 増島六一郎

法曹公論 第三十三卷第四號

昭和四年四月一日發行

七八頁一八頁

「帝國議會開院式の御詔勅に、常に「朕貴衆兩院議員ニ告グ」との大御詔を拜し奉る事によつて、既に貴衆兩院平等視の聖慮が窺ひ知られる如く、其處に我帝國憲法の大精神が宿つて居る。唯第六十五條に僅に豫算先議權を衆議院に與ふるの一特例が開かれて居る。而して是は伊藤博文公が「政府ノ財務ト國民ノ生計トヲ對照シ、兩々顧慮シ、豐儉ノ程度ヲ得シムルヲ要ス、此レ乃衆民ノ公選ニ依リ、成立スル代議士ノ職任ニ於テ、尤緊切ナリトスル所ナリ」と稱する事に依つて明瞭なる如く、豫算なる者の性質上、先づ衆議院に諮るを以て順序を得たりとするに止まり、何等衆議院に貴族院よりも重い權力を與へた譯ではなく、權力の點に於ては兩院全く平等である。苟も陛下の顧命の重きを感じば、貴族院は須く此平等の權力に據つて、侃々諤々言言忌まざる。國家本位の見地に立つて可決すべきは可決し、否決すべきは否決し去るべく、審議未了に托して院議を擱置するが如きは決して其職責に忠なる所以に非ず。衆議院に憚る如きは、二院制度の根本精神を破壊する者で、最も謂はれなき事である。近來一部少數の徒に、帝國議會は衆議院を重しとする。衆議院の議決を貴族院に於て覆すといふが

如きは代議政體の根本を破壊するものである。(解散なき金城鐵壁の貴族院に據つて政府案を否決し、内閣を倒さんと欲せば如何なる内閣か倒れざらん。)(貴族院は衆議院通過の案を否決すべきものに非るにそれを顧みずして)(我意を張)(るが如きことあらば)(吾等は猛烈貴族院改革運動を開始せねばならぬ)と稱する者がある。是は政府與黨の威嚇的の語で、存外此威嚇が成功しつゝあるやにも聞く、本來帝國憲法に於ては、兩院の權力を平等に認めて居る我國體の精華からいへば、君意民意相即不二なのだから、民意の中に君意があり、君意の中に民意がある。随つて衆議院なる者は直接に國民を代表し、貴族院なる者は君意に本く者で、間接に國民を代表する。而して今日の政情は、恰も伊藤公をして當時に恐れしめた如く、衆議院をして、「其傾流奔注の勢容易に鵬防を踰越し、一變して多數壓制となり、再變して横議亂政となる」に至らしめつゝあるのではないか。然らば、今日こそ最も二院制度の本身を發揮し、貴賈、勳勞、學識、富豪の人物淵藪にして、聰明、堅實、公正、無私の思想の府庫たる貴族院が、亂流の砥柱となつて鎮平たる威嚴を示し、政府與黨の威嚇的放言には全然耳を假さずとも宜しい。伊藤公は「貴族院にして其職を得るときは政權の平衡を保ち、政黨の偏張を制し、横議の傾勢を遏へ、憲法の鞏固を扶け、上下調和の機關となり、國民民慶を永久に維持するに於て、其効果を收むること多きに居らむとす」と言つて居るが、誠に其通りで

貴族院論

馬場恒吾

中央公論 第四十五卷第五號

昭和五年五月號

一三六頁一三八頁

ある。「目下問題となりつゝある兩院委議案に對し、諸君の良心果して之を是とせば斷じて可決せらるべく、若し諸君の聰明果して之を非とせば、斷じて否決せらるべきである。昨今流説する如く、審議未了を以て此案を擱り潰すが如きは、之を諸公の面目に懸けても、又國家の利害から論じても、極めて其不可なることを切言する。」

「私は二院制度の存在を肯定する。それは政治は國争に依つて進歩し、專制に依つて墮落すると思ふからである。だが、それが直ちに日本の貴族院に適用されるのではない。貴族院は藩閥政府の防禦第一線として築かれた。そして其使命を果したのである。其内に藩閥政府それ自身が崩壊した。藩閥の巨頭の伊藤自身が政黨内閣を作つた時、貴族院は伊藤に反抗した。其後十何年間は貴族院は山縣系官僚の牙城になつてゐたが、原敬内閣時代になつて、貴族院の中の研究会が政友會と連結した。そして最早藩閥擁護の使命などは思ひ出さなくなつた。水野の活動時代には只華族擁護が貴族院の使命であるかの如く見えたが、水野が死んで、貴族院は其指導原理を失つた觀がある。併しそれが二院制度無用を證明するものではない。國の政治は何人の專制でも專制になる事は好ましくない。伊藤時代に於ては人民の勢力に對して、政府を擁護すべく貴族院の城壁が築かれた。然るに今日に於ては、政府は大抵の場合政黨内閣である。衆議院の多數黨が政府を取る事に運命が決定してゐる。其場合政黨政府の專制に對して、人民を擁護すべき第二院を必要とする。例へば昨年の議會に於て、政友會内閣が後に衆議院の種になつた私設鐵道買収法案を出したとき、貴族院がそれを擱り潰した。」

貴族院組織改正小見

— 貴族院の構成分子に公共團體の代表を加味せよ —

法學博士 清水 澄

自治研究 第七卷第九號

昭和六年九月號

それは確かに人民の感激を買ふべき行動であつた。日本の衆議院が眞實に民意を代表する日になつたら、いざ知らず、それ迄は、第二院に存在して人民を擁護する爲めである。元より此目的を達成するには只華族の生活擁護同盟の観がある所の現在の貴族院の組織は適當でない。今少しく明確なる指導精神を有する、そして徹底的に人民を代表するものとならねばならぬ。…日本の貴族院が改革の必要に迫られてゐる事は自明の事柄である。貴族院は華族階級の基礎の上に立つ。其華族階級が經濟的に没落しつゝある今日、其上層建築たる貴族院は崩壊せざらんと欲しても、崩壊せざるを得ない。だから今の内に改築しなければ周囲の者に危険である。同時に日本の既成政黨の現状を見れば、貴族院を廢して、政黨政府が專制を行ふ事を歓迎する氣にはなれない。茲に有力なる第二院を置いて、人民の利益を擁護せしめ度い。衆議院の政治議會たるに對して、貴族院を經濟議會たらしめ、或は衆議院の地域代表に對して、貴族院を機能代表たらしめるなど、其方法は急速に研究すべきである。」

「十二頁—十六頁
多額納稅者議員を貴族院の構成分子の一とする事に付て所見を開陳しよう。…各地方に於ける農業工業商業の利益を代表する者を以て貴族院の構成分子の一とするの趣旨は、必ずしも不可なりとせぬ。乍併、多額納稅者議員の構成は、此の趣旨を實現せしむるに甚だ適切ならざるものである。…余は、此の點に於ける貴族院構成上の趣旨を少くし擴張して農業工業商業の利益を代表するの外、各地方の民衆的利益を代表するの意義を茲に取入れたらと思ふ。各地方の民衆的利益を代表することは衆議院構成の本旨であることを言ふ迄もないが、其の代表者の選任方法に特殊の用意を加へて之を貴族院の一分子と爲すことは、貴族院の本質に考へて、敢て不當ではなく寧ろ妥當とすべき所である。即ち、余は、凡そ左に掲ぐるが如き方法に依つて、従前の多額納稅者議員に代はるべき議員を選任することを提唱する。其の當選者は勅任に因つて議員となること従前と異なる所なきは勿論である。」

一、地方團體の代表者 現行制度に於ける地方團體の主要なるものは、北海道・府縣・市・町・村である。此の中、北海道及府縣の、主要理事機關は官選の長官及知事であるから、地方長官公選論が實現せられて今の北海道廳長官及府縣知事に代ふるに公選の吏員を以てすることになる迄、姑く之を除外して置く。市町村の主要理事機關にして公選なる市町村長中の若干名を貴族院の構成分子とする。即ち、全國の市長の互選に依り十名、全國の町村長の互選に依り三十名を選任する。此の選舉は單記記名投票に依り之を行ひ、投票は郵便に依り之を爲すことを得しむる。當選者の任期は、貴族院の有任期議員の従前の例に倣つて、之を七年とする。但し、當選者が其の任期中市町村長を退職したるときは、當然議員の職を失ふものとする。…

二、各種産業に直接の關係ある公共組合の代表者、農業・工業・商業即ち各種の産業の利益をより善く代表する者を見出だすには、自ら其等の産業に従事する者を利用するよりも、其等の産業の振興を直接の目的として成立つて居る數多の公共組合を利用することが、概して遙に適切であり又有效である。蓋し、此等の公共組合は、それ自身當該産業の利益を代表する者であり、從て其の代表者として適當なる行動を爲すに多くの便宜を有する者である。乃ち、各種産業に直接の關係ある重要な公共組合の代表者若干名

を貴族院の構成分子と爲し、之を以て各種産業の利益を代表する者たらしむる。然らば、其の公共組合には如何なるものを擧ぐべきか。現行制度に於ける公共組合に付て言へば農會、水産會、商工會、議所が恰も之に適當するものであらう。全國の道府縣農會長の互選に依り十五名、全國の道府縣水産會長の互選に依り五名、全國の商工會議所會頭の互選に依り十五名を選任する。此の選舉は單記記名投票に依り之を行ひ、投票は郵便に依り之を爲すを得しめ、當選者の任期を七年とし、其の任期中互選資格を失ひたるときは當然議員の職を失はしむること、總て前段に於て市町村長の議員に付記述したる所と同様である。斯くして、右等の公共組合の代表者をして貴族院に議席を有せしむることは、其の公共組合の機能を發揮せしめ使命を遂行せしむる所以であり、又其の公共組合の發達を助長する所以である。此の副産物も亦輕視すべきものなす。」

「十七頁—二十三頁
「公候議員に付て…伯子男爵議員に於けると同じく、其の定數を定め、同爵中に選舉を行ひ、其の當選者をして一定の任期を以て議員たらしむることに改むべきである。其の定數は各爵總數の二分の一程度が妥當であらう。其の任期はやはり七年で結構である。其の他、其の選舉方法に付ては、伯子男爵議員のそれに準ずるを以て足る。」

伯子男爵議員に付て…余は姑く…勅任議員の定數を増加し伯子男

爵議員の定数を減少せざるの考案に賛同する。……伯子男爵議員に關して最先に改善を要するものは、其の選挙方法である。……制限連記投票……これは、其の選挙に於て選挙すべき議員定数の一部の入数の被選挙人の氏名を各自の投票に記載せしむる方法である。其の入数に付ては絶対の理據はないが、三分の二の程度とするのが大體に於て適當であらう。此の方法は各選挙團體の勢力に應じて相當数の議員を選出することを得しむるもので、即ちかの比例代表制の精神に適合するものである。余は、……此の制限連記投票の方法を採納せんことを、熱心に提唱する。

勅選議員に付て……終身無任期に在職することの不條理なるは、今更喋々する迄もない所である。……勅選議員にも簡單明快に一定の任期を附すべきである。其の年数は他の種の議員の振合に倣ひ、これまた七年が相當であらう。勅選議員を任期制に改正するに付ては、此の改正實施の際現に在職する者に改正規定を適用すべきか否かや一つの難件である。之を適用せずとすれば、此の改正は数年の後に至らざれば其の効果を生ぜざるものとなるから、原則として之を適用することとすべきである。之が爲めには、現に在職する者の既得の利益は必ずしも之を顧慮するを要せぬ。乃ち、改正規定の施行の際在職七年未満の者には改正規定を其の儘適用して何等の差支はないが、唯、其の際在職七年以上に達したる者……事實上に於てそれは多數ある……に改正規

定を適用して、其の施行の際多數同時に退職せしむることは、假令其の一半は再任せらるゝものとしても、妥當を缺くものと謂はねばならぬ。茲に適當なる経過規定を要する。其の経過規定としては、右に該當する者の就任古參順に依り就任の日同じき者に毎年一定数を限り退職せしむることは、在りては抽籤に依る。……

……勅選議員の奏薦に付ては、豫め一定の機關の銓衡を経たることを要件とすべきである。此の銓衡機關は、貴族院の自治の精神を參酌して、之を貴族院内に置き、貴族院に於て選挙したる約十名の委員を以て之を組織し、貴族院議長を以て委員長に充つるがよい。其の銓衡は、公正鄭重を期する爲め、委員の無記名投票に依り之を行ひ、委員定数の過半数の投票を得たる者を以て合格者と爲すべきである。

以上二點の改正にして實現せられんか、……勅選議員の機能を一層有効に發揮せしむる爲めに、其の定数を若干増加するを妥當とする。勅選議員の員数は、現行規定に於ては百二十五名を以て限度としてあるが、(貴族院令第五條第二項)之を百五十名に増加することは、多きに過ぎず少きに失せず恰も中庸を得たる措置であらう。

帝國學士院會員議員に付て……現行定數四名(貴族院令第五條ノ二)を少くとも倍加して八名としたい。……學問の府を代表する者を貴族院の一構成分子とするの趣旨を一層宣揚する爲めに、帝國學士院會員議員の外に、大學を代表する議員を設けたい。……大學は大學令に依る

大學で、官立公立私立を別たぬが、規模の相當に大なるものに止むる爲め、四以上の學部を有する綜合大學に限る可とする。此の條件に適合する大學の多からざる今日の實況に於ては、其の各大學の總長全員を議員とするが妥當である。」

「貴族院の政黨化は、現時見逃すべからざる色彩であり、且其の色彩は益々濃度を加へつゝある。之を貴族院の本質より見、之を各議員の立場より見、眞に憂懼すべき所である。此の惡風を矯正すべき第一の處置は、貴族院議員の政黨加入の禁止を措いては他にあるべくもない。余は之を單なる實際上の運用に委ねず、進んで斷乎たる國法上の禁令となさんことを提唱する。」

近衛公と貴族院

改造 第十三卷第二號

昭和六年二月號

馬場恒吾

「貴族院の弊害は幹部の威力が大なる所から起る……其幹部の勢力は

どうして生ずるか云へば、これは選挙制の連記制が根本となつてゐる。……加藤高明内閣の貴族院令改正は此連記式に關れなかつた。……併しかうした政治上の目的の有無に關せず貴族院の弊害を打破する爲めには、此連記式を單記式に改正する事が必要である。……此改正は華族社會を清算する役にも立つ。其理由はかうである。單記式に反對するものが云つた事がある。華族議員が五六人で當選出來るとすると其所に投票の買収が行はれる。議員の歳費三千圓、任期七箇年であるが故に、二萬一千圓取れる。だから一萬千圓宛で買収しても割に合ふ。貧困な華族社會買収に對しての抵抗力が皆無である。そして其結果として、買収の檢査が始まる段になると、華族社會は全面的に没落する。だから、華族制度を廢してもよいと云ふ事ならいざ知らず、華族制度を存續して置く意圖があるならば、單記選挙制にするのは危険千萬だと云ふのである。これは彼等に取つては單記制に對する反對理由であるが、一般民衆に採つては却つて賛成の理由となるであらう。清算すべき華族が清算されずに居ることは、日本の社會全體を不健全にする。單記制採用は貴族院改革の第一歩であるのみならず、社會改革の重要な役目を勤める。」

貴族院制度改革問題に就て

辯護士 安東正臣

法律新報 第二百六十三號
第二百六十四號
第二百六十五號
第二百六十六號

論說

昭和六年八月十五日
同 九月十五日
同 九月十五日

發行

(備考 毎月五日、十五日、二十五日三回發行)

「第五拾九回議會閉會後徳川議長より貴族院制度改革の發議と爲り貴族院制度調査會の組織と爲り遅くも今秋頃迄には制度改正の具體案を作る豫定なるやに仄聞する。」

「併しながら果して多年の懸案が解決されるであらうか余輩は絶対に其不能なる事を確信する。其理由は第一、動機が議案に對する研究會の決議拘束主義を不可とする他の五派の申合から出發し、第二、議員の心理状態と實社會の活現象とは其處に千里の開きがある。第三、現行貴族院令を其根本より改善せんとするには各方面より衆知を集め研究調査の爲めには一年や二年の期間は豫定せねばならぬ。然るに前述の如く偶然の動機より發意し今秋迄に相當の具體案を作成せんとすることであるからその結果は之を想像するに難くない。第四、嘗て加藤内閣の手に依て貴族院の制度は根本的に改革せられるであらうと豫期して居たのである然るに其結果はどうであつたか。之を見て愕然

たらざる者幾人あつたであらうか。」

「貴族院は存置す可きか廢す可きか。若し夫れ現在我國に於ける貴族院の制度が缺陷あるが故に其存在も呪咀する者あらば夫れは制度の法良しきを得ざるが爲めであつて制度其ものゝ存在するが爲めではない目的と手段とは嚴に區別して考察せねばならぬ。」
「三頁一五頁(二六五號)
「貴族院の改革は其權限を抑制する手段として權限を縮小するに止む可きか又は其根本なる組織に迄及ぶべきか將た又單に多數團結の弊である決議拘束主義の撤去、會期の利用、議員の缺席防止、質疑と質問の區別等の末節の改善に甘んず可きか。不合理なる現行制度を合理的ならしむる爲めには勿論組織の根本に及び權限の改革も併行せねばならぬ。併しながら此主義を一貫するが爲めには憲法第三十四條の規定に迄及ばねばならぬが今日の實際に於て理論は其一步を譲り憲法の條章に輕觸せぬ範圍に於て最善の改革方法を構す可きである。」

「貴族院組織改革の最大眼目は華族議員に一大斧鉞を加へ之を根本的に整理するにある其大體の方法は公侯爵の世襲を廢し伯子男と同一に互選制度と爲し其數は全部に於て現在の十分の一、二十人位とするを適當なりと考へる其理由は二十人にせよ華族議員を存置すれば憲法には輕觸しない而して二十人なれば有爵者數千人の代表として充分であるのみならず之を衆議院の例即ち有權者三萬人に一人の代表を出すの對照すると未だ比較にはならない程の優遇である、此程度の保護を

以て華族は満足す可きである。」
「俗に勅選議員といふのは「國家=勤勞アリ又ハ學識アル者ヨリ特ニ勅任セラレタル者」を指すのである。」
「先づ吾人の解し難いのは國家に勸勞ある者を貴族院議員とする理由如何と云ふ點である貴族院は養老院でもなければ勸勞表彰場でもない衆議院に對する第二の立法の府である國家に勸勞ある者に對して優遇する方法は憲法第十五條に屬す可きものであつて憲法第三十四條の關知す可きところではない。前記規定は參政權の根據を報償説に置いた十五世紀時代の遺想から來た產物である今日報償説などを唱へる政治學者は世界一人としてないのであるから右規定は夙に貴族院令の第一條から抹殺せねばならぬのである。」

「勅選議員の終身制問題であるが此點に關しては終身制を不可とする理論上の根據乏しいと同様之を可なりとする根據はない。併しながら實際論としては之を停年制に改めるのが良いと共に其必要は華族議員の改革問題と同様の運命にある而て事實としては(イ)上院議員の選任に付き近時各國の趨勢は世襲主義より選舉主義に推移すると共に終身制より任期制又は停年制に改められつゝある事(ロ)他の各種議員任期制を採りたる制度と權衡を失する事(ハ)他の官職即ち軍人又は司法官等に停年制を設けたる結果職員の新陳代謝行はれ充分實績を擧げて居る事實(ニ)機會均等は時代の切實なる要求である富の機會均等、生活の機會均等等、享樂の機會均等を實現せしむるのが近時の

如き惡化せる世相を匡救する捷徑である事實等に鑑み地位及び特權の機會均等を表現する爲め以上の事實は停年制説の幾分の參考と爲るであらう。多額納稅議員を認めるの可否は今日論ずるの價値はないのである之を制定した伊藤公ですら其後此制度の失敗を認めた位である而して此規定は恆産有る者は恆心ありとか又は衣食足つて禮節を知ると云ふ様な淺薄なる唐人の寢言に過まられたものでなければ前述せる參政權の根據を國民の納稅に對する報償なりとする報償説に基くものであるから普選すら實現されて居る今日此規定も亦夙に抹殺せらる可きものである。」

「三頁一四頁(二六六號)
「貴族院の權限を如何なる程度迄減縮す可きか一概に論斷することは出來難いが或る程度迄縮小する必要がある事は何人も異議がない筈である夫れは一つの舟に二人の船長が居たら舟は動かぬと同様一箇の立法の府に同等の權限を持つた議員團體が對立して居ては「Paralysis」の所謂「兩端に馬を付けて反對の方向に牽かせる馬車」と爲つて之が執行機關である政府をして進退兩難の破目に陥れることになる。殊に上院が無解散と云ふ堅壁に立て籠つて權限を發揮するならば下院は常に脅かされ民意の暢達は得て望むことが出來なくなる。」

「貴族院の政黨化は最も痛嘆するところである之が防止策を講ずるは刻下の喫緊事である其應急策としては先づ現在の政黨内閣が獨斷專行しつゝある勅選議員の選定方法を改善するを急務と考へる。」

「上院議員の数が略ぼ下院議員の數と伯仲の間に在る例は我國と英國である其他の國は下院に比し二分の一又は其以下である。余輩は此點は佛蘭西の制度に倣ひ下院の二分の一位の數が適當なりと思料するのである。」

「上院議員の歳費問題であるが、余輩は貴族院の改革は先づ其組織を改め更に其權限及び歳費問題は枝葉なりと観するのである而して下院議員に歳費を給して上院議員に給せざるは權衡を失するものであるのと勢力に對して一定の給與を爲すは常則であるとの見地より歳費廢止論には贊同し難し。」

「貴族院改革問題として名稱問題、解散問題等があるが孰れも憲法の改正を俟たねばならぬので右の二問題に關する論議は茲には省略する。」

「貴族院制度の改革は其根本の組織に重點を置かねばならぬ。然らば其組織の改革方法如何抑も貴族院議員の選任方法に就ては各國を通じ大體三様の主義に則つて居る様である其一是世襲主義である即ち貴族たる身分を保存する結果として世襲的に上院議員と爲るのである其二是選舉主義であるこれは國民の公選に依て構成分子を選む方法である其三是任命主義である即ち主權者の任命に依つて上院議員と爲るのである。第一の主義を採る國は英國之を代表し第二の主義は北米合衆國、佛蘭西、和蘭、白耳義等之を採り第三の主義は伊太利、葡萄牙、土耳其等

が採用して居る。我國は前記三種の主義を併用して居るのであるが近代各國の大勢は選舉主義に傾いて居るのである從て我國と各國の大勢と時代の推移及び民心の傾向等を參酌して選舉主義を原則とするの制度を確立し之に世襲主義と任命主義を加味す可きである。而して世襲主義は皇族に之を適用し任命主義は勅選議員に用ひ其他は全部選舉主義に則る可きである。只華族に對しては公侯伯子男爵を一團として之に互選制度を用ひ其他は國民の選舉したる者を勅命に依つて上院議員とす可きである所謂國民の選舉なるものは直接選舉とす可きか間接選舉とす可きか又直接選舉とせば一般の公選方法に依る可きか各種の職業團體若くは自治團體等を一團として比例代表制に依る可きか等の問題も残るのであるが其詳細は茲には省き各種の階級各種の團體各種の職能等より選出する方法を案す可きである。」

議會制度批判

永井 亨

法律春秋 第六卷第十二號 昭和六年十二月號

東京南郊社發行

社會科學

八八頁—九五頁

議會制度否定論乃至獨裁制度論に對する批判をなしたる論文にして、貴族院改革論には全く言及するを見ず。

勅選制度に就て

辯護士 安東正臣

法律新聞

第三千四百五號
第三千四百三十八號
第三千四百四十一號
第三千四百六十九號

論說

昭和七年五月十三日 發行
同年八月十五日
同年十月二十三日

（備考）每月三、五、八、十日ノ十二回發行）
三頁（三四〇五號）
「一、貴族院存廢論の是非」

華族制度論

中大講師 村上 恭一

法學新報 第四十二卷第二號 第四號

昭和七年二月號 四月號

華族制度を論ずるものなり。

「貴族院は議會なる機構の一要件なること言ふを俟たない。最近議會を否認せんとする聲が無産黨あたりから叫ばれて居る様であるが、之は偶々議會に於ける議員の行動中覺悟す可きものを捕へ來つて無産大衆に呼び掛けんとする一種の宣傳戰術に外ならない。識者の一顧も値ひせざるは當然の事である。」

「一般國民が現在の我が議會制度に懐らない事は事實である。其原因二三に止まらないけれども議會構成の一要素である衆議院が今日迄選舉法の改正された事八十餘回に及ぶも尙ほ未だ理想の域に達せずと爲して現に改正案を制定せんとしつゝあるのである。然るに貴族院の如きは貴族院令施行後四十年の間ホンの一二度申譯的に改正を加へたに過ぎないのである。」

「貴族院存廢の是非を論ずる者のあるのは決して偶然ではない。而して貴族院の廢止論も議會制度の否認論とは根本

に於て其の觀念を異にする。後者は立憲制度の存在を否認せんとする結果となるに反し前者は議會制度の存在を前提として其の組織内容の改廢を論議するものである。」

「議會制度に關しては元來一院論に明確なる根據がないと同様二院論にも理論上の根據がある譯ではないのである其の理由は主として實際から來て居る。一院論者の中には商會社の株主總會又は市會、縣會等の例を引用して其の論據と爲す説もあるが、議會を株主總會や市會及び縣會と同視するは當らない。」

「國政審議の最高機關である議會の決議の如きは輕忽に墮せず慎重なるを要する事實、及最近政黨内閣の樹立と共に上下を通じて政黨化し國政を黨略に利用するの弊愈々著しきものがある。國民に代つて直接に之を監視し其非違を是正する爲めには比較的政黨色の淡い上院が其任に當るを得策とするのである。若し夫れ現在我國に於ける貴族院の制度が缺陷あるが故に其存在を呪咀する者あるも夫れは制度の方法良しきを得ざるが爲めであつて、制度其ものゝ存在する爲めではない目的と手段とは嚴に區別して考察せねばならぬ。大體論としては上院の制度は英國其他先進立憲國の制度を模倣したものであつて立憲政治の運用に極めて適當の機關である。」

「一、勅選制度の可否」

「勅選議員を歴代内閣が選任するに當つて貴族院令の要求するが如く

治三十年松隈内閣成立するや貴族院の各派は聯合協議會を開き『政黨派に基礎を置く政府と併立するを好まず』との宣言を發表したるが如き其例に過ぎない。之を政黨抗爭時代と謂ふ事が出來やう。然るに政黨は漸次擡頭し來り所謂政黨政治が時代の要求なることを認識するに至るや従前の如く政黨と對立抗爭するの不利にして且つ貴院が其地位を保持する所以にあらざることを自覺し、兩者接近の結果は朝に策謀となり夕べに苟合となる。之は貴院と政黨との取引時代と云ひ得るであらう。然るに時代の進展は貴族院が官僚乃至閥族の皆に閉ぢ籠り消極的に政府と利權の取引を爲すを以て足れりとせず。漸次積極的に政黨化に其歩を踏み出したのである所謂貴族院政黨化時代の出現である。之を再吟味すれば其一は政黨政治の確立に對して貴族院が存在價值を保つ爲めには政治の發達過程から取り残されない算段である。其二は貴族院が是れ迄味つて來た政府との利權取引を圓滑に巧妙に行はんが爲め的手段則ち夫れである。斯くして貴族院の政黨化は今や遼原の火の様な勢ひを以て漫延し特に最近目立つて來たのは勅選議員の政黨化である。」

「三頁—四頁(三四三八號) 「四、貴族院と政黨化防止策」

「一、政黨員が勅選議員たる事を法規を以て禁ずるの案を提唱するものである、若し政黨員が勅選議員と爲つたときは直ちに黨籍を離脱せしめるのである、今の衆議院議長秋田清氏が、議長に當選す

「國家に勤勞あり學識ある者」の中から嚴正公平に選任されるならば議論の餘地は少ないのであるが、其選任の標的を國家本位に置かずして便略を本意として來て居たのである。其結果右に華族議員左に多額納税議員と云ふ様な極めて不合理な議員團の中堅に在つて貴院淨化の使命を有する勅選議員に其人乏しく國民の期待が裏切られて居るのである。世に勅選制度の有害無益論を唱ふる者あるは決して偶然ではない。併しながら之亦制度の罪にあらざりて人の罪である即ち選任の方法其當を得ざるが爲めである。從て刻下貴族院改革の一大急務は消極方面に於ては多額納税議員と謂ふが如き不合理なる制度は之を全廢し、進んで華族議員に一大斧鉞を加へて之を根本的に整理すると共に更に積極方面に於て此れが選任方法を政府の專權に一任し置くの現在の制度に根本に改革を施す事である。」

「四頁(三四〇五號) 「三、貴族院の政黨化」

「最近閥族内閣又は官僚内閣は跡を斷つて所謂政黨内閣制が確立されて來たが、其以前政權は専ら一部の特權階級に依つて左右されて居た時代は、貴族院は其時の政府の傀儡又は擁護機關に過ぎなかつた。之を貴族院の閥族擁護時代と稱する事が出來やう。此時代を一轉機として政黨が政權を把握するの域に進出するや貴族院の政黨及び之を基礎とする政府を觀ること蛇蝎の如く、事毎に政府に楯て突き之が爲め内閣の更迭を餘儀なくした事我が憲政史上其例枚舉に遑がない。明

るや從來の型を破つて黨籍を脱しなかつた爲め一大物議を惹起したの最近の事柄であるが、此規律も單に院議を以て定めて置いたに過ぎないのであるから、多數黨を擁して居る秋田議長に對して何等の制裁を科することが出來ないのは當然である。或は此種の事柄は議員の德義に一任す可く法規を以てするは不可なりとの反對論あらん、然り此種の事柄を法規を以て定めるのは好ましくないのである、然しながら德義か愚か法規を無視するも恬として恥じない、現在の様な議員を制御する爲めには法規の力に俟つを得策とするのである、其違背行爲に對して一定の制裁を科す可きは當然である、又此説に對しては、政黨員なりや否やの區別は困難である、縱令區別が出來るとしても其者が黨籍を脱するも心裡が一黨一派に偏在して居たなら、何等の價值がないではないかとの反對論があるかも知れないが此論は自ら法治國に居て法規の權威を疑ふものである。人の行動は形式律と實際律との軌範に依つて統制されつゝある現社會の機構を無視するものである、而して政黨員なりや否やの區別は公定黨籍簿を設け之に登録しありや否やに依つて決すれば宜しいと思ふのである、政黨員が勅選議員たることを絶対に禁ずるときは實際上支障ありとの反對説があるかも知れない、例へば元は政黨員たりし者が勅選議員と爲つた爲め一旦黨籍を離脱して居たところ其者が寮閣に列し又は政務官と爲

つた如き場合である。此場合は政黨内閣の立場より其與黨に籍を置く必要があると共に貴衆兩院何れかに所屬する必要があると共に貴衆兩院何れかに所屬する必要があるであらう。斯の如きは極めて少ないのであるから一の例外を設ければよいと思ふのである。

二、勅選議員の政黨化は其選任が政黨内閣の獨斷專行に基因することも上來叙べた通りであるから、其選定方法に根本の改革を施さねばならぬ、此點に就ては銓衡機關としては首相の諮問機關の程度で良いとの意見もあるが、余輩は諮問機關に止めず獨立の權限を附與し政府には原案の提出權のみを認める事としたのである、而して其組織は樞密院議長、副議長、貴族院議長、副議長、陸海軍大臣の如き政黨政派に超越して公正の立場にある者を以て之に任せしむ可きである。

以上の所論は現行の貴族院令に手を染めずして實行の出来る案であるが、後に述べるが如く若し勅選議員に階級代表制を採用することゝなると、貴族院の政黨化は餘程緩和されるのであるが之は貴族院令を改廢せねばならぬ、而して時代は勅選議員の階級代表制を要望して居ること勿論である。」

三頁—四頁(三四一號)
三頁—四頁(三四一號)
五、勅選議員と任期

「世界各國の中終身制を採つて居る國は二三ヶ國に過ぎない、大勢は任

者に對する晩年の生活の保障』を與へるものである養老院の殿堂を築くものであるの感を深からしめるのは當然と謂はねばならぬ、故に終身制を撤廢することは此種の弊を除去する好適の方法である、更に勅選議員に對する歳費の給與を廢止するならば禍は却て福に變じ今後勅選議員を權威付けるであらう。」

「以上は終身制に對して其非なる所以の梗概を述べたのであるが任期説に對しては左の點より容易く贊同し難し。」

一、我が貴族院令は勲勞又は學識ある事を勅選議員たる事の選定要件として居るが、任期制度を設ける事は此精神に一致しない憾みがあるからである。若槻氏が内務大臣として第五十議會に於て爲した答辯を借りて云へば「勲勞なり學識なりには期限のあるものでない」からである。

二、假りに任期を付するとせば其期限は五年とす可きや七年とす可きや將た又九年とす可きや、假りに華族議員の例に倣ひ七年制を採るとせば任期滿了後の再選定を認む可きや、假りに再選定制を採りたりとするも死文となる虞なきや又は之に伴ふ弊なきや、之に反して再選定を認めざる時は任期の點に於て現に再選三選されつゝある華族議員等と權衡を失することなきや等の諸問題を生じ之が解決は必ずしも容易でないのである。

此故に將來必然到達する貴族院の根本改革時迄の暫定手段としては勅

期制である、我國に於ける學者としては法學博士末廣重雄、同占部百太郎の兩氏を始め大部分は任期説に傾いて居る」實際家としては鎌田勝太郎氏の任期説、徳川義親侯の九ヶ年説、永田秀次郎及び齋藤隆夫氏の現制維持説等兩論相半ばして居る。」

「余輩は勅選議員の任期問題に對しては停年説に左袒せんとするものである其理由左の如し。

一、終身説が時代に副はない舊制度なる事は近代に於ける各國の例が之を證して餘りあるのである。

二、國民の國家に對する公權の中國政に參與するの權利は其主なるものである、而して此權利は立憲政治が國民に與へた特權であつて而も國民共通の權利である。我憲法も第十九條に於て之を明定して居る勅選議員の終身制は一部の者が終身其特權を壟斷するのであるから事實上憲法の精神を蹂躪するのである、況んや政治の機會均等法律經濟の機會均等、享樂機會均等も共に時代の切實なる要望であつて、近時勅選議員の補缺選定問題は國民の深甚なる關心事なのである。

三、「從來政黨の勅選議員選定の目安が「國家に勲勞ありとか學識ありとか」云ふのは「表面の理由であつて、内實は「政黨に奉仕した」報償である」從て其選に入つた者は凡庸が多く高材有能の士は概して其選に洩れて居る、其結果として之を客觀視すれば入選

選議員には停年制を設くるを可なりと信するのである蓋し之に依るときは

一、前に述べた終身制に伴ふ弊が緩和される又任期説に任て豫想される様な支障がない。

二、新陳代謝行はれ從來沈滯勝ちな勅選團の空氣が時々一新される。

三、他の政治機構の例を見るに所謂停年制は何れも弊害なく夫れ夫れ十二分の効果を發揮して居るのである、例へば軍人の如き夫れである或は軍人の如きは健康及び體力に至大の關係ありと云はば司法官は如何、司法官に關しては停年制を設けんとした當時在朝在野法曹の間に猛烈な反對があつたのである、然るに今日に於ては停年制を禮讚する者こそあれ一人の反對は無いのである。

四、若し停年制を採るものとせば年齢幾何を相當とす可きか、軍人、司法官等の例に則り滿六十年位を相當と信するのである。」

三頁—四頁(三四六九號)
五、勅選議員と階級代表

「勅選議員の選定問題に牽聯して一部の間には勅選議員は社會の各階級の代表者を以てす可しとの説が有力に唱道されて居ることである。

尤も此の説は必ずしも新らしいものではない」とて、伊藤公の貴族院改革案の要點竝に之が施行に關する規定の意見、江木千之氏の上院改革私見及所謂ブライス案を引用したる後、「公選主義は即ち民選主義で

ある而して其目的とするところは教育、資本、労働、農、工、商、醫師、辯護士等諸階級諸職業より之を各一團として其代表者より適材を選むにある。而して其選挙方法に關しては直接選挙説と間接選挙説とがあるが、衆議院や議員の選挙には既に普通選挙が行はれて居たのであるから、其權衡上よりするも選挙の精神よりするも直接選挙説を採用可きである。端的に云へば現に行はれつゝある多額納税議員を廢して直接選挙方法を其儘職業代表議員に應用すればよいのである、尤も選挙者被選挙者の資格及び選挙区域等に充分の考究を要することは勿論であるが、就中被選挙者の年齢は或程度迄之を釣り上げねばならぬ事は上院議員たる性質上當然の事と謂はねばならぬ。今ま勅選議員に階級代表制を採用した結果を豫想すれば (一)政黨内閣の選定の如き一黨一派の選任でないのから比較的公平なる人物を求められる、(二)被選挙者は一黨一派から選ばれたのでないから公平に職務の運行が出来る、(三)各階級の代表者が選まれるのであるから各階級の意味が貴族院に反影される、(四)貴族院の政體色は大部分拂拭される、(五)勅選議員の選定に對して現在國民の懐きつゝある疑惑及び不満は一掃せられるであらう、(六)政治の機會均等が實現される等々に其效果は之を總指するに追がないのである。

貴族院に階級代表制を採用せんと欲せば憲法を改正せねばならぬとの説を爲す者があるが、余輩は敢て其必要ないと思ふのである、憲法第一を計らんと欲せば此規定を改廢するのが先決問題である、夫れには一部特權階級を除いた國民一致の力に俟たねばならぬ。輿論は時代を左右する、或は新法廢舊法の原則に據り貴族院の議決を経ざる新勅令を以て貴族院令第十三條の改廢は自由であるとの説もあるが、之が論議は他日に譲り茲に擱筆する次第である。」

三十四條は。

貴族院ハ貴族院令ノ定ムル所ニ依リ皇族華族及勅任セラレタル議員ヲ以テ組織ス

と明定して居るのであるから華族議員を全廢せんとするには勿論此の條項を變改せねばならぬが、所謂憲法は不磨の大典として之が改正は出来るだけ慎重にせねばならぬものとの見地に依るときは、憲法に一指を染めずして階級代表制を採用する點も決して難事でないのである、即ち皇族の外華族議員は極めて少數を存置し、國民の各階級より選挙せられたる議員は其儘資格を與へず勅命に依つて選任するの形式を踐めば可いのである。

階級代表制の實現を計るに當つて問題となるのは貴族院令第十三條である、同條は、

將來此ノ勅令ノ條項ヲ改正シ又ハ増補スルトキハ貴族院ノ議決ヲ經

ハシ
と規定して居るのである、即ち貴族院令の改正は貴族院の議決を経ねばならぬのである、然るに全議員の半數を擁して居る華族議員が自己擁護の立場より第一に反對す可きは必然である、現在の勅選議員も任期制等の關係より容易に贊成せぬであらう。所謂貴族院の無解散も貴族院令第十三條とは今日迄貴族院改正の爲めの痛となり今日の如き時代に不相應なる殘骸を存して居るのである、此故に階級代表制の實

勅選議員

青稟白票 第一號、第一頁、第二頁

昭和八年六月三十日

「現在昭和八年五月十日は七名の缺員があるので、百十八名である。此百十八名が如何なる状態にあるかをみてみよう。

第一は、年齢……

四八—五〇歳	四人	五一—六〇歳	二二人
六一—七〇歳	四八人	七一—八〇歳	三七人
八一—八七歳	七人	計	一一八人

第二は、在任期間

四〇年以上	一	三〇年以上	二
二〇年以上	一四	一〇年以上	二七
五年以上	四〇	五年以下	三四

第三は、會派所屬別

研究会	明治三十四年	四十一年	大正元年	昭和八年
土曜會	一八	一五	一〇	二八
茶話會	三三	三八	三八	—
無所屬	三二	三五	三〇	—
木曜會	二	六	四	—

交友	17	25
同成會	15	15
同和會	32	32
公正會	13	16
純無	1	2
計	113	118

第四は、勅選せられた内閣別

研究	交友	公正	同成	同和	純無	計
大隈、加藤	8	1	1	1	4	15
若槻、濱口	1	1	1	1	4	15
原、高橋	1	1	1	1	4	15
田中、大養	1	1	1	1	4	15
西園寺	1	1	1	1	4	15
桂	0	1	1	1	3	15
寺内	1	1	1	1	4	15
加藤	3	1	1	1	6	15
齋藤	0	1	1	1	3	15
山本二次	1	1	1	1	4	15
清浦	1	1	1	1	4	15
山本一次	1	1	1	1	4	15
山縣	0	1	1	1	3	15

第五は、勅選されたる當時の業務からみる

伊藤	0	1	0	0	0	1
計	1	1	1	1	1	5
元老院	1	1	1	1	1	5
書記官長	1	1	1	1	1	5
法制局	1	1	1	1	1	5
各省次官	1	1	1	1	1	5
外交官	1	1	1	1	1	5
警視總監	1	1	1	1	1	5
警保局長	1	1	1	1	1	5
知事	1	1	1	1	1	5
陸軍	1	1	1	1	1	5
海軍	1	1	1	1	1	5
司法	1	1	1	1	1	5
其他官吏	1	1	1	1	1	5
代議士	1	1	1	1	1	5
學者教育家	1	1	1	1	1	5
實業家	1	1	1	1	1	5
其他	1	1	1	1	1	5
計	1	1	1	1	1	5

勅選議員の數と任命の時機

青野白票 第二號 昭和八年八月二十日

右の分類法には標準を異にしたものがある例へば初期の實業家は特殊會社の社長等であつて今日のと異なる。大正十三年末と現在とを比較すれば、實業家の激増をみる。之れに反して地方長官は其數半減し、加藤友三郎内閣以後一人も見ない。貴族院としては事務官系統の者を適當とするも、政務官以外大藏内務には現在相當數あるが、近來事務官には重きを置かれてない。殊に技術官出身の如きは一二あるのみで、土木匡救費、河川港灣費に莫大な豫算を投じて居る現在土木關係の技術者の一人も居らないのは遺憾至極である。

齋藤内閣は、去年暮に朝鮮貴族の朴泳孝侯を勅選に奏請して新機軸を出したが、現在七人の缺員がある。此際勅選證衡に大體の部門を定め、各部門は一定數の議員を有するようにし、政務官系統を斥けて、事務官技術官の身分保障令と共に、其將來の途を確保されんことを希望してやまなう。」

數
「今でこそ勅選議員の數は百二十五人を超えることを得ないとなつてゐるが、議會の出來たときには、勅選議員と多額納稅者議員との數が合せて、有爵議員(公侯爵議員及び伯子男爵被選議員)の數を超えなければよかつた。有爵議員數が増せば、勅選議員數の最大限は高まつていつた。...

三十八年第二十一議會で貴族院令を改正するとき有爵議員に對する政策もあつて、勅選議員は百二十五人を超過すべからずの新規定を設けた、桂内閣である。

三十八年以後は規則の改正されることなく現在に及んでる。」

任命された時機
六頁一七頁
「...四つに大別される。

第一 内閣總辭職の時
...大正三年山本内閣以後は、原、大養の二内閣の如き特殊の場合の他は例外がない。だが之れは近年から始まつたのではなくて、議會開かれて最初の山縣内閣も其辭職には十四人を任じ、次の松方内閣も三人を任じた。

第二 議會開會の時と 閉會後

議會の開會前に任命するが普通である……
閉會後の任命は 三十六年七月の桂内閣と四十五年の西園寺内閣の二例に止る。

第三 議會對策として

一は、第二議會 松方内閣である。明治二十四年十一月二十六日に開院式を行はせらる。衆議院は自由、改進黨の兩黨の聯合いよいよかたく、政費節減民力休養を期して政府に對抗するし、貴族院は、所謂勤儉尙武の建議をなすべく谷 會我等同志を糾合し、建議案は十二月十四、十五日にわたり討論の上、七十八票對九十七票 其差十九票で否決されたが、政府は不安を感じて十二月二十二日に、十八人を勅選した。最大は三十人迄任じ得たが必要程度に止めた。同議會は有名な樺山海相の薩長政府云々の演説ありて十二月二十五日に解散された。

二は、第五議會に條約勳行建議案によつて伊藤内閣が衆議院を解散した後、二十七年一月二十三日、十人其後に五人と、勅選を最大限に充實して、第六特別議會にのぞんだとき。

三は、第九議會 伊藤内閣明治二十九年一月で遼東半島還付、京城事變の喧しきときであつて、五人を任じた。

四は、第四十五議會 高橋内閣の大正十一年二月二日、同議會は綱紀肅正問題文相の一連托生問題等で、政府も味方を一人でも多くほし

い時であつた。十人の缺員中七人を任命した。

五は、僅に三名ではあるが、田中内閣が昭和四年二月十九日に第五十六議會で、所謂優待問題を控へて任命したときである。

第四 被任者の事情による

大正元年十二月男村木雅美が、武官長を辭したとき、大正五年一月子藤波言忠が宮内官を引退したとき、昭和六年八月潮惠之輔が、内務次官を辭したとき等である。」

貴族院前史

青票白票 第四號、第六號、第十號、第十七號

昭和八年十月二十日、十一月二十日、昭和九年四月二十日、五月二十日、六月二十日、七月二十日、八月二十日、九月二十日、十月二十日、十一月二十日、

國會開設、華族令の制定、樞密院の設置及憲法發布の經過を説明したる後、

八九頁(一三號) 貴族院令に就いて、

其の施行時期に關し「二十三年二月二十七日の詔書にて、貴族院令を本年より施行することを命ぜられた。憲法資料伊藤博文編(十九頁)によると

貴族院令上諭

朕大日本憲法ノ明文ニ依リ樞密顧問ノ諮詢ヲ經テ貴族院令ヲ發布ス惟フニ帝國議會ヲ開會スル爲ニ衆議院ヲ召集スルノ時ハ仍明年ニ在リ今月 日ヲ期シテ先ツ貴族院ヲ開キ此ノ遷移ノ時期ニ當リ朕カ立法諮詢ノ府ト爲スヘシ其ノ憲法ノ條項ニ依リ其效力ヲ完全ナラシムルハ仍帝國議會開會ノ時ヲ待ツヘシ

とある。之れだと衆議院は明治二十三年に召集されるのであるが、貴族院だけは二十二年にまづ開いて、帝國議會開會迄の遷移の時期の立法諮詢の府とすると云ふので、此考がどの程度迄行つたのかわからな

て居る。」
八九頁(一三號) 名稱に就いて「金子の草案には「元老院組織權限法と書いて伊藤公に相談しました所が、伊藤公は元老院と云ふのには異論があつた」「日本は皇室本位である。皇室が政治、社會總ての中心である、國家の中心である。それに續く皇族、それに續く公侯伯子男、是は皇室に密接して皇室か藩屏とも云つて、それを骨子にして上院を作らなければならぬ……衆議院は民衆を代表する議院、上院は華族を代表する議院であるから、是は華族院……華族院はどうもおかしい、華族は日本にあるだけであるから、貴族院としよう」と云ふことで、元老院と云ふ字を削り上院と云ふ字を削つて「貴族院」とした。(金子談) 元老院とするのはこれまでも元老院があることであるから、それとは異なるもの、意味を表はすには別な名稱を必要とし、皇族華族の外此院に列する者は貴族たるの榮譽をも認めんとするところから貴族院と定めた。」
八九頁(一三號) 貴族院令を勅令とせる理由に就いて「我が憲法は國政を統理運用する大體を示すに止め、議院法、貴族院令、衆議院選舉法の三法令を憲法と別箇に規定したのは「是は伊藤公にして此考へを起されたのは即ち獨逸に行つて研究された結果であると私は思ひます……貴族院の組織も或は將來に於て衆議院議員の資格或は選舉法が改まれば貴族院の方も改正せねばならぬから、是も矢張り時勢と共に變遷のあるべきものとして憲法の本條に入れてはいけない(金子談)と。」尙、伊藤編憲

法資料中より井上毅の試草、憲法義解未定初稿、憲法第三十四條、日本憲法修正案ニ關スル意見、を抜書して、貴族院の組織を法律を以て定むることはプロシヤ憲法の影響を受けたものなることを説明し、更に金子、グナイストの反対意見を掲げてゐる。
 貴族院令なる特殊の勅令に就いて「單純なる勅令とすれば、『當時の内閣に於て勝手に勅令を改めて、上奏して御裁可さへあれば如何様なる改正も出来る。』政略上の都合によりて、如何なる亂暴の案を立て、勅裁を仰がずとも限らず、例へば政府と衆議院と衝突したる場合に於て、貴族院が衆議院に賛成したりとせば、政府は其味方を貴族院に植付けんが爲めにどんな手段を講ずるかも知れず、『政府が衆議院と提携するも貴族院が之に反抗したる場合は『憲法の精神を無視して貴族院の権限を縮小すべき勅令を發するべからず』然らば則ち貴族院が折角憲法に依り衆議院に對する一の議政府として組織せられたものが、時の内閣の意見で勝手に自由改正さるゝと云ふことは甚だ不穩當である』から貴族院令改正増補の場合には必ず貴族院の議決を経るを要することゝして、貴族院令第十三條に、將來此ノ勅令ノ條項ヲ改正シ又ハ増補スルトキハ貴族院ノ議決ヲ經ヘシト規定した。『一時は憲法第三十四條の二項に、但シ此勅令ノ改正ハ貴族院ノ議ヲ經ヘシ、と云ふことにしやうと云ふ論もあつたが、それは結果は同じことであるから憲法に書かずに……貴族院令の第十三條を加へたのである』

『勅令を貴族院の議決を経るを要するとしたるは大權干犯ではないかの疑を生ず、貴族院令は、名は勅令だが實は憲法附屬のもので全く別種の勅令である。別種の勅令であるから特に特種の機關の議に附せらるゝも決して大權干犯と云ふべからず』(金子談) さきに掲げた憲法の草案には勅令云々とあるも憲法は貴族院令云々と改められてるのは注意を要する。貴族院令第十三條の效力については、憲法に明文がないから貴族院令も普通の勅令と同じく他の勅令で改正し得るとの論と、若し單なる勅令によりて貴族院の組織が變更せらるゝならば、貴族院は獨立機關たる地位を失つて、政府の機關同様となる、貴族院令の改正が貴族院の議決を要することは憲法上自明の理であるとの論がある。貴族院令に關する法律問題については、別の機會にゆづることとする。』

貴族院の構成に就いて伊藤博文が殆んど全旅程をついやした普魯西、奧太利、ベバリア、ウエルテンベルグの上院組織を列記したる後、
 『……まづ倍倍については我國には要がなく、宮内官吏は宮中府中を區分した以上は認められない。貴族を土地に關係せしめて居るが、我が華族は事情を異にして居るので、土地のことは問題外とした。大地主については多額納稅者議員に其代表者を出させることにし、地方代表の如きも、幾分之れを多額納稅者議員に加味したのである。官職議員のないのは、おそらく勅選議員中に含ませる考へであつたらうし、

伊藤博文等の主張した士族中よりの公選議員は、すでに勳功ある士族が爵を賜つて華族になつたし、公選の手續にも困難あつたために除かれた。第二院を特別な階級を認めての貴族院としたので、一般公選議員は組織に加へないのも當然である。』と述べてゐる。次いで、『伊藤博文が、獨逸に於て師事したグナイストが果して如何なる講義をなしたかは知り得ないが、同人が一八八五年(明治十八年十月)に、伏見宮殿下の御聽講の際述べた意見は西哲夢物語として流布されたが、それによつて貴族院組織のことを記してゐる。尙、『伊藤博文の海外に派遣せられたときすでに御備外人となつて我國にあつた、ルスレル Hermann Rosler の貢獻は甚大であつたが、彼れの上院構成についての意見は、西哲夢物語にそへられた日本憲法原規と吉野博士の發表せられた明治二〇年三月の彼れの答議によつて知り得るが、此二つを綜合して之を述べてゐる。』

有爵議員に就いて、伊藤博文の明治二年正月の『國是綱目』の第二條中の言を引用して在官者の主張の代表的なるものなることを述べ、民間の國會論で、織田純一郎の『通俗日本國會論』(十三年一月刊)が二院制をとり貴族院の設立を主張したることを挙げ、星亨の各國國會要覽(十九年十二月刊)には貴族院を排斥してゐることを舉示してゐる。グナイスト、ルスレルの意見を説明したる後、
 『一〇一頁—一〇二頁(一五號)
 『憲法起草者の考へは當時我々は日本の歴史に基き、我國の皇室と貴

族の關係、又人民と貴族の關係を深く考慮して、貴族院の組織を定め、二院制度の元則に依り衆議院と對立せしめ、他院の決議にして或は過激に流れ、或は姑息に陥る場合に於て、貴族院が屹然對抗して國家を安泰に置く大責任があるから、人民の投票に依らず一種の門地階級から成立した貴族院の組織を起草した』と金子堅太郎は談じ、伊藤博文も亦開國五十年史に於いて『吾人の商量を加へざるべからざるものあり。封建諸侯即ち是れなり。而して諸侯の中親疎はありとも、皇室と血縁の關係を有する者尠ならず、且つ近年に至る迄、實際國土人民の尊崇を受くる稱呼を有する者亦鮮しとせず。新憲法の制定に於ては、是等諸侯の權力も大に商量する所なかるべからず。』と此考へから貴族院令第七條(大正十四年五月創案) 國家ニ勳勞アリ又ハ學識アル者及各府縣ニ於テ土地或ハ工業商業ニ付多額ノ直接國稅ヲ納ムル者ヨリ勅任セラレタル議員ハ有爵議員ノ數ニ超過スルコトヲ得スと規定された。
 『功勞學識ある者と多額納稅の三つを合せても公侯伯子男の數に超えることは出来ぬと云ふちやんと制限があるから、何處迄も貴族院は公侯伯子男と云ふ貴族が本位である』(金子談) 華族といふ社會的地位あるものを、華族なるが故に議員とし、之れを根幹として、貴族院を組織した。華族は主に舊大名公卿であつて、時代思想者であり、其背後にあつて貴族院を運用せしむるに勅選議員がある。此陣立によつて當時の民權自由論を防がんとした。華族を本位とするの形をとつ

たところに用意がある。第七條の如きは貴族院組織の主義をあらはした重要條項であつて、同條は第一に貴族院は有爵議員本位なるを示し、第二には勅選議員數を制限して、スワンピングを防いで居る。後年勅選議員數は一二五人を超過することを得ない規定が追加されたが、なほ伯子男爵議員の最少數を保障するに役立つた。何故なら伯子男爵議員數は何人以内とあつて最多數は定まつてゐるが、最少數の定めはない。第七條ある故に、勅選と多額議員の合算數を最少とすることなる。大正十四年の改正案には此條項の削除が提案せられて、…：削除に賛成した。であるから此改正によつて形式的には華族本位の精神はなくなつたのである。」

「華族議員の數 貴族院は華族を組織の一要素としたが、貴族院令は、有爵者即ち華族戸主とした。しかし之れを全部議員たらしめると、當時公爵一一、侯爵二八、伯爵八〇、子爵約三五〇、男爵約九〇で合計五百七十餘となる。もつとも中には未成年者もあるからそれを除いても五百人に少し缺ける。ところが、衆議院の方は人口十三萬人に付議員一人の割で議員數は三百人としたから「何んとか人員を減らす方法を講じやうではないか」として、先づ三百人以内（金子謙）を全議員數として其半數百五十人位を有爵議員の總數としやう。

ルスレルの意見では大凡百五十人として公侯伯爵は世襲とし、同族中から選舉せらるゝ子爵議員三十人、男爵議員十人とし任期は終身とす

をさける上からしても、當時の狀勢上恆久的に議會の組織を定めることが困難であることからも極めて妥當な仕方であつた。」と述べて、其の制定の經過を説明してゐる。

伯子男爵議員選舉制度に就いて、特筆を要する事項として「^{一〇九頁}選舉^{一一二頁(一六號)}の管理が自治的である。2 現役陸海軍々人にも選擇權、被選舉權を認めてゐる。3 選舉人名簿は宮内省の宗秩寮總裁が調製する。4 連記投票、委託投票が認められて、委託投票は例外の規定なのに之れが原則のようになつてゐる。5 當選人確定したるときは、選舉管理者は内閣を經由することなく、之を上奏する。6 罰則は適用されるのやらわらない舊刑法があるだけで、特にそなへはない。7 選舉費用は同爵者の支辨である。と列擧したる後選舉權、被選舉權、選舉、投票、選舉争訟、罰則、選舉に關する費用、選舉規則の改正手續に就き解説あり。

勅選議員に就いて、「國家に勲勞あり又は學識ある者より特に勅任せられたる者を勅選議員といつてゐる。『衆議院は時代の輿望を代表し、而して貴族院は國家恆久の精神を維持し、衆議院の極端に走るを矯正するの任を帯びしむ。此大任務を帯びしむるに世襲貴族だけでは不十分である。不安神であると云ふ見地から茲に勅選議員の必要を生じた。即ち國家に功勞ありて未だ授爵の恩命を拜するに至らざる者、又は學識當代に冠たる者を勅選し以て新知識を貴族院に参加せしむることは

るにあつた。

伊藤博文の腹案として博文秘録に載せられたものをみると、…：一時は公侯伯爵は世襲議員とするの考へであつたと見られる。…：グナリストも世襲はカステン（身分の階級）を生ぜしめるから宜しくない。若し置かれるならば、大諸侯の如く極高い貴族に限れと述べて居る。…：

伯子男爵互選議員は各爵別に選舉が行はれて、其議員數は各々總數の五分の一を超過すべからざる範圍で、選舉を行ふ前勅命を以て其數を指定されることになつた。…：（明治二十三年一月現在）二十三年二月二十七日の勅命にて伯爵議員數は十五人、子爵は七十人、男爵は二十人と指定された。各一人宛の餘地を残した。」

伯子男爵の互選に就いて、公選とは異なること、普通互選と云ふに差支へなきこと、互選制度を採つたのは有資格者の中から推薦し合ふの精神なることを説べてゐる。^{一〇二頁—一〇三頁(一五號)}「任期…：任期の長きことは耐久保守の見地に立つ上院の特長である。…：我國でも終身とせよとの説もあつたし、多額は五箇年、伯子男爵は十箇年の説もあつたが、一樣に七箇年となつた。任期をつけたことは伯子男爵議員に新陳代謝を求めて、廣く議員となり得るの機會を認めたとによる。」

選舉規則 「憲法が、議會の組織を他の法規にゆづつたのは憲法の改正

れで、此種議員こそ貴族院の精華であり中心である。然し此種議員をして全權を占有せしむれば貴族院の本性を失ふの虞がある」（政界側面史）「貴族を以て構成分子の主要部分とし之に補修するに學識と功勞とを以てし、其人物を政府にて選拔し終身勅任」とする本旨に反するから、勅選議員數と多額議員の數と合せて有爵議員の數に超過するを得ないことに制限してある。」と述ぶ。外國の例、グナリスト、ルスレル及びイエリソンの意見をも掲げてゐる。

伯子男爵議員選舉費用の負擔者

青票白票 第十七號

昭和九年十一月二十日

「一七頁
選舉費用は選舉資格の有無にかゝらず同爵者全部の負擔すべきものである。」

「一七頁
伯子男爵議員選舉規則第十九條によると、選舉ニ關ル費用ハ同爵者ノ支辨タルヘシト。伯子男爵議員の選舉費用が自辨であるのは有爵議員選舉の特色である。衆議院議員の選舉費用は一部は地方費であるが、大部分は國費である。學士院會員議員も國費である。多額納稅者議員の互選に關する費用はもと府縣廳費の支辨に屬してたが、大正十四年内務省令第十三號で國庫の負擔に改正せられた。帝國議會の議員の選舉費用として當然である。」

同爵者の支辨たるべしといふのは、同爵者であれば、未成年者も、癡癩白痴の者も、禮遇停止中の者も一樣に此費用を負擔すべきであるか、それともまた選舉資格あるものみの負擔であらうか。

伯子男爵議員選舉規程によると、選舉ニ關ル費用ハ選舉管理者之ヲ報告シ、貴族院伯子男爵選舉規則第十九條ニ依リ徵收スヘシ（第三十六條）とて同爵者より徵收することになつてゐる。選舉規則第六條、第十三條には選舉資格を有する伯子男爵と明記してあるに、第十九條は之れに異なりて、同爵者とある。貴族院令第一條には伯子男爵各々其

二八四

ノ同爵中ヨリ選舉セラレタル者トあり、第四條には伯子男爵ヲ有スル者ニシテ滿三十歳ニ達シ各々其ノ同爵ノ選ニ當リタル者トある。舊法にはなかつたが、貴族院令第四條には議員數ハ伯子男爵各々總數ノ五分ノ一ヲ超過スベカラズとあつて各爵共に同爵者全部が基礎となつてゐるのである。かゝる點よりみると、選舉費用は選舉資格の有無にかゝらず同爵者全部の負擔すべきものである。」

貴族院と秘密院

宮澤 俊 義

中央公論 第四十九卷第六號

昭和九年六月號

六一頁―六五頁
「公侯爵……爵の世襲制自體が問題とせられてゐる今日、貴族院議員の地位の世襲といふことはそれよりも一そう強い理由をもつて問題とせられなくてはなるまい。」

伯子男爵……現在のやうにある一派に議員の全部を獨占させることの不可なるはいふをまたないところであるから、その意味で連記制は一日も早く廢止する必要がある。」

連記制を廢止してどうするか……私はむしろここでは抽籤で決する方が適當だと思ふ。華族議員を同爵者から相互に選舉させる目的は、何もその中から適任者を選択しようといふにあるのではない。總數千に近い伯子男爵を全部議員にするわけにもいかないから、その中から一五〇人だけ選抜しようといふのである。だから、議員になるのには元來有爵者でありさへすれば誰でもいい筈のものだ。連記制である一派に議員を獨占させるよりも、希望者の中から定數だけ抽籤で議員にする方がはるかに適當ではないだらうか。

しかしながら、實をいふとかういふ改正は全く姑息なものにすぎないのだ、それよりもむしろ華族議員の制度そのものをより根本的に改革することが急務でなくてはならない……華族議員の廢止といふやう

なことは憲法改正の手續によらなければできないことであるが、華族議員の制度をみとめながら華族議員の數を減らしたり、爵の世襲を廢止・制限したり、又それに伴つて議員の地位の世襲を廢止・制限したり、あるひはその選定方法を改めたりすることは華族令や貴族院令やその他の勅令で容易になしうるところである。どう改革すべきかについての具體案はここでは述べないが、いまいつたやうな方向の改革は、いづれも十分な考慮に値ひするであらう。

勅選議員……私は勅選議員を全然廢止すべきものとは考へない。政府による任命もかなりな程度において有能の士を選擇しうることには從來の實例も示してゐる。たゞ政府によつて任命せられる議員は政府の不當な勢力の下に立ちほしなないかといふ懸念がありうるが、勅選議員はたとへ政府によつて任命されてもその獨立な地位を十分保障されてゐるし、又政府はしばしば更迭することであらうから、それは十分政府を現在のやうに終身議員とすることはどうであらうか、それは政府に對して勅選議員の勢力を過當に有力ならしめる恐れはないだらうか。私は勅選議員にも七年位の任期をつける方がよくはないかと考へてゐる。

さらに現在の多額納稅者議員は全廢せられるのが適當であらう。これを維持する位ならば、むしろ議員たる地位を賣買することを許し、何

二八五

百萬圓乃至は何千萬圓を國庫に納める者を七年間貴族院議員とする
でも定める方がいい。

學士院會員議員は何分四人だけだから實際上問題にならない。今の有
様ではまづ「有つても無くても」といふところであらう。この數をたと
へば一〇人位に増すことは賛成せられていい。

…新な種類の議員を設けることが考慮せらるべきであらう。どのや
うな議員を設くべきかについてはここで論ずるかぎりではない。が、
なんらかの程度において公選せられた議員を新に設けることは適當で
あらう。

そして貴族院をして自由主義的な役割を演ぜしめるにとどめそれ以上
にすすんで反民主的な役割を勤めさせることのないやうに意を用ふべ
きであらう。

なほ貴族院の権限についてはいま特に改正する必要のあるものは見當
らない。」

貴族院機構の變遷

高橋清 吾

早稻田政治經濟學雜誌 第三十二號第三十四號

昭和八年十二月一日 昭和九年四月一日

明治二十二年二月十一日に發布されたところの帝國憲法及び貴族院令
によつて創設されてより第五十議會加藤(高明)内閣の時の、貴族院令
の改正に至るまでの、貴族院機構の變遷經過を説明し、最後に述べて
曰く、

「二八頁(三四號)
貴族院の人的構成や伯、子、男爵議員選舉規則、多額納稅者議員互
選舉規則及び勅選議員銓衡方法等に關して、今日、種々なる改正意見が
行はれてゐる。また、貴族院内部に於ける諸會派の機構についても、
社會の一部には改革の必要を説くものがある。けれども、我が國現在
の情勢に於ては、貴族院は恐らくこゝ暫く現状のまゝ進行を続けるで
あらうと觀測される。」

尙、「註」に曰く、「貴族院の権限は憲法上のものであるから、これが
改正は容易ではない。これは慣行の發達によつて調節するより他に當
分その方法はないであらう。」

貴族院制度雜問

清水 澄

國家學會雜誌 第四十九卷第六號 論說

昭和十年六月號

「一頁—二頁
帝國憲法が自ら直接には貴族院の組織の大綱を定むるに止め、其の
細目の規定は擧げて之を貴族院令なる憲法以下の別個の法規に委任し
たることは、我が憲法の立法主義として、頗る注目すべき所であり、
又其の用意の適切なるを多とすべき所である。」

「三頁
帝國憲法に依りて貴族院の組織の細目を定むることを委任せられた
る法規は、貴族院令である。貴族院令がその形式に於て、帝國議會の
協贊を経べき法律に非ずして、専ら天皇の大權を以て發せらるゝ命令
たるべきことは、その「貴族院令」なる名稱に照して明であり、更に帝
國憲法第三十五條に「衆議院へ選舉法ノ定ムル所ニ依リ公選セラレタ
ル議員ヲ以テ組織ス」と規定せられたるに對比して一層明瞭である。

我が憲法が、衆議院の組織は法律を以て定むべきこととし、貴族院の
組織は命令を以て定むべきこととしたるは、又注目に値する所であ
る。…惟ふに、若し貴族院の組織を定むる法規を法律の形式とせん
か、衆議院は帝國憲法第三十八條後段の規定に依り、何時にても自由
に其の法律の改正を發案することを得る。衆議院提出の其の改正法律
案は、固より貴族院に於て自由に之を否決することを得るには違ひな
いが、衆議院は貴族院の改造を發案することのみに依つても、若干の

脅威を貴族院の頭上に下すことが出来る。これ實に、明に妥當ならざ
る事態である。宜しく貴族院をして衆議院に對して自己の獨立を保持
せしむべきである。之が爲めには、貴族院の組織に關しては衆議院の
何等の容喙をも許さざるを必要とする。又、貴族院の構成には皇族議
員がある。いかなる皇族を以て貴族院議員とするかを、衆議院に於け
る討論の租上に措くが如きも、亦決して允當の處置ではない。凡そ斯
くの如き理由の下に、貴族院の組織を定むる法規に付ては尙も衆議院
の關與を容れざる爲め、我が憲法は其の法規の形式を法律とせず命令
としたるものと解すべきである。

貴族院令の形式が法律に非ずして命令たるべきことは一見明瞭である
が、その命令たるべきことは憲法に昭記する所でない。乍併、貴族院
令は、憲法が直接に豫想せる法規にして即ち憲法附屬の法令であり、
又憲法の直接の委任に基いて貴族院の構成を定むる重要な法規であ
つて、我が議院制度に關し、衆議院議員選舉法と相並んで重きを成す
べき法令なるが故に、其の形式が、天皇の大權に依り其の親裁を以て發
せらるる勅令であるべきことは、帝國憲法の精神に於て毫末も疑を容
れるの餘地なき所である。さればこそ、貴族院令は、明治二十二年二
月十一日、帝國憲法の發布と同時に、同年勅令第十一號を以て公布せ
られた。而して、此の勅令はその條規の重要性の爲め、初めより樞密
顧問の諮詢を経て居り(本勅令公布の上諭參照) 又其の改正は樞密顧問の諮詢を

經べきものとせられて居る(憲法官制第六)。貴族院令の形式上の特色は、其の條規の改正に貴族院の議決を要することである(貴族院令第十三條參照)。一般の勅令の制定改廢に付ては貴族院の議決を必要とせざることを勿論である。ひとり貴族院令の改正には貴族院の議決を要するが故に、——換言すれば、貴族院令は貴族院の議決を経たる勅令に依りてのみ之を改正すべく、貴族院の議決を経ざる勅令を以ては之を改正すべからざるが故に、——一説に於ては、貴族院令を一般の勅令と區別し、貴族院令は一般の勅令よりは強き效力を有する特殊の命令にして、效力の優劣より見れば法律と一般の勅令との中間に在るものなりと曰ふ。貴族院令が前掲の特色を有することは事實であり、その效力に於て一般の勅令に勝れたるものあることも亦事實である。乍併、此の事あるが故に貴族院令はその形式に於て勅令以外に別個の範疇を構成する法規なりとする見解には、俄に贊同し難い。

貴族院令を改正するには貴族院の議決を経ねばならぬ。……此の事に付ては帝國憲法には別段の規定はなく、貴族院令第十三條に「將來此ノ勅令ノ條項ヲ改正シ又ハ増補スルトキハ貴族院ノ議決ヲ經ヘシ」との明文を置いてある。……一説に依れば、貴族院令の改正に貴族院の議決を必要とするは、貴族院なるものの性質上當然の事理であつて、之に付ては國法の明文を待つことなく、貴族院令第十三條は單に當然の事理を言明したる注意的條文に過ぎぬ。是れ實に、憲法に明條なくとも

憲法の精神として認識すべき所である。蓋し、貴族院はその性質上、自己の同意なく政府の専断に依りては其の構成を變更せられざるの獨立の地位を保有するものであると言ふ。此の見解の下に在りても、貴族院令は本來の性質上、その形式に於て勅令以外に別個の範疇を構成する法規なりと解せられる。然れども、帝國憲法が果して論者の言ふが如き精神を含蓄するならば、貴族院令の性質又は效力に關する斯かる重要な原則を、何故に憲法の條文に昭著しなかつたのであらうか。その理由を識るに苦しまざるを得ぬ。貴族院令の改正に貴族院の議決を要するは貴族院の性質上當然なりといふことに付ては、その確なる理據を何處にも見出だすことが出来ない。論者の所説を推擧すれば、必ずしも貴族院に限らず、やや獨立の存在を有すべき機關に付ては、當該機關の同意なくしては之が構成を變更するを得ざるることとなる。その妥當ならざることは多言を待たぬ。

貴族院の議決あるに非ざれば貴族院令を改正するを得ざるは、一に貴族院令第十三條の規定あるが爲めに外ならぬ。若し此の一箇條の明文がなかつたならば、貴族院令は貴族院の議決なくして自由に改正するを妨げざるものである。然らば、國法の特別の條規を以て、貴族院令の改正には貴族院の議決を要件とするの制限を設け、貴族院の同意なくしては其の構成を變更するを得ざることを爲したる理由は、那邊に存するか。貴族院は帝國議會の一院にして立法部の一半なるが

故に、立法部と行政部と互に相犯さざるを主義とする立憲政治の指導原理の下に、貴族院の同意なく政府の専断に依りては同院の構成を變更することなからしむるを妥當とする。此の意味に於て貴族院に對して地位の獨立を保障するは、正當である。これ、特に法條を設けて、貴族院令の改正を貴族院の議決に繋らしむる所以である。此の見解に依れば、貴族院令は本來の性質上、その形式に於て一般の勅令と異なる所なく、別個の範疇を構成するものではないと言はねばならぬ。貴族院の改正に貴族院の議決を必要とするは、當然の事理なりと解する説と貴族院令第十三條の規定の結果なりと解する説とは、此の一箇條を削除することの意義及效果に關して所見を異にする。兩説の孰れに従つても、貴族院の議決を経れば貴族院令第十三條を削除することは出来る。然るところ、前説に依れば、此の一箇條を削除するも貴族院令の改正に貴族院の議決を必要とすることには何等の影響がなく、從て此の一箇條の削除は全然無意義である。後説に依れば之と全く反對である。

貴族院令は之を廢止することを得るや否や。貴族院令の存在は憲法上の要求であるから、之を廢止したるままにして置くことの出来ないの言ふを俟たぬ。從來の貴族院令を廢止し、之と同時に之に代はるべき新貴族院令を制定することが出来るかどうか。之は一見從前の規程の全部改正と異なる所がないやうであるが、舊令の廢止の場合に於て

は、舊令に依り議員たる者は、たとひ即日新令に依り更に議員たる地位を獲得するまでも、舊令の廢止に因り一旦議員たる地位を喪失する。之に反して、規程の全部改正の場合に於ては、舊規定に依り議員たる者は、改正規定に抵觸せざる限り其の地位を保有する。ここに從前の規程の廢止と全部改正との法律的效果の差違が現れる。加之、從前の規程の廢止に因りては、その全部改正に因るよりも事實上著大なる變更を實現することが比較的容易である。これが兩者の政治的價値の差異である。かくて、若し貴族院の構成に目覺しき變改を加へやうとすることあらば、それには一旦從前の規程を廢止し之と同時に新規程を制定するの手續を執るを以て、實際上利便多しとせねばならぬ。

新貴族院令を制定することを同時に繼起する條件として、舊貴族院令を廢止することは、國法上可能なるや否や。それは貴族院令の存在を中斷するものではないから、敢て憲法上の要求に背反するものではなく、從て國法上不能に非ずと解するを妨げぬ。果して然らばその手續如何。舊令の廢止も新令の制定も勅令を以てすべきことは勿論であるが、その勅令は貴族院の議決を経べきものなるや否や。問題は此の一點に繋る。一説に依れば、貴族院令は本來の性質に於て別種の法規ではなく一般の勅令と同一の範疇に屬するものである。故に、貴族院令は貴族院の議決を経ざる勅令を以て之を改廢することを得るのが、當

然の本則である。ただ貴族院令第十三條の規定あるが故に、貴族院令の條項を改正又は増補するには、貴族院の議決を経たる勅令を以てせねばならぬが、貴族院令の廢止に付ては明文上何等斯くの如き制限はない。されば、貴族院令の廢止は、當然の本則に従つて、貴族院の議決を経ざる勅令を以てするを妨げぬと曰ふ。此の論者は又、新に貴族院令を制定することに付ては國法上何等制限の明文なきが故に、當然、貴族院の議決を経ざる勅令を以て之を爲し得るものであると曰ふ。乍併、貴族院令は本來の性質に於て一般の勅令と同一の範疇に屬するものではあるが、貴族院令の改正に付ては貴族院の議決を必要とするに拘らず、その廢止に付てはその議決を必要とせずと爲すは、あまりに貴族院令第十三條の文字に拘泥したる曲解なりと謂はねばならぬ。言ふまでもなく、廢止は改正に比し一層重要な事件である。改正に付て此の制限あり。況んや廢止に於てをや。此の勿論解釋を此の場合に援用するは、極めて正當である。又改正には全部改正と一部改正とがある。全部改正は實質的には、舊規程の廢止及新規程の制定と異なる所はない。従て、全部改正と廢止とに依りその手續上の要件を區別するは、明に妥當を缺く。更に又、新に貴族院令を制定するに付ては、未だ貴族院の開設せられざりし當時はいさ知らず、既に儼然たる其の存在ある今日に於ては、貴族院の議決を必要とするを以て妥當とせねばならぬ。既に従前の規程の全部改正に付て此の制限に服する以上、之と

實質上何等の徑庭なき新規程の制定に付ても亦同一の制限に服するところが、論理上當然の要求である。されば、舊貴族院令の廢止及新貴族院令の制定は、貴族院の議決を経たる勅令を以てすべきものである。論者の言ふが如く、舊貴族院令の廢止及新貴族院令の制定には貴族院の議決を必要としないならば、此の手段に依り、貴族院の同意なくして同院の構成を變更することが出来る。しかも、どのやうに思ひ切つたる改革でも實行出来るわけである。それは貴族院の改造の爲めには甚だ便利であらう。かの論者は、貴族院の改造らしい改造——本當に満足し得るだけの價值ある改造——は、貴族院の同意を求めて居ては逆も實現出来ぬといふ見地よりして、頻に自説を強調するものと察せられる。その心事には諒とすべきものなしとせぬ。乍併、政治論と法律論とは、常に慎んで之を區別せねばならぬ。貴族院令第十三條の嚴存する現行法規の下に於ては、貴族院の構成を變更するには、事の大小を問はず同院の議決を経ねばならぬ。その結果、かの論者の言ふ所の貴族院の改造に就いての利便を活用すること能はざるは、止むを得ざる所である。かくして國法の條規を墨守する者に在りては、別に政治の運行に於て、貴族院が、充分の理由ある正當の改造案に對しては、議員各自の利害を顧慮することなく、敢然として同意を表するに常に吝ならざらんことを切望せざるを得ぬ。

貴族院に於て貴族院令の改正を發案することを得るや否や……法律案に付ては、兩議院は政府の提出する法律案を議決する権限を有すると同時に、各々法律案を提出する権限を有すること、帝國憲法第三十八條に明定せらるる所である。總じて議決権は、特に反對の明文なき限り、單に原案を一括して可決又は否決するばかりでなく、之を修正して議決するの権限あるものである、即ち議決権は修正権を包含するを本則とする。而して、修正はその關する限に於ては發案に外ならずして、修正権はその性質に於て發案權なりと言ひ得られる。かくて、議決権は修正権を包含し、更に發案權を包含するものと解することは、理論上必ずしも不當に非ざるが如く考へられる。此の見地に於ては、前記の帝國憲法第三十八條の規定に付ても、容易に其の理據を理解することが出来る。特に之を貴族院令改正の場合に就いて見るに、貴族院をして或る程度に於ける獨立の地位を保有せしむるを可とする見地に於ては、貴族院自ら其の改造を企て、自ら貴族院令の改正を發案することを得るものと解するのは、又必ずしも無稽の説ではない。乍併、修正は原案に掲げられたる事項のみに限るべきもので、それ以上の事項に涉ることを許されぬ。即ち、修正には嚴に一定の限度がある。故に、修正は發案なりとするも、原案に依りて制限せらるる相對的發案であつて、原案に關係なき絕對的發案ではない。眞の發案は、原案に關係なく從

て修正の限度を踏えたる絕對的發案である。而して、議決権は修正権——相對的發案權——を包含するとするも、直に眞の發案權——絕對的發案權——をも包含するものと解すべき理論上の根據はない。されば、議決権は、特に反對の明文なき限り、發案權を包含せざるものと爲すを以て、正當とせねばならぬ。因に曰ふ。府縣會・市町村會が議決権は、少數の反對説はあつたが、通説は特別の明文なき限り之を否定すべきものとす。乍併、府縣會・市町村會をして發案權を有せしむることが實際上妥當なるが故に、昭和四年法律を改正し特別の明文を設けて、其の旨を規定した。府縣制第五十七條ノ二、市制第五十七條ノ二、町村制第五十三條ノ二を。加之、各議院の権限は、憲法其他の法令に嚴に定めたる所に從はねばならぬ。貴族院に與ふるに貴族院令改正の發案權を以てしたる法條は、固より何處にも存せぬ。各議院に與ふるに法律の發案權を以てしたる帝國憲法第三十八條の規定を類擴張して、貴族院は自ら議決權を有する貴族院令の改正案を提出することを得るものと解すべからざることは、素より多言を要せざる所である。結局、貴族院は貴族院令改正の發案權を有すと解すべき國法上の根據がない。されば、貴族院令の改正は、政府が之を發案することを得るに止まり、貴族院自らは之を發案することを得ざるものとせねばならぬ。但し、各議院は、帝國憲法第四十九條及第四十條の規定に依り天皇に上奏し及政府に建議するの權を有する。其の上奏及建議の内容たる事件に付ては、別段の制限なきものと解せられて居る。更に、各議院は、何等の事件に關しても、決議を爲してその意思を表明することを得る

ものと認められて居る。されば、貴族院は貴族院令の改正に關する上奏・建議又は決議を爲し、以て政府に對し之が發案を懲憑又は勸説することを得るは勿論である。

帝國議會の閉會中、公共の安全を保持し又は其の災厄を避くる爲め、貴族院令を改正すべき緊急の必要を生じたる場合——帝國憲法第八條第一項の規定に依り法律に代はるべき謂はゆる緊急勅令を發せらるる要件の具はりたる場合——に於ては、貴族院の議決を経ざる勅令——これまた緊急勅令と稱して可なるべし——を以て、貴族院令を改正することを得るや否や。

貴族院令改正の緊急の必要を生ずることが實際上あるべきや否やが、一の疑問であらう。或は全然之を否定する者があるかも知れぬ。乍併、「公共の安全を保持し」といひ「其の災厄を避くる」といふを、従前なし來れるが如くかなり廣い意義に解釋し、單に警察の目的ばかりでなく、國政に必要な機關の欠缺を防ぎ其の構成を善くすることの如きをも包含するものとすれば、——かかる見解が實行に現はれた稍々近時の一例としては、大正十二年關東地方大震災の直後、震災地域内の府縣に於ける衆議院議員選舉人名簿の調製及府縣會議員の任期其の他に付ては到底常規に依り難きものがあつたので、帝國憲法第八條第一項の規定に依る緊急勅令(大正十二年勅令第四百二)を以て別段の規定を設けたことのあるのを指摘することが出来る。——それは稀有ではあ

るにしても絶無ではない。試に之を想像すれば、貴族院議員中任期ある者——伯子男爵議員(貴族院令第四條)・帝國學士院會員議員(同第五)・多額納稅者議員(同第六)——の任期が帝國議會の閉會中に満了するに當り、天災事變其の他の事故の爲め常規に依り選舉を行ふこと能はざるときは、貴族院の不成立となるを回避する爲め、該議員の任期を延長するとか其の他何等か特別の處置を實行せねばならず、之が爲めに緊急に貴族院令の規定に一時的變更を加へねばならぬといふやうな場合が発生しないとは限らぬ。現に、若しあの關東地方の大震災の直後に於て、貴族院の有任期議員の任期が満了すべかりしならば、前記の衆議院議員又は府縣會議員に關すると同様なる臨機の法規を設けねばならなかつたであらう。

かくて、稀有にもせよ、貴族院令改正の緊急の必要を生ずることはあり得るに違ひないが、そのとき、貴族院の議決を経ざる勅令を以て貴族院令の改正——形式上貴族院令そのものの條項を改正増補する場合と、形式上には別個單獨の勅令を以て實質上貴族院令の條項を變更する場合とを含む。——を行ふことを得るや否や。之を肯定することの必要は認められる。乍併、かかる臨時變例の立法措置に付ては、國法上明確なる根據が無くてはならぬ。就中貴族院令の如き重要な法規に付ては、殊に然りとす。帝國憲法第八條の規定は、専ら法律に代はるべき勅令を認めたるものに過ぎざるが故に、之を此の場合に類推適

用することを得ざるは勿論である。されば、何等之に關する成文上の根據なき現行法の下に於ては、右の問題は之を否定するの外はない。ただ立法の周匝を期する爲めには、貴族院令第十三條の貴族院令の改正には貴族院の議決を要する旨の本則に對して、同令中に緊急の必要あるときは此の限に在らざる旨の特則を設けて、恰も帝國憲法第八條に於けるが如き臨時變例の立法措置を明に承認するに如くはない。乃ちここに立法上の一缺陷を指摘することが出来る。

帝國憲法第三十四條には、「貴族院へ貴族院令ノ定ムル所ニ依リ……組織ス」と規定してある。故に、憲法が貴族院令に委任したる所は、専ら貴族院の組織に關する事項に限ると解せねばならぬ。従て、貴族院令なるものは、憲法の委任の範圍内に於て貴族院の組織に關する事項を規定するを以て、自己の使命とするものなること、言を俟たざる所である。

貴族院令を以て貴族院の權限に關する事項を規定することを得るか。これは固より憲法の委任に基く本來の使命には屬せぬ。だが、憲法の委任に基かず獨立して、本來の使命の外に兼ねて、右等の事項を規定することは出来ないであらうか。絶對的に之を拒否すべき理由はない。乍併、貴族院令の條規は苟くも帝國憲法の明文又は精神に違反又は牴觸してはならぬことは、言ふまでもない所である。

さて、現行貴族院令の條項を通看するに、本令と議院法との關係を定

めたるもの(第十二條)及本令改正の手續を定めたるもの(第十三條)を除くの外は、總て實質的規定であつて、而かも其の殆ど全部が貴族院の組織に關する事項を定めたるものであるが、中に異色の認めらるるものは、貴族院は天皇の諮詢に應へ華族の特權に關する條規を議決する旨の條項(第八條)と、貴族院は其の議員の資格及選舉に關する争訟を判決する旨の條項(第九條)とである。

貴族院が其の議員の資格及選舉に關する争訟を判決することは、貴族院の權限であるとも言ひ得るに違ひない。乍併、此の争訟たるや、貴族院の組織を適正ならしむるの手段に外ならずして、畢竟貴族院の構成を完了するの目的に出づるものであるから、直接に貴族院の組織に關するものである。従て、此の争訟を判決することも、亦正に貴族院の組織に關するものである。されば、貴族院令第八條は、貴族院の組織に關する事項を定めたるものであつて、實は敢て異とするに足らぬ。

貴族院が天皇の諮詢に應へ華族の特權に關する條規を議決することは、疑もなく貴族院の權限である。而かも、それは貴族院の組織には何等の關係なく、専ら貴族院の權限に屬する事項である。従て、貴族院令第八條は彩然たる異色あるもので、大に注目に値する所である。

貴族院令第八條の規定の立法理由は、之を解するに難くない。蓋し、華族は貴族院の重要な構成分子にして、貴族院は華族の利益を代表し華

族の意見を反映し得る所なるが故に、而して他に此の職分を委託するに足るべき國家機關なきが故に、貴族院を以て華族の特権に關する勅定規程に付ての諮詢機關としたのであらう。乍併、我が議會制度の基調たる二院制度に於ては、兩議院に同等の權限を附與することが憲法上の重要な原則であつて、これが帝國憲法の精神なることは明白白一點の疑を容さざる所であり、若し別段の必要に因つて之と異なりたる特例を認めんとすれば、憲法の明條を以て昭に其の旨を規定せねばならぬ。乃ち、貴族院の構成に關し貴族院のみが議決權を有することは帝國憲法第三十四條の明定する所であり、國の歲計豫算案に關し衆議院が先議權を有することは同第六十五條の明定する所である。斯くの如き憲法上の明文なくして、華族の特権に關する條規に付ては貴族院のみをして或る權限を有せしめ、兩議院の權限に差別を設くることは、果して憲法の精神に牴觸することなきものであらうか。少くとも其の疑なきを得ざる所である。貴族院令第八條は、同令が憲法の委任に基いて貴族院の組織を定むるといふ使命を以て掲げたる大傘の下に、孤影悄然と同院の權限に屬する一事項を定めたるものなるの觀なしとせぬ。貴族院令が、憲法の委任に基かず其の使命の外に貴族院の權限事項を規定することは、必ずしも不可なりとしない。ただ其の規定は憲法に衝突してはならぬ。かくて、貴族院令第八條の規定に關しては、それが憲法の精神に牴觸することなきや否やに付て、少くとも

へ總テ議院法ノ條規ニ依ル」とあるは、正に此の事理を明にしたるものである。尤も、本條の措辭に「貴族院ノ組織ニ關シテハ」といふが如き語句を冠して、本條の曰ふ所に斯くの如き制限を加ふることを必要とする。

貴族院令が議院法より優越なる效力を有するは、専ら貴族院の組織に關する條規に限る。其の他の事項に關しては、議院法の條規が貴族院令の條規より優越なる效力を有すること當然である。

貴族院の組織に關する法規殊に貴族院令に關する法律上の疑問に答へたる後、曰く

二〇頁―二五頁

「余は本稿の最後に、貴族院の改造案に關する卑見の一斑を附記して置く。貴族院の現在の有任期議員の任期が満了するのは來る昭和十四年七月又は九月であつて、その時期に到らざれば貴族院の改造を實行することの出来ないのは明であるが、今より此の問題を検討するとも決して早きに過ぐるものではない。殊に稍々重大なる貴族院の改造を企つるに於ては、なほさら速に之が検討に著手せねばならぬ筈である。貴族院は皇族議員・華族議員・勅任議員の三種の議員を以て構成せらるべきこと、帝國憲法第三十四條の明に定むる所である。此の貴族院構成の基調は憲法上の要求であるから、容易に之を動かすべくもなく、又今に於て之を動かすの要を認めぬ。従て、貴族院の改造は専ら此の基調の範圍内に於てのみ行はるべく、換言すれば、前記三種の議員の

疑なきを得ないのである。

因に曰ふ。貴族院令第八條に謂ふ所の華族の特権に關する條規は、其の形式を勅令とすべきものと察せられる。公式令第七條第三項に謂ふ所の貴族院の諮詢を経たる勅令とは、即ちこれである。而して、かかる勅令は未だ嘗て制定せられたことがないのである。

議院法と貴族院令との效力上の優劣如何。

一般に法律は勅令より優越なる效力を有するものと言はれる。それは帝國憲法第九條但書に「命令ヲ以テ法律ヲ變更スルコトヲ得ス」とあるに徴するも明白である。議院法は法律であり貴族院令は勅令であるから、議院法は貴族院令より優越なる效力を有するものと、一應考ふることは決して無理ではない。

乍併、貴族院令の條規は、貴族院の組織に關する限り、帝國憲法第三十四條の規定に依り直接の委任を受けたるもの、即ち直接に憲法の委任に基くものであるから、その限に於ては、其の條規に別段の效力を認めねばならぬ。乃ち、貴族院の組織に關する條規たる限り、貴族院令は議院法より優越なる效力を有するものと爲すべきである。之を詳言すれば、貴族院の組織に關しては、先づ貴族院令の條規を適用し、同令に別段の條規なきとき初めて議院法の條規を適用する。若し貴族院令の條規と議院法の條規と牴觸することあらば、後者を適用せずして前者を適用する。貴族院令第十二條に「此ノ勅令ニ定ムルモノノ外

各々の編成を變更することを措いては、貴族院の改造はあり得ないのである。

一 貴族院令の現行規定に依れば、貴族院議員の種別は左の如く細分せられる。…斯くの如く、貴族院議員の總數が四百人に達し又は四百人を超過するに至るは、その員數多きに過ぎ、貴族院をしてその機能發揮せしむるに適せずと考へられる。…貴族院議員の總數は、當然の議員を除いては二百人を限度とし、當然の議員を加ふるも二百人を超過すること甚だしからざるを以て適度とするであらう。これは現制に比すれば殆ど半減に垂んとするものであるから、頗る思ひ切つた改革である。

二 皇族議員に付ては別に言ふべき所なし。現制の如く、皇族男子にして成年に達せられたる御方は當然議席に列せらるるものとするは、極めて妥正である。

三 華族議員は、公侯爵と伯子男爵とを別たず、總て各々其の同爵中より選舉せられたる者を以て議員とするを可とする。乃ち、公侯爵の當然議員たるを止めるのである。蓋し、公侯爵は伯子男爵に比してその總數遙に少くはあるが、其の少數の中よりも選舉に依つて一層の適任者を簡拔することは、貴族院構成の實質をより善くする所以なること疑を容れぬ。

華族議員の定數は各爵を通じて百人とすべし。是れ、華族が貴族院

の重要な構成分子なるに考へて、其の議員總數二百人の正半を華族議員に割與するものである。而して、總數百人中の各爵に對する配當——各爵議員の定數——は、大體に於ては各爵現在員の總數に比例し、華族會館の如き華族全般に通ずる確實なる機關の意見を聞いて、總選舉の都度之を定むればよい。現制に於ける伯子男爵議員の任期七年は、やや長きに過ぐる嫌なしとせぬ。不適任者を斥け之に更ゆるに適任者を以てすることを期する選舉の本義を、一層有効に發揮する爲め、此の任期は之を五年に短縮するを可とするであらう。

四 貴族院に學識豐富なる者を入るるは固より其の所である。帝國學士院會員は、帝國學士院に於て碩學中より推選し勳旨を以て命ぜらるるもので(帝國學士院規程第二條)、まことに學者の王座に居り舉世の學識階級を代表すべきものである。現制に於て帝國學士院會員より貴族院議員を選任するは、疑もなく學識豐富なる者を簡拔して貴族院に入るの趣旨に外ならぬが、之が爲めには現制に於けるよりも尙一層帝國學士院を利用するを可とする。乃ち、帝國學士院會員中より互選に由り貴族院議員たる者の定數は、現制の四人を倍加して十人と爲すべし。帝國學士院會員の定數は百人であるから(帝國學士院規程第五條)、其中より十人を選抜するは決して多きに過ぐるものではない。此の議員の任期もまた現制の七年を改めて五年とするがよいであらう。

併、今日に於ては、單に資産階級の代表者たる者を貴族院に入ることは、恐らくは時代の要求に符合する所以ではあるまい。且また各地方の利益を代表することは、寧ろ衆議院議員の本領とする所である。仍て、現制の多額納稅者議員は之を全廢し、之に代ふるに各種の職能を代表する議員を以てするに如くはない。蓋し、民衆は各種の職能に依つて自己の經濟生活を營むものであるから、その職能上の利害は直に經濟生活上の利害となる。故に、各種職能の代表者を議政府に列せしむることは、民衆の經濟生活上の利益を保障するに於て、必ず相當の効果あるべきものである。而して、衆議院議員は普通選舉に依つて之を選出する以上、特に制を設けて各種職能の代表者を衆議院に入るの餘地はない。従て、此の種の議員は之を貴族院に送るべきである。

職能代表の議員は、いかなる手續に依りて之を選任すべきか、選舉に依るべきことは勿論であるが、其の選舉權被選舉權及選舉の方法はいかやうに之を定むべきか。素より容易ならざる問題であるが、必ずしも適當に之を解決すべき途なしとせざることは疑を容れぬ。ただ、之が詳説は姑く他日の機會に譲つて置く。

職能代表の議員は、定數を四十人、任期を五年とするを可とする。」

う。

五 謂はゆる勅選議員は、現制に於ては、國家に勳勞ある者又は學識ある者より勅任せられるのであるが、學識ある者より議員を選任するは専ら之を帝國學士院會員中の互選に譲り、此の勅選議員は専ら國家に勳勞ある者より之を選任するを可とする。但し、國家に對する勳勞の種類は別に之を制限せざるが故に、學者にして幸運の興隆に貢獻したる功績の著大なる者は、また宜しく國家に勳勞ある者と爲すべきである。

此の勅選議員の定數は五十人を以て適度とする。現制に於て此の種の議員をして終身在職せしむることの當否は、甚だ惑なき能はざる所である。さりとして之に任期を附するか否かは、また頗る困難なる問題である。或は一定の年齢に達したる者は當然退職者とする——謂はゆる停年制——を可とすべきか。姑く之を後日の考察に留保して置く。

六 現制に於ける多額納稅者議員は、北海道各府縣を地域上の單位となし、各單位地域内に於て比較的資産豐潤なる者の中より選任したるもので、即ち全國の資産階級を代表する者である。此の制は、帝國議會開設の當初に在りては、各地方の富豪——事實上には主として大地主——をして貴族院の構成に關與せしむることに於て、大に意味があり又時代の相に適合するものであつたに違ひない。乍

華族制度概説

美濃部達吉

國家學會雜誌 第四十八卷第十一號 論説

昭和九年十一月號

同 第四十九卷第一號 論説

昭和十年一月號

(未完なるも續篇を見ず)

華族制度を論ぜるものなるも貴族院議員たる特權には及ばず。

貴族院令に就て 辯護士 安東正臣

法律新聞 第三七九〇號—第三七九二號 論說

昭和十年一月十五日、一月十八日、一月二十日

三頁(三七九〇號)
一、貴族院の組織を定むる法規

我が國に於ける貴族院の組織を定むる法規は帝國憲法第三十四條に就て貴族院令なる勅令を以てすべきことを規定してゐる。…貴族院令制定の歴史は兎も角として、我が國に於ても既に立憲制度が確立してゐるのであるから其の根本原則を是認し立法部を行政部から獨立せしめ、立法部を構成する貴族院も之を政府から獨立せしめて單なる勅令を以て貴族院の組織を左右せしめないのが至當である。然しながら、憲法に於て既に勅令を以てすべきことを明かに規定してゐるのであるから之を無視して憲法を解釋することは斷じて許されない所であり、立憲制度の理論のみを演繹して我が憲法を解釋することは出来ないものである。

四頁(三七九一號)
二、貴族院令第十三條の解釋

憲法に於て其の精神とするところは、立憲制度を採れる當然の結果として三權の分立を要求することにあり。然るに若し勅令に依り直に貴族院の組織を變更し得るものとせば貴族院が帝國議會の一院として立法機關に屬するの地位と矛盾し國民代表たるの地位と相反す

る結果となる。斯の如きは立憲制度の根本義に反するもので我が憲法の許容する所でないことは當然と謂はねばならぬ。憲法第三十四條は之を普通の勅令に委任したものと解すべきではなく、單に貴族院の組織に對し衆議院の暗喙を禁ずるの趣旨のみを有するものと解すべきである。従つて同條は法律を以て貴族院の組織を制定改正し得ないと同時に一面に於て普通の勅令にても之を制定改正し得ないことを包含してゐるものである。唯貴族院令が制定される迄は未だ議會なるものなく従つて貴族院の議決を経るに由がなかつたのである。それ故貴族院令制定の初めに於て貴族院の議決を経ざる勅令を以て之を定めたのは、單なる勅令を以て定むることを正當としたるが故ではなく單に貴族院の議決を経べき特殊の勅令を以てすることを豫想したものと解すべきである。従つて貴族院が成立したる後に於て其の改正増補に貴族院の議決を経ることを要求してゐるのは、單純なる勅令を以て其の勅令自身に制限を附したるものではなく又單純なる勅令を以て貴族院に新たな権限を付與したるものでもない。憲法第三十四條に所謂貴族院令とはかかる制限を附したる特殊の勅令なることを示して居るのである。」

三頁—四頁(三七九二號)
三、問題となる點に就て

貴族院の組織を定むる法規としては所謂貴族院令の外に伯子男爵議員互選規則帝國學士院會員議員互選規則及多額納稅者議員互選規則

等がある。一説に憲法第三十四條に所謂貴族院令は貴族院の組織を定むる勅令の全てを包含するものとなし、此の場合は憲法に謂ふ貴族院令を數個の勅令に分割して規定したものである。それ故之等諸規則の制定改正には貴族院令第十三條の規定に依り貴族院の議決を要するものであるとす説がある。然しながら貴族院議員の選舉に關する規定に就ては貴族院令が之を普通の勅令に委任したるものであり、此の委任の範圍内に於て選舉規則を定むるには貴族院の議決を要せぬものと考ふ。

法律を以て貴族院令を改正し得るや否や。…吾人は消極説に左袒するものであつて其の理由は、憲法上凡べての立法を法律を以て定むるのが原則であると言ふ前提に對しては遽かに左袒することが出来ない。のみならず前にも述べた如く憲法第三十四條の勅令は一般の勅令とは其の選を異にし寧ろ形式的效力に於ては法律と優劣はないのである。而して憲法は其の第三十四條に「貴族院の組織は貴族院令の定むるところ」と明定し貴族院法とは定めて居ない。今假に積極説に従ひ貴族院令を法律を以て改正したとして其の貴族院法を更に再び改廢するの要あるとき之が改廢は法律を以てすべく假令貴族院の議決を経ると雖勅令を以ては改廢を許さずとせんか直ちに憲法第三十四條に牴觸することゝならん。之に反して貴族院の議決を経る以上勅令を以て改廢するも差支へなしと謂はんか憲法上法律と

勅令との分界は紛淆して遂に適歸するところなきに至らん。積極説は此の點に於て自殺論に陥るの外はないであらう。

然らば、緊急勅令を以て貴族院令を改正し得るやと謂ふに、…憲法第八條は法律に代るべき勅令であり、而して貴族院令は法律でなく勅令であるから之を法律と同一視して此の規定を適用することは出来ない。又緊急勅令を發するのは止むを得ざる例外に屬するのであるから其の當然の適用以外に類推解釋さるべきものではない。且實際上に於て緊急勅令を發する要件である「公共の安全を保持し又は其の災厄を避くるため緊急の必要」が貴族院令改正の場合に生ずることは殆んどあり得ない、絶無と謂ふも強ち過言ではあるまい。加之、若し之を許すことゝならば、政府の單獨の意思を以て貴族院の組織を改正し得ることゝなり三權分立の精神から來て居る貴族院の獨立性に對して危険を與ふることゝなるであらう。以上の理由に依り緊急勅令を以ては貴族院令を改正し得ないと解するを妥當と信ずるのである。

貴族院令の改正に際して貴族院は其の改正案を提出し得るや、…貴族院令は其れ自身明かに勅令であり唯貴族院の議決を要することゝに於てのみ他の勅令と異なる特色を有してゐるのである。而して茲に議決とは其の贊否を議して之を決定するに止まり發案權は之を包含して居ない即ち兩者の意義には廣狹の差異がある。憲法にも法律

貴族院特有の権限

青票白票 第二十號

昭和十年二月二十日

一四五頁
貴族院特有の権限即ち貴族院令第十三條、同第九條及同第八條に掲ぐるもの、中、同第九條にかゝる議員の選舉に關する争訟の判決に關する規則の制定手續の實例及同第八條にかゝる華族の特權に關する條規に付御諮詢になつた前後二件に就き解説あり。

案の如き其の第三十八條に於て議決と發案との區別を明確に規定してゐるのに徴するも「發案權」は「議決權」の中に包含されて居ないと解すべきである。若し憲法が貴族院に貴族院令改正の發案權を認めたるものとすれば、憲法又は貴族院令に其の趣旨が規定されて居らねばならぬ。然るに憲法には勿論貴族院令に於ても唯貴族院令の改正には貴族院の議決を要する旨のみを規定するに止まり其の發案權に付ては何等の規定がない。貴族院令は元と勅令であるから其の發案權に付て何等特別の規定がない限り、普通の勅令と同様勅令のみに依つて爲され得るものと謂はねばならぬ。
修正權に付ても同一の問題が生ずる。之も其の修正にして新議案の提出と認めらるゝ限り之を許すことは出来ないが、其の他の細部に關する點に付ては修正權を認めて差支なきものと考ふるのである。」

議會に於ける貴族院機構の改正

青票白票

第十六號	昭和九年十一月二十日
第十七號	昭和十年一月二十日
第十八號	昭和十年二月二十日
第十九號	昭和十年三月二十日
第二十號	昭和十年四月二十日
第二十一號	昭和十年五月二十日
第二十二號	昭和十年六月二十日
第二十三號	昭和十年七月二十日

「一二頁(一六號)
貴族院は、今日に到るまで四十數年經過して、その間數回機構は改正された。其主なるものは貴族院令の改正であつた。今其の大略を記して見やう。さて最初の貴族院令(明治二十二年二月十一日勅令第十一號)によれば貴族院の人的構成は

- 一、皇族(成年に達したる男子)
- 二、公侯爵(滿二十五歳に達したる者)
- 三、伯子男爵各其ノ同爵中ヨリ選舉セラレタル者(滿二十五歳以上ノ者ニシテ、成年ノ同爵者ニヨツテ選舉サレタ者ガ七ヶ年ノ任期ヲ以テ議員トナル)
- 四、國家ニ勤勞アリ又ハ學識アル者ヨリ特ニ勅任セラレタル者(滿三十歳以上ノ男子ニシテ終身議員トナル)
- 五、各府縣ニ於テ土地或ハ工業商業ニ付多額ノ直接國稅ヲ納ムル者ノ中ヨリ一人ヲ互選シテ勅任セラレタル者(年齢三十歳以上ノ男子ニシテ最多額納稅者タル者十五人ノ中ヨリ一人ヲ互選シ、

勅任サレタル者ハ七ヶ年ノ任期ヲ以テ議員トナル)

「このうち伯子男爵議員の數は各その同爵者數の五分の一を超過することが出来ない様に規定されて居る。」最も注意すべきは有爵者の數を第七條の規定「國家ニ勤勞アリ又ハ學識アル者及各府縣ニ於テ土地或ハ工業商業ニ付多額ノ直接國稅ヲ納ムル者ヨリ勅任セラレタル議員ハ有爵議員ノ數ニ超過スル事ヲ得ス」によつて有爵議員本位の貴族院をつくつたことである。「これは憲法第四十四條の第二項及び貴族院令第十三條と共に貴族院の特色であつた。」

「一四頁(一五頁(一六號))
二十三年に於ける有爵議員の數は伯爵十五人、子爵七十人、男爵二十人と定められた。同年十一月二十九日に開院式當日の貴族院議員の數は左の様であつた。

- 皇族 一〇、 公爵 一〇、 侯爵 二一、 伯爵 一四、 子爵 七〇、 男爵 二〇、 勅選 六一、 多額四五、 計 二五一、

「貴族院の方は大體時の政府を援助して進んで來たのであつたが第四次伊藤内閣の成立明治三十三年十月十九日成立するに及んで在來の協調的歩調一變した。その主なる原因は政黨内閣を好まなかつた事、政友會が絶對多數を制した當時の衆議院に對する反感によつたものであつた。明治三十四年の第十五議會に北清事件に關する緊急經費として増稅案が貴族院に回付せらるる二月廿七日本會議に於て委員長

「第二〇頁―二二頁(一七七號)
第二次桂内閣は、依然伯子男爵議員の定員を定める必要を認め、明

治四十二年三月十六日第二十五議會の貴族院に貴族院令改正案を提出した。政府は本案提出と共に緊急事件として議決することを要求する旨の通牒を發し、徳川議長は前例によらず讀會の順序を経ないことを宣した。

本案は

伯子男爵議員の數を通じて百四十三人以内とし伯子男爵各其總數に比例して之を定む但し伯子男爵各其總數の五分の一を超過すべからずとある現行法を伯爵十七人以内、子爵七十人以内男爵六十三人以内とし各爵其數の五分の一を超過すべからずと改むる、と云ふ案なのである。

本案を第二十一議會の提出案に比すれば男爵五十六人以内が六十三人以内と變れるにすぎない。

現行法によれば：明治四十四年七月の改選となると次の如くなる

	現行法	現在の差	改正案	現在の差
伯爵	一七人	〇	一七人	〇
子爵	六三人	△	七〇人	〇
男爵	六三人	七	六三人	七

現行法と改正案の實際の差異は伯男爵に變更なく、子爵が七人減少するのを止めて増減なしにするにあるのみである。しかもかくするとき

トナリマシタ次第デゴザイマスガ、尙ホ之ヲ熟考イタシマスルニ、ドウシテモ現在ノ儘デゴザイマス、將來此定員内部ニ於キマシテ不公平ヲ生ズルト云フコトノ虞レガ、尙將來ニ甚ダ遺憾トスル所ガ多イト考ヘラレマスノデゴザイマス、依ツテ此度定員ニ、七人ヲ男爵議員ノ方ヘ加ヘマシテサウシテ將來ノ伯子男爵ノ定員ハ其儘ニ据置カレル、ト云フコトニ決定相成リマシタデ此案ヲ提出イタシタ次第デゴザイマス：：」

これに對して伊達宗教男、尾崎三良男、大木遠吉伯が男爵を七人に増した理由を質問した。安廣政府委員は之に對して、何を標準としたかといへば、現在のまゝを押へるのが一番適當で穩やかである。伯子爵は元通りとする。併し男爵は現行の輪廓(百四十三人)によつて按分比例で割り出すと六十三人となるのに現在議員數五十六人に据置けば穩やかでないから七人を増加し六十三人以内としたのであると答へた。

大木伯は政府案によると子爵は五人三分八厘で一人の議員を出し、伯爵は五人九分四厘で一人の議員を出すこととなるが、政府は伯の階級によつて權利に輕重を來たしても無理はない、不都合はない、公平であるかと考へられるかとの問を發した。

桂首相は前に申した如く伯子は現在のまゝ、男爵は七人を増す、是が趣意であると答へただけで質問を回避した。

は伯爵は五人九分四厘で一人の議員を出す事となり男爵は六人に一人出す事となるのに子爵は五人三分八厘で一人を出す事となり子爵はもつと割の良い結果となるのである。

緊急議決を要求した理由は今期は十日を餘すのみで審査未了になるのを恐れたからである。實際から云へばもしこれが未了に終るも四十四年の改選には間に合ふのだから急ぐ必要はないのであるが、何んでも今期に成案を得なければならぬと云ふ政策によつたためであらふ。

改正案は四十二年三月十七日の本會議に上程された、當日桂首相は、左の如く提案の理由を説明した。

(改正經過掲載)

「：抑モ諸君モ御承知ノゴトク此案ハ明治三十八年ニ一旦改正ニナリマシタ其當時、貴族院ノ定員ヲ決メラレマシテ、其内部ニ於キマシテハ按分比例ヲ以テト云フコトニ決定サレマシタノデゴザイマス、然ルニ此定員ガ決マリマシテ其内部ニ於キマシテ、此按分比例ト云フコトニナリマシテ居リマスル以上ハ將來ニ於キマシテ、各爵ノ間ニ於キマシテ甚ダ不公平ヲ生ズル虞レガアリマスルト存ジマスニ依リマシテ、政府ハ當時モ定員ヲ決メマシテ、且ツ内部ニ於キマシテモ、其現員ヲ以テ決定ニナリタイト云フ、案ヲ提出イタシマシタノデゴザイマス、然ルトコロ、不幸ニモ政府ノ意ハ容レラレマセズシテ、按分比例

伊達宗教男が明治三十八年改正後一回も實施せられないで之を改正するのは如何なる理由かとの質問には政府委員は之に對して答へなかつた。

尾崎三良男は、本案は子爵に對して有利であるが研究会にでも頼まれたかと、推測せらるゝが何か理由があるかと質し、伊達男から取消を求められたか、尾崎男は、これは天下の感想だと應じなかつた。

曾我子の發議で十五名の特別委員に附託され政府が緊急議決を要求するので三月十九日中に審査を終ることとなつた。

三月十九日午前十一時三十五分特別委員會は開かれた、委員會に於ける主なる質問は徳川頼倫侯、松木宗隆伯、曾我祐準子、千家尊福男、紀俊秀男等によつてなされた。主なるものを左に記す。

一、改正の理由は、將來内部に於て不公平を生ずるにあるといふが何を不公平と見るか。

桂首相は答辯して曰く國家の隆盛に伴ひ華族數の殖へるに従ひ議員の數が増加する、其結果各爵間に不公平を生ずる。

安廣法制局長官は、不公平如何は見る人によつて異なる、政府は按分主義をとらない、例へば男爵議員が増すために子爵議員の數が減ずるは穩やかでないと答辯した。

一、政府は一方に現行法を押へるといはれ、一方には公平といふ、現行法は公平ではないとされるか、公平でないといふとされる現行法を

押へると云ふは如何。

政府委員は、現行法は公平を破るのでないが、改正案が一番穏かであらうと答へた。

一、選挙人数との比例は見ないのであるが、貴族院令最初の趣旨は各々總数の五分の一を超ゆべからずとあつて、選挙關係の割合に比例するにあつたが、此趣旨は變更されるのであるか。

政府委員の答 按分主義によらないと答へる。

一、男爵を七人増加した理由如何。

政府委員の答 現行法のまゝとすれば、若し男爵數に増減なければ四十四年七月には現在のまゝに据置くのは穩かでないから改正したので伯子男議員數を百五十人ときめて割り當てたのではない。

一、それならば伯子男爵とも同等になる様に増員したらばよいではないか。

政府委員の答 只あまりに増すから穩かでないと改正案の様にした。

一、第二十二議會の院議を尊重しないのか。

政府委員の答 前回は政府の意思が徹底しなかつたから今回更に提出した。

一、緊急議決を要求した理由は如何。

政府委員の答 會期切迫以外に理由はない總選挙は一度も経てゐないが、かゝる事は早く片付けて貰ひたい。

右の様な質問、應答あつて討論に入つた、其主なる論點は、

松木伯 同族間に面白からぬ事を生ずる。

徳川侯 政府案は不公平で將來の政府案に疑惑を抱かしめる。

富井政章氏 一爵の代表力は決して頭數のみによらない。頭數と階級、此二つを標準とする。現行制は將來男爵が増せば他の爵の議員は減員して不穩當となる。伯爵を十九人とするがよいが、在來の狀態もみねばならぬ原案も相當の理由がある、まづこの邊より仕方あるまい。

徳積八束氏 國家機關を造るのであつて株式會社の株主の如く頭數が標準ではない、國家の爲めどちらが利益であるか、按分は理由がない、今日の情態がよろしい。

採決の結果

否決説

徳川頼倫侯、松木宗隆伯、曾我祐準子

千家尊福男、西五辻文伸男、紀俊秀男

桑田熊藏氏 以上七名

賛成説

松平康民子、三島彌太郎子、牧野忠篤子

松平正直男、平山成信氏、富井政章氏

徳積八束氏 以上七名

賛否同數のため委員長二條基弘公否決説に加はり委員會に於て原案は否決された。

三月二十日本會議に於て二條委員長は本案を否決せりと報告した。平山成信氏の賛成説は、各爵の頭數と爵の高下とを參照して高爵の者は比較的に多數の議員を出すものとするを相當とする、然れども他面既成の沿革に激變を加ふることも難きをもつて現在數を基として増減する原案に賛成する。尙原案は有爵者議員七人を増加するも勅選の數を増さないのは均衡を失し、之に對しては不満足なるも唯強いて之を論じない。

曾我子の反對説は、本案は三爵の高下を眼中に置けるものと云へない、何となれば伯爵の率は却て子爵の下に在る。而して華族の數は時と共に變遷するに拘らず一度定りたる議員數は宛も既得權の如く取り扱ひて、之を減ぜずとするは不公平なり、始めて公平といひ後穩當に變る本案は全く子爵に私せる案である。

江木千之氏の原案賛成説は、現を以て云へば公侯爵は全部議員たるの趣旨より押して、伯爵は其の四分ノ三、子爵は其四分ノ二、男爵は其四分ノ一を議員となすを相當とする、然れども斯の如きは現狀に比し一大變更を生ずるを以て其まゝ之を行ふは妥當でない原案は現狀を重んじ且按分主義を廢するを以て賛成する。

鎌田榮吉氏の反對説。公侯爵は自己列席伯子男爵は代表列席である。

而して代表列席に付き各爵の代表割合を區別するは貴族院組織の原則の認むるところでない、本案は不穩當の甚だしきものである。どこに改正の聲があるのか。

本案は續會の順序を経ないことになつて居たが、修正案もあることで讀會の順序によることに改められた。

第二讀會を開くべきや、は記名投票により決した。

投票數 一二七二票

賛成 一九〇

反對 八二

第二讀會に於て廣澤金次郎伯は修正案を出した。伯爵十九人以内、子爵七十人以内、男爵七十人以内とすると云ふ案である。

記名投票の結果

投票總數 二六三票

修正賛成 七九

反對 一八四

右の結果、政府原案が可決された。

改正案は明治四十二年四月十三日勅令第九十二號にて公布された。

此改正により行はれたる四十四年七月の改選の結果は次の如きものとなつた。」

第十九號(昭和十年一月二十日)

		議員數	指定數が有爵者總數に對する割合	同上
伯爵	一七	一七〇〇	一八、八九	
子爵	七〇	一八六六	一九、三四	
男爵	六三	一六、四六	一九、三一	
合計				三十七年の割合

六

第四十議會 貴族院令改正案

「三六頁—三八頁(一九號)」「第二十五議會の改正貴族院令によつて選舉が行はれたのは明治四十四年の通常選舉一回のみである。寺内内閣は大正七年七月に行はるべき通常選舉を前にして第四十議會に貴族院令改正案を提出した。

○改正案の内容、之に對する政府の提案理由の説明、及委員氏名等は「貴族院令改正經過概要」参照。

委員會に於ける政府委員(法制局長官有松英義君)の説明に對して爲された質問の主なるものは次の如くである。

(質問一) 有爵議員と勅選及多額納稅議員との數の權衡は如何。

(答) 貴族院の性質に考へ有爵者に重を置くは當然である。憲法施行當初に於ては政府はみだりに勅選の數を殖やすべきではないと見る。第一議會には全議員數は二百五十二人、有爵議員數百三十六人、勅任議員數百六人、其差三十人。今回は全數四百人、有爵議員數二百十五人、勅任議員百七十二人、其差四十三人で憲法施

ある。選舉規則の方は他日整理の問題の一であらふ。實際上差支なき故、しばらくこの儘とする。

委員會は三月九日及び十三日の二回開かれ、反對論もあつたが多數で可決された。

三月十五日の本會議で徳川委員長の報告があり、次いで二三質問が爲された。即ち(一)貴族院令の如き重要勅令を何故に朝令暮改するか。(二)政府は勅任議員の任期を制限し且つ政府と關係ある實業家を議員に選舉せざる意思ありや。首相は(一)前回の改正の否なること、(二)勅選の任期を制限する意思なきこと、また政府に關係ある實業家が勅選になつても差支ない旨を答へた。

次で討論に入り加藤恒忠氏は反對演説を爲した。要旨は次の如くである。

- 一、三爵を區分して各爵別に選舉を爲すことは理由ありや疑がある。
- 二、華族議員と勅選議員とは増員せしも人民直接選舉の部類の議員は初の通り一縣一人である。商工業發達し財産も増加せる現在なるを以て、此の方面の選舉法及代表者數に付ても大に考慮を爲すべきではないか。
- 三、世界各國の貴族院議員數は概して少ない。要するに數を少くして其の内容をよくすることが議員多數の意見として是認せらる。

三〇八

行當初の精神に鑑みてあやまちないから勅選數を増す考はない。

(質問二) 此の改正によつて將來再び改正を要しない見込であるか。

(答) 將來改正することは割合に少かるべきも將來のことは明言出来ぬ。

(質問三) 貴族院議員の數と衆議院議員の數との關係如何。

(答) 兩者の間に何等法規上の制限はない。此の關係については政府は一向に構はない。

(質問四) 勅選議員に任期を附する考なきや。

(答) 一向に考慮したることなし。

(質問五) 各爵間の均衡は必ずしも増員によつて之を計るの要はないのではないか。

(答) 減員に依ることも十分考慮したるも、實際に於て混雜をかますから、避ける方が穩かである。

(質問六) 多額納稅者議員互選規則は不備の點があるが改正する意思はないか。

(答) 互選規則は多少の整理を要するが篤と調査をする。根本的の改正になるから今日は其の時期ではない。

(質問七) 貴族院令と選舉規則と重複する點を如何にするや。

(答) 勅令にて指定する規定は貴族院令中にあるべき性質のもので

此の際に當り僅の理由によつて議員數を増加することは理由なし。

奥平昌恭伯の原案賛成演説の要旨は、

一、貴族院令の改正は重大なるも、必要な場合に改正を行ふことは何等支障ない。

二、三爵議員數の按分主義は第二十一議會にて決せられたが第二十五議會にて變更せられ新に限定主義をとる故に原案が員數限定主義を採用せるは理由がある。

三、三爵の員數を如何に限定すべきかに付ては各爵者の實數と各爵者の順位に重きを置かざるべからず。

かくて吉井伯等の記名投票要求によりて決をとる。賛成二一五名反對六名

右の結果により第三讀會も可決した。

かくしてこの改正案は三月二十三日付勅令第二十二號を以て公布されるにいたつた。なほこの改正案の結果、同月同日勅令第二十三號を以て北海道及沖繩縣に多額納稅者互選規則が施行さるゝ事となつた。

第二十號(昭和十年二月二十日)

七

第四十六議會

「四一頁(二〇號)」「世界大戰と共に我が國にもデモクラシーの思潮が流入して來た。こ

三〇九

の結果大正八年頃から「普通選挙」の要求が起り、翌九年春には在野各派から普選案が第四十二議會に提出されるにいたつた。原内閣は普選尙早を理由として衆議院を解散した(九年二月二十六日)。次で行はれた總選挙に於ては原政友會内閣は二百八十一名(定員四百六十四名のうち)の絶體多數を得て衆議院の大勢を制したけれど社會の動きは益益デモクラシーの方向に傾き大正十年、十一年頃にはそれが全國の「大勢」と化するにいたつた。こゝに於て諸種の社會改造策が到るところに論議せられたが、その中には「貴族院改造問題」も含まれてゐたのであつた。かゝる情勢は貴族院にも反映した。江木千之氏、藤村義朗男、徳川義親侯等其他の人々より續々意見の發表があつた。大正十二年二月六日第四十六議會の貴族院本會議に於て多額議員録田勝太郎氏より首相加藤友三郎氏に對して質問が行はれた。

「…世界ノ大勢ニ於テ大變化ヲ來シテ居ルニ拘ラズ、我が貴族院制度ハヤハリ三十五年前ノ其ノマ、デア、ル、斯様ナコトガ世ノ道理ニ合フモノデア、ルカ、常識ヲ以テ考ヘテモ分ツテ居ル、政府ハ果シテ如何ナル考ヘヲ有テ居ルノデア、ルカ…」

首相加藤友三郎氏は

「…政府ト致シマシテハ、唯今貴族院ノ制度改正ニ著手スルヤ否ヤト云フコトニ付キマシテハマダ未定デゴザイマス、…或ハ將來ニ於テ是等ノ改正ニ著手スベキ準備ニカ、ルカモ知レマセヌ、現在ニ於テ

高明内閣の成立を見るにいたつたのである。

同年七月一日加藤首相は第四十九議會(特別議會)の貴衆兩院本會議に於て施政方針演説の一節に於て

「貴族院ノ改善ニ關シテハ世既ニ其論アリ院內亦其ノ議アリ、政府ハ憲法制定ノ趣旨ニ鑑ミ、時代ノ要求ヲ斟酌シ慎重ノ考究ヲ遂ゲ本問題ニ善處セムコトヲ期ス」と述べて政府に貴族院令改正の意思あることを表明したが十八日衆議院本會議に於てもまた、箕浦氏外三十四名の提出にかゝる次の如き貴族院制度改正に關する建議案が上程された。

「現行貴族院制度ハ明治二十二年ノ制定ニ係リ時勢ノ進運ニ伴ハザルモノアリ政府ハ宜シク其聲明ノ趣旨ニ基キ國論ノ希望スル所ニ隨ヒ速ニ之ガ改正ニ著手セラレム事ヲ望ム」

箕浦氏より左の提案理由の陳述があつた。

「…要望スル所ノ點ハ憲法ニ觸レザル範圍内ニ於テ政府ハ宜シク十分ナル審議ヲ遂ゲラレタイト云フコトヲ希望スル次第デアリマス。元來貴族院制度改正ノコトハ、實ハ貴族院自體ガ時代ノ要求ニ應ジテ政府ニ建議サレルト云フコトガ當然デアルト思フ、…併シナガラ時代ハ侵々トシテ進ミ、國民ノ思想モ隨分急激ニ變化ヲ致シテ參ル時デアリマスソレ故ニ餘リ長ク之ヲ引摺ツテ其儘ニ置クト云フコトガ甚ダ面白カラザル結果ニ至ルコトヲ考ヘタノデアリマス…」

討論採決の結果總投票數三百七十三の中可とするもの二百九十六、否

ハ改正スベキ準備ヲ整ヘテ居ラヌト云フコトニ御承知願ヒタイノデゴザイマス」

と答へ、録田氏より重ねて政府に貴族院令改正の意志あるや否やを質問したるに對して加藤首相は

「…政府ハ貴族院ノ制度ニ付テ何等考慮ヲイタシテ居ラヌトイフ意味デハナイノデ勿論今後此問題ニツキマシテハ、委員ヲ設ケテ、之ガ研究調査ニカ、リマスガ、如何ニ致シマスカト云フコトハマダ決定シテ居リマセヌケレドモ相當ニ考究ヲナスベキ必要ノアルコトハ、政府ハ之ヲ認メテ居リマス又現在ニテハ形式ハ備ヘテ居リマセヌケレドモ、何等放任シテ居ルト云フ趣旨デハナイト云フ事ダケハ御諒解ヲ願ヒマス」と答辯したのであつた。

第四十九特別議會

「四一頁—四三頁(二〇號)
大正十三年一月七日第二次山本内閣の後を承けて清浦内閣成立するや、同内閣は貴族院研究會中心の内閣であると認められて輿論の好感を受ける事が出来なかつた。第四十八議會に於て一月三十一日衆議院解散せられた。

その結果所謂護憲三派(政友、憲政會、革新俱樂部)は「貴族院改革、普選斷行」を旗印として總選挙に臨んだのであつた。五月十日の總選挙に於ては所謂「護憲三派」は壓倒的多数を獲得した。こゝに於て清浦内閣は六月七日辭表を奉呈して六月十一日護憲三派内閣即ち第一次加藤

とするもの七十七即ち二百十九票の差を以て建議案は可決されたのであつた。

第五十議會

熾烈なる輿論と護憲三派の貴族院改革斷行の強要とは遂に加藤高明内閣を動かして大正十四年の第五十議會に貴族院本會議に上程された。

當日貴族院本會議に於て加藤首相が貴族院改革案即ち

一、貴族院令中改正案

二、議院法中改正法律案(貴族院の豫算審査期限設定)

三、貴族院令第六條の議員選舉の罰則

總理大臣子爵加藤高明氏は左の如き提案の理由を説明した。

(一は經過概要参照)

「次ニ議員法中改正案ニ付キ提案ノ理由ヲ簡單ニ説明致シマス、現行制ニ於テハ豫算案ガ衆議院ニ提出セラレタ場合ニ於テハ豫算委員ハ其院ニ於テ之ヲ受ケタル日ヨリ二十一日以内ニ審議ヲ了シ、本會議ニ報告スルコト、ナツテ居ルコト御承知ノ通りデアリマスルガ、是ト彼レ此レ權衡ヲ得セシムル爲ニ、貴族院ニ於テモ同様ノ規定ヲ設クルコトヲ必要ト認メテ改正案ヲ提出イタシタ次第デアリマス、固ヨリ豫算委員會ノ審査期限ノミニ關スルモノデアリマシテ、敢テ議院ノ權限ニ關スルモノデアリマセヌ。」

次ニ多額納稅者議員ノ選舉ニ關スル犯罪處罰ノ規定トシテハ、現行制ニ

於テハ僅ニ舊刑法ノ規定ノミガ存シテ居ル次第ゴザイマスルガ如何ニ
モ不十分ノ憾ガアリマスルノデ他ノ多クノ議員選舉ノ場合ト同様、衆議
院議員選舉法ノ罰則ノ規定ヲ準用スルノ必要ヲ認メタノデアリマス。」
第二十一號(昭和十年三月二十日)

八

第五十議會(續)

「五二頁—五三頁(二二號)
『右の提案について永田秀次郎氏が左の如き質問をなした。』：其ノ
輿論ノ真相ト云フモノハ唯貴族院ノ改革ヲ必要トスト云フコトガ輿論
ノ真相デアルト思フ、ソレ以上ニ是非トモ今年中ニ改革シナケレバナ
ラスト云フヤウナ、非常ニ性急ナル期限ヲ付ケタモノハ、輿論ノ本質
デハナイト思フ：然ルニモ拘ラズ之ヲ是非トモ此時ニ於テ改革シナ
ケレバナラス、言ヒ出シタラバ直グ之ヲ改革シナケレバナラス云
フノニ付テハ、ソレハ神聖ナル輿論ノ範圍ヲ越エテ、技術的輿論ガ之
ニ餘程加ハツテ居ルト我々ハ判定スルノデアリマス。」

然ルニ政府ハ此普選案ト貴族院令改正案トヲ、之ヲ殆ソト同一ノヤウ
ニ考ヘテ、右ニ普選、左ニ貴草、車ノ兩輪ノ如クト云フヤウナ風ニ考
ヘテ居ラル、ヤウデアアル、：是ハ餘程此間ニ我々ハ何か、政策的、
政略的ト申シマスルカ、一種公平ナラザル判斷ガ加ハツテ居ルト云フ
ヤウニ思ハレル：：

第二ニ質問イタシマスルコトハ政府ガ貴族院改革ヲ致スニ付テ、唯今

ヲ云ツテ居ル人モアルヤウデアリマス、併シ政府ハ此際、此クライノ
程度ガ適當デアルト確信イタシマシテ案ヲ提出シタノデ、穩健デアリ
且適正デアルト思ツテ居ルノデアリマス、：：會期切迫ノ時ニアタツ
テ此案ヲ提出シタト云フ御非難ハ先日モ申上ゲタ如ク如何ニモ恐縮千
萬ナコトデアリマス、種々事情モ有リマシテ此場合ニ提案スル迄ノ
間ニ、種々ノ手續ヲ經ルノデアリマシテ、ソレガタメニ段々ソレガ延
ビタノデアリマス、今日ハ會期餘スコト僅ニ二週日近クニナリマシタ
ガ、御覽ニナリマス通り、此度ノ提案ハサウ澤山ノ簡條ガアル譯デハ
アリマセヌ、非常ニ複雑ナル關係ヲ有ツコトモ澤山ハナイノデアリマ
スカラ、賢明ナル諸君ガ御審査ナサルニ付テ、ソウ澤山ノ日子ハ要ラ
ヌカト思フノデアリマス：：」

第二十二號(昭和十年四月二十二日)

九

第五十議會(續)

「六一頁—六三頁(二二號)
『特別委員會は近衛公爵を委員長として三月十二日より三月二十五日
までの間に八日間會議を開いた。』：委員會に於ける質疑應答は多方
面に互つたが：：鈴木喜三郎氏が——改正經過参照——

次は阪谷男爵は「：：此度貴族院令ノ改正ト云フヤウナ重要ナ事ヲ考
ヘラル、ニ就テハ、自然華族制度其ノモノ、改善ト云フコトニ就テモ
御考慮ニナツタコトデアリマセウ、是ハ宮内省ニ關スル問題デア

總理ノ重大視シテ居ラル、ヤウニ見エマスルガ、我々ノ視ル所デハ、
政府ノ之ヲ取り扱フコトハ、甚シク貴族院改革問題ヲ輕ク視ルモノデ
アリマス：：此問題ハ誠ニ申ス迄モナク憲法附屬ノ重大法典デアル、
然ルニソレガ今日初メテ茲ニ提案サレサウシテ會期ノ餘ス所ハ二週間
バカリニシカ過ギナイ、此短イ期間ニ於テ此重大ナル法典ヲ出サレ、
サウシテ、唯今總理大臣ヨリ兩院制度ノ重要ナルコト、偏重偏輕ナル
ベカラザル點等ニ付テ縷々御述ベニナリマシタガ、斯ノ如クニ重大ナ
ルコトヲ認識サレテ居ル政府ノ行動トシテ今日、僅カニ會期二週間ト
云フヤウナ際ニ此問題ヲ提出シテ遮ニ無ニ、之ヲ解決セシメヤウト云
フノハ、ソノ言フ所ト行フ事トハ甚ダ一致ヲ缺イテ居ルヤウナ感ヲ懷
カザルヲ得ヌノデアリマス：：」加藤首相は次の如ク政府ノ態度を辯
明した。

「内外ノ情勢ニ鑑ミテ、人心ノ趨向ヲ見ルト云フコトハ、是ハ政治家ノ
各々ナスベキコトデアリマシテ政府ニ於テハ、今日ハ貴族院ニ對シテ
何等カノ改正ヲ加ヘルコトハ、輿論デアルト見ルノデアリマス：：永
田君モ御認メニナツタ如ク今日ノ世間ニアル議論ハ迎モ消エ失セハ
シナイ、年ト共ニ益々盛ニナル傾向ガアルト思フノデアリマスカラ、
ソノ早キニ於テ之ニ對スル案ヲ立テ、若シ煩累ヲ一掃スルコトガ出
來タラバ、實ニ國家ノ幸デアアル、右様ナ見地ヨリ政府ハ此案ヲ提出
スルコトニ決シタノデアリマス。：：隨分コノ案ヨリ遙ニ進ンダコト

カモ知レマセヌカラ、内閣ノ責任トシテ御答ハムツカシイト云フ御
考カモ知レマセヌガ、併シ自ラ此問題ハ關聯シテ居ル問題ゴザイ
マスカラ、考慮ヲ寄セラレテ居ルヤ否ヤト云フコトニ就テ御答ヲ得テ
置キタイノデゴザイマス、ソレカラ第二ニハ：：衆議院ノ方ニハ解散
ガ出來ル、貴族院ノ方ニハ解散ガ出來ナイ：：貴族院令改正ニツイテ
輿論ガ望ンデ居ル所、亦伊藤公爵ノゴトキ大政治家ガ既ニ問題トシ
テ居ラレタ事柄ニ付キマシテハ、今後ノ院令改正ニ付キマシテモ御考
慮ニナツタコト、思フ、又何等カ之ニ付テ御名案ガアツタノデハナカ
ラウカ：：」と問うたが之に對して加藤首相は (一)華族制度の改善
については總理大臣としては別に考慮したことはない (二)貴族院の
方に解散がなくても政府と貴族院との兩方に於て誠意を有するときに
は不便を感ずることはないであらうと答辯した。それから馬場委員、
松本委員、永田委員から (一)貴族院令と伯子男爵議員選舉規則とは
それぞれ別箇のものであり、後者は貴族院の議決を必要としないこと
(二)選舉に關する規則を貴族院令の中に加へることは不當であること
(三)選舉規則に關する勅令は貴族院令の委任にあらざること等を答
へた。さうしてこの問題に關してはなほ加藤首相より「先刻カラ松本
博士ト江木博士トノ御論辯ヲ承ツテ居リマシテ、頗ル利益ヲ得タノデ
アリマスガ、政府ノ見解ハ互選規則ハ政府ノ隨意ニ變更スルト云フコ
トハ出來ルモノデアルト既ニ先日來明言シタ通りノコトデアリマスカ

ラ、ソレヲ今日諸君ニ御相談シテ居ル所ノ此議案ノ中ニ貴族院ノ改正ノ項ニ差シコムト云フコトハ政府ニ於テ同意ヲ致シマセウカラ、其學術ノ御論辯ハ兎ニ角、實際ノ問題トシテ餘リ役ニ立タヌコト、思ヒマスカラ、是ハ御止メニナツタラ如何カト思ヒマス」との希望があつた。しかし、政府は伯子男爵議員選舉規則を改正する意思を有するか否かについては明言する事を避けた。

原案第五條の二について阪谷男から

「…此度政府が貴族院令改正ニ付テノ一番新シイモノトシテハ此條ガ加ハツタノデアリマスガ、ソレヲ加ヘネバナラヌト云フドウ云フ特別ノ必要ガアツタノデアラウカ、若シ經驗學識アルモノヲ入レルトスルナラバ既ニ勅選議員ト云フ者ガ其爲ニアル、其勅選ト云フ者ノ數ガ少イナラバソレヲ増シテ宜イデハナイカ、何ノタメニ斯ウ云フ者ヲ入レルト云フ必要ガアツタノカ」と云ふ質問が發せられた。これに對して江木政府委員は

「從來學識マタハ勳勞アルモノガ、勅選議員トシテ列スル制度ガ存シテ居リマスコトハ御承知ノ通りデゴザイマスガ、此通用ガ今日マデ必シモ十分ニ行ツテ居ナイ。行ツテ居ラヌバカリデナク、是ハ純然タル學識勳勞ト云フコトノミヲ見テ居リマシテ、此特殊ノ職ニ在ル者、官ニ在ル者等ニシテ、殊ニ其人ノ意見ガ貴族院ニ導入リマスルコトガ適當デアラウト思ハル、場合ニ其意見ヲ求ムルコトガ今日ノ制度デハ出來

テ居ラス。斯様ニ申シテ宜シデアリマス…成程勅選議員ノ數ヲ多ク致シマスレバ是等ノ人ハ網羅サル、デハナイカト云フコトモ一通リノ御議論デアルト思ヒマスガ、左様ナコトダケデハ制度上ノ保障ト云フモノガナイノデゴザイマス…」

…次に改正第六條について、多額議員大口、鎌田兩委員から (一) 改正案によれば東京府の互選資格者は五千五百八十六人ある。従來の十五人に比較して著しい變革である。これはどういふ理由によるか (二) 現行規定は地方豪族の代表と見られるが、改正案は何の代表を意味するのであるかとの質問があり、之に對して江木政府委員は (一) 今日には産業及教育が著しく發達するに至つたから、互選の範圍を廣くすることは、選舉に於ける弊害を除き且つ人材を得る點から見て適當である。 (二) 改正案に於ては高き程度の代表を目的としてゐる、これは貴族院の本質を高むる上に於て必要である、と答辯した。それから、府縣によつて多額議員定員を異にすることに關して、菅原委員は—改正經過參照—小委員會案及び委員會修正案は改正經過參照

…委員會の修正案は三月二十五日の本會議に於て岡野委員長より報告せられた。…永田秀次郎氏は討論に於て「私ノ眞ニ憂フル所ハ今日モシ此改正案ニ唯漫然トシテ、ウカウカト通スト云フヤウナコトニ付キマシテハ重大ナル結果ガ二ツ生ズルト思フ、一ツハ貴族院改革

ト云フコトハ譯ノナイコトダ、ト世人ヲシテ思ハレムコトデ、二三度山王臺デ騒ギラスレバ直グ改正出來ルモノデアアル、ト云フ先例ヲ國民ニアトウルト云フコトニナル、コノコトハ將來ノ我憲法政治上ニ於テ、重大ナル結果ヲ來スモノデアルト信ズル、…第一ニハ今回ノ此研究ノ範圍ガカクノ如ク限定サレタマ、ニ解決ヲツケルトヒキツマキ第二第三ノ改革トイフモノガ現ハレテ來ク時分ニ、我々ハ何ヲモツテ之ニ答ヘントスルカ…私ハコノ意味ニ於テ修正案ニハ十分ニ、此改正ノ必要ハミトムルケレド、斯ノゴトキ状態ノ下ニ於テ之ヲ今日解決スルト云フコトガ、國家ノタメニモ不利益デアアルシ、我々貴族院自身ノ見識ヲ疑ハル、所ノ重大ナ問題デアルト考ヘルガ故ニ此本案ニツイテハ、延期ノ意味デ否決スルコトヲ主張スルノデアリマス

…前田利定子爵は委員會修正案に對して贊成演説をなした…「私ハ貴族院令改正ハ之ヲ必要ト思ヒマスガ併シコノ場合ニ於テハ第二讀會ニ移スペシトスルモノデアアル…是マデモヨクコノ議壇上ニアツテ元氣アル某男爵ハ一年末ノ年中行事ノ如ク、貴族院ノ改革ヲシナケレバ國民ノ反感ヲ買フ、國民ノ怨府ニナルト云フ事ノ謹聽ヲヨギナクサレテ居ツタ、マタ貴族院ニ於ケル新人トモ云ハレル若キ公達ガ、貴族院ハ今ヤ噴火口上ニ舞踏シテルト云フ様ナ論ヲ伺フコトガアルガ私ハ決シテ貴族院ハ國民ノ期待ニ背反シテハ居ナカツタ、ムシロ憲政

上國民ヨリ功勞アリトミトメラレテモ強チ不當デハナイト思フ。シカルニ何ゾ計ラン貴族院ヲ改革セネバナラヌト云フ叫ビノ起ツタト云フ事ハ、マツタク「天災」デアアル、天災ヲ諦メテ此災難ヲ凌グヨリ仕方ガナイ、私ハ雅量ヲモチマシテ堪ハガタキヲ忍ビ國家ノタメニ御奉公申上ルト云フコトガ貴族院トシテモ、憲政ノタメニモ宜シキコト、觀念シテ居ル次第デアアル」

最後に阪谷男は

「私モ此貴族院令ノ改正ガ十分デアアルカト云ヘバ十分トハ思ハヌガ衆議ガコ、ニ自然集ツタ以上ハ今日之ヲ實行スルノガ自然ノ時機デアロウト思フ」と修正案の成立を希望した。

第二讀會、第三讀會ともに異議なく多數の起立をもつて政府原案は委員會修正通り可決されたのであつた。

第二十三號(昭和十年五月二十日)

十

第二十六議會(明治四十二年)

一六八頁—一七一頁(二三號)

「第二十六議會に貴族院伯子男爵議員選舉規則中投票ニ關スル規定改正建議案」が會我祐準子の發議により提出された。建議の主旨は左の通りである。

貴族院伯子男爵選舉規則ハ今尙ホ連記投票ノ制ヲ採用セリ是レ近時ノ進歩セル選舉法ノ主義ニ反スルモノニシテ多數ノ一團ニ議員ノ全

部ヲ獨占セシメ其ノ他ノ小數ノ同爵者ヨリハ、其ノ意見ヲ代表スベキ議員ヲ選出スル能ハザラシメ、同爵者ノ互選上甚シキ偏頗ノ結果ヲ見ルニ至ル、加之有爵者ノ選舉ニ於テ弊害續出スルハ主トシテ茲ニ基因スルモノト云フベシ、政府ハ速ニ之ヲ改正シ最適當ナル投票方法ヲ規定セラレム事ヲ望ム、仍テ茲ニ之ヲ建議ス。

理由書

現行貴族院伯子男爵議員選舉規則ハ明治二十二年ノ制定ニ係リ連記投票ノ制ヲ襲用シタリト雖モ、此制ニ依レバ其弊害甚多ク、例ヘバ同爵者中、選舉權ヲ有スル者ノ半數ヨリ僅ニ一名多キ一團ハ、議員ノ全數ヲ其ノ派ヨリ占有スルヲ得ベク、之ニ反シテ半數ヨリ僅ニ一名少キ他ノ一團ハ、一人ノ議員ヲモ自派ヨリ出スコト能ハズシテ、少數者代表ヲ絶體ニ拒止スルモノト云フベシ、斯ノ如キハ衆議院議員、府縣會議員及郡會議員等ノ選舉ニ於テ夙ニ少數者代表ノ主義ヲ採用シタルモノト、權衡ヲ得ザルノミナラズ、頻年有爵者議員選舉上ニ續發スル惡弊ノ主因亦茲ニ存在ス、故ニ速ニ單記投票若シクハ其ノ他少數者ヲ代表スルニ足ルベキ最モ適當ナル投票方法ヲ制定シ之ヲ實施スルノ必要アルヲ認ムレ本案ヲ提出スル所以ナリ、右建議案ハ明治四十三年三月十五日に上程され會我子主旨を説明した。其大意を記するに、貴族院伯子男爵議員選舉規則の第十條の第二項に「投票ハ被選人ノ姓名ヲ列記シ次ニ自己ノ爵姓名ヲ記載スヘシ」斯

知らず知らず不都合なる不面目な不名譽な地位に赴かしむるのであると斷言するを憚らぬ、連記に依らざる所の法に依つて選舉せらるる所の議員は益、徳望高き人となるであらふ事を私は信ずるものである。

終りにこの建議案の末文に「最適當ナル投票方法ヲ規定セラレン事ヲ望ム」と書いて置きまして單記と之を明記しませぬ所以は、學者等の意見により單記法よりも尙進歩したる比較的完全なる方法もある様でありますし又單記によらず少數者を代表する事實を擧ぐる方法もあると云ふ事でありましたので十分なる調査研究の餘地を存した積りであり、強ち必しも現行はるる單記法を直ちに其儘に伯子男爵の選舉に採用せられたいと云ふ趣意ではない事を明らかに書いた次第である、と建議の理由を説明した。

右は九名の特別委員に附託された。

- | | |
|-------------|-------------|
| 侯爵 花山院親家(研) | 子爵 曾我祐準(士) |
| 黒岡 帶刀(無) | 男爵 久保田 讓(士) |
| 山縣伊三郎(茶) | 男爵 吉川 重吉(研) |
| 富井 政章(無) | 石渡 敏一(無) |
| 鎌田 榮吉(木) | |

委員長に花山院侯爵、副委員長に富井政章氏が當選した。委員會に於ける富井氏の演説の大意を左に掲げて見やう。

様きめられて居る。この第二項の「列記シ」とある此連記を止めたいと云ふのである。参考の爲我邦に於ける議員選舉法の制度を見るに、明治三十年前に造られた規則は皆連記である。…しかるに明治三十二年二月には府縣會議員選舉が連記であつたのを單記に改正せられ、同年三月には郡會議員の選舉法も連記を單記に改正せられた。三十二年以後制定になつたものは悉く單記であるのみならず既に以前に連記であつたものも右の様に改正になつたのである。日本に於ける選舉規則は明治三十一年をもつて界をなして三十年前と三十二年後に分かれて居るのである。夫で唯獨り此貴族院の伯子男爵の選舉のみが連記で今に存在して居る重なるものである。…之に由つて之を見れば連記は即ち「日本に於ける舊式」で單記は即ち新式である事は甚だ明瞭のものであると選舉法の歴史を述べて連記の舊式なる事を述べた。次にこの連記法が如何に欠點多きかと云ふ事を陳述した。其理由は甚だ簡單である。即ち多數の團體が其の同爵者中より出すべき所の議員の全部を獨占して他の少數の團體は全く之に反して唯一名の議員だも出し能はぬと云ふこの一言に歸するのである。…尙ほこの不完全なる連記の選舉法の現存のため一面選舉上、權謀術數、惡辣手段、背徳等の口には言ふに忍びない惡評風説を流傳するに至り、華族の體面上、品行上實に長敷すべきものがある。かくては同族間の軋轢不利を醸成するに至るのである。實に今日の選舉法と云ふものが伯子男爵者を驅つて

「…現行の無制限連記制ノ不完全ナルコトハ、少シモ疑ナイコトト思フ。現行ノ制度ハ之ヲ極端ニ濫用スレバ、少數者ノ代表ハ全ク行ハレナイト云フコトナリ得ルノデアリマス、即チ少數團體ヨリハ一人ノ代表者モ出ルコトガ無イト云フ結果ガ生ジ得ルノデアル、實際ハ無イト思フガ、萬一ニモ其弊害ガ生ジ得ルト云フ事ガ即チ制度トシテノ一缺點デアル、少數代表ヲ設クルト云フ事ハ今日世界ノ定論デアルガ、如何ニスレバ目的ヲ達スルカニ關シテ議論ノアル所デアル、サテ此弊害ヲ矯ムル方法トシテ今日衆議院議員ノ選舉ニ付イテ行ハルル様ナ單記投票ヘドウデアアルカト云フニ、此選舉方法ハ甚ダ宜シクナイ、理由ハ色々アルガ其ノ重ナルモノヲ申シ上ダレバ先ツ選舉人ノ意思ヲ満足セシメル事デアリマス、即チ甲乙ノ差別ノ無イ最モ適當ト思フ大ガ數人アツテモ唯一人デナケレバ選ムコトガ出來ナイ、選出スベキ定數ガ數人アツテモ唯一人シカ投票出來ナイコトハ如何ニモ選舉ノ意思ヲ満足セシメズ選舉ノ理想ニ遠ザカツタコトデアルト信ジマス、次ニコノ方法ノ一大缺點ハ即チ或ル一二ノ人ハ當選ニ必要ナル投票數ノ幾倍、又ハ幾十倍ト云フゴトキ投票數ヲ得テ他ノ多クノ人ハ殆ド投票ヲ得ナイト云フコトガ生ジ易イノデアリマス…コ、ニテドウカト思フ方法ハ單純ナル單記投票法デナクシテ「トーマスヘーヤ」ガ五十年前ニ主張シテ單記投票法ガアリマス、即チ各選舉人ガ第一ニ選舉シヤウト思フ一人ノ被選人ノ外ニ尙ホ第二、第三、第四ノ候補者トシテ

幾人か姓名を記載スルコトヲ許スノデアルハ例ヘバ此所ニ十人ノ議
員ヲ選出スル場合ニ於テ選舉人ハ第一ニ甲ナル候補者ヲ選舉シタイ
ト思フ時ニ甲ヲ第一候補トシテ投票スルデアリマス。其他ニ尙未豫
備候補トシテ九人マデ被選人ノ姓ヲ記載スルコトヲ許スノデアリマ
ス。コレハ云フマデモナク無益ノ投票ヲ生ゼシメナイ爲メデアツテ、
選舉人ノ意志ヲ充クスタメ、殊ニ政黨ノタメニハ便利ナル方法デアリ
マス。…比較的選舉人ノ少ナキ貴族院有爵議員ノ選舉デ或ハ適用ス
ルコトガ出来ハシマイカト考ヘテ見タノデアリマス。

シカシテ「トーマスヘイヤ」ノ單記投票法ノ一大缺點ト思ハレルコトハ
剩ツテ投票ヲ第二番以下ノ候補者ニ移ス際ニツイテ、何レノ剩餘投票
ヲ撰リ抜クベキカト云フコトニ一定ノ標準ガ無イコトデアル。
此他少數代表ノ法トシテハ近來最モ評判ノ高いモノハ白耳義ナドデ行
ハレテ居ル比例選舉法デアリマス。…果シテコノ選舉法ガ我國現時ノ
状態ニ照シテ適當デアルヤハ頗ル疑問デアラウト思ヒマス。…
然ラバ有爵議員ノ選舉法トシテ多數斷ヲ矯メル方法ハ無イカト云フ
ト…其一ハ「制限投票法」ト申シテ選舉人ハ議員ノ定數殘ラズ投票ス
ルコトヲ得ズシテ例ヘバ七十人ノ議員ヲ選ブト云フ場合ニ五十人マデ
ニシカ投票スルコトノ出来ナイト云フ方法、即チ多數團體ハ五十人マ
デハ自派ノ中カラ出サウト思ツタラ出セルガ自分一箇ノ意思ヲ以テハ
七十人マデハ出セマイ、之ヲ制限投票法ト申シテ既ニ西班牙、葡萄牙

勢ハ變ジナイカモシレナイガ選舉ノ結果ガヨホド公平ニナルト思フノ
デアリマス、…」
…委員會は一回開かれたるのみで其儘で審議未了となつた。』

幾人か姓名を記載スルコトヲ許スノデアルハ例ヘバ此所ニ十人ノ議
員ヲ選出スル場合ニ於テ選舉人ハ第一ニ甲ナル候補者ヲ選舉シタイ
ト思フ時ニ甲ヲ第一候補トシテ投票スルデアリマス。其他ニ尙未豫
備候補トシテ九人マデ被選人ノ姓ヲ記載スルコトヲ許スノデアリマ
ス。コレハ云フマデモナク無益ノ投票ヲ生ゼシメナイ爲メデアツテ、
選舉人ノ意志ヲ充クスタメ、殊ニ政黨ノタメニハ便利ナル方法デアリ
マス。…比較的選舉人ノ少ナキ貴族院有爵議員ノ選舉デ或ハ適用ス
ルコトガ出来ハシマイカト考ヘテ見タノデアリマス。

等デ行ハレテ居ル様デアリマス。…コノ方法ハ簡單デアリマスガ、少シ
ク粗ニ失シテ往々面白クナイ結果ヲ生ズルカト思フノデアリマス、ソ
レハ少數團體ハ少シモ代表ヲ出サヌ結果ヲ生ジヤスイノデアリマス。
是亦少數代表ノ本旨ヨリ考ヘテ決シテ公平ナ結果デハナカラウト思ヒ
マス。

今一ツノ方法ハ是ヨリモ優ツテ居ル所ノモノデ私ノ結論ハ先ヅコノ方
法ガ我が現行法ノ改正トシテ最モ適當ナモノデアラウガト思ヒマス。
ソレハ連記ヲ本則トシテ置イテ之ニ「積票投票」ト云フ觀念ヲ加フルノ
デアリマス。…即チ例ヘバ茲ニ七十名ノ議員ヲ選舉スル場合ニ於テ
各選舉人ハ七十名ニ投票スルコトヲ得ルノデアルガ、其ノ仕方ハ或一
人ニ二票三票ヲ投ジテ、ソウシテソレダケ人数ニ於テ減ラスト云フ
事ガ出来ル、即チ甲ト云フ人ニ二票三票ヲ投ズルコトガ出来ル、サウ
スレバ誰ニモ當テナイ白イ欄ヲ一ツ二ツ拵ヘバナラヌト云フコトト
ナル、…例ヘバ茲ニ少數團體ニ於テモ多分其人ニ投票スルデアリマ
セウ。併シナガラ現行ノ制度ノ下ニ於テハ政見上ノ敵デアルガ故ニソ
レニハ投票シナイト云フコトニナルカモシレヌ、又投票ヲセナクテ差
支ナイノデアリマス。此場合ニ若シ少數團體ニ於テ是非トモソノ二三
人ノ人ヲ選出シタイト思ヘバ其人ニ、二票、三票、四、五票ト幾票デ
モ投ジテ宜シイ、餘計投ズルホド其人ノ當選ガ確ガニナルト云フコ
トニナル。コノ方法ヲ能ク運用スレバ、現行制度トシテ見ル所ノ大

清水博士の貴族院改造案抜書

(國家學會雜誌昭和十年六月號二〇頁以下)

青稟白票 第二十四號

昭和十年六月二十日

一八〇頁

議員總數 二百人 (當然議員を除く)

1. 皇族議員 現制通

2. 華族議員 百人 各爵議員の定數は、大體公侯伯

3. 學士院會員議員 十人 子男各爵の總數に比例せしむ

4. 勅選議員 五十人

5. 職能代表議員 四十人 多額議員廢止

任 期

華族、學士院、職能議員 五ヶ年

勅選、任期か停年制か終身かは後日に留保

(貴族院制度雜同清水澄國家學會雜誌四九卷六號昭和十年六月號所

載抜幸參照)

政治情勢と貴族院改革

青票白票 第二十二號—第二十四號

昭和十年四月二十日、五月二十日、
六月二十日

「五九頁—一六〇頁(二三號)」
第一議會から第十、十一議會あたり迄は、山縣、松方、伊藤の元勳を首班とする内閣であつて、立憲政治の運用問題は衆議院に集注されて居つた。それに貴族院内の多数は政府の擁護につとめ、強硬論者はあつても数が少ないので、政府の奔走の效あつて貴族院に關する組織、運用の改正問題は起きなかつた。

しかるに伊藤博文が第三次の内閣を組織するや、明治三十一年林田龜太郎(衆議院書記官長)と梅法制局長官に命じて貴族院令改正を立案せしめたと(林田談)

後繼に憲政黨の首領たる大隈、板垣を推した。よつて三十一年六月所謂隈板内閣が成立した。常日頃から政黨の勢力防壁につとめて居た貴族院は、政府援助の傳統を捨て、殆んど全員そろつて反政府の態度に出でた。

次の山縣内閣は分裂せる憲政黨と妥協提携にのみ努め、貴族院を輕視したので、對隈板内閣以來結束せる貴族院の多数者は第十三議會の増税諸案、第十四議會の宗教法案、選挙法改正案等で、政府にも衆議院にも相當強くあたつたのであつた。

爵議員の改選となる。當時清水澄法學士は、貴族院改造意見として、華族議員本位の貴族院を勅選議員中心のものとなすべく、有爵議員は全部互選とし各爵議員数は各爵總數の十分の一を超ゆべからず、勅選議員は定員を無制限とし、多額納税者議員は全廢すべしと主張せられた。

三十七年の改選は日露戰爭中であつて平穩裡に終つたが、男爵議員は三十五人から二十一人を増して五十六人となり其中四十五人は木曜會に屬した。しかも將來男爵數の増加が豫想せられるので、貴族院對策は子爵中心の研究會と提携するにありとした桂首相は研究會の好感を得ること、勅選議員についての非難に應ずべく貴族院令改正案を立て、第二十一議會三十八年二月に貴族院に提出した。案は子爵に有利にして男爵に不利であり、貴族院合理化の目的でないのと、準備工作不十分のために、政府の意に反した修正案がたつた一票の差で成立してしまつた。

西園寺内閣は政友會員より閣員を求め、同黨の援助により戦後の經營にあたる。同内閣は貴族院組織の改正よりも運用によつて善處せんとした。

新興勢力に脅威を感じてゐた研究會と官僚系の勅選とは桂首相と談合して貴族院令の修正案を、第二十五議會(四十二年三月)に提案せしめた。第二十一議會にて改正委員會が成立して未だ一回も選挙が行はれ

三三〇

當時閑地にあつた伊藤博文は憲法政治完成の爲め新政黨の組織を企て、貴族院令の修正案を再び林田に命じた。行政裁判所長官であつた松岡毅の明治三十三年の日記に「七月八日伊藤公を訪ふ、公、貴族院令改革談を暇々、余黙して聽過す」九月三日金子堅會晤を求む…余、貴族院令改正の意見の非なるを云ふ、金子曰、近日其意見は拋棄せり」とある。

政友會内閣は第十五議會召集前後に星遷相の進退につき貴族院有志の勸告にあい、北清事變の戦費支辨の増税案には六派の總攻撃に苦しんだ。…第十五議會は元老の仲介も效なく、勅語が降つて漸く貴族院も増税案に協賛を與へた。當時林田の改正私案は、有爵議員を廢止して、自己の勳功により授爵せられた者を終身議員とする。勅選議員にも任期を附する。多額納税議員は全廢するといつたものであつて發表せられなかつた。政友會内にも改革論があつた。

…桂内閣の最初の議會である第十六議會(三十四年十一月召集)の衆議院で根本正から貴族院の勅選議員を攻撃し、政府に對し、貴族院令を改正せざるや、勅選議員に任期を定むる意見なきやの質問書を提出したが、政府は改正の必要を認めずと答辯した。政黨者は貴族院が政府に反抗するは勅選議員が原動力であると見たからこの様な質問も出たのであらう。

桂内閣は二回も解散したので通常議會なくして三十七年七月の伯子男

なかつたに、こゝに緊急議決の要求さへした。案は前回の政府案に比して男爵を七人増してあるだけで、其理由も伯子男爵につき一貫してゐない。曾我子爵の「あはれ云はれない理由」云ふべき理由は何もありません。まことに其通りであつた。委員會は委員長が否決に投じて案は否決されたが、本會議は一九〇對八二で第二讀會に移され、修正案も敗れて政府原案が成立した。」

「七一頁—七二頁(二三號)」
桂内閣や、研究會派の望んだのは貴族院令を改正して將來同派の安定を期することであつたが、反研究派、非向友會派の求むるところは選挙規則を改正して連記投票制を廢止することにあつた。

選挙規則は貴族院令第四條によりて單純なる勅令で定められてゐるが、貴族院の組織に關し、制定當時は豫期しなかつた程重大な問題である。一説には此勅令も亦貴族院令であつて改正には貴族院の議に附する要があるとする者もあるがとも角も勅令で樞密顧問の諮詢を得ねばならないし、發案は政府にのみある。第五議會に多額納税者議員互選規則中補缺選挙に關する條項改正の建議が提案可決されたことがあつたが、やはり勅令であるから建議案となつたのであつた。

そこで非向友派の曾我新準は第二十六議會(四十二年十二月召集)に連記投票制改正の建議案を提出したが、特別委員會に附託されたまゝ、審査未了となつた。研究會派はもとより木曜會方面も賛成に躊躇する案だから擧り濱も豫期された結果である。同特別委員會で委員の富井

三三一

法學博士が連記制を本則とし、積票投票によつて之を制限するが宜しくはないかとの意見を述べられたのは注目すべきである。當時伯爵では同志會と非同志派、子爵では尙友會と談話會、男爵では二七會と協同會とが選舉の際に見苦しい争闘を現はしたので、東京帝國大學の美濃部博士は比例代表の採用を、上杉博士は華族は華族なるが故に議員たるのであるから抽籤で議員を決定せよと主張せられ、林田衆議院書記官長も特殊な投票方法を發表せられたが、識者間の多数意見は單記投票法は不可であるが、然らば如何に改正すべきやには名案がなく議論倒れになる有様であつた。

さきに特別委員であつた富井政章博士は、四十三年十一月に貴族院令改正の意見を公にせられた。其意見は、有爵議員を全部、積票投票法によりて互選し、各爵各十分の一の議員を出すこと。勅選の動勢なる標準が實際に行はれないのを改める、人数を百二十五人と限るの要はない。多額議員は早晚廢止して、寧ろ國の産業を基礎として其資格を定むべきもので例へば商業會議所といつた團體から議員を選出せしむるがよいとの要項である。

第二十六議會に互選規則改正の建議案を提出したる會我も、成立の望少きが爲めか、自己の都合によることか、改選直前の第二十七議會には發議を見合せ、政府は勿論改正の意思がないので、四十四年の伯子男爵議員の改選は、初期以來の連記投票で行はれた。

を求めなければいけない、それには貴族院を改革するとなると、組織が合理化せられ、従つてその勢力を増すこととなるから、改革よりも現制の下に運用の妙味によつて政治の圓滑なる働きを得んとした。寺内内閣當時からの工作は實を結んで、貴族院の實勢力を握れる研究會と結び、同志の多数所屬せる交友俱樂部との連繫に、兩院縦斷の觀を呈し、研究會は政府支持のため、政見拘束を固くつて第四十四議會の風教問題の決議案のため十名の退會をみる有様であつた。院の内外に貴族院組織改革意見、研究會改造論をきくに至る。

大正十年頃の改革案は、有爵議員殊に伯子爵等研究會にあるものを非難し、連記制を廢止し、定員を減ぜよ、勅選議員の任命が時の政府に對する忠勤の報償や、時勢に離れた老人を主としてゐるので、詮衡機關を設けよ、任期を附せよ、多額議員の如きは、現在では全く意味がないから之を廢止して、何等かの代表を求めよとするが共通の考へであつた。

公桂は出で、第三次内閣を組織した。貴族院の嘗ての支持者も新黨に對しては觀望の態なかつた。後藤山本内閣は俄仕立の政友會員を閣員としたが、シーメンス事件で、苦境に陥り世をあげての反政府熱は、貴族院が總算案を否決しても、攻撃どころか貴族院禮讃の聲頻りであつた。大隈内閣の還元問題についての貴族院の態度は政府の交迭の機縁となり、それは官僚系の策動と知りながらも貴族院改革すべしの輿論は起らなかつた。

寺内は政友會の好意を得たが、貴族院有爵議員に要望されて、衆議院議員選舉法改正案と共に、有爵議員数の増加のみを内容とする貴族院令の改正案を提出した。大正七年七月の選舉對策で合理的改正の意味は全くなかつた。

大正七年七月大阪朝日新聞には河野三通士の貴族院改革意見載せられた。有爵議員數四十人(任期九年)勅選議員四十人(十年ごと十分の一を改める)多額議員を全廢すると著しい減員を主張し、間接選舉による民選議員百二十人を加へて、總員二百人とするの案である。實行に縁遠い案であるが、多数民選議員を加へることに當時の風潮をみる。

「七八頁—七九頁(二四號)
大正七年九月に寺内内閣は辭職して、原敬の政友會内閣が成立した。原は多年貴族院との諒解に心をこめて居つた。原は政黨内閣が出来ても貴族院が強力であつては政策を行ひ得ないからどうしてもこの支持

研究會によつて組織され、所謂護憲運動なるものが貴族院攻撃に集注された。第四八議會の解散による總選舉には貴族院の改革が一題目として津々浦々に叫ばれたが選舉の結果之れを一政綱とした加藤高明の護憲三派内閣が出来て、是非此問題を解決しなければならぬ立場に置かれ、不徹底、微温のそしりはあつても貴族院令公布以來の大改正が大正十四年に成立した。

改正された直後も、第二護憲運動とか云つて引きつづき改正が議論されたがとも角も一段落となつた。田中政友會内閣が、地租を地方に委譲する税制整理案に關連して、多額納税者の互選資格が影響してくるので昭和二年の秋冬に改革案が再燃したが之れは派生的にしか考へられなかつた。第五十六議會昭和四年の春貴族院が重要法律案を多数審査未了としたので、政友會内に改革論が起つたが、世間では貴族院攻撃よりも田中内閣の醜體を問題とした。

第五十九議會濱口内閣の諸案、税制案追加算案等についての研究會の態度、政見拘束による弊害が論究せられ、貴族院に常任委員制を設ける可否を始めとして諸制度調査のため貴族院内に非公式の委員會が設けられて、運用のみならず、貴族院令の改正等の提案もあつたが、成果をみることもなく其まゝとなつてゐる。世間にも三四の論文は發表せられたが、主として攻撃が政黨に向けられてゐるので、貴族院は閣外に置かれてゐるので、貴族院は閣外に置かれてゐる現状である。

貴族院の組織に関する請願

青票白票 第二十四號

昭和十年六月二十日

「七三頁—一七四頁
貴族院の組織に関する請願は、第五十一議會（大正十五年十二月召集）のときに提出せられてから今日迄數件に及ぶが、其内容は、伯子男爵の選舉規則を改正して、神官諸宗の僧侶教師にも被選舉資格を與へよとの請願と、神道各教派管長、佛教各宗派管長議員の互選規則制定に関する請願の二つである。

此請願は第五十議會大正十四年に貴族院令中の改正が成つて後、五十一、五十二、五十五、五十六、五十九、六十三、六十四、六十五、六十七の九議會に提出せられてゐるから、短期議會を除いては毎回のことであつて、其請願人は毎議會異なり、東京、大阪、京都等數府縣在住者から提出せられてゐる。」

「請願の要旨は、

佛教各宗派管長ハ其ノ所屬教師ヲ統督シテ國民精神教化ノ重責ニ在ルモノナルニ拘ラス未貴族院議員ノ互選權ナキハ帝國學士院會員ノ之ヲ有スルニ比シ權衡上甚遺憾ナルヲ以テ宗教ヲ尊重シ其ノ教化ヲ普及セシムル爲速ニ該議員若干名ヲ互選シ得ルヤウ貴族院令ヲ改正セラレタシトノ請願と、

「神官及」諸宗ノ僧侶又ハ教師ハ衆議院議員選舉法並貴族院多額納稅者

三二四

議員互選規則ノ改正ニ因リ被選舉權ヲ附與セラレタルニ拘ラス貴族院伯子男爵議員選舉規則ニ於テ今尙其被選人タルコトヲ除外セラル、ハ彼此權衡上甚遺憾ナルヲ以テ同規則第二條ヲ削除セラレタシトノ請願とである。」

貴族院に於ける審議經過の説明ありたる後、

「右二件の請願の中各宗派管長互選議員の問題は、帝國學士院に互選議員を認めたが此方にも認めよとの論は貴族院の組織論としては加擔し得ない。將來職能代表制と共に研究せらるべく、請願委員會が不採擇とするのは當然である。

伯子男爵議員の被選舉資格改正の件は、一回採擇されたが、すでに衆議院に於ても、多額納稅者議員に於ても、學士院會員議員にも神官神職僧侶に被選舉資格を認めて居るに伯子男爵議員に限りて認めない理由は無い。現在此缺格者は十名無いであらうが、はつきりしないと政府でも判明しない位なものであるし、すでに明治二十二年規則制定の草案には衆議院には認めないが、貴族院には許してあつた件で何等異議はない。請願委員會では、政府も、委員も、此點に異存はないが、選舉規則に改正すべき件は二三に止まらず連記投票制、委託投票制の如き重大なる問題が含まれてゐるので、採擇の躊躇のようであるが、何も採擇したところで、明日にも改正せよといふのではない。採擇が選舉規則改正の動機ともなるまい。安心して採擇されてよいのでなからうか。」

伯子男爵選舉規程

青票白票 第二十六號

昭和十年八月二十日

「九三頁—一九四頁
明治二十二年六月四日勅令第七十八號を以て公布せられたる伯子男爵選舉規則第十三條による選舉規程作成の經過及同規程の内容項目を列擧してゐる。尙、同規程は今日迄一回も改正増補せられない。」

公侯爵議員

青票白票 第二十六號

昭和十年八月二十日

「一九二頁—一九三頁
公侯爵議員の特異性を説明す。

一、第一議會に現在に於ける公侯爵及び公侯爵議員を擧示す。

二、議員資格の得喪原因——隱居、辭職、復職に就いて説明し、併せて公侯爵議員と勅選議員及多額納稅者議員との關係を説明す。即ち勅選議員が何等かの理由授爵獲得により公侯爵となるときその身分は如何になるのであるか、理論上一身にて双方の資格を有することも認められないではない、又多額納稅者議員の互選資格は大正十四年前は與へられて居らなかつたが、同年に公侯爵議員にも辭職の途が設けられたので、互選資格を有することゝなつた。

四、公侯爵の大部分は會派に附屬することなく純無所屬であつたが、昭和三年二月火曜會が出来て數名を除く他は全部加入して居る現勢及び各派別に入會したることのある人達を擧示してゐる。

貴族院令改正案の一資料

(根本正氏の改正論)

青票白票 第二十六號

昭和十年八月二十日

「憲政黨報(第一卷)第十二號、明治三十二年五月二十日發行、論說に、衆議院議員根本正氏の、貴族院令改正論を掲載してゐる。當時は第十三議會山縣内閣が憲政黨と妥協したる後のことであり、同議會の衆議院議員選挙法案の審査につき、兩院の衝突があつた後のことであるので興味がある。これを轉載することも無益ではあるまい。句讀等筆者の便によつて改めたことを添へて置く。

現行の貴族院令は今を距ること十年前即ち明治二十二年の制定に係り、往々今日の時勢に適せざる處あり。就中最も不完全なるは勅選議員を以て終身議員と定めたることは是れなり。貴族院令第五條を見るに「國家ニ勳勞アリ又ハ學識アル滿三十歳以上ノ男子ニシテ勅任セラレタル者ハ終身議員タルヘシ」との規定あり。されば一たび勅選議員の列に加はりたる者は三十年を経過し、五十年を経過するも依然として其の議席を占むるを得べく、結局死去するまでは其椅子を讓るを要せざるべし實に非常の特權を有する者と云ふべし。思ふに當局者は最も深く注意して、容易に其任命を奏請せざるべく、隨て非常の勳勞あ

り、拔群の學識ある者に非ざれば、決して此の特權を與へらるゝこと無かるべしと雖も、如何に非常の勳勞あり、又拔群の學識あればとて、これに與ふるに終身議席を占むるの特權を以てするは、余輩未だ其可なるを知らざるなり。況んや現に終身議員の任に在る者未だ必ずしも非常の勳勞あり、拔群の學識ある者のみにも非ざるをや。乃ち余輩は勅選議員の任期を設け、他の有期の議員と同じく其の在任を七ヶ年と定むること最も適當なるを信するなり。

現行法の如く終身議席を占有せしむるは、貴族院を以て、一種の養老院と爲す者にして、余輩の服すること能はざる處なり。貴族院は一の立法府にして、立憲政下に於ける國家重要の一機關なり。故に立法官にして、議政官として議席を貴族院に占むる者は出で、外交の局に當り、入りては内政を料理するが如き新智識に富み、新思想に富める有爲の人物ならざるべからず。而して新智識あり新思想ある者を要すとすれば、勉めて有爲の人物ならざるべからず。而して新知識あり新思想ある者を要すとすれば、勉めて有爲の新人物を容れざるべからず。新人物を取らんと欲せば新陳代謝の方法を設けて、漸次舊人物を除かざるべからず。然るに現行法の如く其の任期を終身とし、老て八十歳となり、九十歳となるも本人自ら辭職せざれば、尙ほ其任に居らしむるは、貴族院を以て古物展覽會に擬し、骨董店に擬する者にして、長くも廣く會議を興し萬機公論に決すべしと宜へる御誓文

にも戻る者なり。立法官は行政官の如く熟練を要する者に非ず、純潔なる理想を有し、公平不偏の眼を以て、高級の政務を議定するは、議員本來の職分なるが故に、長く同一の人物をして、同一の議席に就かしめんよりは、時々新空氣を注入して、議會の面目を一新すべし、然らざれば、貴族院は俗論の府となり、守舊家の俱樂部となり、毫も國家に益なきに至らん。當に益なきのみならず、或は終に開國進取の國是を誤り、國威を失墜することあるに至らん、豈に深く思はざる可けんや。

貴族院令第七條には勅選議員の數に關して「國家ニ勳勞アリ又ハ學識アル者及各府縣ニ於テ土地或ハ工業商業ニ付多額ノ直接國稅ヲ納ムル者ヨリ勅任セラレタル議員ハ有爵議員ノ數ニ超過スルコトヲ得ズ」との規定あり、而て今や勅選議員は其數既に最上限に達し、復た一人を加ふること能はずと聞く。既に此規定あり、又既に最上限に達し、最早一人を加ふるの餘地なしとすれば、茲に現在の勅選議員よりも其勳勞遙かに高く其學識遙かに廣き一人の遺賢を得たりとするも、國家は之に與ふるに貴族院の議席を以てすること能はざる可し。當に今日に於て之を與ふること能はざるのみならず、現在の勅選議員にして辭職する者なく、又死亡する者なからんか假令十年を経過するも尙ほ且之を與ふること能はざる可し。斯くの如きは人物網羅の本旨に戻り後進の進路を遮る者にして、決して國家

の慶事に非ざるなり。

伯、子、男の爵位を有する三級の華族より選まれて、貴族院議員たる者の如きも多くは國家に勳勞ありて、華族にも列せられ議員にも選まれし者なり、若し勳勞の多寡を吟味せば寧ろ勅選議員に優るあるも恐らくは劣らざらん。然るに伯、子、男爵議員には七ヶ年の期限を附し乍ら、唯り勅選議員を終身とするは、彼此其の權衡を得ざるに非ずや、又若し勅選議員にして新に華族に列せられ、爵位を授けらるゝ者あらば如何。即ち勳勞又は學識に依りて議員に勅任せられたる者他日華族に列せられ伯、子、男等の勳位を授けらるゝ者あらば如何。此新華族は既に勅選議員たるが上に又新に同爵者より選まれて、有爵議員たるを得らるべし。現在貴族院令には此場合に通用すべき何等の明文も無きが故に此華族は既に一個の議席を有し乍ら更に同爵者より選舉せられて、新に又一個の議席を占むるを得ん。乃ち現行法は一議員をして二個の議席を占有せしめ二個の議決權を行はしむる者なり。立法者の精神は固より然らざる可しと雖も法の明文のみを以てすれば一議員にして二個の議席を占めんとする者あるも、之を拒むること能はざる者の如し。既往十ヶ年の間に於て實際此事ありしや否やは余輩之を知らずと雖も、勅選議員にして新に華族に列せられ子爵若しくは男爵を授けられたる者あるは余輩確かに之を知れり。將來一の議員にして二個の議席を争ふ者あるに會はば政府は如何にして之を拒むべきか、今にして

伯子男爵議員

青稟白票 第二十九號

昭和十年十一月二十日

「二五頁―二七頁
目下草稿の用意も若干あるのであるが他日單行本として、何等の顧慮も要しなくなり充分加筆したる上に讀んで頂くこととし、極く大體のところを稿を終りたいと思つてゐる。」

一、伯爵議員に就いて

議員数の増減及び所属會派の異動を説明す。

子爵議員

青稟白票 第三十號

昭和十年十二月二十日

「二二頁―二三頁
數及び所属會派の異動に就いて説明す。」

二、子爵議員所属會派の變動經過、殊に研究會の隆盛を來せし經過を説明す。

貴族院令を改正し法文の不備を補足せずんば他日或は意外の紛擾を惹起すことあらん。
更に我が貴族院の實際を見るに議員の總數三百二十二にして、之を衆議院に比すれば二十二人の多數なり。斯の如きは歐米諸國に於ても未だ嘗て見ざる所なり。伊太利、白耳義の兩國に在ては、上院議員の數は共に下院議員の半數なり、獨逸の如きは上院議員の數僅に五十八人、下院の議員は三百七十七にして殆んど下院の議員七分の一に過ぎざるなり、米國の如きも上院議員の數は下院の三分の一にも足らず、英國の如きも上院議員の數下院より超過すること無し。然るに我貴族院は勅選議員のみにも百十一人の多きあり、此勅選議員と他の世襲議員四十八人とを合すれば世襲終身の兩議員百五十九人の多きを占む。是實に世界無比の貴族院なりと言はざる可らず。而て勅選議員の如きは總理大臣の奏請に由て勅任せらるべき者にして公平に日本の人材を代表する者と言ふ可らず。即ち時の當局者は、或は之を以て一時の政略に利用し若くは利恩を賣るの具に供し、結局國家の公益を私して其非を遂ぐるが如きこと無きを保す可らず、何れの點より觀察するも、現行の貴族院令は速かに之を改正せざる可らず。是れ余が特に其缺點を擧げて敢て當局者の反省を求むる所以なり。當局者幸に貴族院令の全文を一讀せよ思ひ半に過ぐる者あらん。」

男爵議員

青稟白票 第三十號

昭和十年十二月二十日

「二三頁―三四頁
數と所属會派異動を説示す。」

二、所属諸會派の變動經過殊に公正會の男爵議員統一の目的達成經過を説明す。

勅選議員

青稟白票 第三十一號

昭和十一年一月二十日

一、「國家に勳勞あり又は學識ある滿三十歳以上の男子より特に勅任せられたる者が所謂勅選議員である。勅選議員の任期は終身であつて、其數は憲法制定當時は勅選議員と多額納稅者議員數と合せたものが、有爵議員數に超過しなければよかつたのが、第二十

一議會(明治三十八年三月)桂内閣の改正で其數は百二十五人を超過すべからずと規定された。此數を規定したのは、有爵議員數の増加に伴つて勅選議員數が増加することゝなれば、貴族院の議員數が非常に多くなるので、それを防ぐことゝ有爵議員を尊重したことの他に、勅選議員について兎角の説をなすものがあつた爲めにかゝる制限を設けたので、今日に至る迄百二十五人の數は動かされてゐない。百二十五人内と限定したのは、當時の内規でありまた現在數であつたからである。

勅選議員に關する改革論者は、國家に勳勞あり、又は學識ある者より勅任すと云ふだけの規定では、其標準が漠然たるもので政府が銜する目安にはならない。であるから政府は自己の見解によつて、自分に都合よき者だけをあげるので、勅選本來の主旨に適應しないことが少くない。そこで銜機關を設くべしとか、任命の範圍を詳細に列擧せよとかの説を立てるが、未だ適當なる案がないので舊態依然としてゐる。大正十四年の改正に政府が特殊官議員案、學士院議員案を立てたのもかくもれやすき之等の方面の人士を制度として、求める趣旨であつた。

未だ勅選議員數を無制限とせよとの説もあるが、之れよりも任期が問題である。現制の終身は長所もあるが新陳代謝、時代にそつた者を取り入れるに支障があるので、一定の任期を設けよとか、

多額納税者議員

青票白票 第三十三號

昭和十一年三月二十日

- 一、多額納税者議員設置の理由に就いては本誌第十七號第二百二十一頁参照。「一五〇頁金子伯は、各府縣で十五人の直接國稅を多額に納むるものをして、一人を互選せしめ、皇族及華族と同席するの榮譽を與へて以て農商工を獎勵振興せしめて、國を富ませうと云ふ政策に出でたもので、土地を本位にして地方の豪族、所謂大名に次ぐ位の土地持ちを出させるのが貴族院令の精神であると談じてゐる。憲法義解には、『蓋貴族院ハ以テ貴胄ヲシテ立法ノ議ニ參與セシムルノミニ非ス又以テ國ノ勳勞學識及富豪ノ士ヲ集メテ國民慎重練熟耐久ノ氣風ヲ代表セシメ抱合親和シテ俱ニ上流ノ一團ヲ成シ其ノ效用ヲ全クセシムル所以ナリ』とあつて、多額議員は富豪の士であり、農工商の代表であり、或る意味には地方の代表として、上流の一團に加はらしめられたのである。」
- 二、多額納税者議員に關する貴族院令の規定の改正經過を示す。
- 三、多額納税者議員互選人の資格に就いて解説してゐる。
- 四、大正十四年の改正經過を説明す。
- 五、右改正に伴ふ互選規則改定の要點十を舉示す。
- 六、多額納税者議員にして除名せられたる唯一の例を舉示してゐる。

停年制を置けとか云はれる。それも理由はあることだが、勅選が何等とらはれることなき行動をとり得るが爲めには終身制がよいとも云はれる。大正十四年の改正案に政府も有任期制案をこゝろみたと云はれるが、いよいよの提案では「第一項ノ議員（勅選議員）身體又ハ精神ノ衰弱ニ因リ職務ニ堪ヘサルニ至リタルトキハ貴族院ニ於テ其ノ旨ヲ議決シテ上奏シテ勅裁ヲ請フヘシ」前項ノ議決ニ關ル規則ハ貴族院ニ於テ之ヲ議定シ上奏シテ裁可ヲ請フヘシ」といふので實際上からは殆んど用ゐられない改正であつて、之れが可決裁可せられた。議決に關る規則では、此決議案は二十人以上の賛成者を以て議長に提出すべく、議長は案を資格審査委員に付して審査せしめ、本會議は委員會の報告を得て、秘密會議により、出席議員三分ノ二以上の多數を以て決することになつてゐる。規定後今日に至る十一、二年間に何等問題は起らなかつた。非常に長い期間缺席しつづけること以外に決議案の提出の標準がないと云つてもよい。有名無實なものである。」

- 二、勅選議員數に就いて、其の變動經過を表示してゐる。
- 三、勅選議員の辭職と除名の實例を舉示してゐる。
- 四、勅選議員の動きに就いて、第一議會より原内閣に至る間に互り、之を解説してゐる。

多額納税者議員の選舉

青票白票 第三十四號第二五九頁—第二六〇頁

昭和十一年四月二十日

同 第三十五號第二六一頁—第二六二頁

昭和十一年五月二十日

- 一、第一回、第二回、第三回、第四回及び第五回の各選舉の概説あり。
- 二、大正十四年と昭和七年の選舉に就き左の諸點に就き比較あり。
互選人、納税額、政黨別調、政黨別得票數調、多額納税者議員納税額調、多額納税者議員職業別、多額納税者議員所屬會派別。

多額納税者議員と會派

青票白票 第三十五號

昭和十一年五月二十日

二六二頁
多額納税者議員の所屬會派異動經過を略説す。其の間、第一回議會前後、三十年六月第二回選舉後、三十七年改選後、大正十四年改選後に於て多額だけの團體をつくるべしとの企てありたるも、多くは成らず其の出來たるものも間もなく消滅してゐる。

大正十四年の貴族院改善

青票白票 第三十五號

昭和十一年五月二十日

- 二六二頁—二六三頁
第四十九議會に於ける加藤首相の施政方針演説（大正十三年七月一日）、衆議院に於ける憲政、政友、革新三派の建議案提出（同年七月八日）、所謂護憲三派の貴族院改革促進の爲めの申合せ（同年九月二十五日）、政府内に於ける若槻内相（憲政會）横田法相（政友會）江木書記官長、塚本法制局長官を委員として、それに官吏のみを加へた委員會をつくつた。
（同年十月中旬）
- 第五十議會 四派協議して決議案を提出する件が進められたが、結局緊急質問の形により政友會の山本悌二郎氏立つ。横田國務大臣の答辯あり。
- 同議會 加藤首相の施政方針の演説、永田秀次郎氏、中川良長男の質問あり。
- 閣議 二月十六日成案を得、十七日上奏。
- 樞密顧問に御諮詢になる。三月九日樞密院本會議可決され、同日政府より議案を貴族院に提出した。
- 貴族院各派協議會 三月九日貴族院に提案ある迄、八回開いた。
- 貴族院の會議 三月十日で特別委員二十七名に附託し、委員會は三月

二十五日に修正議決し、同日本會議に緊急上程、委員會議決通りとなつた。

貴族院令中改正案は修正されたので、四月上旬再び樞密院に、十五日可決され、五月五日に公布された。

四月五日に、貴族院四派實行委員は左の決議をなした「政府へ速に伯子男爵互選規則ヲ改正シ、定員並ニ連記制及ビ委託投票制度ヲ廢止スヘシ」

五月二十六日 閣議にて決定、伯子男爵選舉規則は改正せざることを。

六月十七日 樞密院は、學士院會員議員、多額納稅者議員の選舉規則を決議した。翌十八日付にて十九日の官報にて公布された。

貴族院の改革

宮澤 俊 義

文藝春秋 第十四卷第五號

昭和十一年五月號

八七頁—八八頁
「華族議員をどうするか……公侯爵を世襲的に貴族院議員とすることの可否である。……世襲制の廢止はおそらくすべての人の賛成するところであらう。定員を少くすることも大いに賛成だが、そこで同爵者間の互選といふ方法を探ることはあまり感心しない。僕はむしろ全體の華族議員の數をこれこれと定めて、それを有爵者の全體が選舉することにした方が適材を得るのによくないかとおもつてゐる。」
「伯子男爵議員については——むろん公侯爵議員と關連して——定員を減少することがまづ問題とならう。……傳へられる火曜會案は現在の定員——……を三割方減らさうといふ。僕は五割位減らす方がよくはないかと考へてゐるが、とにかくここで定員を減らすことは賛成せらるべきである。……」

その選出方法をどうするか……：確たる成案は持ち合さない。むろん現在の記名式は無記名式に改めるがよからうし、また投票の委託は禁じてその代りに郵便による投票——いま學士院會員議員の互選について許されてゐるやうな——をみとめる方がいとおもふ。ただかねがね問題の連記投票制をどうするかといふことになる、中々名案がないのである。……」

ひしよ……

勅選議員に任期を附する場合、多數の議員の任期が同時に満了し、同時に多數の後任者を選任するといふやうなことになることが非常に必要である。……現在の勅選議員を抽籤で三つ乃至四つの組に分ける。(この組の數はなるべく多い方がいい)。そして一の組は七年後に、二の組は九年後に、三の組は十一年後に、四の組は十三年後に任期が満了することとする。缺員が生ずる毎に政府は個別的にこれを補充し、新議員は勅任後つねに七年間職に在る。」

八九頁
「學士院會員議員については問題は少い。……この定員は増加すべしといふ論が一般に強いやうである。それを一〇名位にすることは僕も結構なことだとおもふ。」

八九頁—九〇頁
「多額納稅者議員についてはその存在自體が問題とされてゐる。これは當然のことであらう。……どう考へても、現在のやうな多額納稅者議員の存在を理由づけることはむづかしい。廢止するより仕方がなからう。」

九〇頁—九二頁
「今ある種類の議員の外に何か新しい種類の議員を設ける必要はないか。……まづ一定の官職をもつ者をその在職中當然議員にするといふ案について考へてみよう。……この種の議員を設けることは相當に意味のあることではないかと僕はおもふ。問題はどうか官職を設けかあるが、大正十四年の政府原案のやうに外地長官をここへもつて來

現在の連記制を存続させるか、さもなければ候補者のうちで抽籤でもするより外仕方がない。いづれにせよ、もし僕のいふやうに、華族議員は全華族のうちから選ぶといふことにする場合は、全華族をもつて單一の選舉區とせずに、これをいくつかの選舉區に分けることが必要である。その分け方は抽籤でよからう。各選舉區は全體の華族のうちから選ぶので、従つて有爵者はどの選舉區からも立候補しうることにする。これは議會で議員を抽籤で各部に分け、その各々で、全議員のうちから委員を選ぶといふ仕組みと似てゐる。かういふ方法をとれば、たとへ連記制を採用しても、そこに今日見られるやうな弊害はなくなるにちがひない。」

八八頁—八九頁
「勅選議員はどうか……」

……終身制に修正を加へようとするれば、任期をつけるか、定年制を設けるかするより外はない。七年位の任期を附し、重任を許すことにするのをおそらく適當な改革であらう。……勅選議員の選任については、昭和六年に貴族院制度調査會で小野塚博士によつて提案された私案にあるやうに、なんらかの詮衡機關を設けることなどいいこととおもふ。従来どほりだと、ともすると勅選議員が政府の御用議員に墮する危険がある。委員會でも設けてその諮問を経るといふ風な方法をとることもたしかに一案である。さういふ委員會の構成については、たとへば現在ある文官分限委員會などはおそらく参考とせられるに値

るのは感心しない。議員とする以上は多少でも政府から独立な地位を
與へられてゐる官職の保有者でなくてはなんにもならない。その意味
で大審院長行政裁判所長官・會計検査院長などはここに選ばれるに適
するであらう。大審院長を入れることに對しては、形式的な三權分立
論にもとづく反對論があるかも知れない。いかにも司法權に參與する
大審院長を立法府に加へることは傳統的な三權分立思想からすればた
しかに異例であらう。しかし、傳統的な三權分立主義は必ずしもわが國
法でさう強くみとめられてゐるわけではないし、またかりにそれがそ
こでみとめられてゐるとしても、それをいつまでも無條件に維持する
ことは必要でもないし、またのぞましくもない。大審院長を貴族院に
入れたところで司法權の獨立が害せられる恐れがあらうとおもはれ
ない。このことは、大審院長と同じやうに政府から獨立な地位をもつ
行政裁判所長官が現に貴族院議員であり、しかもそれがために行政裁
判權の獨立が寸毫も侵害せられてゐないことからも明瞭である。……
現行法は行政裁判所長官・評定官が貴族院議員を兼ねることを許しな
がら、會計検査官に對してはこれを禁じてゐる。これもあまり理由の
あることとおもはれない。會計検査院長を當然議員とすることによ
つて別段の弊害はないとおもふ。

各帝國大學の總長をこの種の議員に加へることもむろん適當であら
う。しかし、一般單科大學の學長はここに入れる必要はないやうにお
もふ。

ない。

九二頁

「いまのところは憲法の規定の範圍内で十分有意義な改革ができる
とおもふ。」

九二頁

「貴族院の組織に關連して、それが貴族院令といふ勅令で定められて
ゐることが——衆議院の組織が選挙法といふ法律で定められてゐるこ
とに比べて——妥當を缺くのではないかといふ意見が聞かれる。一部
の人たちは貴族院令を法律にすることが必要だと考へてゐるやうであ
る。いかにも貴族院の組織を特に勅令で定むべきものとしてこれを衆
議院の參與の外に置いたのは、衆議院の勢力に敵意をもつ官僚思想の
表現と考へられるであらう。しかし、わが國の現實政治において貴族
院令が勅令であることがさほど大きな弊害をもたらしたとおもはれ
ない。だから、貴族院令を法律にしろといふ意見は、たしかに一理は
あるが、いま特にさうしなければ實際的に困るといふやうなことはな
い。してみれば、何もわざわざさうした困難な改正——さうした改正
にはおそろく憲法改正が必要であらう——をここで唱へる必要はない
に違ひない。」

九二頁

「貴族院の權限の改革はいま別に大して問題とはなつてゐないらしい。
僕もいまこの點を問題とする必要はさうないと考へる。」

貴族院には解散がないから、政府はこれに對しては全く無力である。

この點では貴族院は衆議院よりも有力なわけで、はなはだ適當でない

もふ。帝國學士院會員議員についてはその定數を増加すべきであると
さきにのべたが、それと同時にその院長は官職議員として當然在職中
議員たらしむべきである。(もつともたとへば現在のやうに院長が樞密
顧問官である場合などは別問題とせられなくてはなるまい)。この外
に日本銀行總裁などをこの種の議員に加へるのもわるくないかも知れ
ない。

三三四

新に加ふべき種類の議員として一ばん問題になるのは職能代表的意味
をもつ議員である。……職能代表的性質をもつ議員を貴族院に設ける
ことはきはめて時宜に適したとおもはれる。衆議院に現在職能代
表制を實行することは賛成できないが、貴族院——しかもその全部で
はなく一部——にさういふ性質の議員を設けることは大いに賛成せ
らるべきである。たださういふ議員を設けるにあつて何より困難な
點は、何を標準としてさういふ議員の選任方法を定めるかといふこと
である。これは實際問題として技術的に中々むづかしいとおもはれ
る。だから、その點の決定がある程度において恣意的になりうること
を豫め計算に入れて、その種の議員の定員をあまり大きくしないこと
がのぞましい。そして最初は不完全なのは覺悟の上で、できるだけ定
員を少くして一應實行してみるのがいいとおもふ。その場合、一部生
産者の利益ばかりを代表させるやうなことなく、できるだけ各方面の
職能的利益を代表させるやうに意を用ふべきことはむろんいふまでも

といふ意見がある。これは至極もつともな議論であるが、その點は右
にのべられたやうな組織の改革によつてかなり改善せられるやうにお
もふ。……

むろん、それ以上に出て貴族院の權限を衆議院との關係において縮少
し、それを英國の上院のやうなものにしようといふ意見もあらう。これ
は大正時代はかなりひろく行はれた見解であるが、賛成しがたい。個
人主義的人格主義の絶對的な價值をみとめないかぎり、現在の衆議院
に對してそれほどの優越性をみとめることは到底できないとおもふ。
貴族院は廢止すべきではなく改造すべきである。しかもその權限の縮
少はその廢止への一步である以上、早まつた權限の縮少は大いに慎む
べきことであらう。」

貴族院改革具體案三、四

林 癸 未 夫

政界往來 第七卷第五號

昭和十一年五月號

一〇二頁—一〇三頁
貴族院全議員數を半減する事。

我國に於ては貴衆兩院の議員數は同數であるが、これは兩院對等の見地に立つものであるけれ共、前者を特權階級の代表とし、後者を庶民階級の代表となす事には私は反對である。それは見方によれば國民を二つの階級に分つて對立して考へる事になり、その對立した各々が政治上の代表機關を持つといふ事は階級關係を政治上にも反映する事になるからである。

この立場から國民の一般的代表機關としては衆議院のみとし、貴族院は特權階級のそれとなく、全國民中より求められた學識經驗才能人格等の秀拔せる人々を包含すべき性質のものであると思ふこの際貴衆兩院の均衡といふ事は考慮に入れる要はない。

この事を更に敷衍すれば

- 二、多額納稅議員を全廢する事。
 - 三、公侯爵議員も互選とする事。
 - 四、勅選議員の任期を五ヶ年とする事。
- といふ主張にもなる。

先づ多額納稅議員なるものは、學識政治的經驗に秀でた意味なく、單に私有財産の多いといふに過ぎぬのであるから、特別の權能を與へる必要はなくこれは全廢すべきである。

この事は華族議員に就いても同じで、必ずしも一般國民より手腕識見に秀れた意ではないのであるから議員數は半減すべきであるし、公侯爵も互選さるべきである。

勅選議員に就ては、現在まで殆んど古手の官吏か若干の資本家のみ選ばれて居たのであるが、その範圍は當然全國民中に擴大してあらゆる方面から優秀分子を選択すべきである。この任期を五年と制限する所以は、議員の頭腦が硬化して徒らに保守的に現狀維持を事として、中には心神薄弱して既に職責の任に堪へない者もある。此の弊を改める爲めである。要するに現在の議員數は多過ぎるし、これを半減すれば、議事も纏り易しし、國民中から眞に識見手腕人格に秀れた人々を集める意味にもなると思ふ。

五、大學總長、特殊銀行總裁、六大都市商工會議所會頭、主要なる勞働組合、農民組合及産業組合の代表者、帝國農會長等は職務上當然議員たるべきものとする事。

この點私の特に主張したい處であるが、社會的に重責の位置にあり、その人の學識才能が最も優秀と認められる特定の職業にある人は法律によりその職にある間は議員とすべきであると考へ

貴族院改革管見

建 部 遜 吾

政界往來 第七卷第五號

昭和十一年五月號

一〇四頁—一〇五頁
第一 有爵議員

一、公侯爵議員ヲ互選トスルコト

(理由) 1 五爵の制の出來た頃は新華族は伯爵以下に限り公侯爵と伯爵以下との間に一種の境界があつたが今はない。2 皇族と公侯爵とを全員就任の一事にするは長多い。3 公侯爵にも議員たることを好まぬも又適せぬもある。

二、公侯爵議員ハ同爵者全數ノ二分一乃至三分一トスルコト

三、有爵議員選舉ハ複記式ニヨルコト

(理由) 現行伯爵以下の選舉は選出すべき議員總數の連記で之を總記式と名づける、その弊害は既に世の熟知する所である。併し單記式を用ゐると、例へば三百人中六十人を選出する場合、平均得票は僅に五票となり、同數得票が多くなるのみならず、入選得票は僅々四票位の少數となり、選舉運動の濫雜を致すの弊を生ずる。仍て茲に單記と總記との中を行く複記式を提唱する。

	選舉者數	議員數	複記數	平均得票
甲	110	10	5	10
乙	30	15	10	110

る。例へば前記の諸職の外にも日本醫師會長東京大阪辯護士會長六大都市々長市町村長の代表者等も考へられる。具體的に云へないが、職務上當然議員にすべきものが、全體に於て三四十名はあふと思ふ。従來は議員たるべき資格もなく議員となり、然るべき人が洩れてゐたがその弊を防ぎたいのである。」

丙 一〇〇 二〇 一〇 五〇
 丁 三〇〇 六〇 一〇 五〇

大體甲は公爵、乙は侯爵、丙は伯爵、丁は子爵男爵の場合に近い
 假想の標本である。

第二 勅選議員

四、勅選議員詮衡機關ヲ設クルコト

(理由) 特に理由を擧ぐるまでもなし。詮衡機關は推薦機關を兼ねてもよく、例へば内大臣の奏薦による特旨任命の重臣内閣總理大臣、樞密院議長、貴族院議長、衆議院議長、元帥一人、軍事參議官一人(此兩者いづれも同僚の互選により一人は陸軍一人は海軍)大審院長、帝國學士院長、會計検査院長、以上十人を以て組織するの類。

五、帝國學士院選出議員ヲ廢スルコト

(理由) 學者議員、軍務議員、實業議員、藝術議員は必要でも、陸軍選出議員、商業會議所選出議員は貴族院には相應しくなからう。詮衡機關に帝國學士院長を一枚加へる位で適當であり、現制維持の必要は去らう。

第三 地方議員

六、多額納稅議員ヲ廢シテ地方議員ヲ設クルコト

(理由) 多額納稅の特待國政參與の理由も薄弱で、多額が各府縣

改革問題につき近衛公に寄す

風見章

政界往來 第七卷第五號

昭和十一年五月號

「一〇七頁—一〇八頁
 第一、貴族院なる名稱そのものが、改められて宜いと思ふ。…多額納稅議員の如きは、全く存在の意味がないのであるから、撤廢さるべきである。華族の場合に於ても、華胄界に人無しとは言はれないから、その仲間から議員を出すことに反對とは言はないが、その數の如きはずつと減らしてしまつて宜からうと思ふ。又所謂勅選議員の如きも、之を終身議員たらしむることは、貴族院をして養老院たらしめんとする傾向すらあるのであるから、一定の期限ある、任期であらねばならないと思ふ。

殊に官吏として相當の經歷を経たるものを、勅選議員たらしむると云ふ傾向は、甚しき弊風だと言はざるを得ない。」

「斯くの如く構成する人的要素の改革を行ふ爲、減少さるゝ者の補充は之をどうしたら宜いか。そこには國家の經綸と云ふ見地に於て、自己の専門的知識を役立たせ得る、謂はゞ政治的エキスパートを、出来るだけ多く、集めることにするのが、宜いではないかと思ふ。…この政治機關は所謂國民要素の代表と云ふ意味に於てはなしに、國民的知識の最高調整機關たらしめんとする所に、多くの意義を持たしめ

を通じて標準も區々であり、各府縣十五人の頃は幾分品位の標徴ともなつたが、百人二百人と來ては如何はしい連中の入り來るは必然となり社會人心にも普通選舉にも差障ある世の中を考へるべき、今は時である。併し勅選議員は殆ど毎に中央人士であるから、地方が反映することが頗る稀薄になり易い仍て地方人士でよく物の判る頭腦が貴族院の構成分子であることが必要である。

七、地方議員ノ選舉ハ左ノ方式ニ由ルコト

第一段 道府縣ノ市町村長ヲ選舉人トシ地方長官ヲ選舉長トシ三名連記式ヲ以テ三人ヲ選出ス

第二段 右ノ三人ニツキ勅選議員詮衡機關ソノ一人ヲ選定ス

地方の大小及特殊狀況によりて特に二人を定員とするも宜い、此場合選出は五人又は六人とする。

附記

八、議員定數及各種議員ノ數ハ再查ヲ要ス有爵議員ノ配當モ亦之ニ準スルコトノ問題

九、勅選議員地方議員ノ任期ハ有爵議員ニ準ジイヅレモ再選ヲ妨ガザル事ノ問題」

る。…斯様な建前のものに改められる以上、それは衆議院を第一次とし、貴族院を之に附屬すると言ふのではないが、議會制度の中の第二次的存在であらしむることが必要だと思ふ。
 私の茲に言ふ第一次、第二次は、…謂はゞ衆議院をして實戰部隊たらしめ、貴族院をして策戰部たらしめんとすることを述べたのである。」

貴族院の煩悶

大塚喜平

政界往來 第七卷第五號

昭和十一年五月號

初期以來今日までの貴族院令改正經過を略述し、今次の貴族院改革運動を以て大きな？となす。

貴族院改革私見

諸名士

政界往來 第七卷第五號

昭和十一年五月號

貴族院議員 小久保喜七

「一〇三頁
貴族院改革此機を外ずしては何時まで延びるや計り難きを以て、各人耐忍し得るだけ耐忍して打合せを付け、實現せしめらるることを希望す。」

代議士 田川大吉郎

「一〇三頁—一〇四頁
其の終身議員の制を廢したい(皇族方の御事は畏れ多いすべて本論の外である) 二、多額納税議員を廢したい、彼等は若し欲するなら衆議院議員と爲るべきである。三、司法官と宗教家、特殊銀行の代表者等を加へたい、それよりも本質的な貴族院の立場である。一、樞密院と内閣との關係の如く貴族院の立ち場を建て直し、二、樞密院が憲法の終審者である立ち場に準應して、貴族院が憲法問題を主として取扱ふ所としては如何と思ふ。」

著述家 高島米峰

「一〇四頁
一、勅選議員を官吏の古手や實業家に限らず民間の篤志家や社會教育家にも及ぶべし。一、多額納税議員を廢すべし。一、有爵議員は全部五選とせよ。一、二院制度の長所と短所とを十分に検討してその長所を發揮せしめよ。」

三四〇

法學博士 蜷川新

「一〇四頁—一〇五頁
一、改革とは何ぞ、貴院を勢力あるものにする意味ならば人物と財力を完全に働かしめるようにす可し。若し無力のものとするのが改革ならば、右と反對のものに更へるが可なり、中途半端のものにするならば改革と云ふ事が偽りとなるべし(最悪也)。

二、世の不平を緩和する爲めだと云ふならば「世襲」と「終身」とを一廢し「多額」を全廢し「解散」を行ひ得る事に改むべし(公正也)。一切の特権を取去らば此に不平なかるべし。」

代議士 植原悦二郎

「一〇五頁
貴族院改革は結構なことである。之れは多年の懸案だ。貴族院の内部に此論が擡頭せしことは喜ぶべきことである。併し之れが目下の旋風時代の奔流に乗じ、群集心理に應ずる人氣採りであつてはならぬ。それと共に之れは衆議院の院議を尊重し、民意の暢達を圖り、憲政運用を圓滑ならしむる爲めのものであらねばならぬ。然らざるものは改革であつても、改善とはならぬのである。」

經濟學博士 高木友三郎

「一〇五頁
既に唱へられて居る如く、智能、職能有識者本位にすることは、普選による衆議院の大衆化に對し一層必要です。」

貴族院議員 宮田光雄

「一〇九頁
一、有爵者は凡て一團として單記無記名式により百名の代表者を選

舉せしむること。

二、勅選議員の數を百名に減ずること。

三、現在の納税代表的のもの、外に各種團體、各職業團體のもの、代表者百名を選出せしめて之を勅任せらるること。(學士院選舉のものは此の百名中に入る、こと)

四、貴族院令を廢止し、貴族院組織法を制定すること。以上

代議士 志賀和多利

「一〇九頁—一一〇頁
貴族院改革の眞諦は有爵議員の選舉法を適正に改むるに存す而も之を改むる時は貴族院の一大勢力たる研究會の基礎を破壊すべし、是れ研究會の忍ぶ能はざる所なり故に今日貴族院改革の聲高きも予は秋毫も之に望を繋かず、若し眞に此斷行を決意せば即ち先づ有爵議員の選舉を單記(少くとも制限連記まで)制に改むるを急となすべし。其他は枝葉末節、刃を迎へて解くる些事のみ。以上」

代議士 百瀬渡

「一一〇頁
改革は改善でなくてはならぬ貴族院の改革寧ろ爲さざるに優ると存じ候」

津久井龍雄

「一一〇頁—一一一頁
一、貴族院の名稱を他の適當なるものに改稱すべし。(たとへば審議院の如し)

二、議員數は二百名以内としすべて國家に勤勞ある人士中より勅選さ

るべし。従つて公侯爵が無條件に議員たり、また伯子男爵中より五選し、或は多額納税者が議員たるの現制度は當然廢絶さるべし。

(華族制度そのものも廢止さるゝが至當なり)

三、議員に適當なる停年制を設くべし。」

代議士 船田中

「一一一頁—一一三頁
一、各國の實情を見るに、二院制度に於ても上院の實際上の權限は漸次縮少されつゝあるに拘らず、我國では兩院平等の建前なるに却つて貴院が政治上の實權を握つて居る實情に在る。國民の總意は何んと云つても衆議院に反映するのであるから、立憲政治である以上は、衆議院に重きを置くのが當然である。

一、右の趣旨から貴族院の機構を改組する必要がある。

一、世襲議員を互選制に改め、

二、同爵議員數を減ずると共に、連記投票制を止める、

三、勅選議員の年限を附す、

四、多額納税者議員制度をやめる、

五、職能代表制を加味する、

六、議員數を大體半減することは急務である。

一、政務官事務官の區別に關聯し、貴族院議員と衆議院議員との間に就官能力を區別せざる様にする必要がある。」

貴族院議員 青木才次郎

三四一

「貴族院の改革は當然なすべきものなりと存候。」

世襲議員の廢止伯子男爵議員は連記投票なるが爲め現在の如き督軍に左右せられ自由の論議出來ざる次第に付速かに單記無記名投票に改正すべきものなりと存じ候。

勅選の停年説は考慮の餘地有之候共殆んど登院せざる老者が歳費を頂戴し居るは餘りに國家に不忠實なりと存候。

多額議員に替ふるに職能代表と云ふものもあるも職能代表は其の職の利益のみはかり公平なる代表を爲し得ざる嫌あれば現在の制度より仕方なからんと存居り候。」

文學博士 谷 本 富

「貴族院は同時に元老院として經驗あり、智能あり、識見あり學徳兼備由つて以て他の衆議院のとかく情に熱し、利に走るの弊を控制し矯正するの機能を發揮させたい。従つて華族などといふ執柄者流はあらずもがたと想はれる。國體明徴論から觀て果たして如何と問ひたいが、所謂一君萬民を標榜するならば何も不思議はあるまい。要は明治維新の宏謨を奉戴し、封建制度の遺棄を速やかに一掃すべきである。」

代議士 永田善三郎

「貴族院制度改革の意見が突如として近衛公によつて提唱され火曜會を中心として、貴院各派間に大波紋を畫きつゝある。新聞紙に發表せらるゝところでは各人各様で、改革の眼目は未だ歸一する所なしと見

へるが大體は

一、有爵議員の減員、二、勅選の任期制、三、多額議員の改廢乃至選出方法の變更、四、貴院内の政黨的團體の修正等であるようである。我輩は(一)だけに賛成で(二)(四)は反對(三)は賛成であるが之れは輕卒に變更すると却て改悪になることを惧れる(一)は今のまゝでよい、有爵議員数が全員の過半数以上たるべしといふのが日本の貴族院の根本的原则であり特色である。之れを破つたからと云ふて決して改善にはならぬ。それよりも有爵議員諸君が各々内省して此の高大なる特權を上陛下より賜つた聖恩に感激し、私心を去つて、盡忠報國の精神を喚起し、政治に専心と努力するとともに、權勢利祿に趁るを慎むがよろしい(二)は賛成であるから意見はない(三)はなか／＼六ヶ敷き事だ、今の制度も善くない、成り上りの請負師などが公然買票して當選して居る、みられた態ではない。しかし近頃調査局あたりの無學無識無驗なそして公心の缺如せる青官僚が流行さして居る職能代表制などを採り入れるならば今より猶悪い。之を論ずると長くなるから、理論は他日に譲る賛成だが急ぐことではないと結論して置く。(四)は各議員の公心に任かして置けばよい。政黨的團體制そのものが悪いのではない、要は組成分子とその運用とにある、有つてもよいし、解消してもよからう。どつちにしても各議員の公心如何の問題であつて(一)とやや同様、團體の威力を公正に發揮運用して權勢利祿の便宜に使用しな

ければ今のまゝでよい。」

代議士 山 森 利 一

「貴族院改革は根本的改革と當面改革の二つに分るゝが根本的改革は姑く措き、當面的改革として

- 一、有爵議員の縮少
- 二、勅選議員の有期
- 三、多額議員を廢止し別途の方法により府縣より選出

代議士 池 崎 忠 孝

「一、貴族院といふ名前を改めて審議院とか、參議院とかにすること。一、貴族院の成員中貴族議員の半減、勅選議員半減、民選議員を以て其餘裕を補填、長者議員は殘してもよろし。」

代議士 清 寬

「多額納税議員の廢止勅選議員年限五ヶ年と定むる事、華族の議員數をつとめて少數にすること、職能代表議員を作ること。」

阿部眞之助

「一五頁
「どんな形に捏ね返したところが、貴族の特權」がやめられない限り改革とは云へません、そこで「貴族の特權」が無くなつたら、最早や貴族院では無くなります。どつちに轉んでも、貴族院の改革は有り得ない理窟になりさうです。」

M . K

「一五頁
一、勅選議員に任期を附すること。

一、華族議員は凡べて五選に改めること。」

「一五頁
一、貴族院の機構は我國歴史に則り、而も種々なる點より改革をも

加へたるものなれば今遽に改革の必要なしと思ふ。

一、運用に付ては種々事務的に改善すべき點もあらうと思ふれ共夫

れ程やかましい問題ではない。

一、常置委員とか繼續委員とかいふ點では衆議院と共通ではあるが是

れとても今更ら事新しくやかましいといふ程のものではない。」

「一五頁
二、時代の發展に伴ひ之れに順應すべく改革すべき事に對しては全

然同感なり。

「一五頁
二、右改革の具體的私見は有するも未だ發表差置きたし。」

「一五頁
公侯爵共互選、男子伯子男選減員、勅選期間拾年、多額廢止、右は改

正骨子たるかと存候。」

「一五頁
貴族院の改革も結構ですが、結局何を目標にするといふ事が眼目では

ないでせうか。今も問題になつてゐる改革案の如きは一面貴院の官僚

「一五頁
貴族院の改革も結構ですが、結局何を目標にするといふ事が眼目では

ないでせうか。今も問題になつてゐる改革案の如きは一面貴院の官僚

「一五頁
貴族院の改革も結構ですが、結局何を目標にするといふ事が眼目では

ないでせうか。今も問題になつてゐる改革案の如きは一面貴院の官僚

「一五頁
貴族院の改革も結構ですが、結局何を目標にするといふ事が眼目では

ないでせうか。今も問題になつてゐる改革案の如きは一面貴院の官僚

化を必至的にするのではないかと考へられます。民主的要求としては貴院の改革ではなくて貴院の廢止又は一層の無力化こそ却つて望ましいと思ひます。」

貴族院議員 三井清一郎

「一五頁」
「舉國一致國政一新に邁進せざるべからざる秋に方り貴族院改革の意見の生ずるは當然過ぎる程當然の事なり而も之れを具現するの容易ならざることを一考するを要す。世間傳ふるが如き程度の改善は却て改悪となるの虞あるべし議會制度の根柢に觸るる改正を斷行するの勇氣と決意を有し始めて某程度の改善を爲し得べき歟今や各派交渉の域に進みつつありと聞くを以て茲に所見を述ぶるの自由を有せざること諒とせられんことを。」

法學博士 森 莊三郎

- 「一五頁」
一、門閥による特權、又は家柄廢止。
二、財産又は納税による特權廢止。
三、學識勤功による勅選議員を中心とすること。
四、職能代表議員を加ふること。
九、停年制を設けること。」

兩院制度の改革 飯澤章治

國際評論 第五卷第五號

昭和十一年五月號

一八二頁—一八四頁 貴族院の改革案

(一) 貴族院構成の改革。憲法の所謂「貴族院へ貴族院令ノ定ムル所ニ依リ、皇族、華族及勅任セラレタル議員ヲ以テ組織ス」の條項に準據する貴族院令の改正のみに基礎を置く改革案であることを豫め斷つて置きたい。

(二) 貴族院議員數を三百名以内とすること。現在皇族議員世襲議員(公侯爵議員)を除き貴族院令の規定による定員數は三百四十五名(伯爵議員十八名、子爵議員六十六名、男爵議員六十六名、勅選議員百二十五名、學士院會員議員四名、多額議員六十六名)となつてゐる。之に皇族議員、世襲議員を加へれば四百名を超えてゐる。此の内より皇族議員は現行通りとし、その他の議員數を減少し、總員三百名を以て限度となさんとするものである。けだし議席を有する公侯爵世襲議員の如きは他に官職を有する場合殆んど登院せず、又他の議員と雖も常時出席せざるもの多く、即ち有名無實の議席の多いのと、華族の政治的特權の縮限より、延いて他の比例的縮小により三百名以内としたのである。

(三) 公侯爵の世襲制を廢すること。現在公侯爵を有するものは滿三

十歳に達した場合議員たるべしの條項を廢止し、他の伯爵男互選議員と同様選舉によることに改める、世襲議員の存在が貴族院の尊威を保つ以外に理由なしとせば皇族方が議席を有し給ふことによつて其の意圖する所は充分達し得る。事實軍人官吏である者登院せず、時あつて票決に加はることあるも、議員の職責を完ふするものと云ひ得ない。

(四) 有爵議員の數は百名以内とす。現在伯爵男は五名より一名を互選してゐる割合で總數百五十名、夫に公侯爵議員現在五十一名、合計二百一名となつてゐるがこれを改め華族十名より一名選出することとせば現在華族戸數九百五十三あるから約百名未滿となる

(五) 有爵議員の任期は七年とす。現行の伯爵男議員の任期たる七年はそのままとして新なる被選議員たる公侯爵議員にも適用すること。

(六) 有爵議員の選舉は各爵互選制によらず、大選舉制による五爵混合選舉制度を採用のこと。貴族院互選規則の改正が叫ばれる所以のものは、伯爵爵團の選舉母體尙友會、男爵團の選舉母體協同會なるものあり、此の會の首腦者は同爵間の實權を握るものである故に、議員たらんとするものは先づ之が鼻息を窺はねばならぬ。しかも此の幹部の指定した候補者は各同爵者に通知され投票の場合被選舉人の氏名を連記し併せて投票者の氏名も明記しなければならぬ(連記記

名投票制)。従つて幹部の意を迎へんとするものは此の幹部決定の候補者を無視するは不可能となつてゐる。斯の如き互選制度は一部の獨裁的實權者の意向によつて決定するものなる故改正すべしといふにある。よつて従來の各同爵間の互選制度を廢し五爵混合して選舉を行ひ、一部權力者の横行を防ぎ併せて人材主義による選舉制を加味せんとするものである。

(七) 投票は制限連記無記名投票制を採用すること。

伯爵十八名、子爵男爵各六十六名を連記し、併せて投票者の氏名を記載する現行連記記名投票制は選舉の祕密性を害し選舉の實質的意義を閉却せる點から見て之を廢し、一選舉人は數名の候補者(五名程度)を連記し、投票者の氏名は之を記載せず投票せしめ高點者を以て當選人とす。かくせば單記無記名投票制によつて所定の當選者を得られざる如き場合は生じ得ない。此處に單記移議式比例代表制を採用すべしとの意見もあるも、何れにても現制度の缺陷を是正し得れば必ずしも排するに當らない。

(八) 勅選議員の數は百名以内とす。現在の百二十五名の定員は有爵議員の數の比率より見て百名以内となすを適當とす。

(九) 勅選議員推薦に詮衡機關を設く。現在は歴代内閣の桂冠に當つて置土産的に勅選の補充をなし、概ね前大臣、内閣書記官長、法制局長官、警視總監、警保局長を推薦するを例とし、その他その内閣

と特殊の關係ありし實業家等に限られ、時に各省次官等にて特殊關係あつたものを推薦するを通例とした。従つて『國家に勤勞あり又は學識ある者とも見做されぬ人物が推薦されること往々にして見た所である。故に勅選の推薦にはその銜機關を設置し、該機關に於て適當と認めたるものを以つて勅選議員に推薦するが最も法の精神に適ひ、又貴族院が練達堪能の士によつて占められることゝなる。此の主旨により其の機關は内閣總理大臣を會長若しくは委員長とする委員會を作り、委員として國務大臣數名、貴族院正副議長、大審院長、行政裁判所長官を以つて組織し、此の委員會に於て決定したるものを以つて推薦せば至正公平の士を選出し得べし。

(一〇) 勅選議員に停年制を設けること。勅選議員の終身制は從來弊害多きにより七十歳を以て停年とする。

(一一) 多額納税議員を廢すること。之に代るに他の職能代表を以つて充つる意味より全廢すること。

(一二) 帝國學士院會員以外に各方面の職能代表者を入れること。現在の學士院會員以外に農會、商工會議所、都市自治體、村落自治體、官公私立大學、學術美術或は公共、公益諸團體の代表者を選出して、各方面の權威者を網羅することによつて衆議院の橫議を防止するは貴族院本來の目的に合致するものと見るべきである。

(一三) 朝鮮、臺灣等の植民地代表を入れること。單なる植民地同化

族、勅選、職能代表の三者均衡の上に置き貴族院内部の廓清とそして眞正の第二院として權威あらしむるに必要な骨子である。」

貴族院改革の方向

慶應大學教授
法學博士

占部 百太郎

講演 第三百二十六輯 昭和十一年五月二十日

第十七頁—第二十三頁

貴族院の起源・組織及其改革論

古代及中世歐羅巴に於ける貴族階級

貴族院の萌芽

英國貴族院の來歴

政策より離れ、植民地の利害を代表するものが貴族院にあることは衆議院議員選舉法が適用せられざる限り絕對必要である。

(一四) 職能代表及植民地代表の數は併せて百名以内とす。諸團體の構成員の數、分布の状態等により其の數を決定すべきも總計に於て百名を超えざることが華族、學識經驗者及職能代表の均衡上必要なり。

(一五) 以上の諸項の主旨に基き貴族院令の大改正を行ふこと。即ち第一條修正、第三條削除、第四條修正、第五條及同條の二の修正、第六條の削除等右諸項の主旨に基き改正を行ふこと

(一六) 同令第十三條の削除。本項を特に主張する所以は、勅令の本質が議會の協賛を必要とせざるに拘らず、唯一つ貴族院令のみが『本令の改正をなすには貴族院の議決を経べし』となし、その同意を得ることを要求して居る。此の變態的條項を撤廢せんとするものである。その理由は、貴衆兩院ともその權限は同一でなければならざるに衆議院議員選舉法は兩院の議決を要するに拘らず、本令のみは衆議院に發言權なく、政府又單獨でなし得る通例の勅令に制限を附してゐる特權的のものである。此の堅城に立籠り容易に他の容喙を許さず貴族院改革が徹底的になし得ない必然的結果を招來する。之は飽くまで貴族院の自制を要求して止まない。

以上數項に互つて述べたる所は現在の華族中心主義の構成を排し、華

十九世紀以前の議會は貴族の議會

を説明したる後

ブライス委員會の貴族院改革案

を擧げてゐる。

外交時報第七十八卷、第五號、第六號所載同氏論文「貴族院改革の指導原理と英國の貴族院改革論」と内容同じきに就き省略す。

最後に、「貴族院改革の急務」と題して曰く「併ながら上院に於ても時代の——今日は所謂急ピツチで進行して居る時代でありますから、此時代の進運に遅れないやう、老朽分子を淘汰して人格高く學問優れ活氣潑刺たる新人と入替へて、新鮮なる空氣をしよつ中貴族院に注込むと云ふことは極めて肝要であると云ふことは申すまでもないのであります。私は最後に一寸申上げたいことがあります、時間の關係上ほんの一寸申上げますが、今次の改革運動は、貴族院の自發的改革運動と申すことが出来るのであります、實に千載一遇と申しませうか減多に來ることのない、野球で言ふ絶好のチャンスであります、此チャンス逃さないやうに、院外に於ても極力之に呼應して出来るだけ多くの實績を擧げること努めなければならぬと思ふ。」と。

第六十九臨時議會を契機に擧げられ たる貴族院改革の叫びに就て

青票白票 第三十五號、第三十六號

昭和十一年五月二十日、六月二十日

〔二六五頁—二六七頁(三五號)
昭和十一年三月十日の公正會の總會の席上阪谷男は庶政一新の際吾人議會制度の上に於て改善する可きものあらば速に之が改善を爲そうではあるまいか、自分は案を幹事の手許にまで差出す故之れに依り用ゆべきものがあれば考慮し善處して欲しいと述べられ、幹事の手許に案を提出されたとの事である。案の内容は窺ひ知るを得ないが漏れ聞く所では貴族院に關しては曰く貴族院に於ける各會派を解消して部屬を活用して全く一人一黨の本領を發揮して欲しい。議院外に於て其決議の拘束を院内に於て議せらるゝ政治に迄でも及すは貴族院の本來の使命に顧みて不合理であるとか、曰く議員殊に有爵議員の減員勸選議員多額議員の或る種の制限等に及んで居るとの事であつて公正會の幹事諸君は調査機關に之れを託して其研究に待つて結果を總會に謀り之れを他の會派に相談すると云ふ段取になつた。然る處翌日の新聞には阪谷男の貴族院改革案として公正會の總會に於て議論されたと報道する始末となり斯如くして貴族院改革の聲は漸く世の視聽をあつむるに及び三月卅日の東京朝日新聞夕刊は近衛議長の改革意見として廣田内閣茲に成立し庶政一新の旗章を高揚したに對し自分も何事か之の

三四八

眞面目なる企に對し一擧の力を添へたき意味で貴族院の改革を思ひ立つたとして色々の箇條に互り改革の諸點を擧げて報道し、これより數日後の都新聞朝刊には火曜會、公正會、同成會の諸君の名まで擧げ各新聞の政治欄を賑はした。

三十日の午前研究會は常務委員會の常會の席上一常務員より發言があつて其日の新聞に近衛議長の改革案に對しては何時にても研究會は之を迎ゆるの用意があると發言發表されたが然し外觀からは此問題に關する研究が進んでゐるとも見へなかつた様に推察された。四月九日火曜會より各派に貴族院改革に關して御相談致したき儀との通知が發せられた。(四月十日東京朝日新聞)之れは始め近衛公爵が先頭に立たるるに於ては議長資格に於ては支障多き事由あり然かも個人の資格とせば或は公私の混合起る事多きを慮かり火曜會が起て他の會派に計らうと云ふ事になつたと聞き及ぶ。(四月五日讀賣新聞)

火曜會の主旨により四月十三日午後一時より各派交渉會が研究會の樓上に開かれた。火曜會より細川、山縣、島津忠承の三君研究會、公正會、同成會、交友俱樂部、同成會の交渉委員諸氏が列席し細川侯より庶政一新の時に當り貴族院制度に關し改善の點ありと思ふが火曜會に於ては別に會としての具體案もなき故各派に御相談申上げたいと呼びかけた。前議長徳川公爵が企てられた昭和六年の貴族院制度調査會と何等かの連繋があるかとの質問も出たが、關係なく新らしき提議

であるとの答へであつた。又制度と云ふ様に極限せず廣く運用にも及びては如何に對し細川侯は明に火曜會は貴族院令の範圍に止めたき意思であると回答され、改善案發動の可否改善の方法等は小委員を作りて議を進めんかとの議も出たが此日は其主旨を各會派に各自持ち戻りて再び會合しようとして來二十日を期して散會したと云ふ。(四月十四日東京朝日新聞)

〔四月廿日午後一時再び各派交渉會を研究會の樓上に火曜會主催の下に開かれた。先づ細川侯より各會派の態度を問はれたが前回の會合があまりに漠然たる結果しか收めなかつた故各派も其態度の決しようもなく研究同和交友は白紙の状態に於て只承り歸へる程度との事であつたが、公正會同成會は火曜會の主旨には賛成であるが具體案はなく白紙の之亦状態との答へであつた。細川侯は先回の時岩田氏より提案された小委員會を作つては如何との言に公正會は直に賛成し異議がなければ之に決しそうであつたが、研究會は今日直ちに小委員説に到るには會内の事情より難色ある、兎も角も其儘會議を續行し、火曜會に何等か案ありやとの質問に細川侯は何等案はなく政府をして之を立てしむる方が適當であると答へた。然しこれは多少の意味の誤解があつたのではなからうか、細川侯は貴族院令の改正であり此改正案は政府宜しく立案す可きで火曜會にはない意味にとられ質問者は建議案か何か意志表示の案文が火曜會にあるのかと同ふたのであると推される。斯

の如く會話ははつきりとしなない點が多かつたと聞く。研究會側では制度の改善と云ふのみでは會内をまとも難き旨を高調し運用と云ふ方面も入れて廣き意味の改善と云ふ風にしてはと提言し、同和會の一氏は斯如く同じ事を繰り返し議してもはてしなければ一先づ交渉委員會を打切り改革を志す者のみの有志の會合に於て先づ案を練り更に歸へりて各派交渉會を再會したる方事の進捗に役立であらうと打切を主張し、交友俱樂部の一氏は研究會の一氏に如何にせば研究會はまともなるやと質問したるに對し制度運用と云ふ風に廣くしたらまともであらうとの回答があつた。同成會の一氏より大體論議も終つた故火曜會に原案あれば提出を望むとの事であつたが、細川侯は原案はない然し大體建議案として意志表示をなす事に異議なきや、案の内容文句等は更に各派各二名の小委員を擧げられたいと提議して再び會合を約して閉會したと聞く。(四月二十一日東京朝日新聞)

〔貴族院改革と云へば廣く之れを解すれば其權限其機能其組織と云ふ事にならう。其改正する可き法規も憲法議院法貴族院規則貴族院令伯子男爵互選規則多額納稅者議員選舉規則學士院議員選舉規則等と列擧せられ得る。今度の所謂貴族院改革はどの程度迄進むか、憲法には恐らく觸れないであらう。であるから權限の問題には及ぶまい、然し之は先年近衛公を先達として霞山會館に生れた霞友會等の内規に見ても貴族院議員諸公にして自から己れを制して慣例を造らるるなら充分

に解決出来る問題である、然らば機能の問題が之れは議院法貴族院規則の問題となる。議院法となると法律故に貴族院のみが勝手にかくしようと思ふても一寸むづかしい、然し立案して衆議院に呼び掛けるには決して至難の事ではない。貴族院規則は貴族院の議決によつてどうでもなる施行細則であるから之れは吾人の相談で解決がつく。然し實際に於ては昭和六年に先の議長徳川家達公が企てられた貴族院制度調査會の成績から見ても實に容易でない事は察せられる。が然しわざわざ建議案によりて企てるには大袈裟に過ぎる。會期の問題でも一年一度の元旦ではあらうが正月の休を七草までとしたら、又法案の審査でも二、三日の會期延長でなく實際足らぬのなら一箇月延長してもいいではないか、政府も何も面目とか不手際とか云ふ必要もない、自他共に認むる時間の不足であるのではないか、衆議院が用もないのに一箇月も延ばされてはたまらぬと云ふなら合議の上方法もあらう。さうなると結局組織の問題に極限される事と思ふ。即ち茲で問題になるのは貴族院令である、從て他の選舉に關する勅令も自ら之の問題に附隨する事になる。之等は勅令であつて法律ではないから野村博士の御説の様な自分等から見ると無理な理屈でも付けない限り貴族院共に修正案提出の途がない。貴族院令の第十三條があるが故に貴族院の議決を経なければよし案が出来て居ても改正の道がない故に、茲に貴族院の自からの反省によりてのみ改正の實が擧がるのである。であるから此

貴族院令を廻りて政府樞密院貴族院の三棟が出来る事になる。だから之れを解く鍵は貴族院が獨り握つて居るのである。故に貴族院が自ら聲を擧げ政府が原案を作り樞密院の諮詢を受けると云ふ形にならなければ明朝日本の貴族院が出来ないのである。」
「二七一頁―二七四頁(三六號)」
「研究會は他の會派に先づ四月二十二日協議員會を開きて貴族院の組織運用を研討すべき調査機關を設置する事、其意志表示の形式は建議案による事、との内容を有する諮詢案が出来上つた。」
「翌日の東京日日新聞の夕刊に貴族院問題行概み。研究火曜の意見對立。と云ふ見出しで研究會は貴族院改革の建議案を貴族院の現制度を再検討するため調査機關を設く可しと再検討主義であり、火曜會は建議案提出の建前を貴族院制度に適切なる改善を加ふ可しとする改善要望主義とに大なる懸隔があり、兩者の妥協の成否は改革問題の運命に關するものありとして成行を注目されて居ると報じて居る。此新聞記事は確に盾の半面である。第二回の交渉會に於て主催者たる火曜會は何等成案を示さず又參集せる諸會派は此會合に於て何か成案を示さるゝと思ふて集會した。此期待にそむいた心持のそぐわぬ事が原因して火曜會側の了承した事實と差異の起つた事は致し方ない事と思ふ。」
「参考の爲他の四會派が第二回交渉會に於て各會派に持ち歸へる可き案の内容を如何に了承して居たかと云ふ事を茲に御紹介する。同成會に於ては第一回の交渉會の時の細川侯の提議を庶政一新の折柄貴族院

としても其制度に付き何等かより良くして時勢に適應する様致し度く思ふ付ては皆様と御協議して之れが達成に努力したいと言はれたと云ふ。此點は各會派も等しく認める點であるが只第二回の交渉會の結果他の四派は研究會の了知せる内容と異つて居る、即ち同成會は

貴族院の制度併に運用に關し改善を加ふ可しとの建議案となし調査會設置等の事は研究會に於て云々せし人はありしも全般の意見は然らずと了承して居る。

又交友俱樂部に於ても

貴族院の制度問題のみにては研究會は一致して之れに従ひ來るに困難なる故運用の點も改善を爲す建議案で之亦調査會設置などとの話は主催者を通じて議題となりし事なしと解して居る。

同和會も同様と了知される。

公正會も亦貴族院制度併運用に關し改善すべしとの建議案であつて調査會設置案等は其席上に於て意見は出たるも然し之れが交渉會より各派への持歸へり案の内容ではなかつたと解して居る。」

「此研究會と火曜會との意見對立の問題は廿三日廿四日と兩派の有志の人々の會合により一まづ收つた形に認めらる。」

「大體火曜、公正、同和、同成、交友の順序で此改革に熱心の度と見ればよいと思ふ。研究會が一番に難色のあつたは事實で會員中には明

に反對を言明して居た人もあつた又交友俱樂部の會員中にもあつた。」
「廿四日の午前十一時から交友俱樂部は總會を開いて南、古嶋兩氏より交渉會の經過に付報告意見の交換の結果は折衷的態度であり且つ出席少數にて五月一日の總會で正式に決定する事にしたとの事である。」

「公正會は廿五日午前十時から總會を開き貴族院改革問題を審議した結果、庶政一新の今日先づ以て貴族院の機構運用の全般にわたつて改革を計ることは契緊のこと、信ずるを以てこれが改革に向つて邁進すべきものと信ずると意見の一致を見て居る。」

「如斯各派の相談が逐次にまとまりつゝある時四月卅日に於て研究會は總會を開いた。織田子が經過の報告をなすや時期尙早論を唱へる人あり、多額議員を代表して研究の時間を與へてくれる様にとの論も出た、然し結局貴族院に對する調査機關を設置せよとの建議案を出す事に大體議論が落付いたと聞く。」

「之れより先四月廿六、七日頃より近衛公が富山市の博覽會見物に出掛けるに事よせて研究會の長老連も公と同伴して富山市に出掛けた。此旅行中に何やら具體案が出来上つたらしい然し之は暗から暗に葬り去られ我々の目の前には出て來なかつたが然し貴族院の進行には確かに有効適切なものであつたと信ずる。」

「五月一日となれば議會も召集され貴族院問題もいよいよ本舞臺に出な

ければならぬ様になつて来た。

「五月五日午前十一時半院内第十七號室に第三回交渉員會を開いた、劈頭細川侯は小委員會を開催せん事を提議し且つ全院の建議案故前例により無所属學士院選出議員各一名を小委員に加へる事を希望した、異議なし、小委員は各派二名研究會のみ四名であつた、小委員會は約一時間十二時半過終了した。

「其小委員會に火曜會が示した案は

貴族院令ノ改正ニ關スル建議案

時勢ニ鑑ミ貴族院ノ制度及ビ運用ニ關シ改正ノ要アリヨツテ政府ハ右立案ノ上本院ニ提出スベシ、

「研究會が示した其案は

時勢ニ鑑ミ貴族院ノ構成ニ關シ改善ノ要アリヨツテ政府ハ調査機關ヲ設置シ立案ノ上本院ニ提出スベシ、

「意見交換の結果小委員會案が成立した、それは

貴族院令ノ改正ニ關スル建議案

當今庶政一新ノ氣運ニ鑑ミ貴族院ヲシテ一層機能ヲ發揮セシムル爲其構成ニ付改正ヲ加フルノ要アリ依テ政府ニ於テ速ニ調査ノ上ニ關スル改正案ヲ提出セラレン事ヲ望ム
右建議ス、

之れに對し研究會側では調査機關なる文句がないと會内の複雑した事

情より會を纏めるに困難なるも一應持ち歸へり相談しようと思ふを留保したが他の會派は皆之れに賛成して今は研究會の態度決定のみが問題となつた。」

「翌六日午後一時研究會は協議員會を開き昨日の小委員會の経過の報告を受け協議した。結果は構成と云ふ字は運用が入れぬ故機構とせよ、改正の要ありでは如何なる點が改正の點なりや、改善すべき點と改めて欲しいと述べられ明日の小委員會に主張してくれと小委員に一任して協議員會は閉じた、即ち

貴族院機構ノ改正ニ關スル建議案

當今庶政一新ノ氣運ニ鑑ミ貴族院ヲシテ一層機能ヲ發揮セシムル爲其ノ機構ノ改善スベキ點ニ付政府ハ有効適切ナル調査ヲ遂ゲ速ニ其ノ立案ヲ提出セラレン事ヲ望ム
右建議ス

と云ふのが其案であつた。

翌七日午前院内に小委員會を開き研究會修正案中より(其ノ)なる二字を削除して小委員會案と決定した。」

「十一日午前九時四十五分院内第十七號室に建議案交渉委員會を開催小委員會を正式に決定し一條公を發議者説明者と選定小委員諸氏を發議者とし交渉委員會を贊成者とする事に定め、十二日或は十三日を以て其上提の日と決めて散會した。」出来上つた建議は

貴族院の改革について 佐々木惣一

公法雜誌 第二卷第五號及第六號 論苑

昭和十一年五月及六月號

第一章 貴族院改革の實際的要求

一 貴族院改革の實際性

「二頁(五號) 之を貴族院改革問題の沿革に徴するに、其の改革の必要は、學問上の考察としても、夙に主張せられてゐるが、然しながら、これが力強く主張せられてゐるのは、實際上の經驗としてである。即ち實際界に於て、貴族院の從來の行動を以て、我國政治の實際上不適當であると、之が改革の必要を主張するの聲は、學問界に於て、學問理論上不合理であるとして、之が改革の必要を主張するの聲に比して、遙に大なるものがある。」

「然れば、貴族院改革の問題を研究するに當つては、先づ、其の要求が實際界に於て、如何にして起つたか、といふ事情、換言せば、實際界に於て、貴族院改革の必要を思ふに至つた理由は何に在るか、といふことを知らなくてはならない。」

「三頁(五號) 其の事情は、簡單ではなく、かなり錯綜してゐるが、要するに實際界が、貴族院の行動を以て、よく其の本來の使命を果してゐない、と思つてゐることに歸着する。實際界がかくの如く思ふのは、色々の感じの綜合せられてゐる爲であるから、其の感じが如何なるものである

貴族院機構ノ改正ニ關スル建議

當今庶政一新ノ氣運ニ鑑ミ貴族院ヲシテ一層機能ヲ發揮セシムル爲其ノ機構ノ改善スベキ點ニ付政府ハ有効適切ナル調査ヲ遂ゲ速ニ成案ヲ提出セラレンコトヲ望ム
右建議ス、

右建議ス、

「二條公の提案趣旨は之れを略するも其説明中に調査機關又は之れに類似の言葉は「見出されない終りの方の文句に

要スルニ此ノ際貴族院機構ノ改正ヲ實行スルコトハ實ニ當面ノ要務デアリマス仍テ直チニ政府ヲ督促シテ此事ニ當ラネバナリマセヌ是レ茲ニ此ノ建議案ヲ提出スル所以デアリマス

と云ふて居るのを見ても其意のある所は明白である。阪谷男の贊成演説があつて全會一致で建議案は可決された。」

かを考へなくてはならない。余の観る所に依れば、大體、貴族院が横暴であるといふ感じ、貴族院に於て社會の一部少數支配者の特權が揮はれてゐるといふ感じ、貴族院が政權慾を持つてゐるといふ感じ、貴族院が民衆を輕視するといふ感じ等が實際界に在る。便宜上之を横暴の感、特權の感、政權慾の感、民衆輕視の感と云ふて置く。

イ 横暴の感

(一)

「四頁(五號) 貴族院は、後に述ぶるが如く、帝國憲法に依り、法上は衆議院と同等なる權限を與へられてゐるのであるが、然しながら、其の權限は、貴族院が活動し得る力の限界を示すものであつて、如何なる程度に於て其の力を用ひるかは、權限の運用として、權限其のものは別に考へなくてはならない」

「國民の意思を尊重するといふ立憲政治の下に於ては、帝國議會が國務に參與するに當つては、衆議院の意思が貴族院の意思に比して一層大に尊重せらるべきものである。…從て、貴族院が、客觀的に承認せられるやうな實質上の理由なくして、衆議院と同等の權限ありといふ法上の理由に依て、衆議院の意思の實現することを妨害するならば、世人は貴族院の横暴と云ふことを感じるのである。」

「政府に對しては、貴族院も衆議院と同様に、法上獨立の地位に在ること勿論である。然しながら、政府と國民の意思を傳達する衆議院と

が其の意見を一にし、政府が衆議院の贊成を得て、國務を遂行しやうとする場合に、貴族院が之を妨げるならば、それが客觀的に承認せられるやうな理由のない限り、世人は貴族院の横暴といふことを感じるのである。」

(二)

「五頁(五號) 世人が貴族院の横暴といふ感じを持つた事實は、頗る古い時代に遡つて之を見ることが出来る。それは、議會制度が實施せられて間もなき明治二十五年、第三議會の時に、既に其の萌芽を見たのである。」

(三)

「七頁(五號) 右と同様の事實にして特に注意するに値するものが、明治三十四年、伊藤博文公を首相とする内閣の時代、第十五議會に於て起つた。」と記し當時の事情を詳述してある。
「四頁(一)五頁(五號) 併し、かゝる感じは(横暴の感じを指す)、世人の間のみではなく伊藤首相自身に於て非常に強かつたと思はれる。伊藤公は貴族院改革の必要を思ひ、實に之を上奏せられたのである。首相が貴族院改革の上奏文を上るといふやうなことは、實に一大事であるから、左に其の全文を示さう。

内閣總理大臣大勳位從二位侯爵、臣伊藤博文謹テ奏ス、臣客年十月大命ヲ奉ジ、端揆ノ重ヲ辱シ、以來閣臣等ト謀リ、國家緊急ノ事項ヲ調

査シ、其經畫ヲ定メ、聖裁ヲ經テ帝國議會ニ提出シ、カメテ憲法ノ條規ヲ確守シ、其軌道ヲ履テ、國家緊急ノ事務ヲ遂行センコトヲ企

圖シ、豫算案、増稅案共ニ衆議院ニ於テハ、審議熟議ノ末、政府ノ提案ヲ大體可決シ、貴族院ニ送致シ、之ヲ院議ニ附スルニ至テ、目下

緊急トスル所ノ増稅案ヲ否決セントスルノ意嚮ヲ表白スルヲ以テ、臣ハ閣僚ト共ニ、其不當ニシテ、事實ニ舉行シ難キ理由ヲ陳辯スル

モ、尙堅ク執テ動かズ、故ニ臣ハ其ノ情勢ヲ具奏スルニ及、陛下元勳各臣ヲ徵シ、調停ノ勞ヲ執リ、國務ノ進行ヲ阻滯スルコトナカラシメ

ンコトヲ命ジ賜ヒ、勳臣等大命ヲ恪シ、極力、居仲ノ力ヲ致スニ關セズ、尙政府ノ許諾スベカラザル修正ヲ、政府ニ求メントスルモノノ

如シ。熟惟ニ、今日内外ノ情勢ニ對シ、貴族院ノ意嚮、到底臣輔弼ノ責任ヲ全クスルニ於テ、同意ヲ表スル能ハザルノミナラス、退テ熟

思スルニ、憲法ノ運用ニ於テ、國民ノ代表者タル衆議院ト政府ト意見相容レザル場合ニハ、解散シテ以テ國民ノ可否ヲ問フコトヲ得ル

モ、貴族院ト政府ト衝突シ、今日ノ如キ形勢ヲ將來ニ遭遇スルモ、

「六頁(五號) 貴族院の行動に徴して、貴族院に於ては、國民中の少數優越社會が不當に特權を持つ、といふ感じが、貴族院改革を實際的に要求せしむるに至つたことも疑ない。此の感じは、精密に考へて見ると、二つの感じから成つてゐる。一は貴族院なるもの全體に於ての感じである。それが衆議院が一般國民の公選に依て定まるのとは異なり、國民中少數たる優越社會なるに過ぎざるに拘らず、衆議院と同等の權限を有することは、大なる特權であるが、其の特權が餘りに不相應なる社會に與へられてゐる、といふ感じである。他は、其の中で特に華族の特權が過大であるといふ感じである。かゝる感じを起さしむる理由は、貴族院が制度上組織せられる方法に存するのである。」

ハ 政權慾の感

「二三頁(五號) 右に述べたるが如く、横暴であるといふ感じ、又貴族院に於て少數優越社會の特權を揮ふといふ感じがあつても、貴族院の行動が單に其の内部に於て貴族院としての權限を行ふことに止まつてをる限りは、世間の批評もまだ穩であつたが、貴族院に政權慾が出來、内閣組織に干與すると感ぜられるに至つて、其の改革の實際的要求は一層高まつて來た。」

二 民衆輕視の感

「二四頁(五號) 護憲三派の勝利に基く加藤(高明)内閣が出來てからは、兎にも角にも、やがて普通選舉となるといふ情勢が自ら定まつた。何れにしてもそれは時の問題であると云ふことが明かになつた。此のことゝ共に、内閣も衆議院を基礎として成立せしむべきものである、と云ふ意氣が益々昂まつて來た。…これは政治について民意を尊重するの必要といふ感じである。其の結果、衆議院内閣の組織を阻害するのは貴族院の勢力である、といふ風に考へられるに至つた。そこで貴族院の改革を爲すべきであると云ふ要求を一層高めたと思はれる。」

ホ 今日の要求

「二七頁(五號) 貴族院の改革…今日又新に其の要求が起つてゐる。」
 「二七頁(五號) 尤も其の要求の根據は、前に述べたやうな、從來のいろ／＼の感じに在るのではなく、現廣田内閣以來漲つてゐる所謂庶政一新と云ふ聲に刺戟せられたものと察せられる。…然しながら何等の感じにも基

かないで起る筈はない。矢張り從來と同様の感じがあることは云ふまでもない。唯其の感じが、今日發生した何等かの事情に伴ふて新に生じたのではなく、從來の事情から一般に潜在してゐた感じが明に實際行動として發動する機會を得たものに過ぎないのである。然れば、貴族院の改革の必要といふことは實際界に於ては一の常識となつてゐると思へるのである。」

二 學問上の考察の必要

「二七頁—二八頁(五號) 然しながら、貴族院の改革と云ふことは元來重大な事項である。これが常識的には一般に要求せられてゐるにせよ、それを國家制度として確立するに當ては、其の要求を平靜に考察することを要する。それは學問上の考察である。如何なる點に於て改革を要するか、如何なる方法に於て改革を爲すか、之を學問的に考察しなくてはならない。」
 「貴族院改革の問題に於ては、色々の事項が考へられるのであるが、結局、貴族院制度に關する問題及び貴族院制度の運用に關する問題の二に大別し得る。」
 「二九頁以下(六號) 第二章 貴族院改革に對する制度上の困難

一 總説

- 二 帝國憲法に基く困難(六號二九頁—三五頁)
- イ 權限に關する改革の困難(同二九頁—三一頁)
- ロ 組織に關する改革の困難(同三一頁—三五頁)

貴族院改革の基調

法學博士 佐々木惣一

東方公論 第十一卷第六號 論叢

昭和十一年六月號

- 三 貴族院に基く困難(同三五頁—五一頁)
- イ 貴族院令第十三條の立法上の理由 (同三六頁—四六頁)
- ロ 貴族院第十三條と帝國憲法(同四六頁—五一頁)

「今日の情勢にあつては、最早政府が進んで貴族院改革のことを少くとも問題として取上げ、自ら其の改革の必要の有無を判断すべきである。貴族院自身が改革の必要を認める場合始めて之を問題として取上げると云ふのであつてはならない。貴族院改革に關する政府の職責は、之に關する貴族院の意思の實現を助くることにあるのではなく、之に關する政府自身の意思を實現することに在るのである。故に今日の情勢に於ては、貴族院に於ける建議案の有無如何に拘らず、政府自身の意思を明かに示すがい。貴族院改革においても他の國務上の事項と同じく、政府は自らイニシアチブを取るの覺悟を要する。」ト前言シタル後、
 「私は茲に貴族院改革に關する個々の事項を取扱ふことをなさんと、其の改革と云ふこと一般に對して、指導的意味を持つと思はれる一二の點を述べることにする。第一、…貴族院改革に、制度上の限界がある、と云ふことである。貴族院は云ふまでもなく帝國憲法に依つて定められたる機關であつて、帝國憲法は其の組織について根本原則を示してゐる。…今日實際問題として論ずる場合には、右の帝國憲法の

規定の範囲内に於て行はれ得るものとして之を考へなくてはならぬ。……今日貴族院改革に關して、世間に散見する意見中には、かなり非實際的のものがあると思ふ。貴族院なる名稱を改正するか、特に華族社會より選任するものとしての華族議員を廢止するか、國民の選舉における當選に依つて、貴族院議員となると云ふ意味の民選議員をつくるとか、云ふが如きことは出来ないことである。又、貴族院の組織を法律を以て定むると云ふが如きことも許されるものではない。……

次に注意すべきは貴族院の改革は、貴族院の任務と結び付いて考へられなければならない、と云ふことである。貴族院の任務の何たるかを茲に説くべきではないが、要するに帝國議會が國務の審議を爲すに當つて、其の構成一院たる貴族院をして、特に國民全體の意思を察し、國民全體の利益を考へて慎重に公正に審議に當らしめ、以て他の構成一院たる衆議院が往々不當の審議を爲すのおそれあることに對して、自ら抑制の作用を來さしめんとするのである。それ故に國民の公選に依つて定められる衆議院をして、國民の意思を傳達せしめんとするのは、其の精神を異にしてゐるのである。然れば貴族院は右に述べた意味の貴族院の任務を遂行するに足る能力ある人を以て組織しなくてはならぬ。……さて人が右の如き能力を有するや否やは、固より其の人の地位、閱歷、學識、生活狀態を見て定むるの外はない。こ

れが貴族院の職責の政治的意味である。かゝる人が貴族院議員である場合に、それ等の人は其の屬する社會の意思を貴族院に於て傳達するのである。と云ふ意味があるものではない。……此の貴族院の任務、從つて貴族院の職責政治的意味をはつきりとつかんでおくことなしに、貴族院の改革について色々の方法を案出してみても、其の根據が薄弱である。例へば貴族院の組織に付て職能代表の趣旨に依ると云ふことや、貴族院の組織に付て、民意を入れると云ふ様なことが往々主張せられる。それ等のことを説く人の言葉自身に不明の點があるが、それを普通のものとして解するならば、それ等の方法は國民の意思を傳達すると云ふ意味を持つものである。其の意味に於ては少くとも我國の貴族院の任務よりせば、直に之に賛成することを得ない。……最後に注意すべきことがある。或る人を貴族院議員に選任するのは、其の人をして現に國務を行はしむるが爲めであつて、過去の功勞に對して恩賞を授くるのではない。……これは貴族院の制度そのもの、論ではなく、制度の運用の論であるが、併し實際に於ては貴族院改革に付ての重要な著眼點の一つである。……

結語中「……政府が能動的立場にあるべきだと言ふことを重ねて言ひたい。此のことは何れ設けられる事であらうと察せられる調査機關の地位を如何にするかと云ふことについて、重要な影響を持つ、それを設くるならば、政府が政府の國務施行の準備の爲めの機關として設

くべきであつて貴族院自身が内部の事務執行の準備の爲めの機關として設くべきものではない。……」

貴族院改革の指導原理と英國の貴族

院改革論

占部百太郎

外交時報

第七十八卷第五號、第六號

第七五六號、第七五七號

昭和十一年六月一日、六月十五日

七九頁—八一頁(六號)
「一體貴族といふものは、世界歴史の舞臺の上に於いて何ういふ役割を演じ來つたか、貴族は、今までの世界の、殊に西洋諸國の國會に於いて、何ういふ地位を占めて居つたか、極くざつと、列國の國會の組織——國會の概念——に就いて記述したる後、「列國の今日の狀態に於いて、貴族院といふものは、何ういふ憲法上の地位を占めて居るか、何ういふ組織であるか、何ういふ權能を行ひつゝあるか、といふことを説き、」それから「イギリスで、一九一七年頃世界の憲法學者の中で、一番偉いと言はれてゐるブライス卿が、主任委員となつて取調べた貴族院制度の報告書がある。その報告書の中に、貴族院といふものは、國王とか、政府とか、衆議院とか、裁判所とか、他の憲法上の機關の間に立つて、何ういふ地位を占めなければならぬかといふことを報告してある。この報告書は貴族院制度に就いて好箇の參考資料である。それを標準として、我國の貴族院の地位を、「検討し批判して」居る。

「以上西洋諸國の議會制度の歴史を検討して來たが、詰り一院制度から四院制度まであるが中に、我國に最も適當した制度は矢張り二院制

度に歸著すると思ふ。…世界に六十何箇國の憲法政治を行つて居る國家があるけれど、大概の國會は二院制度でやつて居る。殊に日本の如く、萬世一系の天皇を戴いて居る特別の國柄では、何うしても貴族院を保存する必要がある。…極く大體を擷んで觀察すると、日本の如き永い歴史を有つた國は、どうしても、その歴史上の産物である華族といふものを、特殊の地位に置いて、彼等の華族といふ身分に對して、國家に奉仕させることが必要であらうと思ふ。併し乍ら從來よく華族は皇室の藩屏だといふけれど、それは可けない。華族だけが皇室の藩屏ではない。人民全體が皇室の藩屏でなければならぬと思ふのである。併し華族には、特別の地位を與へて、例へば伊藤公の『憲法義解』にもある通りに、彼等の慎重とか、熟練とか、耐久とか、さう云ふ華族の長所を發揮させるのが、爲政上必要だと思ふ。一院制度で行くとして、その中に政黨が必然出來て来る。優勢な政黨が我儘勝手な事をするのは、何處の國にもあることで、それを牽制するに一番適當の機關は貴族院である。貴族院なるものは、政黨とは關係のない高い所から、廣い所から國政を見る立場に居り、英語で言へば、チエツクス・エ・ンド・バランス、即ち牽制し均衡を保つといふことが必要であると思ふのである。…ブルンチュリイの『國法汎論』中の日本を論じた所に、『世襲制度は國家にとつて非常に大切である。それは過去と將來との連鎖を維持し、目前の生命よりも却つて重大である。言はゞ國家の

無形的生命の恒久性を確立する。併し乍ら、世襲主義が全然排他的に國法を支配する所の國家では、是が爲めに其の國に於ける自然の力を拘束し、殺ぎ取つてしまふ。國家が結局木乃伊となつてしまふ」と言つて居る。即ち貴族院の陥り易い頑冥固陋を排斥すると共に、その耐久性といふものを、之れに依つて言現はして居るのである。』
「八二頁―八三頁(六號)」
「それから貴族院存在の一番大切な理由は、『審査』(Revision)である。ブライス卿が友人に、『夜手紙を認めたら、其の晩其の儘出しては可けない。夜は亢奮して居るから、一晩置いて翌朝冷静になつてから、もう一度それを見て出すが可い』と書き送つて居る。…一國の運命を支配する大きな事を議するに、一院でやることは、慎むべきである。急いで事をやるのは、最も慎むべきことであつて、貴族院の如き極く公平な立場にあるものが必要である。貴族院はまた冷静でなければならぬ。高い廣い所にゐて、衆議院で議した法案を、恰度昨晩亢奮して書いた手紙を、翌朝頭が冷靜になつた時、悠くり讀み返して出すのと同じやうに、判断するのが、是が最も貴族院存在の理由であらねばならぬ。…バルテレメイといふフランスの憲法學者が、二院制度論を唱へて、『上院は有用なるブレイキである。デモクラシーの下にあつて、進歩の車は現代式にしなければならぬ。が、進歩に過ぐるのは如何なものであらうか。現代式の車にブレイキを缺かば、それは如何に恐ろしい犠牲を要求するか、多く云ふを要せぬのである』と云つて居

る。非常に適切な例だと思ふ。」

「夫れからブライス卿が一九一七年時のロイド・ジョーヂ内閣の依頼に依つて、イギリスの貴族院制度改革評議會の委員長となつて作つたその報告の要點を、日本の貴族院制度に當て嵌めて批判する。」「このブライス委員會の報告中には、貴族院の機能、貴族院の組織、貴族院の憲法上占むべき地位、其他あらゆる原則があるので、その中から我國の貴族院改革に参考とするに足るものを、これから述ぶることにする。…即ちこのブライス委員會では、各評議員の間に、左記の五つの一致點を見たのである。つまり貴族院とは内閣とか樞密院とか、或は下院とか、その他の憲法上の機關に對して、何ういふ憲法上の地位を占むべきかといふ問題に就いて、五つの一致點を見たのである。それを日本の貴族院に當て嵌めて批評を加へたいと思ふのである。…第一は、『上院は下院と均等の權力を有たなければならぬ』…日本の憲法では兩院平等となつて居るに拘はらず、事實上は衆議院よりも、ヨリ多くの權力を、貴族院が有つて居るのである。如何に日本とヨーロッパ諸國と國柄が違ふと言つても、これは實に驚くべきことである。日本の貴族院は、衆議院と決して對等でない。その例を簡単に述べれば、貴族院令第十三條といふものがあつて、貴族院の組織は貴族院で定めて、其の改正に就いては、貴族院が決議をすればよい。衆議院はこれに手を著けることは出來ないのである。所が衆議院の組織に

つては貴族院が干渉することが出来るのである。衆議院議員選舉法に對しては、貴族院は充分容喙する權利を有つて居る。然るに貴族院の組織を改革する場合には、必らず貴族院自身の同意を得なければならぬと規定してある。此の貴族院令第十三條は最も兩院對等といふ憲法の精神に悖るものであると言はなければならない。また一方には、政府は下院を解散することは出来るが、貴族院に對しては解散することは出來ない。衆議院は又議員の資格審査の機能も與へられてゐない。之れに反して貴族院は、議員の資格審査の機能も有つて居れば、議員に關する訴訟の裁判權も有つて居る。…第二の一致點は、『上院は下院の競争者たることを目的としてはならぬ。また殊に上院は内閣を作り、又は之れを廢する權力、竝に財政を取扱ふに就いて、下院と均等の權力を有してはならぬ』とある。此の原理を日本の貴族院に當て嵌めて考へると、どうであらうか。現に我が貴族院に優勢の地位を占むる研究會のやり方は、餘程變なものではあるまいか。これは近頃日本の政黨に、強い權威がない。今度の特別議會は肅正せられて、大に見直したが、ツイ近頃まで見つともない泥試合などして、甚しく國民の信用を失つた結果、政黨が、公明に内閣を組織することが出來ないで、動もすると、官僚内閣に逆轉したり、貴族院内閣が組織せられたりした。此の如き奇妙な現象の現はれて来るのは、その責の一半は政黨が負はねばならぬけれど、要するに貴族院の多數派である研究會

は、どうも上院本来の職分を忘れて、衆議院と政權を争ふといふやうな傾向が見えたからである。殊に大正十二年の冬、虎ノ門事件が起つて、山本内閣は已むを得ず辭職した。其の後繼内閣組織の大命は政黨の首領に降下しないで、清浦伯爵(當時子爵)に降下した。しかも清浦さんのやり方が、當時の新聞紙の報道に據れば、自分で一々閣員を物色しないで、研究会の幹部に閣僚の振り當てを一任したといふことであつて、この研究会幹部の遣り方が非常に國民の反感を買ひ、國民の政治的良心を刺戟したのである。これは明かにブライス卿の『上院は下院の競争者たることを以て目的としてはならぬ』といふ原理に背いて居るのである。こんな具合に、貴族院が自家の自分を忘れて、貴族院内閣を組織するやうなことをやり出したものだから、あの位仲の悪かつた所謂護憲三派が一致して、清浦内閣は悲惨な没落を見るやうになつた。つまり先年の貴族院改革問題も、こんな所から起つて來たものである。貴族院が衆議院の黨争から毅然として、冷静に公平に國政を判斷す可き本分を忘れて、自ら内閣を造り、又は之れを廢する權力を得ようとしたことは、何としても上院たる本分を解せざるものと言はねばならないのである。

現に日本の憲法でも、その第六十五條に、衆議院の豫算先議權を認め居る。一見すると、衆議院の權力は偉いやうであるが、實際上に於いては決してさうでない。併し上院は豫算の編成權に立入ることは出來ない。貴族院は固より金を支出するやうな發案をすることは出來ない。所が此の貴族院が、豫算に就いて衆議院の先議權を冒した例がある。それは林田龜太郎氏が、衆議院で演説した所に據ると、明治廿五年衆議院三讀會に於て、同年度豫算を議する時に問題となつたのである。即ち海軍省並に文部省の豫算に就いて、或る件項を削除して貴族院に送つた所、貴族院は修正をなし、是が復活を試みたのである。衆議院は之れに對して抗議を申込んだが、議が纏らないために、遂に勅裁を仰ぐことになつた。そこで樞密院に御諮詢あらせられたところ、結局豫算案は、衆議院に提出したものでない、帝國議會に提出したものであるから、貴族院の此の行爲は決して權限を超越したものであるといふやうな判決を、樞密院はしたのである。斯うなると、衆議院の先議權といふものは、果して何の役に立つものであるか。イギリスでは豫算の先議權は庶民院にあつて、庶民院で削除したる所は、貴族院で之れを増額することは出來ないことになつて居る。所が日本の海軍省と文部省の豫算は、衆議院が削つたものを、貴族院が復活したといふことは、貴族院が先議權を有つてゐると同じことになつてしまつたのである。

第三には、『貴族院は、全體としての國民の精神及び利害を決定することを目的とせねばならぬ』とある。衆議院には政黨が出來て、國家を愛する念は勿論あらうが、愛黨心の爲めに、兎角國家を忘れ易いやうな傾向がどうしても出來るのである。そこで貴族院は全體としての國民の意見を決定すること、國家全體の利害を、大所高所から觀ることを目的としなければならぬのである。所が日本の貴族院には、勿論國家に對して奉公の念の強い人は多いやうである。併し乍ら、國民全體の意思を知らうと力め、國民の精神及び見解に一致することを目的としてゐるかどうか。而してその條の末項に、『人民の意思に反せざるやう努めて、人民の意思が適當に表明せられたる時は、これに諒解を與へ、人民全體の贊成を仰がねばならぬ』とある。

である。國民全體の意思と、貴族院の意思とは、餘程その間に隔りが多いと思ふ。貴族院の組織をば、もつと國民全體の輿論と密接な關係があるやうにしなければならぬと思ふ。

夫れから第四の一致點は、『貴族院は一定の政見に拘泥せざるやう、また黨派心のために動かされざるやう、注意しなければならぬ』とある。これも貴族院の本分として、極めて大切な箇條である。此の原理は、我が貴族院にとつては、誠に頂門の一針と言つてもよいと思ふ。

貴族院は一定の政見に拘泥するなといふのは、貴族院が衆議院と同じやうに、主義政策を樹て、政黨などを作つてはならない。貴族院は何處までも公平に自由に、正々堂々と進むべしといふ意味に解して差支へないと思ふ。衆議院と貴族院が同じ立場にありとすれば、アツペ・シェースのいつたやうに、無用の長物になつてしまひ、貴族院存在の理由が無くなつてしまふのである。貴族院は、政府とか衆議院とかの團體の、手段政策に對して、國家的見地から、冷静に公平に批判する立場にあるものである。これを芝居に譬へると、貴族院は何處までも、ワキ役でなくてはならぬ。ワキ役で甘んじてゐなくてはならぬ。所が先年の清浦内閣では、宛もワキ役者が、シテをやらうといふ譯で、綴帳役者が自分の役ばかりよく見せやうといふので、ワキの地位でゐなければならぬものが、無暗にシテをやるといふやうな拙いブチ壊しであつたのである。

よく貴族院諸公は、是非々々主義といふことを演説されたが、あれは實によい考へであると思ふ。全くさういふ風でなくてはならぬのである。是を是とし非を非として進まれたならば、實に國家の爲めに幸福である。併し乍ら、口でこそ是非々々主義を唱へて居ても、實際は必ずしもさうでないやうである。貴族院の中には、政黨と餘り變りない會派がある。伯、子、男爵の選舉母體の内幕を覗くと、純然たる親分乾兒の關係で政黨そのけであること云ふことである。また某々會派は政友會や民政黨の出張所であるとさへ傳へられてゐる。貴族院が斯くの如く政黨化し、又は下院の政黨と聯絡をとるといふことは、善いか悪いか、大分議論があるけれど、本當を言つたら、矢張り貴族院といふものには、政黨があつては可けないと思ふのである。前にも屢々繰返へしたやうに、貴族院は矢張り冷靜に公平に大所高所から國政を見て、是非々々主義で進むべきであると思ふ。

それから第五には、イギリスの貴族院改革評議員達は、各自に、貴族院議員が人格識見經歷等から、國民に對する無形の權威を有することを承認して居る。我が貴族院議員も、これを衆議院議員に比すれば、押並べて人格といひ、識見といひ、經歷に於いても、優れた方々が多いことは、これは認めなければならぬと思ふ。勿論衆議院の中にも、學識、人格、經歷の立派な方が少なくない。併しながら一般に爾う云はれて居る通り、衆議院議員は近年素質が悪くなつて来て、實に

醜態極まることをやつたのである。尤も前に云つたやうに、今度の特別議會で衆議院の方も大に肅正せられて、大分その信用を回復しつゝあるやうである。流石に貴族院では先年衆議院で見たやうなことはない。新聞ばかり見てゐると、どうも貴族院議員の演説なぞ詰らないやうに思はるゝけれど、官報の速記録を取つて讀んで見ると、矢張り衆議院のよりも(衆議院にも勿論立派な演説は多いが)貴族院の演説の方が、學問も識見もあり、修辭としても、整つて居ると思ふ。それから議場に於いての行儀もよい。まさか貴族院議員は撲り合ひはしない。衆議院で目撃するよりも、餘程上品で且つ靜肅である。所がこれは著しい方の例で、悪い方の例を見ると、先づ老朽勳選議員の多いことである。あゝ言つたやうな人達は、どうして議員になつて居るかと言へば、役人の古手知事の殘物、もう古色蒼然として居る。また祖先の餘光の外に別段に長所も識慮もない華族議員、こんなのも随分ある。其處までは云ひたくないが、歳費目當てになつてゐる舊公卿議員も亦少なくないやうである。夫れから唯だ貴族院議員になつて、郷黨へ誇らうといふやうなものも仲々ある。多額納税議員の多くはそれである。それがまた前回數が殖えたので、上に述べたやうに恰度衆議院がもう一つ出来たやうなものだ。今度の機會に於いてこれ等の點に對して、大に改革の斧鉞を加へることが大切であると思ふ。」

貴族院建議案の不誠意 附 貴族院を第

二院とせよ

野 依 秀 市

實業之世界 第三十三卷第六號 主 張

昭和十一年六月號

七頁
「……兎も角も貴族院に於て各派一致の提案で「貴族院機構の改革に關する建議」が即時可決を見るまでに運んだ。まことに結構なことである。

併しながら慾をいへば建議をする位ならば自分でもつと具體的な改革案を説明したらよかりさうな話だが、それまでに積極的でなかつたのは不誠意であると評されなくてはならない。又、貴族院の華族議員のうちには、現在の如き特權を擁してゐることは不合理であると自覺してゐるものもあるのであるから、さうした人々、例へば近衛公、細川侯などは率先して議員を辭任して他に範を垂れるがよいのである。

吾々は貴族院の改革を主張するが、華族全體を排斥したり、華族そのものを排撃するものではない。たゞ彼等が一種許すべからざる特權によつて議員に列してゐるのを不可とするのである。

無論、華族議員以外でも、多額納税議員などは時代思潮に照して適切な制度とは言へない。これは廢止した方がよい。それから、現在の勅選議員が終身であるのもよくない。四年なり、五年なり、任期を附す

べきである。議員をやめたために飯が食へなくなる者を出さぬためには退職金でも、年金でもやればよい。工夫はいくらでもある。それからこれは憲法改正の要があるかも知れぬから、その實行を一概には言はれぬが、貴族院といふ名稱もよくない。何とか改められることが望ましい。第二院とか、參議院とか、他に適當な名稱がいくらもある。

現在のやうに、階級國家の議會でもあるやうな名稱は甚だ感心しない。こんなことは貴族院の内部にだつて同感の士がある筈である。」

貴族院と豫算案

青稟白票 第三十六號

昭和十一年六月二十日

「二七四頁—二七五頁」
「憲法上は、貴族院と衆議院との権限は、豫算の先議權が衆議院にあるほかは全く同一である。しかし政治上からみると各々異なる職分を有して居る。」

豫算の協賛

豫算は毎年帝國議會の協賛を経るのであるが（憲法第六十四條）毎年度の豫算全部を毎年度議會が協賛するものではない。左の例外がある。

1 皇室經費は將來増額を要する場合の外は議會の協賛を要さない（憲法第六十六條）

2 年限を定めて繼續費として既に協賛を経たる經費は協賛を要さない（憲法第六十八條）

3 「憲法上の大權に基づける既定の歳出」、「法律の結果に由り、又は法律上政府の義務に屬する歳出」は、政府の同意なくして帝國議會は之を廢除し、又は削減することを得ない（憲法第六十七條）

右の歳出については貴族院の豫算案議定細則第十三條に、廢除削減を企てざるもの及政府の同意を求めて之を得ざるものは議決するの限にあらざると規定してある。

議會が自由に協賛し得るのは大體について云へば新規要求費に限ると

2 先議の院に充分なる時間を有せしめることであつて、

「第一點につきての我が制度は衆議院が修正削減せる歳出も貴族院は政府原案迄は増加復活することが出来る。之れは第三回議會明治二十五年六月十三日の勅諭に於て、

其院六月十一日附ノ上奏ノ件ハ憲法上ノ疑義ニ屬スルヲ以テ 朕ハ之ヲ樞密顧問ニ諮詢シタリ樞密顧問ハ憲法第五十六條ニ依リ議決シテ上奏スルコト左ノ如シ

憲法上豫算ニ對スル貴族院及衆議院ノ協賛權ハ我帝國憲法第六十五條ニ依リ衆議院ハ貴族院ニ先チテ政府ヨリ豫算案ノ提出ヲ承クルノ外兩院ノ間ニ軒輊スル所ナキモノナリ

故ニ後議ノ議院ハ前議ノ議院ニ對シテ何等勸束セラル、コトナク從テ前議ノ議院ニ於テ削除セル款項ヲ存留スルハ素ヨリ後議ノ議院ノ修正權内ニ屬スヘキモノトス但シ後議ノ議院ハ前議ノ議院ニ對シ議院法ノ命スル所ニ依リ同意ヲ求ムルヲ以テ唯一ノ手續トスルノミ

朕ハ此ノ樞密顧問ノ議決ヲ採納シテ其院ノ上奏ニ答ヘ之ヲ領知セシムと示されたによつて明かである。

第二點の審査期間につきても衆議院は原則として二十一日を限り、止むを得ないときは更に五日間之を延長し得る。貴族院も同様である。追加豫算案は期限がない。

云つてもよい。憲法第六十七條の經費、すでに協賛せる繼續費經常費中の當然増、繼續費ではないが之れに準じて考へられるものは議會のみでは致し方がないのである。

しかも豫算は全部一括されて不可分なるものとして提出されるので全體の不成立を恐れるから相當な事項迄をふれないことになる。議會は豫算の提出權なく、修正は爲し得るがそれは削減に限られ、増額は出来ない。かくて議會の協賛權は事實に於ては甚だしく狭少なものである。

豫算の協賛か否かは政府の信任か不信任にかゝり、審議經過が重要となる。

現豫算

豫算は一年限りを原則として居るが、其歳出については、前年度に於て豫算繰越使用を明許したるもの、前年度繼續の繰越、責任支出が公布豫算に加はり、豫備費が夫々の必要に応じて款項に計上せられるから、議會にて協賛せられたものと異なつてくる。之れを現豫算と稱する。」

衆議院の先議權

「先議權が先議權として効果を有するは、

1 先議の權を有する衆議院が修正して削減せる歳出は、後議の院が復活し得ないこと

第一、第二右様であつて先議權は實際上は效果に乏しい。政治上貴族院が先議權を尊重するのほかはない。」

豫算の發案と修正

「豫算の發案は政府に専らあつて議院に其權能はない。實際の見地からして豫算の編成は政府になさしめるのが當を得て居る。議院に發案を認めるときは財政的偏頗を來たすこともあり少數の利益に走り勝ちである。」

議會は豫算の協賛權を有し豫算の廢除、削減はなし得るが増額することとは出来ない。」

「此際一つの問題を掲げて置く。貴族院にて問題となり未解決となつたものである。それは第五十回議會、大正十四年度の鐵道省所管の豫算で、信濃川水力電氣にかゝるもので、すでに成立して居る繼續費の計畫を變更し、大正十四年度分を減額したる改訂案を提出した。貴族院が改訂案を認めれば問題はないのだが、未決、否決の場合はどうなるか。

第一説は 改訂案が未決となれば、協賛を経る能はずとして廢棄せられ、成立して居つた豫算が残る。

しかし改訂案を否決すると既定計畫も否認となる。またそうでなくとも否決することは、成立してゐた經費迄歳出を増額することゝなるので貴族院は爲し得ないと。